

2016 一関市総合計画 前期基本計画 2020

みつけよう育てよう

郷土の宝

いのち輝く一関



一関市民憲章

(平成18年9月1日制定)

わたくしたちは

ゆたかな自然と悠久の歴史に育まれた
いわいの里に誇りをもち

心あわせて活力ある一関をつくるため
この憲章を定めます

一 教養を高め誇れる文化を育てます

一 健康で働き豊かな郷土を築きます

一 自然を愛し美しい環境を守ります

一 思いやりと協力で安全な暮らしをつくります

一 地域が結び合い輝く一関を目指します



市章

(平成17年11月15日制定)

一関市が人々に愛され、親しまれ、さらに発展する姿をイメージし、「一関市」の「い」の字を基にデザインしています。青は中央部を流れる北上川やその支流の川の色を、また緑は奥羽山脈や北上山系の森の色をイメージしており、一関市の豊かな自然を表現しています。

市の花・木・鳥

(平成18年8月1日制定)



花 「なのはな」

昔から作物として人々の生活との関わりが深く、一面黄色に群生している様は、市民の連帯と協調を表す花としてふさわしいとされ認定。



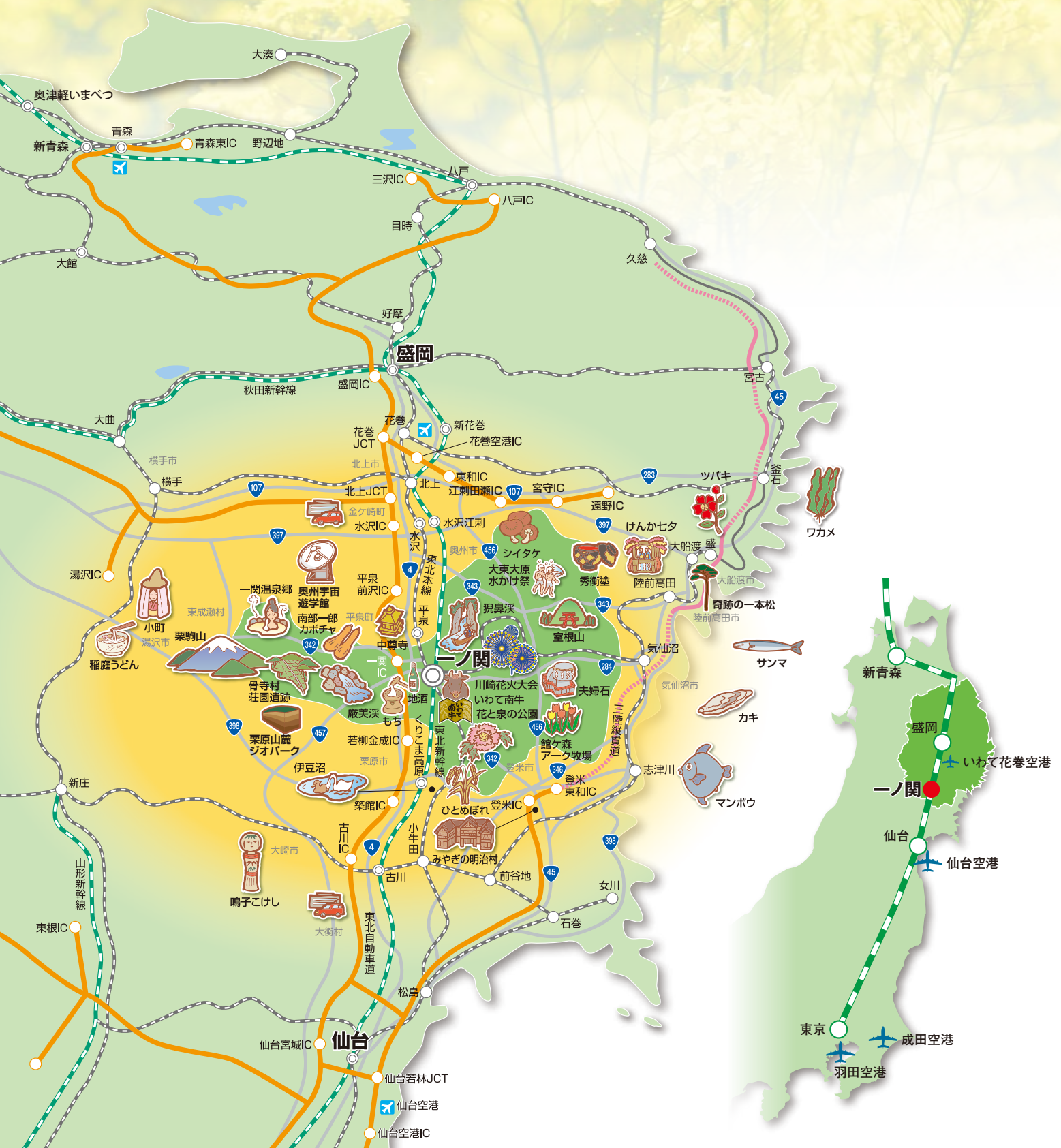
木 「ぶな」

栗駒山や室根山などに原生し、豊かな自然環境の象徴であり、うるおいのある健やかな市民生活を表す木としてふさわしいとされ認定。



鳥 「うぐいす」

昔から人々に愛され、春の訪れを感じさせる美しい鳴き声は、市民の高い精神性・文化性を象徴し、明るく安らぎのあるまちづくりを表す鳥としてふさわしいとされ認定。



大湊

奥津軽いまべつ

青森

新青森

青森東IC

野辺地

三沢IC

八戸

八戸IC

目時

大館

久慈

好摩

盛岡

秋田新幹線

盛岡IC

宮古

大曲

横手市

横手

花巻

花巻JCT

新花巻

花巻空港IC

北上市

北上JCT

東和IC

江刺田瀬IC

宮守IC

ツバキ

釜石

湯沢IC

水沢IC

水沢

奥州市

シイタケ

大東大原

水かけ祭

秀衛塗

陸前高田

大船渡

陸前高田市

大船渡市

奇跡の一本松

稲庭うどん

小町

湯沢市

栗駒山

一関温泉郷

奥州宇宙

遊学館

南部一郎

カボチャ

平泉町

平泉IC

中尊寺

一関

川崎花火大会

いわて南牛

花と泉の公園

夫婦石

室根山

気仙沼

栗原山麓

シオパーク

伊豆沼

若柳金成IC

栗原市

蔵館IC

小牛田

古川

登米IC

登米

あぬく

アーク牧場

志津川

三陸縦貫道

気仙沼市

サンマ

カキ

マンボウ

新庄

大崎市

鳴子こけし

大衡村

古川IC

古川

みやぎの明治村

前谷地

石巻

女川

東根IC

仙台宮城IC

仙台

仙台若林JCT

仙台空港

仙台空港IC

新青森

盛岡

一ノ関

仙台

仙台空港

東京

成田空港

羽田空港

はじめに



国では、急速な少子高齢化の進行に的確に対応し人口減少の流れに歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住み良い環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持できるよう、「地方創生」の実現や「一億総活躍」への挑戦を掲げています。

本市においても、今後は、少子高齢化及び人口減少が予想を上回るスピードで進むことが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されており、本市が活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

そのため、本市が目指すまちづくりの方向性を定めるとともに市の行財政運営の指針となる「一関市総合計画前期基本計画」を策定し、施策の展開方法や推進方策を定めたところであります。

この計画においては、重点プロジェクトとして、まち・ひと・しごとの創生、ILCを基軸としたまちづくり、東日本大震災からの復旧復興を掲げ、重点的かつ戦略的に取り組んでいくこととしたほか、総合的に施策を展開し、将来像に掲げた「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」の実現に向けて取組を進めていくこととしております。

この計画の推進に当たっては、市民との協働を基本として、本計画の着実な推進に努力してまいりますので、市民の皆さんの、より一層の参画と協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定に当たり、中心となって進めていただいた総合計画審議会やまちづくりスタッフ会議の委員の皆さん、ワークショップ、まち・ひと・しごとを語る会、市民アンケートなどを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆さんをはじめ、多くの関係者の皆さんに心から御礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月

一関市長 勝部 修

基本構想

将来像

まちの主角である市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となってまちづくりを進めることで、いきいきとしたコミュニティが生まれ、人もまちも輝きます。

人と自然の中で培われた歴史や文化、市民や市民のネットワークを郷土の宝として育み、まちづくりに活用していくことで、新たな魅力が生まれ、誇れるまちになります。

市民一人ひとりの幸せを実現するために

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」

を私たちのまちの将来像に掲げます。

まちづくりの考え方

将来像を実現するためには、市民、地域、企業、行政などが協働でまちづくりに取り組む必要があります。次の4つの考え方でまちづくりを進めていきます。

「郷土の宝物」 地域資源を 活用しよう

- 豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源などの先人が守り、築いてきた地域資源は、一関市の宝物です。
- これらを十分に活用するほか、まだ気づかれていない資源を市民一人ひとりの知恵と工夫により掘り起こし、みがき、活用します。

「市民主体」 自ら考え共に 行動しよう

- 市民は、互いに助け合いながらまちづくりに主体的に参画し、行政は、市民がまちづくりについて知り、考え、行動できるような市政を推進します。
- 市民、地域、企業、行政など多様な担い手が、それぞれの立場や責任に応じて協力関係を築き、役割を分担し、共に行動します。

「次世代人材支援」 郷土を誇りに思う 心を育てよう

- まち全体で人を育てることは、郷土を誇りに思う心を育み、この誇りが地域づくりを担う気持ちへとつながります。
- 家庭、地域、学校、企業、行政などそれぞれの持てる力を結集し、次代の一関を担う人材を育成します。

「安心・安全」 みんなで支え合い 暮らしていこう

- すべての市民が、自然災害や生活などに不安を感じることなく安全・安心に暮らせることは、まちづくりの根幹です。
- 行政、関係機関、地域などが協力し合い、安全なまちを実現し、いつまでも安心して暮らしていけるよう、市民同士が互いにつながり、共に支え合います。

まちづくりの目標

- 1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
- 2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち
- 3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち
- 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち
- 5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

まちづくりの進め方

- 1 市民と行政の協働のまちづくり
 - 市民が主体となる地域づくり活動を支援し、活動組織や人材の育成、活動の拠点の充実を図ります。
- 2 健全な行財政運営
 - 市民への説明責任を果たし透明性の確保を図るとともに、コスト削減に努め、行財政改革を推進します。
- 3 広域連携の推進
 - 岩手県南・宮城県北地域等の市町村との連携を深め、中東北の拠点都市としての機能の充実を図ります。

前期基本計画

第1部 重点プロジェクト

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいくことが必要です。

次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

【プロジェクト1】

まち・ひと・しごとの創生

- (1) しごとづくり
- (2) 子育て応援
- (3) 地域(まち)づくり

【プロジェクト2】

ILCを基軸としたまちづくり

- (1) ILCの早期実現に向けた取組
- (2) 市民の理解増進、普及啓発
- (3) 市内外への情報発信
- (4) 人材育成、次世代教育
- (5) 国際化の推進
- (6) 快適な生活環境の整備
- (7) 加速器関連産業拠点の形成

【プロジェクト3】

東日本大震災からの復旧復興

- (1) 放射性物質による汚染問題への対策
- (2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり
- (3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

第2部 分野別計画

① 地域資源をみがき 生かせる 魅力あるまち

- 1 農林水産業
- 2 工業
- 3 商業・サービス業
- 4 雇用
- 5 観光

② みんなが交流して 地域が賑わう 活力あるまち

- 1 都市間交流、国際交流
- 2 道路
- 3 公共交通
- 4 地域情報化
- 5 地域づくり活動
- 6 移住定住、結婚支援

③ 自ら輝きながら 次代の担い手を 応援するまち

- 1 子育て
- 2 義務教育・高等教育等
- 3 青少年の健全育成
- 4 生涯学習
- 5 文化芸術、スポーツレクリエーション
- 6 人権・男女共同参画
- 7 文化財の保護・地域文化の伝承
- 8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護

④ 郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち

- 1 自然環境・環境保全
- 2 公園、都市緑化
- 3 低炭素社会
- 4 循環型社会
- 5 住環境、市営住宅、景観
- 6 上水道
- 7 下水道

⑤ みんなが安心して 暮らせる 笑顔あふれるまち

- 1 医療
- 2 地域福祉
- 3 高齢者福祉
- 4 障がい者福祉
- 5 健康づくり
- 6 防災(治山・治水を含む)
- 7 消防、救急・救助
- 8 防犯・交通安全・市民相談体制

第3部 まちづくりの進め方

1

市民と行政の
協働のまちづくり

2

健全な行財政運営

3

広域連携の推進



2016 一関市総合計画 前期基本計画 2020

序

第1章 総合計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画策定に当たっての視点……………3

第2章 総合計画について

- 1 計画の性格と役割……………5
- 2 計画の構成と目標年次……………5

第3章 市のすがた

- 1 地勢……………6
- 2 自然……………6
- 3 気候……………7
- 4 歴史・沿革……………8
- 5 文化……………8
- 6 主要指標の見通し……………10
 - 6-1 一関市人口ビジョンの概要……………10
 - 6-2 経済の見通し……………15
 - 6-3 交流人口の現状……………18
 - 6-4 一関市の財政計画……………19
- 7 土地利用……………22

基本構想

序章……………24

第1章 一関市の将来像……………25

第2章 将来像を実現するためのまちづくりの考え方……………26

第3章 将来像を実現するためのまちづくりの目標……………27

第4章 将来像を実現するためのまちづくりの進め方……………28

前期基本計画

第1部 重点プロジェクト

- 重点プロジェクトとは……………32
- 重点的かつ戦略的に実施すべきテーマ……………32
- 重点プロジェクトの展開……………34

第2部 分野別計画

- 分野別計画の体系……………44
- 分野別計画の見方……………48

- ① 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち……………52
 - 1-1 農林水産業……………52
 - 1-2 工業……………59
 - 1-3 商業・サービス業……………63
 - 1-4 雇用……………66
 - 1-5 観光……………69





② みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち	
2-1 都市間交流、国際交流	74
2-2 道路	77
2-3 公共交通	80
2-4 地域情報化	83
2-5 地域づくり活動	85
2-6 移住定住、結婚支援	87

③ 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち	
3-1 子育て	90
3-2 義務教育・高等教育等	94
3-3 青少年の健全育成	99
3-4 生涯学習	101
3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション	104
3-6 人権・男女共同参画	106
3-7 文化財の保護・地域文化の伝承	108
3-8 平泉関連資産 「骨寺村荘園遺跡」の保護	110

④ 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち	
4-1 自然環境・環境保全	114
4-2 公園、都市緑化	117
4-3 低炭素社会	119
4-4 循環型社会	121
4-5 住環境、市営住宅、景観	124
4-6 上水道	126
4-7 下水道	128

⑤ みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち	
5-1 医療	132
5-2 地域福祉	135
5-3 高齢者福祉	137
5-4 障がい者福祉	140
5-5 健康づくり	143

5-6 防災（治水、治山を含む）	146
5-7 消防、救急・救助	150
5-8 防犯・交通安全・市民相談体制	153

第3部 まちづくりの進め方

1 市民と行政の協働のまちづくり	158
2 健全な行財政運営	161
3 広域連携の推進	165

資料編

1 東日本大震災からの復旧復興の状況	168
2 用語解説	172
3 市民意向調査（アンケート調査）の概要	183
4 市民意向調査（アンケート調査）の結果	184
5 策定の経過	198
6 諮問書	202
7 答申書（基本構想）	203
8 答申書（前期基本計画）	204
9 一関市総合計画審議会委員名簿	205
10 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿	206
11 一関市総合計画審議会条例	208
12 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱	209
13 一関市総合計画策定委員会設置要綱	210

2016 一関市総合計画
前期基本計画 2020

序

第1章 総合計画の策定に当たって

第2章 総合計画について

第3章 市のすがた



第1章

総合計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする一関市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に基づき、基本構想に掲げた市の将来像「人と人 地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

この10年間で、新市としての基礎づくりに加え、合併によるスケールメリットを生かし、居住環境の整備などを進めてきたほか、各地域において、地域の特色を生かした事業に取り組むとともに地域課題の解決に向け対応してきたことから、まちづくりは着実に歩みを進めているところです。

しかしながら、少子高齢化と人口減少が進行しており、また、行政に対する住民ニーズが多様化していることから、これまでの行政運営を、社会構造の変化を見据え、時代に合ったものへと抜本的に見直すことが求められています。

また、平成28年度（2016年度）からは、地方交付税の減額などにより、さらに厳しい財政状況が見込まれているため、引き続き歳入歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、行財政改革に努めながら、施策を効果的に展開していく必要があります。

さらに、国際リニアコライダー^{*}（ILC）が一関を中心としたこの地域に実現されることを念頭に、ILCを一関発展の基軸と位置付け、未来の姿を見据えながらまちづくりを推進していくことが重要です。

こうした社会経済情勢の変化に的確に対応し、さらなる市勢の発展に結びつけていくためには、市民一人ひとりの希望につながるまちの将来像を描くことが必要であり、その将来像の実現に向けて、着実に歩みを進めていく必要があることから、長期的視点からのまちづくりの方向性を示すため、平成28年度（2016年度）を初年度とする「一関市総合計画」を策定したところです。

2 計画策定に当たっての視点

本市が将来にわたって活力あるまちとしてさらに発展していくためには、本市を取り巻く社会の動きを的確に捉えることが重要です。

○ 少子高齢化と人口減少の進行

わが国の人口は、平成20年（2008年）をピークとして減少局面に入っていますが、人口規模の縮小にとどまらず、今後、高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少することから、人口構造が大きく変化していくことが見込まれています。また、合計特殊出生率は、平成17年（2005年）に1.26まで減少した後は、若干回復傾向にはありますが、依然として低い値となっており、少子化も大きな課題となっています。

このため、平成26年（2014年）11月に、人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある日本社会を維持していくことを目的に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市においても、少子高齢化と人口減少の進行により、労働力の減少や地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されており、社会構造の変化に対応したまちづくりを進めるとともに、人口減少を食い止めるための取組が求められています。

○ 経済を取り巻く状況の変化

わが国の経済状況は、平成3年（1991年）のバブル崩壊後から長きにわたり低成長を続け、現在に至っています。また、経済活動のグローバル化やインターネット環境の進展などを背景に、企業間競争がこれまで以上に激化するとともに、人口減少による国内市場の縮小に直面しています。

地方においては、人口減少、高齢化やグローバル化への対応の遅れなどの課題を抱え、産業活動は、さらに厳しい環境に置かれています。

本市においても、高齢化、人口減少の進行により、域内市場産業が縮小し、労働生産性が低下するなど農林業や商工業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。地域資源や地域特性を生かした産業の振興に取り組むとともに、市民活動や経済活動を活発化させるための新たな人の流れをつくりだしていくことが必要です。

○ 深刻な環境問題

産業活動や日常生活から生じる環境への負荷が増大した結果、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出増加が地球温暖化をもたらし、地球規模で環境問題が深刻化しています。

このような中、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因した放射性物質汚染は、日本はもとより、世界各国のエネルギー政策を見直す転機となり、自然エネルギーの推進による循環型社会[※]の構築に対する関心はますます高まっています。

本市の豊かな自然を次の世代へ引き継いでいくため、循環を考慮した環境保全に取り組

んでいかなければなりません。廃棄物の減量、資源物のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくとともに、廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、資源やエネルギーが循環する「資源・エネルギー循環型まちづくり」を進めていくことが必要です。

○ 協働のまちづくりの重要性

少子高齢化と人口減少が進行する中、核家族化、単身世帯の増加、住民意識の多様化などにより、地域でのつながりが希薄化してきており、コミュニティの再生充実と地域力の強化が求められています。

また、市民活動やボランティア活動などさまざまな社会活動が活発化するなど、まちづくりへの市民参画意識が高まっています。その一方で、グローバル化、情報化、少子高齢化などの影響を受け、価値観やライフスタイルが多様化したことにより、社会との関わり方や地域コミュニティの中における個々の存在のあり様といったものが、より重要な意味をもつようになってきました。

本市においては、市民一人ひとりが当事者となり、自分たちの地域は自分たちで守り、創る自立型の地域づくりを促進し、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、共に行動することで、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりを進めていく必要があります。

○ 東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震及び津波により、東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。また、放射性物質汚染は、今なお解決していない最大の課題であり、東日本大震災の発生は、わが国の防災体制や社会資本の整備のあり方に大きな見直しを迫るものとなるとともに、社会、経済に大きな打撃を与えました。

また、防災や環境をはじめとした安全安心に対する意識が高まりを見せたほか、社会との結びつきに対する人々の価値観にも変化をもたらしました。

本市は、平成20年に発生した岩手・宮城内陸地震からの復興に向けた取組を始めた直後に東日本大震災に見舞われ、道路などの社会資本や住宅のほか、放射性物質による汚染など、甚大な被害を受けたところであり、震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すため、市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

第2章

総合計画について

1 計画の性格と役割

総合計画は、長期的視点からのまちづくりの方向性を示すものです。市にあっては、今後における行政運営の指針となり、また、市民や企業等の民間団体に対しては、まちづくりの方向性を共有することにより、自主的、積極的な活動が図られることを期待するものです。

そのため、計画は次の役割を担います。

- (1) 市の将来像とまちづくりの基本的な考え方及びこれを達成するための施策の大綱を明らかにすること。
- (2) 市の行財政運営の基本指針として位置付けられ、市政推進にあたっての総合性、計画性、実効性を確保すること。
- (3) 市民と行政との協働によるまちづくりの指針となること。

2 計画の構成と目標年次

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3階層で構成し、期間は平成37年度（2025年度）を目標年次とする10か年計画とします。

基本構想

- 実現したい将来像
- まちづくりの基本的な考え方
- まちづくりの基本目標
- まちづくりの進め方

目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本理念と基本目標を定めるものです。

基本構想は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を目標年次とします。

基本計画

- まちづくりの目標ごとの柱となる基本施策
- 基本施策の進め方・展開方法
- 市民参加・行財政運営などに関する基本認識とその進め方

基本構想に基づき、中長期的な施策の展開方法を体系的に示すものとし、社会経済情勢の変化に対応するため、前期5か年、後期5か年の計画とします。

前期基本計画は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成32年（2020年）を目標年次とします。

実施計画

- 具体的な事業計画
- 毎年度ローリング（予算編成の指針）

基本計画に基づき、毎年度、向こう3か年度分の個々の施策についての具体的な事業計画を定めるもので、社会経済情勢の変化を見極めながら、ローリングにより見直し、市の予算編成の指針とするものです。

第3章 市のすがた

1 地勢

一関市は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450キロメートルの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点に位置しています。

一関市の総面積は1,256.42平方キロメートルであり、東西は約63キロメートル、南北は約46キロメートルの広がりがあります。

土地利用の状況は、総面積のうち60.1パーセントが山林原野で占められ、次いで田が11.2パーセント、畑が6.9パーセントとなっており、県内では比較的農地の割合が高い地域となっています。



2 自然

一関市は、四季折々に多彩な表情を示す恵み豊かな自然に包まれています。その中で象徴となっているのは、市の西側、奥羽山脈にそびえる栗駒山と、市の東側、緩やかな丘陵地が広がる北上高地の独立峰となっている室根山などの山々です。栗駒山の周囲には深い森が広がり、湯量豊富な須川温泉をはじめとした、泉質もさまざまな7つの温泉が湧き、北上高地は穏やかな隆起準平原で、なだらかな高原には牧場が各所に開かれています。また、平泉の歴史との関わりが深い東稲山も特徴的な山容を見せています。

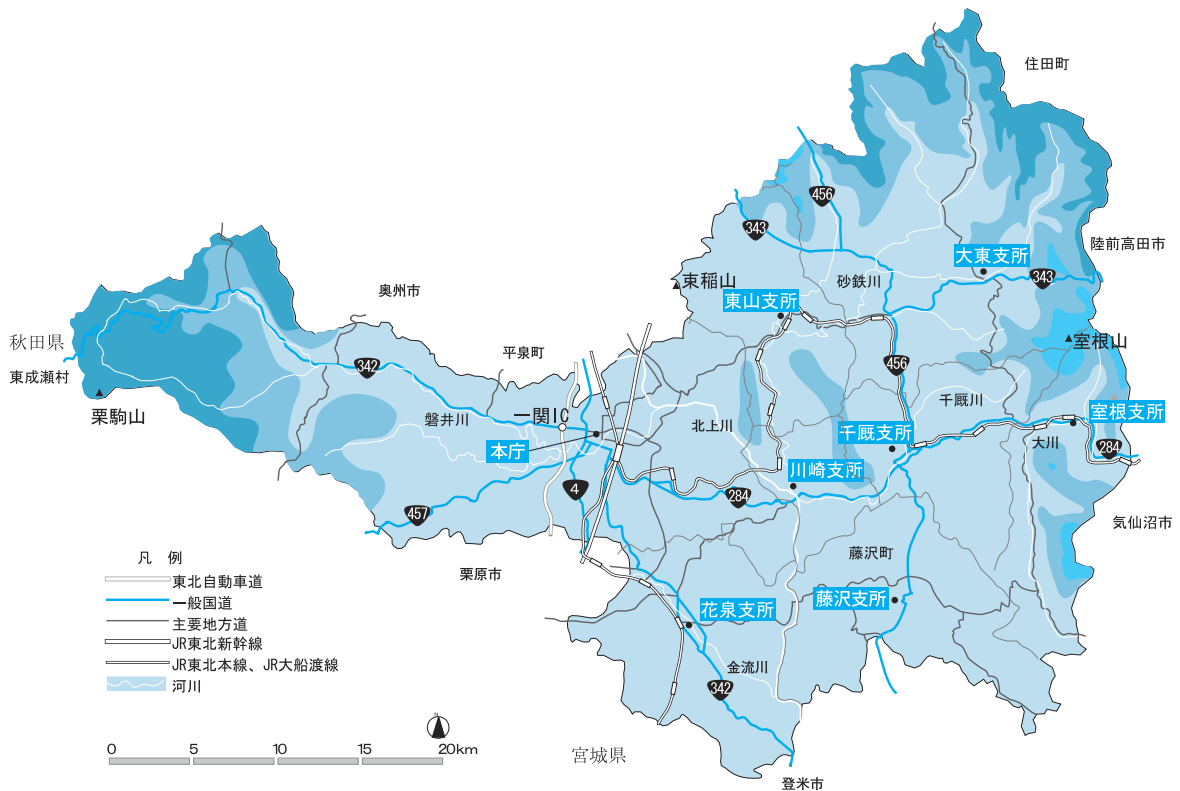
北上平野の南端部にあたる市の中央部には標高の低い平地が広がり、東北一の大河北上川が緩やかに流れています。北上川の支流は、西から磐井川、金流川、東から砂鉄川、千厩川、黄海川などが注ぎ込み、流域に水の恵みをもたらしています。磐井川の中流域には溪谷美を誇る巖美溪、砂鉄川には石灰岩地帯を深く刻み込んだ猊鼻溪があり多くの観光客が訪れる名所となっています。

豊かで清らかな水の流れに育まれた地域ですが、一方ではたびたび水害に見舞われています。北上川は上流から狐禅寺地区までは広い川幅の中を流れ下りますが、それより下流側は

川幅が狭くなっているため、大雨が降るたびに洪水となり、その影響は支流部にまで及びます。現在、一関遊水地事業や北上川上流狭隘地区治水対策事業、河川改修事業が進められており、水による被害は大きく軽減されるものと期待されています。

また、色とりどりの花が地域を美しく飾り、人々の心を和ませています。春は釣山公園の桜や磐井川の菜の花、狛鼻溪のフジ、室根山のツツジなどが咲き誇り、花と泉の公園、みちのくあじさい園は多くの人々に安らぎを与えています。各地域では、住民の手による花壇づくりが盛んに行われ、春から秋まで道行く人々を楽しませています。

三陸気仙沼の豊穡な海の恵みを支えてきた大川の源流部となっている室根の矢越山では、「森は海の恋人」を合言葉にした植林活動が続けられ、山と海をつないだ環境保全活動として全国的なモデルとなっています。



3 気候

一関市の気候は、内陸型の特徴を示し、気候の日較差、年較差は大きいものの、県内では比較的温暖な地域となっています。

市の西側、奥羽山脈沿いは標高が高く日本海側の気候の影響を受け、降水量も多く、冬は雪に覆われます。市の中央から東側にかけては、太平洋側の気候に属しており、冬も晴れやすい地域となっています。

4 歴史・沿革

一関市の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡が見られ、縄文時代や弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後、葛西氏を経て伊達氏に、また、伊達氏の一部は田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、廃藩置県によって、胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。戦後まもなくまでは、次の図に示すように35の町村に分かれていました。

昭和23年から33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、合併前の8市町村となりました。

このように、市町村の区域はその時代の移り変わりに対応して、変遷をたどってきました。

5 文化

一関市には、世界遺産「平泉^{*}」の関連遺産として世界遺産暫定リストに登録されている骨寺村荘園遺跡^{*}があるほか、平泉文化にゆかりのある遺跡などが各地に残されています。

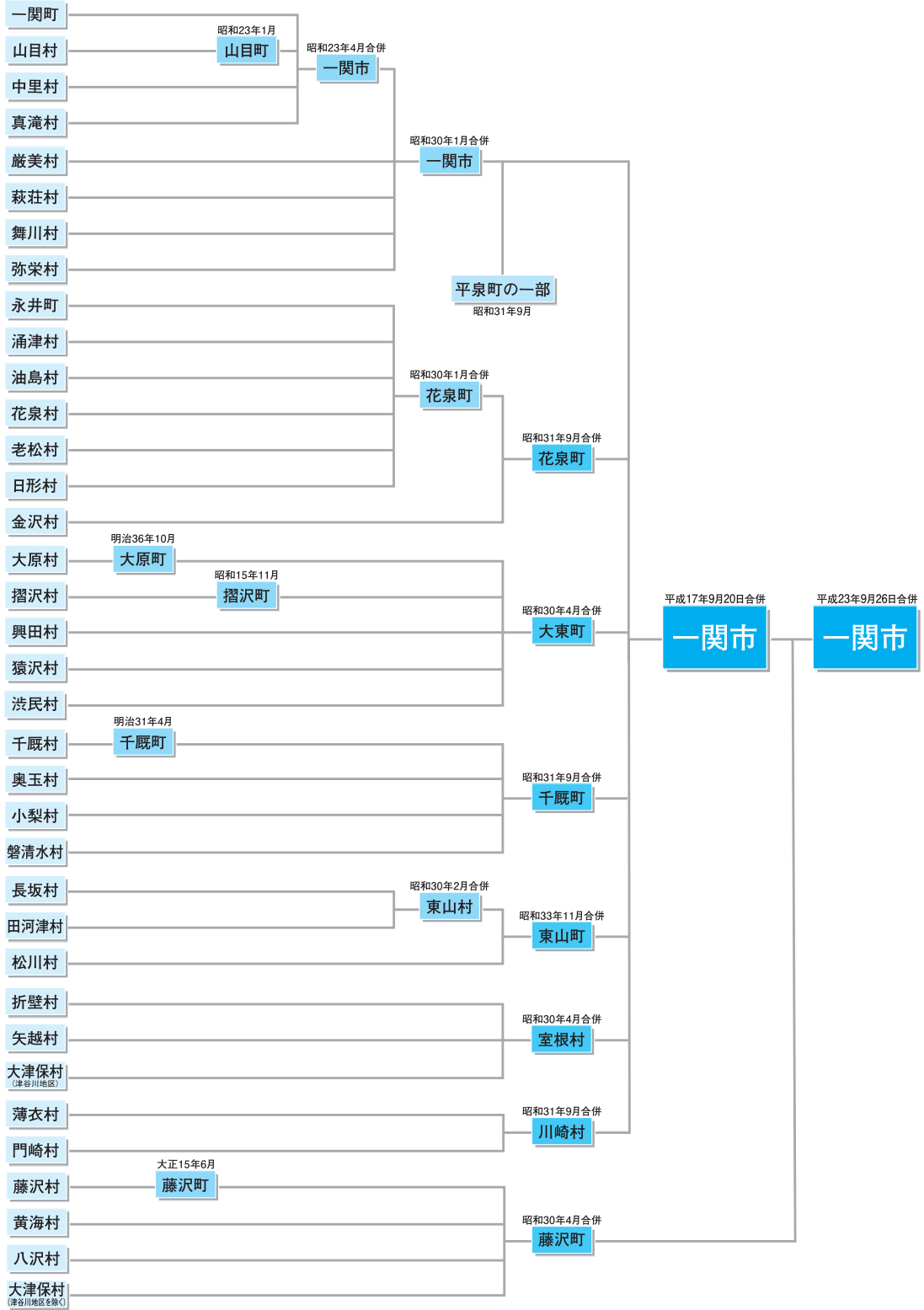
また、一関市は、一関藩医の建部清庵、医学や蘭学の大槻玄沢、漢学の大家大槻磐溪、近代国語辞典の規範となった『言海』の大槻文彦、和算の千葉胤秀、刑法思想の芦東山など、これまで多くの優れた人材を輩出してきたところです。歴代の先人たちは学術文化の興隆に力を注ぎ、当地方の文化の発展に寄与してきました。

古くから受け継がれてきた南部神楽をはじめとする伝統芸能や行事が数多く息づいてるとともに、国指定重要無形民俗文化財となっている室根神社特別大祭、県内有数の規模を誇る川崎地域の花火大会、奇祭として知られる大東大原水かけ祭りや縄文の野焼きを再現したことをきっかけにはじまった藤沢野焼祭など各地で行われる独特の祭りも豊富です。

農村に根差した手づくりの料理が代々受け継がれていますが、当地方では古くから冠婚葬祭や農作業の節目、季節の行事などの場面で、もちをついてふるまう「もち食文化」があり、生活に欠かせないものとなっています。また、市内各地でもちを活用したさまざまなイベントが開催されています。このもち食文化はユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化^{*}」に例示として挙げられています。

これらの文化は、地域の人々だけではなく市民全体の貴重な財産です。また、このような伝統、文化が脈々と受け継がれてきていることは、郷土に対する誇りが養われている証であり、この財産や郷土への誇りを後世に伝えることが求められています。

一関市の変遷



資料：各市町村の要覧

6 主要指標の見通し

6-1 一関市人口ビジョンの概要

◎人口ビジョンの位置付けと対象期間

本市の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識の共有を図り、取り組むべき課題と将来の方向を示す長期的な人口ビジョンとして策定しました。

本ビジョンの対象期間は、平成52年（2040年）までを基本とします。

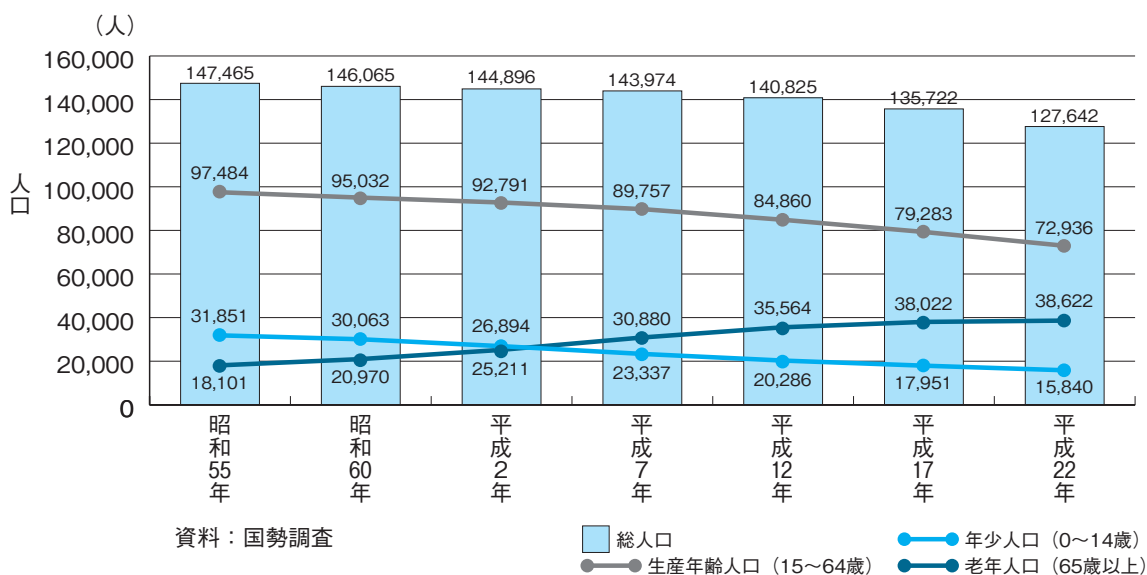
◎人口動向分析

◆総人口の減少と高齢化の進行

本市の総人口は減少を続けています。

平成7年（1995年）には65歳以上の人口（老年人口）が15歳未満の人口（年少人口）を上回り、老年人口が総人口に占める割合は増加し続けています。

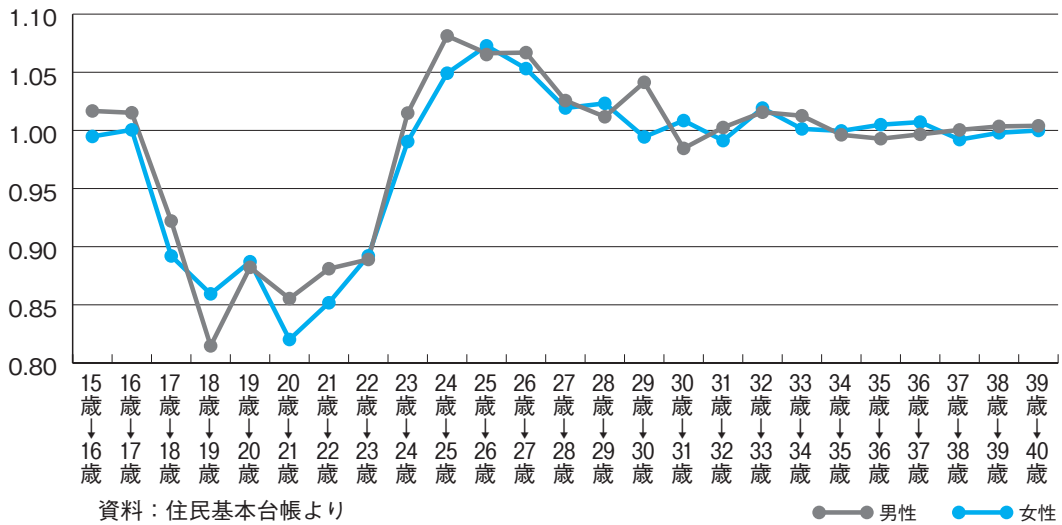
一関市の人口の推移



◆20歳前後の年齢層の流出

年齢別の人口変化率は、17歳→18歳から22歳→23歳にかけて減少傾向にあります。
 なお、23歳→24歳以降増加に転じますが、20歳前後の減少に見合うほどの増加は見られません。

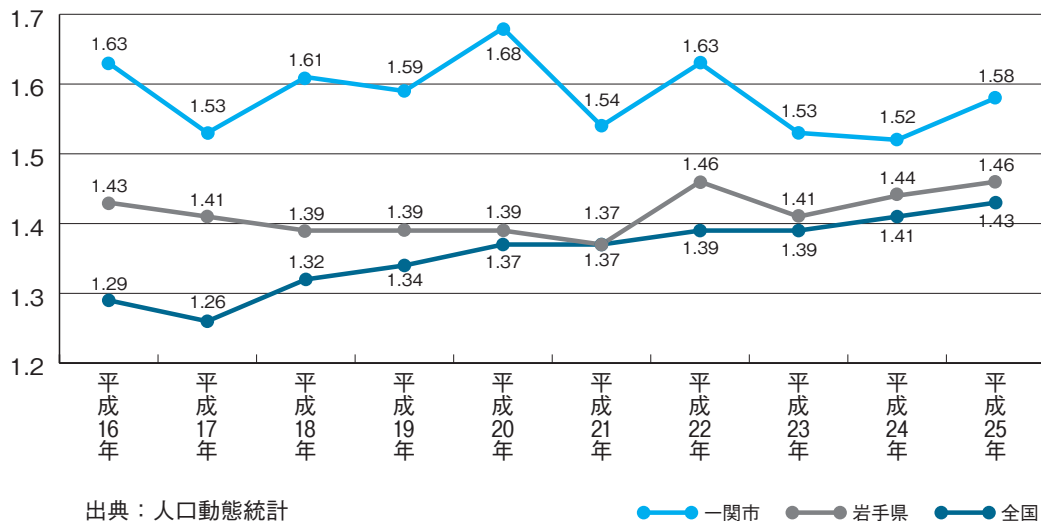
年齢別人口変化率



◆合計特殊出生率は全国平均を上回っているが、低下傾向

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、全国や岩手県を上回って推移していますが、低下傾向にあります。

合計特殊出生率の推移

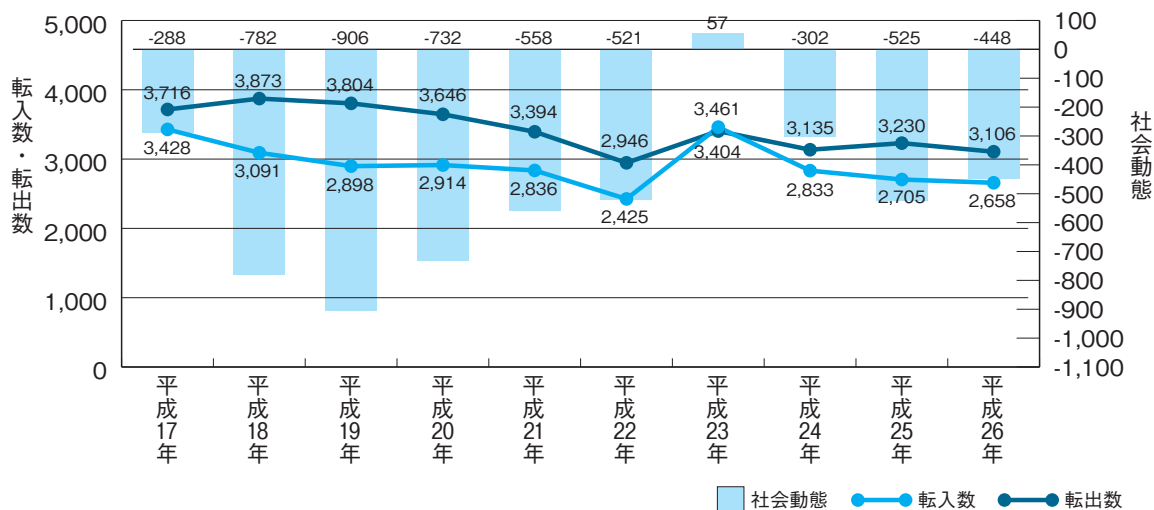


6-1 一関市人口ビジョンの概要

◆宮城県、東京圏及び県内への転出超過

年によって変動はありますが、ほとんどの年で転出超過となっており、地域別には宮城県、東京圏、県内の順に多くなっています。

転入数と転出数の推移



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

転入転出の状況 (H26)

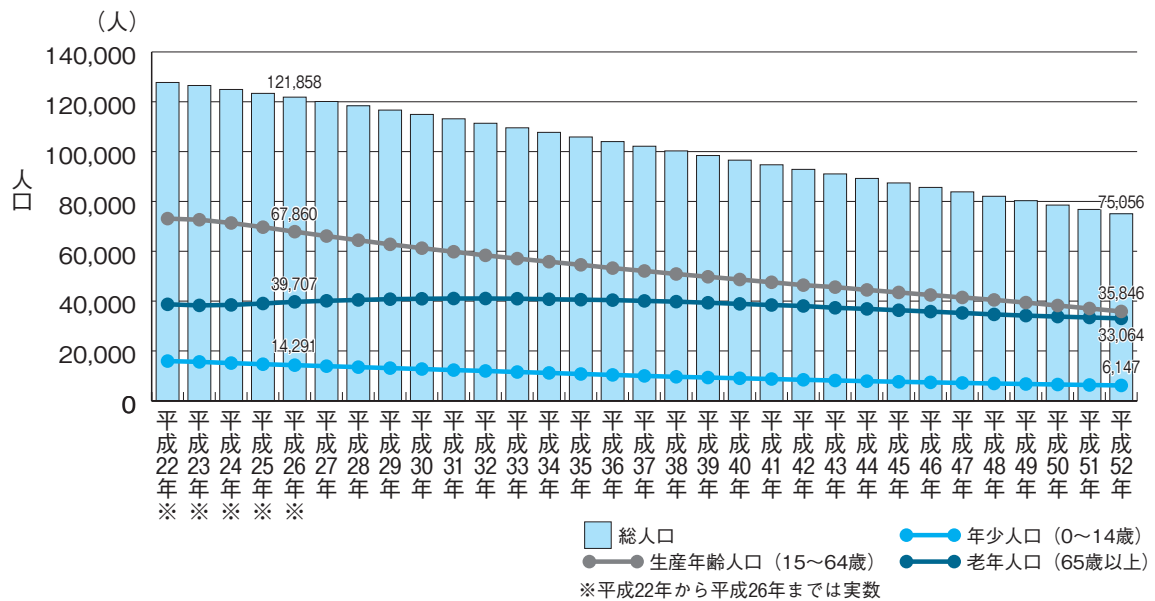
	転入前 都道府県	転出先 都道府県	差
宮城県	575	778	▲ 203
東京圏	535	682	▲ 147
埼玉県	110	130	▲ 20
千葉県	87	94	▲ 7
東京都	217	287	▲ 70
神奈川県	121	171	▲ 50
岩手県	925	1,008	▲ 83

◎将来人口の推計(独自推計)

◆人口は将来的にも減少する見込み

出生、死亡、移動の状況が現状のまま推移すると仮定して推計した場合、本市の総人口は平成52年(2040年)に7万5千人程度まで減少する見込みです。

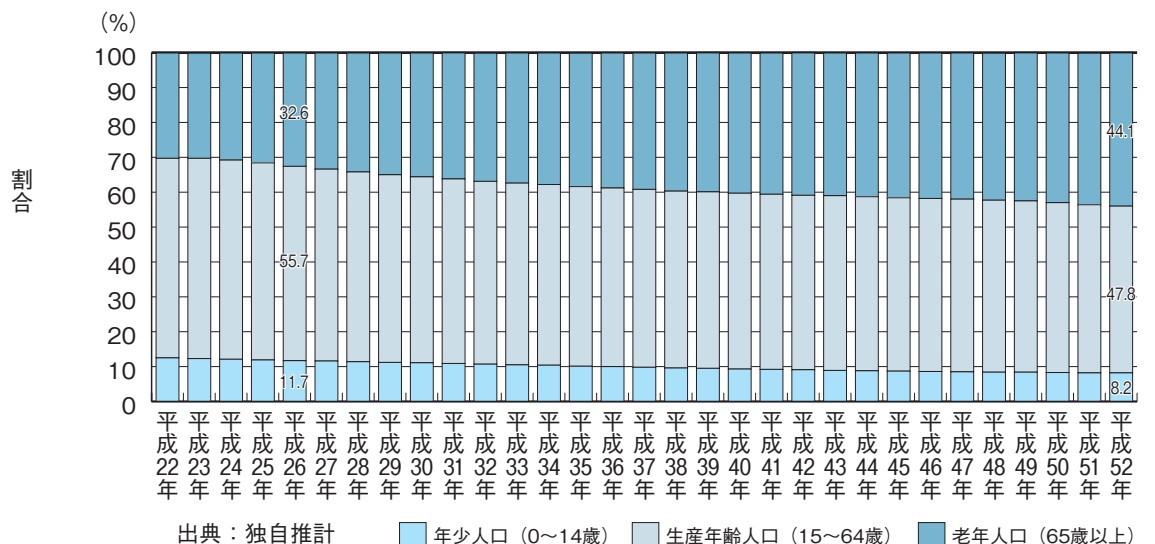
総人口・年齢3区分推計人口の推移



◆総人口に占める高齢者の割合が増加

総人口に占める生産年齢人口及び年少人口の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加し、平成52年(2040年)には総人口の44.1%まで上昇する見込みです。

推計人口の年齢3区分別割合の推移



6-1 一関市人口ビジョンの概要

●人口の将来展望

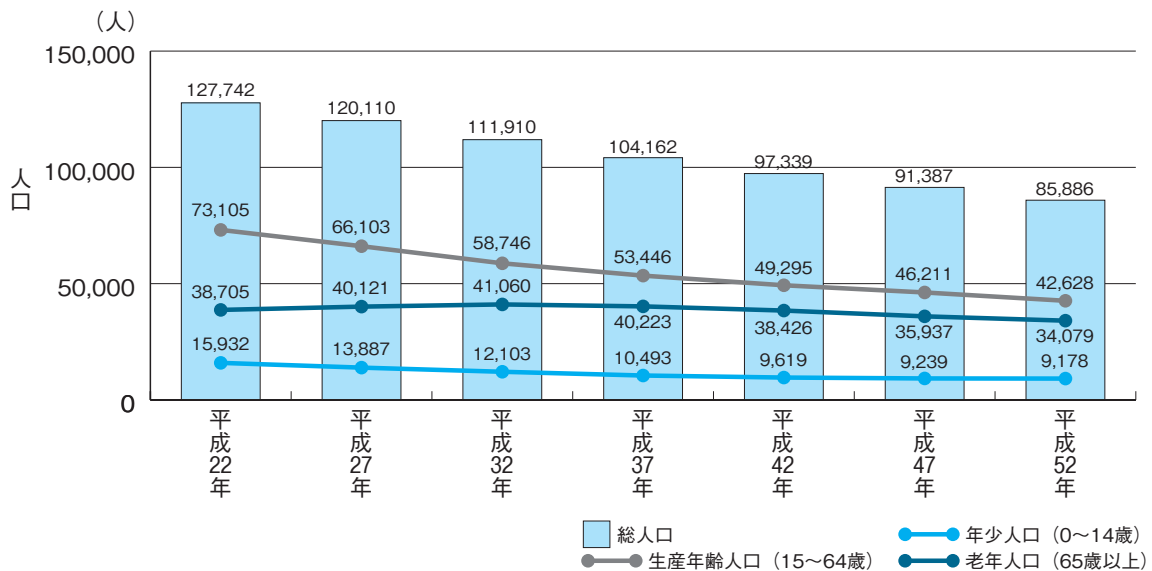
◆「人口の将来展望」のためのシミュレーション

今後の市の取組により、以下の条件が実現するものと仮定し、将来人口のシミュレーションを行いました。

☆合計特殊出生率が平成42年（2030年）にかけて国民の希望出生率1.8まで、平成52年（2040年）にかけて人口置換水準である2.07まで、平成62年（2050年）にかけて市民の希望出生率2.12まで上昇する。

☆社会減（▲448人：平成26年の実数）が段階的に解消され、平成42年（2030年）にゼロとなり、以降は維持する。

シミュレーションによる総人口・年齢3区分別人口



◆一関市人口ビジョンにおける人口の将来展望

シミュレーション結果を踏まえて、人口の将来展望を以下のとおりとします。

人口減少に歯止めをかけ、長期的な人口の安定も視野に入れて、平成52年（2040年）に8万6千人程度の人口を確保します。

6-2 経済の見通し

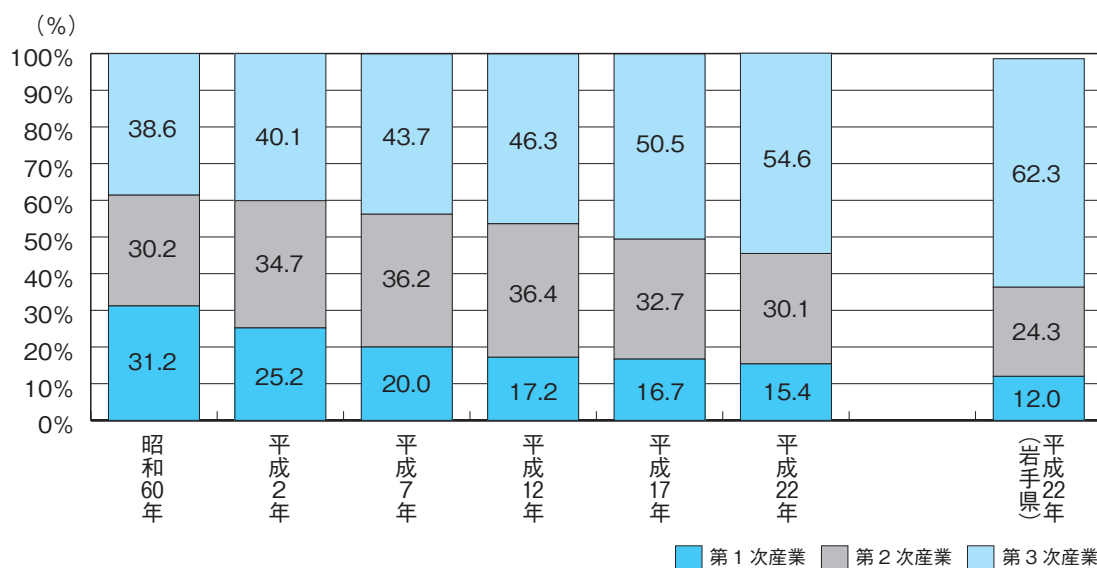
●産業構造

産業3分類別に見た市の産業構造は、第1次産業から第2次産業、第3次産業主体と移ってきています。

県平均と比較すると第3次産業より第2次産業のウエイトがやや高くなっています。

これまでのすう勢などからみると、第1次産業から第2次産業、第3次産業への移行は今後も続くものとみられ、平成37年の産業3分類別就業者の構成比は、第1次産業が8.0%、第2次産業が26.6%、第3次産業が65.4%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者構成比の推移



◆産業3分類別就業者数の推移

単位：人

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第1次産業	24,655	19,941	15,577	12,913	11,456	9,257
第2次産業	23,839	27,447	28,176	27,324	22,453	18,102
第3次産業	30,517	31,675	34,047	34,701	34,677	32,864
総数	79,026	79,078	77,827	74,998	68,701	60,223

資料：国勢調査（資料には分類不能の産業を含む）

6-2 経済の見通し

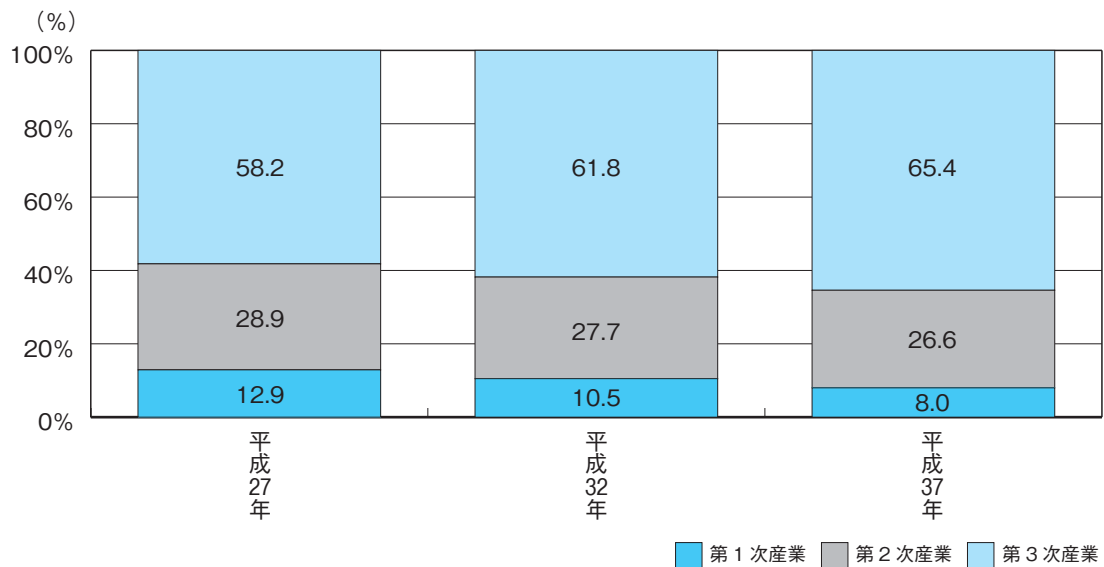
◆産業3分類別就業者数の推計

産業分類	平成27年	平成32年	平成37年
第1次産業	7,633	5,780	4,096
第2次産業	17,084	15,343	13,631
第3次産業	34,411	34,208	33,584
総数	59,128	55,330	51,311

資料：国勢調査をもとに推計

◆産業3分類別就業者別構成比の推計

産業3分類別就業者構成比の推計

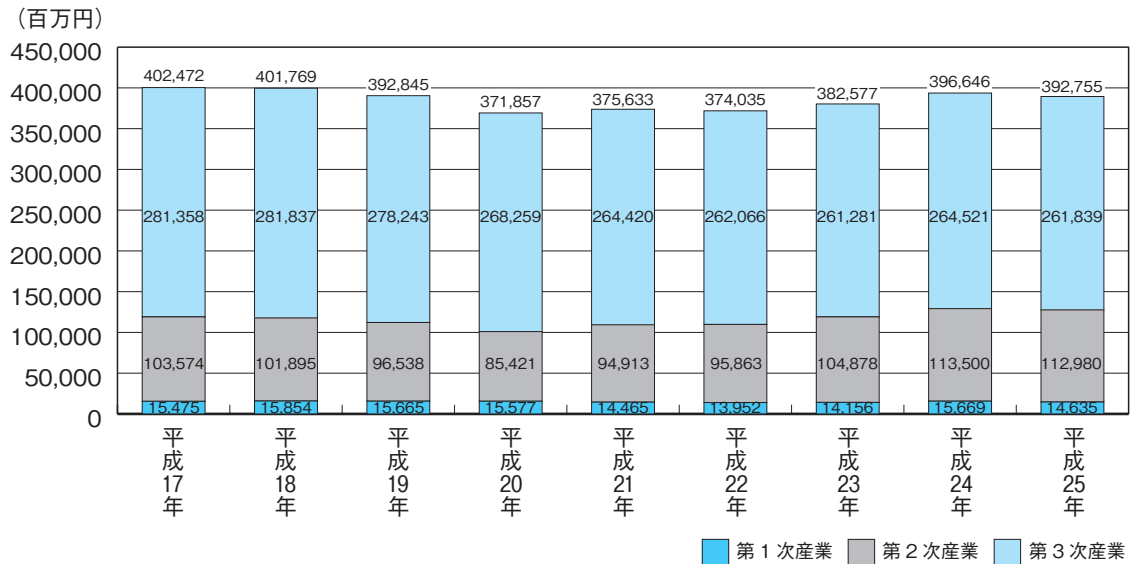


資料：国勢調査をもとに推計

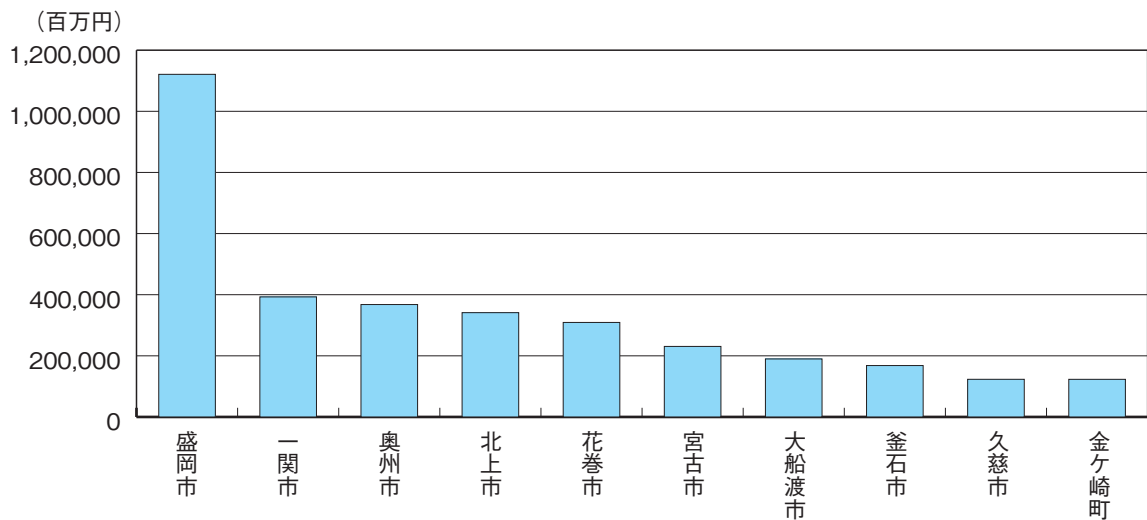
●総生産

平成25年度の市の総生産は3,928億円で、景気低迷の影響でここ10年ほど横ばい傾向が続いています。県内では奥州市、北上市、花巻市とほぼ同程度の規模となります。

総生産額の推移



県内市町村の総生産



●市民所得

平成25年度の市民所得は3,049億円、人口一人当たり市民所得は247万円となっています。

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
市町村民所得の分配(百万円)	297,910	298,336	291,446	270,998	266,153	272,572	281,344	296,734	304,936
一人当たり市町村民所得(千円)	2,195	2,218	2,193	2,062	2,050	2,135	2,219	2,370	2,467

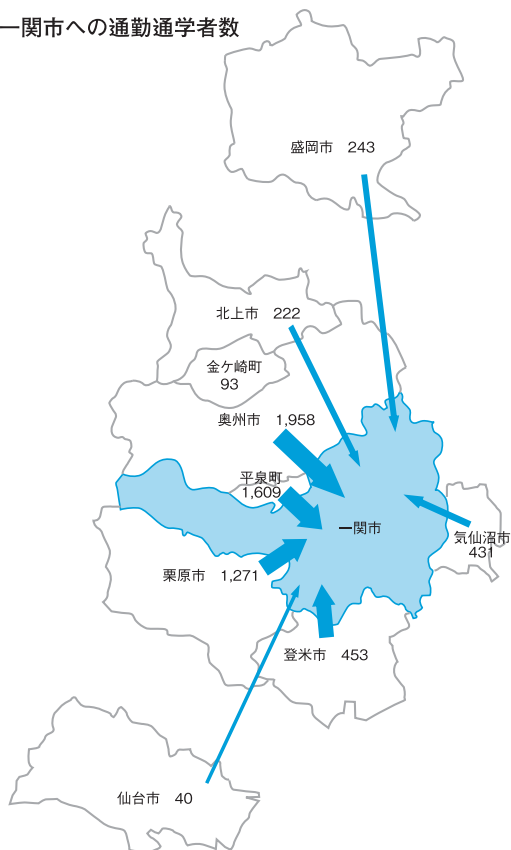
6-3 交流人口の現状

一関市と他の地域との人的な交流の状況を見ると、平成22年の国勢調査による通勤通学者数は、一関市外への流出が9,441人、市外からの流入が9,461人と20人の流入超過となっています。

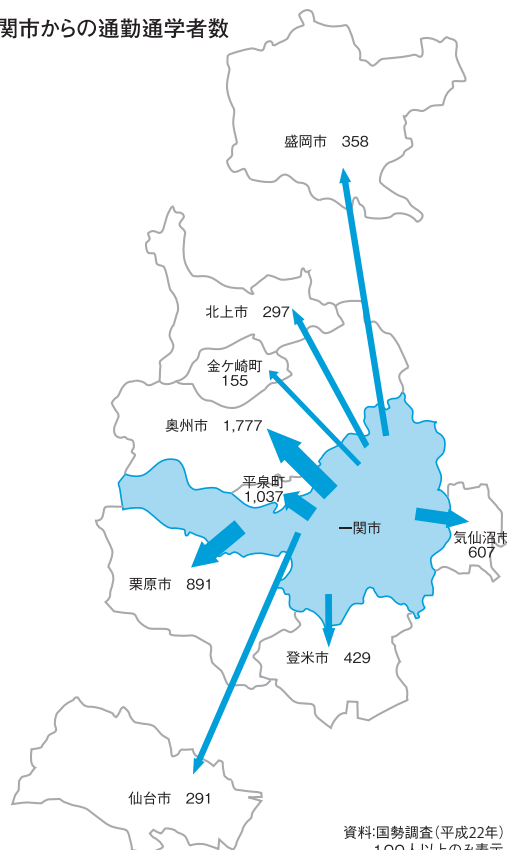
単位：人

区 分	通勤通学者数		
	通 勤	通 学	計
一関市内にすむ通勤通学者数	60,606	5,547	66,153
一関市内での通勤通学者数	60,615	5,951	66,566
一関市外からの流入者数	8,222	1,239	9,461
一関市外への流入者数	8,552	889	9,441
流入－流出	▲ 330	350	20

一関市への通勤通学者数



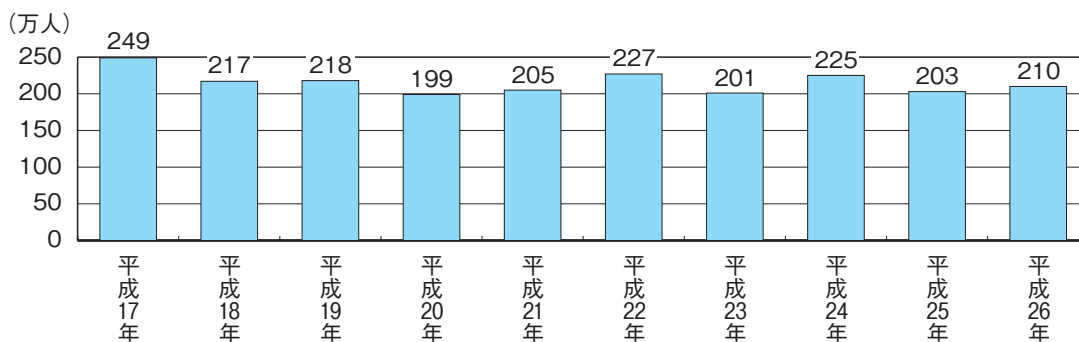
一関市からの通勤通学者数



資料:国勢調査(平成22年)
100人以上のみ表示

観光客の入込客数は、岩手県観光統計概要によると、平成22年と平成24年には220万人を越す観光客が訪れていましたが、平成26年は210万人回です。

観光入込客数の推移



6-4 一関市の財政計画

この財政計画は、平成27年9月時点（9月補正まで反映）で、国の予算の動向、経済情勢等を勘案しながら作成したものです。ただし、平成28年度分を当初予算に置き換えています。

1 歳入

(1) 地方税

現行制度を基本に、景気動向や人口推計による今後の人口減少分などの影響を見込んでいます。

(2) 地方交付税

① 普通交付税

現行の交付税制度により算定し、国の中期財政計画や平成28年度地方財政対策における経費の縮減、人口推計による人口の減少、社会保障と税の一体改革などの影響を見込んでいます。

また、平成28年度から、旧市町村ごとに算定した合算額による特例（合併算定替）の縮減が始まりますが、合併算定替終了後の新たな財政支援策措置として、「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」が国から示されており、その内容を基に推計のうえ、反映しています。

② 特別交付税

平成26年度交付実績の8割を基本として見込んでいます。

(3) 国庫支出金・県支出金

現行の制度により見込んでいます。

(4) 地方債

過疎対策事業債は平成32年度まで、平成17年度合併における合併特例債は平成37年度まで見込んでいます。

(5) その他

地方消費税交付金については、社会保障と税の一体改革（地方消費税率の増）に伴う影響を見込んでいます。

その他、各種譲与税・交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料などを見込み、財源が不足する年度にあっては財政調整基金などからの繰り入れを行うこととしています。

6-4 一関市の財政計画

2 歳 出

(1) 人件費

① 特別職

報酬は、現行額で試算しています。

② 一般職

職員数（再任用職員を含み、水道事業会計・病院事業会計を除く）は、平成28年4月1日現在で1,311人ですが、平成32年4月1日時点で1,173人として見込んでいます。

(2) 扶助費

年代別人口推計などによる影響を見込んでいます。

(3) 公債費

総合計画実施計画事業などに伴う新たな借り入れに対する償還額を見込んでいます。

(4) 物件費

行財政改革の取組による経費の縮減などを見込んでいます。

(5) 補助費等

行財政改革の取組による経費の縮減などを見込んでいるほか、今後想定される事業として、エネルギー回収型廃棄物処理施設とその余熱等の活用施設の整備経費などを見込んでいます。

(6) 普通建設事業費

実施計画に基づくまちづくりを進めるための事業などを見込んでいるほか、今後想定される事業として、統合小学校、公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化経費^{*}などを見込んでいます。

(7) 繰出金

下水道などの建設事業を行う特別会計は、実施計画に基づく事業費などから見込み、国民健康保険や後期高齢者医療などの特別会計は、年代別人口推計などを考慮し見込んでいます。

また、簡易水道事業特別会計については、平成29年度に水道事業会計と統合する見込みで積算しています。

(8) その他

公の施設や道路などの維持補修費、奨学金の貸し付けに要する経費などを見込んでいます。

一関市の財政計画 (平成27年9月作成※28年度は当初予算に置き換え)

※表示単位未満を四捨五入しているため合計等が一致しない場合がある

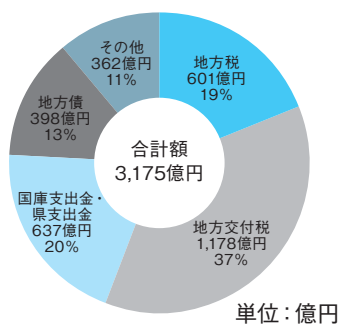
(単位：百万円)

	28年度 当初予算	29年度	30年度	31年度	32年度	28～32合計
歳入	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236	317,487
地方税	11,828	12,145	12,030	12,060	12,066	60,129
市民税	4,838	5,076	5,070	5,062	5,056	25,101
固定資産税	5,795	5,949	5,876	5,941	5,991	29,552
その他	1,195	1,120	1,085	1,056	1,019	5,475
地方交付税	24,453	23,772	23,165	24,300	22,081	117,770
普通交付税	22,819	22,831	22,211	23,349	21,131	112,343
特別交付税	1,634	941	954	951	949	5,428
国庫支出金・県支出金	12,989	12,952	11,942	13,084	12,684	63,651
地方債	6,000	7,041	6,299	10,113	10,297	39,751
その他	8,167	6,606	6,847	6,457	8,109	36,186
(うち財政調整基金等繰入金)※	(1,941)	(472)	(371)		(1,618)	(4,402)
歳出	63,438	62,517	60,283	66,014	65,236	317,487
人件費	11,980	11,651	11,506	11,088	10,708	56,932
扶助費	10,005	9,755	9,640	9,526	9,413	48,338
公債費	8,954	9,308	9,287	9,895	9,740	47,184
物件費	8,486	7,860	7,781	7,804	7,689	39,620
補助費等	10,849	11,573	11,763	15,361	15,340	64,887
普通建設事業費	7,261	7,212	5,143	7,052	7,468	34,136
繰出金	4,329	3,352	3,363	3,403	3,317	17,765
その他	1,574	1,805	1,800	1,885	1,561	8,626
(うち財政調整基金等積立金)※				(91)		(91)

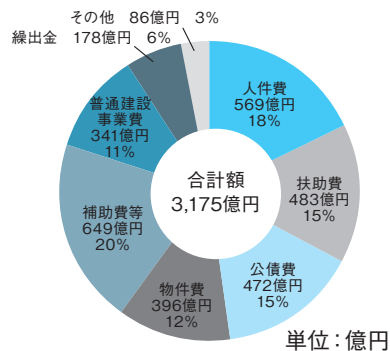
※財源不足が見込まれる年度は、財政調整基金等からの繰入金、財源に余裕が見込まれる年度は財政調整基金等への積立金により調整しています。

(参考) 財政調整基金・市債管理基金の年度末残高見込額 (前年度繰越金の積立等を含む)	15,132	14,621	14,222	14,265	12,649
---	--------	--------	--------	--------	--------

H28～32年の歳入見込合計額



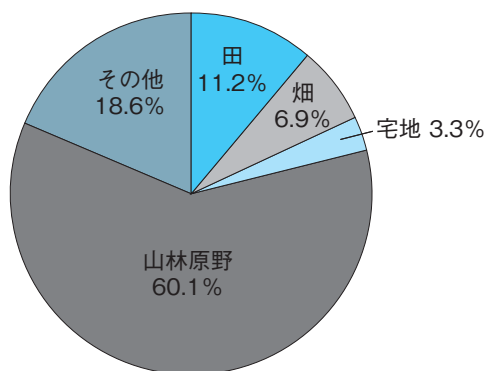
H28～32年の歳出見込合計額



7 土地利用

市の土地利用の状況は、総面積のうち60.1%が山林原野で占められ、次いで田が11.2%、畑が6.9%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。

地目別の面積



資料：岩手県市町村概要（平成26年1月1日現在）

基本構想

序章

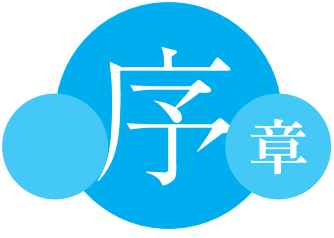
第1章 一関市の将来像

第2章 将来像を実現するための まちづくりの考え方

第3章 将来像を実現するための まちづくりの目標

第4章 将来像を実現するための まちづくりの進め方





序章

私たちのまち「いちのせき」は、平成17年9月に旧一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の1市4町2村が合併し誕生、さらに、平成23年9月に藤沢町と合併し、現在の「一関市」となりました。

合併前のそれぞれの市町村では魅力あるまちづくりを進めるとともに、生活圈・経済圏・文化圏を同じくする地域として、連携し、協力し合いながら地域づくりに取り組んできました。

こうして築きあげられてきた絆をもとに、地域発展に対する強い意志を結集し、目指すべき将来像をひとつにする新しいまちが生まれました。

これまで、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10年間を計画期間とする一関市総合計画（基本構想、基本計画、実施計画）に基づき、基本構想に掲げた将来像「人と人 地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

また、新市としての基礎づくりに加え、一関、花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢の各地域において、それぞれの特色を生かした事業に取り組むとともに、地域課題の解決に向けた対応をしてきたことから、当市の目指す中東北の拠点都市の形成に向けたまちづくりは順調に進んでいます。

一関市は、岩手県南に広がる豊かな風土に抱かれ、美しい自然と伝統ある特有の文化や産業が息づき、これらは人々の心のよりどころにもなっています。こうした財産を資源としてとらえ、育み、生かすことで、まちはさらに発展することが期待できます。

今後は、少子化、高齢化及び人口減少が進行することが見込まれており、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されます。一関市が活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、社会経済情勢の変化や課題を踏まえ、新たな視点で一関市の将来を切り開くための計画を定めて、市民、地域、行政がまちづくりの主体として絆と連携を深め、共にまちづくりを進めていくことが大切です。

そして、すべての市民が健康で生きがいのある暮らしを送ることができ、子どもからお年寄りまで、みんなの心が通い合い支え合う住み良いまちを築いていかなければなりません。

また、今を生きる私たちのためだけでなく、次代を担う子どもたちのために、安心して暮らせるまち、自信を持って誇れるまちを創造していくことが私たちに課せられた使命です。

私たちは、自らの手で、未来の一関への熱い思いを込めてこの計画を策定し、みんなで手を携え、幸せに満ちた明日を創りあげることを目指します。

この基本構想は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成37年度（2025年度）を目標年次とします。

第

1

章

一関市の将来像

みつけよう育てよう 郷土の宝

いのち輝く一関

まちの主役は市民一人ひとりです。

市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となってまちづくりを進めることで、いきいきとしたコミュニティが生まれ、人もまちも輝きます。

一関市には、人と自然の中で培われた歴史や文化があり、それぞれの地域には、豊かなコミュニティがあります。市民が地域の中で、自己実現を目指しながら、互いに認め合い、支え、助け合うことにより、生涯にわたり健やかで心豊かに、幸せを感じながら暮らしていくことができます。

また、自然、歴史、文化などの地域資源だけではなく、市民や市民のネットワークも郷土の宝として育み、まちづくりに活用していくことで、新たな魅力が生まれ、誇れるまちになります。

市民一人ひとりの幸せを実現するため「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を私たちのまちの将来像に掲げます。

第2章

将来像を実現するための
まちづくりの考え方

将来像を実現するためには、市民、地域、企業、行政などが協働でまちづくりに取り組むことが必要です。

そこで、次の4つの考え方でまちづくりを進めていきます。

●「郷土の宝物」 地域資源を活用しよう

豊かな自然、歴史、文化などの風土や農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源などの先人が守り、築いてきた地域資源は、一関市に輝きを与える宝物です。

これらの地域資源を十分に活用するほか、まだ気づかれていない資源を市民一人ひとりの知恵と工夫により掘り起こし、みがき、活用します。

●「市民主体」 自ら考え共に行動しよう

市民は、互いに助け合いながらまちづくりに主体的に参画します。

行政は、市民がまちづくりについて知り、考え、行動できるような市政を推進し、市民と共にまちづくりに取り組みます。

市民、地域、企業、行政など多様な担い手が、それぞれの立場や責任に応じて協力関係を築き、役割を分担し、共に行動します。

●「次世代人材支援」 郷土を誇りに思う心を育てよう

まち全体で人を育てることは、郷土を誇りに思う心を育み、この誇りが地域づくりを担う気持ちへとつながります。

家庭、地域、学校、企業、行政などそれぞれの持てる力を結集し、次代の一関を担う人材を育成します。

●「安全・安心」 みんなで支え合い暮らしていこう

すべての市民が、自然災害や今と将来の生活などに不安を感じることなく安全に安心して暮らせることは、まちづくりの根幹となるものです。

行政、関係機関、地域などが協力し合い、安全なまちを実現するとともに、いつまでも安心して暮らしていくことができるよう、市民同士が互いにつながり、共に支え合います。

第

3

章

将来像を実現するための まちづくりの目標

将来像を実現するためには、どのような施策に取り組んでいくかの考えをしっかりと持ち、着実にまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、各施策を体系的かつ効果的に展開していくため、次の5つをまちづくりの目標に掲げます。

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー^{*}の取組を推進し、循環型社会^{*}の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取組を進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

第4章

将来像を実現するための
まちづくりの進め方

将来像を実現するためには、どのような点に留意してまちづくりを進めるかを決めておくことが必要です。

そこで、次の3つの推進方策のもと、まちづくりを進めていきます。

1 市民と行政の協働のまちづくり

市民主体の考え方のもと、地域資源を活用したまちづくりを進めるためには、市民が郷土に誇りと愛着を持ち、地域の特性や課題などを共有しながら、自らがまちづくりの担い手であるという意識を持ってまちづくりに参画し行動していく必要があります。

また、市民と行政とが互いの信頼関係を構築し、連携して課題に取り組んでいく「協働のまちづくり」が不可欠であり、自治会やNPOなどをはじめとする市民組織や企業、行政など多様な主体が互いに支え合い、補完しながら行動していくことが大切です。

これまで培われてきた地域内のつながりやコミュニティを尊重しながら、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援するとともに、活動の中心的な役割を担う組織や人材の育成、活動の拠点の充実を図り協働を進めます。

市民一人ひとりが地域を創る一員となり、連携を強化し創意工夫により様々な協働の形をつくり行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域社会の実現を目指します。

2 健全な行財政運営

市民と行政の協働のまちづくりのためには、市民の視点に立った行政運営を行うことが必要であり、市民への説明責任を果たすとともに透明性の確保を図ります。

また、5つのまちづくりの目標を達成するためには、その裏付けとなる財政の健全性の確保が必要であり、中長期的な財政見通しのもと、コスト縮減に努めるなど健全な財政運営を堅持します。

さらに、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に対応した行政サービスが提供できるよう、課題や需要を常に点検しながら行財政改革を推進するとともに簡素で効率的な組織機構の構築を図り、また効果的かつ効率的に事業を執行します。

3 広域連携の推進

5つのまちづくりの目標は一関市のみで成し得るものではなく、関係する自治体等と協力、連携しながら進めることで、より効果的なものとすることができます。

このため、岩手県南地域、宮城県北地域等の市町村との連携を深め、少子高齢化や人口減少などの課題に対応できるよう暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、中東北の拠点都市としての機能の充実を図り、より強く魅力あふれる圏域の形成を目指します。

特にも、生活圏を同じくし定住自立圏を形成する平泉町とは、互いの特性と機能を生かしながら一層の連携強化を図り、一体の圏域としての発展を目指します。

また、姉妹都市、友好都市等と培ってきたこれまでの取り組みを生かしながら、各地域との多彩な交流を推進し「いちのせき」を東北、全国そして世界に発信します。

前期基本計画

第1部 重点プロジェクト

第2部 分野別計画

- 1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち
- 2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち
- 3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち
- 4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち
- 5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

第3部 まちづくりの進め方



2016 一関市総合計画
前期基本計画 2020

第1部 重点プロジェクト

[プロジェクト1]

まち・ひと・しごとの創生

[プロジェクト2]

ILCを基軸としたまちづくり

[プロジェクト3]

東日本大震災からの復旧復興



重点プロジェクトとは

基本構想を実現するためには、各分野の枠組みにとらわれず横断的に対処しなければならない課題に対し、重点的かつ戦略的に取り組んでいく必要があります。

そこで、次の3つを重点プロジェクトとして掲げ、施策の考え方、進め方を示し、具体的な施策を展開します。

重点的かつ戦略的に 実施すべきテーマ

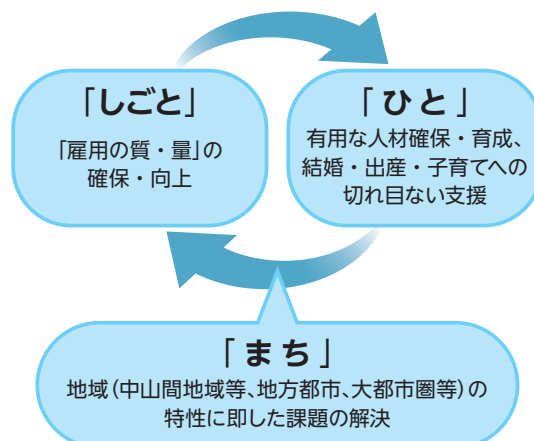
【プロジェクト1】まち・ひと・しごと創生

わが国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。

本市においても、今後は、少子高齢化及び人口減少が進行することが見込まれ、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されています。

人口減少社会の中であって、地域の活力を維持していくためには、市民一人ひとりが夢や希望を持ち、豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成（まち）、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保（ひと）、及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出（しごと）を一体的に推進することが重要です。

このため、本市では、まち・ひと・しごと創生法を受けて、「一関市人口ビジョン」及び「一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、少子高齢化及び人口減少に対応していくこととしており、まち・ひと・しごとの創生を重点プロジェクトに掲げるものです。



【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

国際リニアコライダー^{*}（ILC）は、全長約31～50kmの地下トンネルに直線状に加速器を設置し、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫るものです。

ILCの建設には、硬い安定岩盤に直線のトンネル（31～50km）を設置できることが条件となっており、安定した花崗岩の岩盤が南北に分布する北上高地は、平成25年8月23日、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定され、世界で最も実現の可能性が高い候補地となりました。

ILCが実現すれば、国内外の研究者から高い評価を得ている、この地域の豊かな自然や美しい里山景観を生かした国際学術研究都市^{*}が形成され、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、滞在することになり、ILCの建設と運営による経済波及効果だけでなく、教育や文化、産業をはじめとするさまざまな分野において大きな波及効果が期待されます。

少子高齢化や人口減少、産業の空洞化が懸念される中、ILCは本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるとともに、東日本大震災により甚大な被害を受けた東北が真の復興を目指していくための象徴ともなるプロジェクトです。

このため、ILCを基軸としたまちづくりを重点プロジェクトに掲げるものです。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日発生）からの本格的な復興に向けて取り組んでいた矢先の平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震が発生しました。

本市では震度6弱を観測し、この地震により発生した巨大な津波は、太平洋沿岸を襲い東北地方を中心に壊滅的な被害をもたらしました。その後も余震が断続的に発生し、同年4月7日、本市は再び震度6弱の大きな揺れに襲われ住家などに甚大な被害を受けました。

この東日本大震災では、放射性物質による汚染という新たな困難と沿岸津波被災地の復旧復興支援という課題に直面しました。

東日本大震災からの復旧復興は一步ずつ着実に進んでいますが、5年の歳月が経過した今もなお多くの課題を抱えており、今後も最優先で取り組んでいく必要があります。

震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すこと、市域や県境を越えた沿岸地域との生活、経済交流を震災前にも増して活発にすること、そして、二つの大震災の経験と教訓を生かし市民と行政が一体となって災害に強いまちづくりを一層進めていくことが重要です。

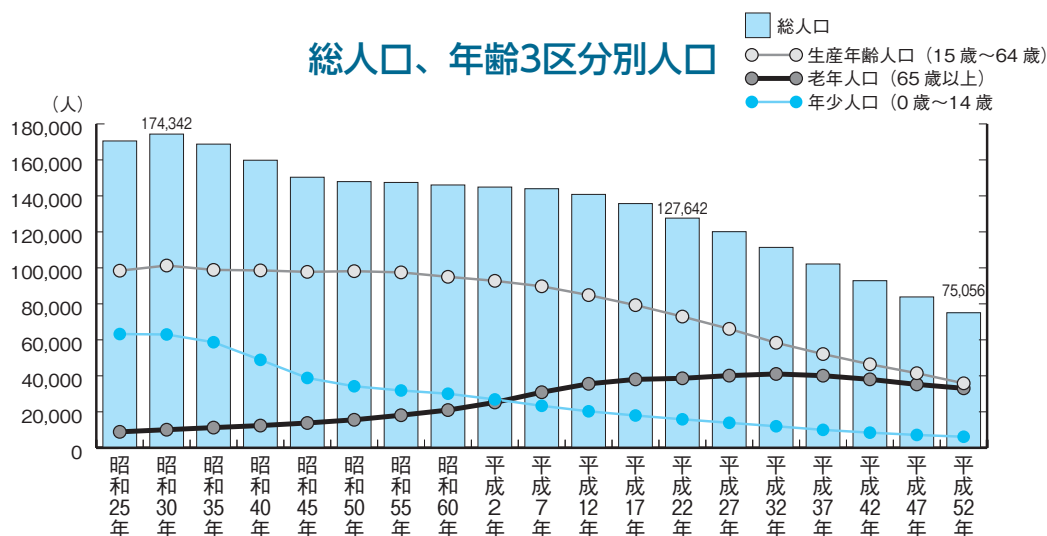
このため、東日本大震災からの復旧復興を重点プロジェクトに掲げるものです。

重点プロジェクトの展開

【プロジェクト1】まち・ひと・しごととの創生

1 現状と課題

- ①本市の人口の推移をみると、昭和55年（1980年）から平成26年（2014年）までの総人口、生産年齢人口、年少人口は減少傾向にあります。老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。
- ②合計特殊出生率は全国や岩手県を上回って推移していますが、低下傾向にあります。
- ③結婚に関する市民アンケート調査では、既婚者等の約3割が結婚の時期について「希望はもっと早かった」と回答しています。また、結婚に必要な条件として未婚者等で最も多い回答は「安定した収入」や「結婚資金、結婚後の生活資金」となっています。
- ④出産・子育てに関する市民アンケート調査では、理想の子どもの数について、既婚者等は2.50人、未婚者等は2.28人となっています。また、出産や子育てのしやすい環境づくりの支援策として「経済的負担の軽減」「産休・育休制度の充実」や「保育所などの施設の充実」などの回答が多くなっています。
- ⑤転入、転出の状況を見ると、10代後半から20代前半の転出超過が顕著で、転出超過は仙台市、東京23区、奥州市、盛岡市の順に多くなっています。
- ⑥今後、人口に関する動向が現在のまま推移すると、平成52年（2040年）には総人口が75,056人となるものと推計されます。老年人口は平成32年（2020年）をピークに減少に転じますが、総人口に占める構成比は増加し、平成52年（2040年）には44.1%となります。
- ⑦人口減少に伴い、地域経済、地域医療、福祉、介護、教育、地域文化、行財政及び生活利便性などへの影響が考えられます。



2 基本目標

出生率の低下が進行し、転出超過が続く中で、長期的な人口減少の流れに歯止めをかけることは容易なことではありません。

しかしながら、このまちに暮らす市民が、地域の持つ豊かな資源を生かしながら、子どもを安心して生み育てることができ、また、生涯にわたって愛着と誇りを持っていきいきと暮らしていけるまちになることが、人口減少社会の中において必要なことであり、人口減少の抑制につながるものでもあると考えます。

このため、平成52年（2040年）に8万6千人程度の人口を確保することを展望し、しごとづくり、子育て応援、地域（まち）づくりの3つの視点からプロジェクトを推進します。

3 施策の展開の基本的方向

(1) しごとづくり

～仕事や移住定住に関する願いに応え、社会減を解消する～

市民が力を発揮できる仕事を創出し、若者や女性が集うまちを目指します

- ①地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図ることで安定した雇用を創出し、若者が地域に定着するまちを目指します。
- ②市民活動や経済活動を活発化させていくため、若者をはじめ多くの方々が本市に移住定住する、新たな人の流れを生み出します。

(2) 子育て応援

～就労、出会い、結婚、出産、子育ての環境を整備し、出生率を向上させる～

社会全体で子育てを支援し、次代の担い手を応援するまちを目指します

- ①多様な人生観や結婚観を持つ市民が人生のパートナーと出会い、結婚してこのまちで暮らし、出産できるような環境づくりに取り組みます。
- ②子どもの成長過程にあわせて、保健、医療、保育、教育、就職、結婚などの各分野において、それぞれが線でつながる切れ目のない子育て支援を行い、安心して子育てを楽しむことができる環境づくりを進めます。

(3) 地域（まち）づくり

～健康長寿を支える基盤の強化を進め、地域の魅力を向上させ、住みやすさを高める～

心豊かに安心して暮らせる、住みたい、住んでよかったまちを目指します

- ①医療、福祉や防災、防犯など地域で安全に安心して暮らせる環境を築くとともに、高齢者の生きがいづくりや健康寿命を延ばすための取組を進め、心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。
- ②市民一人ひとりがまちの主役となり、互いに助け合いながら地域をつくる協働のまちづくりを進めます。

【プロジェクト1】まち・ひと・しごとの創生

4 施策の展開

(1) しごとづくり

①安定した雇用を創出する

本市の基幹産業である農業を中心として、本市の製造業が持つ優位性、地域資源などを生かした地域経済の成長や戦略的な産業振興に取り組み、付加価値や生産性を向上させるとともに安定した雇用の創出と所得向上を図ります。また、新たな市場開拓や地産外商[※]、さらには、事業誘致や起業化支援、人材の育成などに取り組み、多様な雇用の場を創出するとともに、若者の地元就職と就業定着を支援します。

②新たな人の流れをつくる

地元での就職を望む高卒者や大卒者をターゲットとして、市内企業のPRや雇用環境の改善を図り、市内外からの若者の定着を推進します。また、UIJターン者受け入れのため、経済的な支援や空き家の情報提供などを行い、移住定着を促進します。さらに、インバウンド観光（訪日外国人旅行[※]）を含めた交流人口の拡大を図るため、世界遺産「平泉[※]」との連携強化による一関ブランドの発信、観光地の環境整備や受入態勢の強化などに取り組み、新たな人の流れをつくります。

関連する分野別計画

1-1 農林水産業、1-2 工業、1-3 商業・サービス業、1-4 雇用、1-5 観光、
2-1 都市間交流、国際交流、2-3 公共交通、2-4 地域情報化、2-5 地域づくり活動、
3-2 義務教育・高等教育等、3-4 生涯学習、5-3 高齢者福祉

(2) 子育て応援

①結婚、出産の希望をかなえる

市民が自らのライフデザインに応じて、結婚し、子どもを持てるよう、結婚支援や妊娠、出産の支援に取り組みます。

②安心して子育てを楽しめる環境の形成

保育施設や人材の確保、保健、医療、福祉の充実、仕事と子育ての両立支援など、地域の実情に応じた子育て環境の向上に努めます。

先人が守ってきた豊かな自然や文化など、地域の宝ともいえる資源を子どもたちにしつかりと継承し、地域への郷土愛を育むとともに、時代と社会のニーズに応えられる人材となるよう社会を生き抜く力の育成に取り組みます。

関連する分野別計画

2-5 地域づくり活動、3-1 子育て、3-2 義務教育・高等教育等

(3) 地域（まち）づくり

①地域で安全に安心して暮らせる環境の整備

子どもから高齢者まで、誰もが安心して日々の暮らしを送れるよう、医療、福祉、介護の体制を充実します。

市民、関係機関、行政等が連携し、地域福祉を推進するとともに、公共空間のバリアフリー化など人にやさしいまちづくりを進めます。

自主防災組織などの防災体制の強化、地域の防犯、交通安全に関する取組を充実し、安全安心な生活環境の整備を進めます。

②生きがいを持ち健康に暮らせる環境づくり

健康診査、検診の受診率向上、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着などにより、市民の健康づくりを促進します。

市民が生きがいを持って生活できるよう、さまざまな生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の拡充を図ります。

関連する分野別計画

- 2-3 公共交通、2-5 地域づくり活動、2-6 移住定住、結婚支援、3-4 生涯学習、3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション、4-5 住環境、市営住宅、景観、5-1 医療、5-2 地域福祉、5-3 高齢者福祉、5-4 障がい者福祉、5-5 健康づくり、5-6 防災（治水、治山を含む）、5-7 消防、救急・救助、5-8 防犯・交通安全・市民相談体制



【プロジェクト2】ILCを基軸としたまちづくり

1 現状と課題

- ① ILCが実現すれば、わが国初の国際プロジェクトとなり、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、滞在する国際学術研究都市^{*}が形成され、この地域が世界に開かれた国際的な科学技術の拠点となることを期待されます。
- ②国内の研究者組織は北上高地をILCの国内建設候補地に選定しましたが、政府は日本への誘致を表明しておらず、県をはじめとする関係機関や関係団体と連携して日本誘致の方針を早期に決定するよう政府に働きかけていくことが必要です。
- ③ ILC計画の動向を的確に把握して市民に情報提供し、ILCの実現に向けた機運の醸成を図っていくことが重要であり、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解してもらう取組が必要です。また、本市に広がる豊かな風土や美しい自然、伝統ある特有の文化などの魅力を市民が再認識するとともに、その魅力を国内外に広く発信していく取組が必要です。
- ④関係自治体や関係団体と連携して、世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できる環境の整備を進めていくことが必要であり、また、地域の国際化やグローバル人材の育成に向けた取組が必要です。
- ⑤加速器関連技術を用いたプロジェクトが東北地方に順次計画されていますが、その波及効果を産業面などに最大限に生かしていく取組が必要です。

2 基本目標

ILCは世界で一つだけ建設される世界最先端の研究施設であり、この地に建設されれば、本市の未来に大きな希望を与えるとともに、この地域は、世界遺産「平泉」^{*}とILCという世界に誇れる二つの宝物がある地域となります。

本市の未来を大きく変える可能性を持った夢のあるプロジェクトであるILCの早期実現を目指すとともに、子どもたちが夢と希望と誇りを持って活躍できる地域、50年先、100年先までを見据えた持続可能な国際学術研究都市^{*}の形成を目指し、ILCを基軸としたまちづくりを進めます。

3 施策の展開

(1) ILCの早期実現に向けた取組

- ①政府がILCの日本誘致の方針を早期に決定するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけます。
- ②ILCの建設に向け研究者などが実施するさまざまな調査に協力します。
- ③ILC関連施設周辺のインフラ整備など、研究拠点として必要となる環境の整備が図られるよう関係機関等と連携して検討を進めます。

(2) 市民の理解増進、普及啓発

- ① I L Cの価値や意義について、講演会やセミナー、出前授業などを実施して市民の理解増進を図ります。
- ② 駅や主要な幹線道路への看板の設置、各種イベント等を通じた普及啓発活動、常設の展示コーナー設置などにより I L C計画を P R し、 I L Cの実現に向けた機運の醸成を図ります。

(3) 市内外への情報発信

- ① I L Cニュースやホームページ等で I L C計画の動向や地域の取組などを情報発信します。
- ② 国内外の研究者等に対し、美しい自然や伝統ある特有の文化など、北上高地の魅力を情報発信します。

(4) 人材育成、次世代教育

- ① 次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等での I L C授業などを実施します。
- ② 子どもたちが世界中から訪れる研究者等に対して、地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるよう、地元学を学ぶ取組を進めます。

(5) 国際化の推進

- ① 世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できるよう、教育や医療、子育てをはじめとする情報の多言語化や公共施設等における多言語対応など、国際化に対応した環境整備を進めます。
- ② 次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身に付ける取組を進めます。
- ③ 国籍や民族、文化、言語などの違いを認め合い、支え合って暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを進めます。

(6) 快適な生活環境の整備

- ① 国内外の研究者やその家族等が快適に生活できる環境の整備を進めます。
- ② 主要な交通結節点から I L C関連施設や医療機関、公共施設等までのアクセスが向上するよう、交通ネットワークの整備を図るとともに公共交通の利便性の向上を図ります。
- ③ Wi-Fi環境をはじめとする情報通信基盤の整備を促進します。

(7) 加速器関連産業拠点の形成

- ① 加速器関連技術を用いたプロジェクトに企業が参入できる機会の創出に取り組みます。
- ② I L Cを契機とした加速器関連産業集積圏域の形成に向け、産学官の交流、連携の機会の創出を図ります。

【プロジェクト3】東日本大震災からの復旧復興

1 現状と課題

- ①本市は、東日本大震災により道路や学校などの公共施設、住家や農地への被害のほか、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染が発生し、甚大な被害を受けました。
- ②これに伴い、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受け、震災からの復旧復興を最優先の課題として取り組んできました。
- ③放射性物質による汚染問題については、除染実施計画に基づく放射線低減対策により目標値（日常生活で受ける追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下）を達成し、また、原木シイタケの出荷制限が一部解除されるなど明るい兆しもあります。しかしながら、汚染された側溝土砂の早期処理、牧草や稲わらなどの農林業系汚染廃棄物の処理、被害農家等の経営再建、損害賠償の迅速化など、解決しなければならない多くの課題を抱えており、最優先の課題として取り組んでいく必要があります。
- ④公共施設や農地などの復旧は着実に進んでおり、住家被害についても県内の内陸部では初めてとなる災害公営住宅[※]の建設に着手するなど生活再建支援が進んでいますが、避難先での生活を余儀なくされている方が多数おり、住宅の自力再建が困難な方々の居住の安定を確保する必要があります。
- ⑤隣まちである陸前高田市、宮城県気仙沼市などの沿岸津波被災地では、一步ずつ着実に復旧復興が進められていますが、生活基盤の復旧はもとより、産業、保健、医療やコミュニティなど、さまざまな面での一日も早い復興が望まれるところであり、できる限りの支援を行っていく必要があります。

2 基本目標

地域経済の再生と健康不安の解消を図り一日も早く原子力発電所事故前の生活を取り戻すとともに、被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくりを進め、また、沿岸津波被災地への後方支援や県境を越えた連携の強化により、内陸部と沿岸部が一体となった生活圈、経済圏としての振興に結び付けるなど、市民生活が震災前にも増して活力あふれるものとなることを目指します。

3 施策の展開

(1) 放射性物質による汚染問題への対策

- ①学校、保育所の給食及び給食食材の放射性物質の測定、測定結果の公開、放射線測定器の貸し出しを行い、健康不安の解消に努めます。
- ②市民一人ひとりが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、講演会の開催などを通

じて、放射線等に関する正しい知識の普及に努めます。

- ③地域住民の理解と協力を得ながら、除染実施計画に基づく放射線量の低減対策を実施します。側溝土砂の処理については、国に対して、具体的な処理方針を示すよう強く申し入れていきます。
- ④農林業系汚染廃棄物の処理について、一関地区広域行政組合と連携して取り組みます。
- ⑤市独自に農林産物の放射性物質の測定を実施し、食の安全安心を発信することにより、風評被害の払拭に努めます。
- ⑥県内有数の原木シイタケ産地を守るため、関係者とともに生産意欲の向上と産地再生に取り組みます。
- ⑦東京電力からの損害賠償については、県や市長会と連携して早急な対応を求めています。

(2) 被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり

- ①相談体制の充実を図るとともに、生活資金の融資及び住宅、宅地等の復旧などを支援します。
- ②災害公営住宅の整備など、自力再建が困難な被災者の支援を図ります。
- ③避難所となる学校等の公共施設の耐震化、耐火性の向上を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導を図ります。
- ④地震による住宅被害を軽減するため、耐震診断や耐震改修工事を促進します。
- ⑤防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール等を活用し、災害情報の迅速かつ確実な伝達に努めます。
- ⑥大規模災害に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ⑦市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組めます。
- ⑧自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及に努めます。

(3) 近隣自治体との連携による復旧復興の推進

- ①陸前高田市及び宮城県気仙沼市は隣まちの「近所」であり、市域や県境を越えた古くからの交流により築かれてきた、住民同士、行政同士、企業同士のお互いさまの関係のもと、近い所が助ける「近助」の精神により、沿岸津波被災地の一日も早い復旧復興に向けて後方支援を続けていきます。
- ②国道343号新笹ノ田トンネルなど、沿岸津波被災地の地域産業の再生と発展に寄与する復興支援道路の早期事業化を働きかけていきます。
- ③内陸部と沿岸部の一体的な振興を目指し、互いの地域資源の活用や多様な交流の推進を図るとともに、交通ネットワークの充実強化をはじめ各分野における連携を強化します。

2016 一関市総合計画
前期基本計画 2020

第2部 分野別計画

分野別計画の体系

分野別計画の見方



分野別計画の体系

1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

1-1 農林水産業

【施策の展開】
(1) 魅力ある農林業と担い手づくり
(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成
(3) 農業の有する多面的機能の発揮
(4) 農村コミュニティの活性化
(5) 農林水産物の生産、販売支援
(6) 森林の適正管理と利活用
(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用
(8) 森林と市民との関わりの創出

1-3 商業・サービス業

【施策の展開】
(1) 商業、サービス業の振興
(2) 商店街の活性化
(3) 活力ある商業の振興

1-4 雇用

【施策の展開】
(1) 関係機関との連携による就業支援
(2) 勤労者福祉の充実
(3) 能力開発と人材育成

1-2 工業

【施策の展開】
(1) 工業の振興
(2) ものづくり人材の確保と育成
(3) 地域内発型産業の振興
(4) 企業誘致の推進

1-5 観光

【施策の展開】
(1) 観光資源の発掘及び活用
(2) 体験型観光の振興
(3) 受け入れ態勢の整備
(4) 骨寺村荘園遺跡 [*] の活用

2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

【施策の展開】
(1) 多様な交流活動の推進
(2) 外国人にやさしいまちづくり

2-3 公共交通

【施策の展開】
(1) 公共交通機関の充実
(2) 一ノ関駅周辺の整備
(3) 生活交通の維持確保

2-2 道路

【施策の展開】
(1) 広域ネットワークの充実
(2) 市内ネットワークの拡充
(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

2-4 地域情報化

【施策の展開】
(1) 情報通信基盤の整備と活用
(2) 情報の受発信と共有の促進

2-5 地域づくり活動

【施策の展開】
(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成
(2) 地域づくり活動の支援

2-6 移住定住、結婚支援

【施策の展開】
(1) 移住定住の促進
(2) 結婚活動の支援

3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

【施策の展開】
(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり
(2) 幼児教育及び保育環境の充実
(3) 児童育成支援の環境整備

3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション

【施策の展開】
(1) 文化芸術活動の振興
(2) スポーツレクリエーション活動の推進

3-2 義務教育・高等教育等

【施策の展開】
(1) 教育内容の充実
(2) 地域の連携強化と学校運営の充実
(3) 教育環境の整備充実
(4) 高等教育機関等の充実

3-6 人権・男女共同参画

【施策の展開】
(1) 人権教育と人権啓発の推進
(2) 男女共同参画社会の推進

3-3 青少年の健全育成

【施策の展開】
(1) 青少年健全育成に関するネットワークの整備
(2) 青少年の社会参加機会の充実

3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

【施策の展開】
(1) 文化財の保存、活用
(2) 地域文化の伝承

3-4 生涯学習

【施策の展開】
(1) 生涯学習環境の充実
(2) 生涯学習活動への支援
(3) 図書館機能の充実
(4) 博物館機能の充実

3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護

【施策の展開】
(1) 骨寺村荘園遺跡 [*] の保護
(2) 骨寺村荘園遺跡 [*] の世界遺産登録

4 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境・環境保全

【施策の展開】
(1) 自然の保全と活用施設の充実
(2) 環境教育の充実
(3) 環境保全対策の充実

4-5 住環境、市営住宅、景観

【施策の展開】
(1) 良好な住環境の形成
(2) 市営住宅の適正な管理
(3) 景観形成の推進

4-2 公園、都市緑化

【施策の展開】
(1) 公園、緑地の整備
(2) 緑化の推進

4-6 上水道

【施策の展開】
(1) 安全な水の安定供給
(2) 未普及地域への対応

4-3 低炭素社会

【施策の展開】
(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進
(2) 低炭素社会 [*] のシステムづくり

4-7 下水道

【施策の展開】
(1) 処理施設の整備と普及促進

4-4 循環型社会

【施策の展開】
(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立
(3) 環境自治体のシステムづくり

5 みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

5-1 医療

【施策の展開】
(1) 地域医療体制の充実
(2) 救急医療体制の充実
(3) 病院及び診療所の運営

5-2 地域福祉

【施策の展開】
(1) 地域福祉を担うひとづくり
(2) 共に支え合う地域づくり
(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

5-3 高齢者福祉

【施策の展開】	
(1)	介護予防の推進
(2)	地域包括ケアシステムの構築
(3)	生涯現役社会づくりの推進

5-6 防災（治水、治山を含む）

【施策の展開】	
(1)	災害を防ぐまちづくり
(2)	災害に強いまちづくり
(3)	地域防災活動の充実

5-4 障がい者福祉

【施策の展開】	
(1)	権利擁護、相談支援体制の充実
(2)	ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供
(3)	自立と社会参加の促進
(4)	障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進
(5)	ユニバーサルデザイン [*] のまちづくりの推進

5-7 消防、救急・救助

【施策の展開】	
(1)	消防力の強化
(2)	予防体制の強化
(3)	救急、救助体制の充実

5-5 健康づくり

【施策の展開】	
(1)	健康づくり活動の推進
(2)	保健指導等の充実

5-8 防犯・交通安全・市民相談体制

【施策の展開】	
(1)	防犯体制の整備
(2)	交通安全対策の推進
(3)	市民相談体制の充実

分野別計画の見方

本市の概況、これからの取組課題を示しています。

基本構想に掲げた5つのまちづくりの目標を実現するための施策項目です。

3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

●現状と課題

- ①市内には、国、県、市の指定等文化財229件（平成27年10月末現在）をはじめ数多くの文化財があり、文化財調査委員の指導を得ながら保護支援、巡視活動などを行っています。これらの一部は博物館等で一般公開していますが、市民が文化財への理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及を図っていく必要があります。
- ②市内には、約900カ所の埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為などが行われる場合は、一定の行為を制限、禁止していますが、制度の周知により文化財の保護を図っていくことが必要です。
- ③本市は、建部清庵、大槻三賢人（玄沢、磐溪、文彦）、千葉胤秀、長沼守敬、芦東山、青柳文蔵、真山梧桐、伊藤勇雄、屋須弘平など多数の偉人、先人を輩出しています。先人の功績を次代に伝えるため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成することが必要です。
- ④郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や学校行事を通じて、その継承が図られているほか、伝統芸能大会などが定期的に関開かれ、相互交流や情報発信の場となっていますが、NPO、ボランティア、各種団体、行政等が連携を図り、活動の継続と後継者を育成する必要があります。
- ⑤市内には、各地域で収蔵されている資料が約1万件あり、市内の収蔵施設に保管しています。これらの資料は、未公開、未活用が多く、適切に管理するとともに、地域住民の創造的な活動を一層促進するためにも、展示、公開するなど活用に努める必要があります。

資料編に用語の解説を掲載しています。

「現状と課題」を踏まえた具体的な取組内容を示しています。

●施策の展開

(1) 文化財の保存、活用

- ①市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ②文化財の標柱、解説板の整備など、市民が文化財の価値について理解を深められるよう情報発信に努めます。
- ③埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為等に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。
- ④市内の収蔵施設に保管されている歴史、民俗、考古資料の評価、整理を行い、適切に保存するとともに展示、公開に努めます。
- ⑤地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援を行います。

他の施策項目と特に関連があることを示しています。

(2) 地域文化の伝承 ★

- ①収集した民俗資料の整理を促進し、まちづくりスタッフ会議及び総合計画審議会から各分野の学ぶ機会の充実を図ります。「施策の展開」の中で最重要で喫緊に取り組むべき施策と意見を付された項目を示しています。
- ②本市ゆかりの偉人、先人の功績を顕彰し、郷土への誇りと愛着心を高め、機会を拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を高めま。
- ③伝統芸能の保存、伝承に取り組む団体等の調査を行い、後継者育成や地域との関係強化を主眼として保存、伝承の支援に努めます。

施策の進捗度合いを示すため、現状値と5年後の達成目標を掲げています。

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 標柱・解説板の設置数	基	76	166	毎年15基の増を目指す
2 市内民俗芸能団体数	団体	57	57	民俗芸能が途絶えず伝承されることを目指す

市民との協働により計画を推進するため、市民みんなで取り組む内容を示しています。

◎市民の参画

(1) 文化財の保存、活用

- *施設見学や研修会への参加などを通じ、地域の文化財に触れたり、学んだりしながら、郷土の歴史文化に対する意識や関心を高めましょう。
- *文化財防火デーなどの事業に関心を持ち、地域の誇りであり、財産である文化財に対する愛護の心を育てましょう。

(2) 地域文化の伝承

- *地域に誇りを持てるよう、伝統芸能の伝承活動や愛護活動に取り組みましょう。
- *地域ならではの祭り、郷土料理、年中行事の伝承や景観保全活動に取り組み、地域文化を次代に引き継ぎましょう。

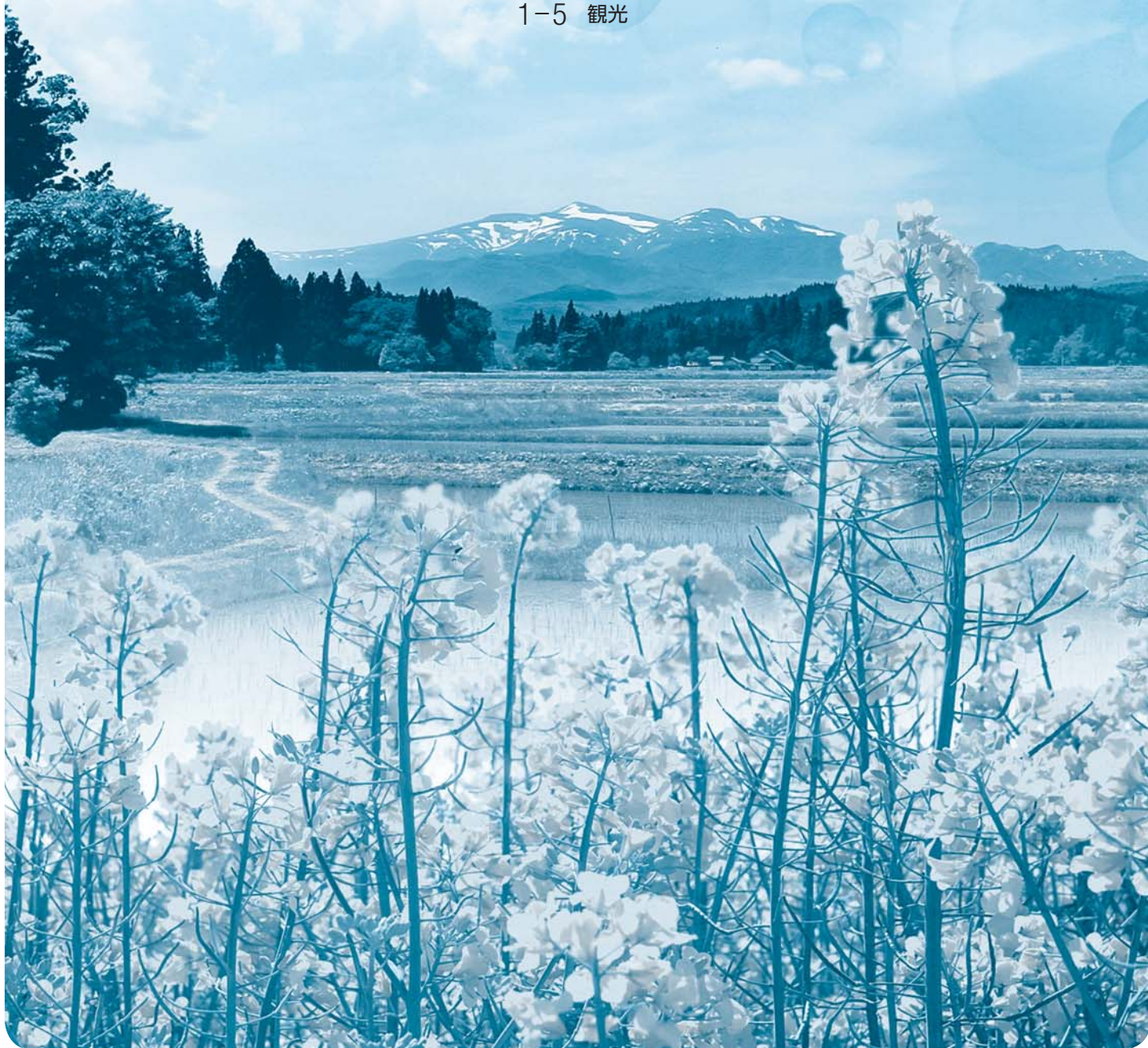


◎【連携1-1 (4) 農村コミュニティの活性化】 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】 【連携3-2 (1) 教育内容の充実】 【連携3-4 (4) 博物館機能の充実】

1

地域資源をみがき生かせる 魅力あるまち

- 1-1 農林水産業
- 1-2 工業
- 1-3 商業・サービス業
- 1-4 雇用
- 1-5 観光



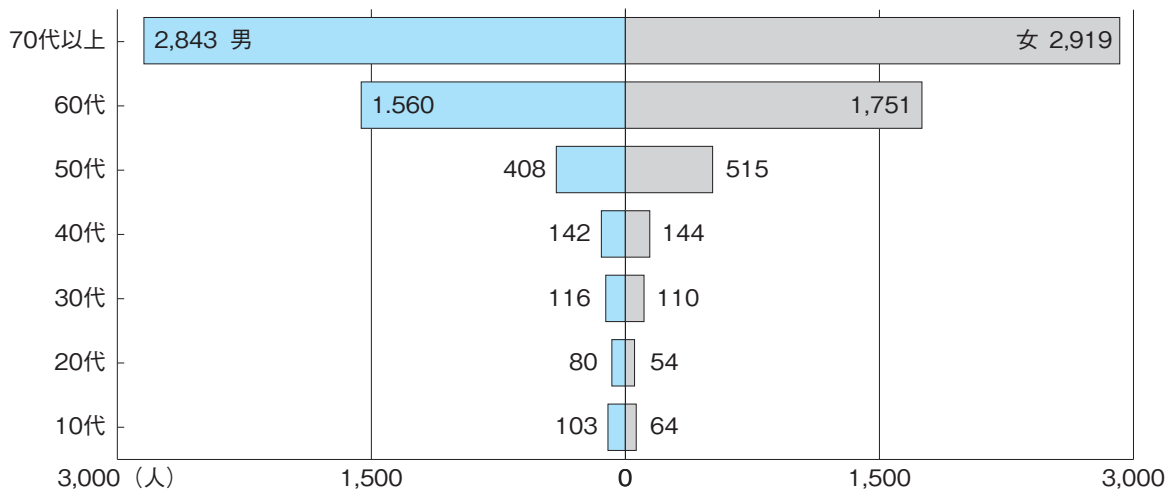
1 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

1-1 農林水産業

◎現状と課題

- ①農業は、人々の命と健康を支える食に関わる極めて重要な産業であり、本市の広大な農地は安全な農産物を安定的に供給する役割を担っていることから、基幹産業として位置付け、今後一層、農業振興に力を注ぎ、生産性の高い農業経営を確立していくことが必要です。
- ②本市は小規模な農業経営体が多く、農業従事者の高齢化と減少が進んでいます。さらに米価下落による農業所得の低迷は耕作放棄地の増加を招いており農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されています。地域と農業を守るためには、農業を担う人材や組織の育成及び消費者が求める安全で質の高い農産物を安定的に生産し、信頼される産地としてのブランドの確立を進めるとともに、地元でも消費する取組の強化、生産基盤の整備と集落営農の組織化を図り、低コストで持続可能な営農形態の構築及び高齢者や女性を生かした営農を推進することが必要です。
- ③本市の農地は中山間地域に急傾斜で小区画のほ場が多くあるため、水田整備率は40%にとどまっており、集落営農や法人化による農地集積を進める上で課題です。この課題を解決するためには、集落や地域ごとの地域農業マスタープラン^{*}の策定を推進し、担い手や集落営農組織を効率的かつ安定的な経営体として育成することが急務となっています。また、農業経営を維持するためには、農地及び農業用施設の基礎的保全活動への支援や、農業用施設の補修等^{*}のための共同活動並びに施設の長寿命化^{*}を図る資源向上のための活動への支援が必要です。

販売農家の年齢別農業就業人口
(自営農業に主として従事した世帯員数)



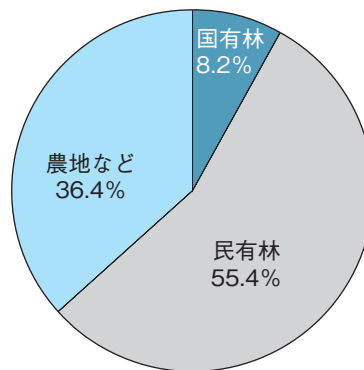
資料：2015年農林業センサス農林業経営体調査結果概要（概数値）

- ④本市の農業は、水稻を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が行われています。主な農産物としては、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、シイタケなどがあります。なお、生産における課題として、水稻については低コスト生産技術の確立と売れる米づくりの推進、野菜については施設整備などによる専作農家の育成、果樹については品種更新、改植による低コスト化と高品質生産、花きについては作付面積の減少傾向に対応した品質向上と安定生産、肉用牛及び酪農については、従事者の高齢化による飼育頭数減少への対応が求められています。
- ⑤人口減少や高齢化の影響は農村地域ほど大きく、農家、非農家を問わず協力して農村を支えていく必要があります。農村に人が集まり生活しながら、地域活動の維持のためにも可能な範囲で農林業を学んでいく取組を考えることが重要です。そのため、本市の農業、農村に興味を持つ都市部の人を地域おこしにつながる人材として受け入れ、地元住民が気づかない魅力の発掘や就農意欲の醸成による波及効果を高めるなど農村地域の活性化につながる継続的な取組が必要です。
- ⑥農林業は、農産物の生産のみならず農村地域が有する豊かな自然環境や伝統文化など、農村の持つ有形無形の資源を有しており、その再確認を図っていくことが求められています。そこで、地域の特色を生かした教育旅行の受入や着地型観光の取組を中心とした交流人口の拡大、地域資源を生かした6次産業化^{*}の取組を進めることが求められています。また、農林業が他産業と同様に職業として選択されることは重要であり、労働力が豊富な都市部の若者に対し、本市の農林業の魅力を最大限にPRし、新規就農や雇用機会を拡大する取組が必要です。
- ⑦豊かな自然に囲まれる本市の森林面積は79,126haで市域の63%を占めています。森林は木材等の資源を生み出すとともに、水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、多面的な公益的機能を有しています。森林の価値を地域の資源として、あらためて評価するとともに、地域循環型のエネルギー源として、また、森林が有する多様な機能が十分に発揮されるよう、広く市民の理解と認識を深めながら、有効活用と環境保全に努めることが必要です。また、水源域となる奥山の森林保全とともに、市民の森林学習や意識啓発にもつながる身近な里山の自然に親しみ、また成熟期を迎えた森林資源を有効に活用できる市民に開かれた環境づくりが必要です。
- ⑧原生的な自然が残る奥羽山脈の尾根に当たる部分には、野生動植物の広域的なつながりの確保を目的に、東北地方の中央を貫く形で延長400kmに及ぶ「奥羽山脈緑の回廊」が設定されています。また、多様な動植物が生息する原生林を保護するものとして、岩手、宮城、秋田の3県にまたがる栗駒・柎ヶ森周辺森林生態系保護地域が設定されており、野生動植物の保護などに着目した学習の場としての活用が期待されています。
- ⑨市西部の須川、真湯周辺には、国有林を活用したレクリエーションの森が設定され、自然観察教育林として真湯、須川、また、野外スポーツ林として真湯が位置付けられています。一方、三陸の海を望む室根地域の矢越山では、「森は海の恋人」を合い言葉に、宮城県気仙沼市の漁業者との交流を源流として市民参加による森を育てる運動が展開され、森と海とを結ぶ交流活動の全国的なモデルとなっています。

1-1 農林水産業

- ⑩本市の林業を取巻く環境は、長引く木材流通の停滞と東日本大震災の影響により不振が続いていましたが、県内での合板工場等の稼働などにより木材需要が増加に転じたものの、価格は依然低迷したまま推移しています。また、林業従事者の高齢化や後継者不足により従事者人口も減少しており、木材価格の上昇と担い手などの労働力確保が課題です。
- ⑪昭和30年代に植林を実施した針葉樹等は、伐期齢を越え成熟期を迎えています。木材価格の低迷や労働力の不足などから適切な時期での伐採がなされず、管理が不十分な森林が増加しています。成熟期を迎えた森林を地域資源としていかに活用するかが課題であり、地域の循環資源として将来に向けた植栽を実施することで、山を若返らせながら健全な森林の管理を行うことが必要です。また、化石燃料の価格高騰や環境負荷への配慮から、地域資源に着目した里山の資源の循環活用も必要です。
- ⑫内水面漁業については、アユなどの淡水魚やモクズガニ、沼エビなどが活用されており、漁業資源の確保や河川環境の保全などによる内水面漁業振興が求められています。

市域に占める国有林・民有林の割合



資料：岩手県林業の指標（平成24年度）

●施策の展開

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

- ①農業が魅力ある産業として他産業と同様に職業として選択されるよう、生業としての就農の推進に努め、農業経営指導員等による経営指導、栽培管理技術の向上、低コスト対策などの研修の機会を設け、意欲的な営農に向けての支援と農業所得の向上を図ります。
- ②認定農業者の掘り起こしや新規就農者の確保、集落営農組織や農業法人の育成、6次産業化^{*}の推進などにより、担い手となる農業経営体を支援するとともに、児童、生徒から学生等に至るまで、段階的に農業の魅力を感じ取る機会の創出に努めます。
- ③森林組合などを担い手の中心とするほか、関係機関と連携し、地域林業のリーダーとなる人材の育成、確保に努めるとともに、木質バイオマス等の循環エネルギー^{*}の利活用による新たな産業の創出及び普及による就労の場の確保に取り組み、豊富な森林資源を活用する担い手の育成を積極的に行います。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- ①豊かな自然環境を生かしながら、農業を支える生産基盤の整備を進め、地域農業を担う中心経営体の育成を目指します。
- ②区画整理や暗渠排水等の農業生産基盤整備を積極的に推進し、大型機械による農作業の効率化を図りながら、地域農業マスタープランや農地中間管理事業などを活用し、担い手への農地集積を加速させます。
- ③農業用水の確保やため池等の防災減災対策として、老朽化した用排水路やため池の点検診断を実施し、長寿命化^{*}に向けた対策を行います。

(3) 農業の有する多面的機能の発揮 ★○₁

- ①国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が十分に発揮できるよう、地域の共同活動による農地及び農村景観の保全を推進します。
- ②農業の有する多面的機能が、市民に多くの恩恵をもたらすものであることを踏まえ、その発揮を図る取組に対し、集中的かつ効果的に支援します。
- ③多面的機能の発揮に当たっては、農家、非農家に関わらず地域住民が一体となって取り組まれる共同活動が、良好な地域社会の維持、形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効果的な利用の促進にも資することから、地域ぐるみでの取組を推進します。

(4) 農村コミュニティの活性化 ○₂

- ①農地保全への取組とあわせ、地域の多様な資源を生かした6次産業化^{*}などの取組を推進し、農村の活性化を目指します。
- ②人々が集い、相談や共同作業、短期間の農林業体験宿泊が可能な施設の整備を図りながら、伝統、文化の継承など農村の持つコミュニティ機能の維持と活性化を目指します。
- ③都市部から、地域おこし協力隊や緑のふるさと協力隊員を招き入れ、本市の新たな魅力の発見や新しい風を吹き込むことにより、農村の活性化を目指します。

(5) 農林水産物の生産、販売支援 ★○₃

- ①食の安全安心を基本としながら、農業者の知恵と工夫をもとに、山間部や平野部など地域の特色を生かした農産物の生産振興を図ります。また、6次産業化^{*}や農商工連携の促進による地元農産物の付加価値向上に努め、インターネットを活用した商品のPRや販売支援等の情報発信を行うとともに、地産地消、地産外商^{*}による販路拡大を進め、地域の豊かな恵みが育む一関ブランドの確立を目指します。
- ②農産物の重点品目として、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご及び特用林産物のシイタケの生産拡大を図るとともに、特産品としての曲りねぎや南部一郎カボチャ、ナタネ等の生産、販売を促進します。
- ③アユ、ヤマメ、イワナ、モクズガニ等の生息環境の保全に努めるとともに、放流事業の支援等により内水面漁業振興を図ります。

○ 1 【連携4-5 (3) 景観形成の推進】
2 【連携1-5 (2) 体験型観光の振興】
2 【連携3-7 (2) 地域文化の伝承】

2 【連携2-6 (1) 移住定住の促進】
3 【連携1-2 (3) 地域内発型産業の振興】

1-1 農林水産業

(6) 森林の適正管理と利活用 ○₁

- ①自然植生を生かした生態系保全森林、木材生産を主体とする資源循環利用森林、日常的に利活用が容易な生活環境保全森林など、その特性に応じた森林の保全と整備に努めます。
- ②自然環境の保全や水源かん養、温暖化防止、気候調節などの森林が有する公益的機能に対する市民の理解を広めるため、市民やボランティア団体等の参加を求めながら、森林の保全や利活用に努めます。
- ③森林の持つ水資源のかん養、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮できる健全な森林づくりを目指し、適切な間伐や択伐^{*}施業を推進し、優良な木材の生産や販売を促進します。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用 ○₂

- ①本市の森林資源の多くが適齢伐期にあることから、地域循環型の資源エネルギーとしての利活用を推進することにより、林業の振興や森林資源の育成に携わる人材確保に努めます。
- ②これまで利用されることのなかった切捨間伐材、松くい虫被害木やその処理木などの未利用材を、地域の木質バイオマス^{*}資源エネルギーと捉え、その活用に努めます。

(8) 森林と市民との関わりの創出 ○₃

- ①森林生態系保護地域など、生態系や自然環境の維持に資する優れた森林の保全に努めます。
- ②自然公園をはじめとする優れた自然の保全に取り組みながら、特に子どもたちが親しめる森林を整備するなど、自然を学び、心身をリフレッシュする場の創出に努めます。
- ③河川の持つ潤いのある空間や水資源としての重要性を再認識するため、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、水源としての役割を担う森林の保全に努めます。
- ④里山をはじめとする市街地の身近な自然は、人と自然とのふれあいの場として、また、都市景観の要素として貴重であることから、その保全を図ります。
- ⑤伐採跡地が荒廃しないよう適切な再造林を推進し、森林を若返らせながら、循環する地域資源として森林から生じるさまざまな資源の確保に努め、自然を保護する市民団体や森林愛護少年団などの活動を促進します。



○₁ 【連携4-1 (1) 自然の保全と活用施策の充実】
 2 【連携4-3 (1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進】

2 【連携4-4 (3) 環境自治体のシステムづくり】
 3 【連携4-1 (1) 自然の保全と活用施策の充実】

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	新規就農者数	人	373	493	毎年20人の増を目指す
2	農業法人数	件	61	85	毎年4件の増を目指す
3	地域農業マスタープラン [*] の登録件数	件	31	43	毎年2件の増を目指す
4	水田整備率	%	40.1	46.1	毎年1ポイントの増を目指す
5	農用地の利用集積率	%	39.1	45.7	岩手県「農地集積の現状と目標」の伸び率に準ずる
6	農業振興地域内の農用地	ha	19,803	19,705	国の定める確保すべき農用地等の面積の目標に準ずる
7	6次産業化事業化件数 [*]	件	54	66	毎年2件の増を目指す
8	振興作物（野菜）の出荷量	t/年	4,596	5,056	J Aいわて平泉「販売計画」の目標の伸び率を目指す
9	振興作物（花き）の出荷量	千本/年	12,790	13,685	J Aいわて平泉「販売計画」の目標の伸び率を目指す
10	振興作物（果樹）の出荷量	t/年	1,836	1,891	J Aいわて平泉「販売計画」の目標の伸び率を目指す
11	和牛子牛出荷頭数	頭/年	3,577	3,200	減少傾向であることから減少率を10%程度に止める
12	肉用肥育牛出荷頭数	頭/年	1,213	1,100	減少傾向であることから減少率を10%程度に止める
13	生乳の出荷量	t/年	13,754	13,200	減少傾向であることから減少率を4%程度に止める
14	間伐実績	ha	566	600	おおむね6%増を目指す
15	燃料用チップ生産量	BD t/年	25,000	25,900	おおむね4%増を目指す

●市民の参画

(1) 魅力ある農林業と担い手づくり

- * 新規就農や定年後の農業経営への参画、農作物の栽培に挑戦しましょう。
- * 農地の保全や農村環境の保全など農業の持つ多面的機能に対する理解を深め、集落での維持管理活動を行いましょ。
- * 農林業体験を通して農村、山村の魅力を体感しましょう。
- * 水源のかん養や国土の保全、地球温暖化防止など、森林の持つ多面的、公益的機能や地域の資源としての森林の役割について、理解を深めましょ。

(2) 農業生産基盤の整備と担い手育成

- * 農事組合法人及び集落営農組織と市民との協働による農業祭や各地域の収穫祭等のイベントを開催ましょ。
- * 土地改良区等が開催する農業用施設の見学などに参加し、地域農業に対する理解を深めましょ。

1-1 農林水産業

(3) 農業の有する多面的機能の発揮

- * 地域内の農道、用排水路や宅地まわりを中心に地域の住民が参加して草刈りや泥上げに協力しましょう。
- * 休耕農地や集会施設周辺の土地を活用し、農村の景観形成を進めましょう。

(4) 農村コミュニティの活性化

- * 農業や農村の魅力を理解するため、体験型イベントに参加しましょう。
- * 生まれ育った郷土の文化に興味を持ち、伝統を守り伝える活動に協力し、農村の魅力を情報発信しましょう。

(5) 農林水産物の生産、販売支援

- * 地元産農林水産物を使用した特産品の開発や販路拡大に取り組みましょう。
- * 地元産農林水産物を愛用する地産地消に取り組みましょう。
- * 地元産農林水産物を活用した料理の工夫と普及に取り組みましょう。
- * 農産物直売所などを利用するとともに、生産者と消費者の交流が図られるイベントなどへ参加しましょう。

(6) 森林の適正管理と利活用

- * 森林の伐採後の植栽活動を実施し、山を若返らせながら継続的に森林資源が循環するまちづくりに協力しましょう。
- * 山林を所有している方は、自分の所有山林の状況を現地で確認しましょう。

(7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用

- * 切捨間伐材など未利用材を地域バイオマス資源エネルギーと捉え、薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマス^{*}を活用した暖房器具の良さを見直しましょう。

(8) 森林と市民との関わりの創出

- * 森林や身近な里山に親しむため、森の恵みを再発見する体験型イベントなどの企画に参加しましょう。
- * 栗駒山や室根山をはじめとする郷土の山に愛着を持ち、登山などを通じて森の恵みを体感しましょう。



1-2 工業

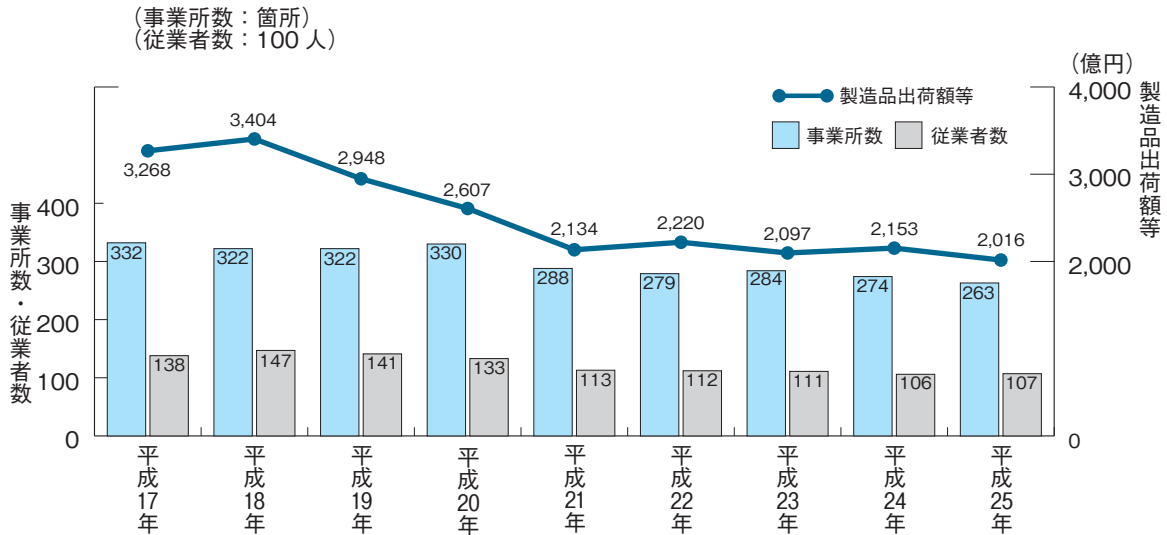
●現状と課題

- ①本市は、盛岡市と仙台市の中間に位置し、東北のほぼ中央、さらに沿岸部と内陸部をつなぐ結節点にあります。また、岩手県南から宮城県北の経済や文化及び教育の中心となっており、北上川流域の製造業が集積したエリアに位置しており、この優位性を生かした工業振興施策の展開が求められています。
- ②本市の製造業の特徴は、情報通信機械器具、電子部品・デバイス・電子回路、食料品製造業を中心に、電気機械器具、パルプ・紙・紙加工品、はん用機械器具製造業など幅広い業種の企業が操業しており、現在、市内で操業している製造業に分類される企業は263事業所（平成25年工業統計）となっています。
- ③社会経済の環境が激しく変化する中、市内企業の大部分を占める中小企業をはじめとする個々の企業においては、これまでに培ってきた技術やノウハウを生かした経営に加え、時代の環境変化に対応した経営革新が求められています。また、新技術の導入や新分野への展開、既存事業の拡大等を行う場合には、新たな設備投資が必要となることが多く、負担軽減のための融資制度や補助制度を有効に活用することが求められています。
- ④国内の製造業は、経済のグローバル化による低コスト生産に迫られ、製造工場の海外展開を積極的に進めてきた結果、国内の産業や雇用の空洞化が進み、本市の工業にも大きな影響を与え、特にも地場の中小企業には深刻な影響をもたらしています。また、国内の工場は、海外工場への助言やグローバル生産ネットワークの先導などマザー工場^{*}としての役割が期待されるとともに、これまで以上に高い技術、品質と生産性の向上が求められています。
- ⑤県では特に、自動車、半導体、医療関連産業への施策を展開しているところであり、成長性の高い分野での取組が求められるとともに、ものづくりに対する人材育成が急務となっています。
- ⑥これからの人材育成については、多様な社会ニーズへの対応や新たな産業を創出することのできる創造性豊かな人材が求められることから、（公財）岩手県南技術研究センターや（独）国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校等を活用した人材づくりが必要です。
- ⑦産業力強化による経済活性化を図るためには、産学官の連携及び支援体制の充実による技術力の強化が必要であり、地域内企業連携の一層の促進と活動を促すための支援が必要です。また、本市工業の裾野をより広げるために、6次産業化の促進など新産業や新事業の創出、育成に向けた積極的な取組が重要です。
- ⑧本市は、企業立地の際の多様な優遇制度を有するなど、他地域と比較して有利な条件を備えています。このような優位性を最大限に活用し、企業誘致活動を進めるほか、空き工場の情報提供や県との連携による企業立地の支援など、企業ニーズに柔軟に対応した施策展開により競争力のある産業育成を図ることが重要です。
- ⑨本市を中心とした北上高地が国際リニアコライダー^{**}（I L C）の国内建設候補地とされていることから、県をはじめ関係機関と連携を密にし、I L C関連産業への参入可能性につ

1-2 工業

いて調査検討する必要があります。また、I L C誘致によって、新たな産業の創出や関連産業の集積が見込まれることから、誘致の動向を見極めながら、工業団地や貸し工場など、企業の立地環境の整備を計画的に進めていく必要があります。

製造品出荷額等の推移



資料：工業統計

●施策の展開

(1) 工業の振興

- ①工業振興計画を策定し、本市における工業の目指すべき方向性を明らかにするとともに、社会動向に即応した施策の展開を図ります。特に、市内企業の大部分を占める中小企業の振興や経営の安定を図るための取組を推進します。
- ②企業の競争力を強化するため、(公財)岩手県南技術研究センターの活動を支援し、企業の技術力、研究開発力及び品質管理能力の向上を促進します。
- ③高品質化への支援体制を強化するため、(公財)岩手県南技術研究センターの試験分析機器の充実が図られるよう支援するとともに、技術員による技術相談、分析や分析結果への対応等のサポート体制の強化を支援します。

(2) ものづくり人材の確保と育成 ★○

- ①関係機関と連携を図りながら就職ガイダンスや企業説明会、企業見学バスツアー、企業情報交換会を実施するなど学生、社会人等と企業の交流や情報交換の機会の充実を図ります。
- ②技術、技能習得を目指した研修の充実を図るため、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校をはじめ理工系高等教育機関や産業支援機関などと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理や加工技術などの研修を実施し、地域企業の人材育成に取り組みます。
- ③技術、技能検定による各種資格取得を目指した研修の充実を図り、高品質で付加価値の高

○【連携1-4 (1) 関係機関との連携による就業支援】
○【連携1-4 (3) 能力開発と人材育成】

いものづくりを支援します。

- ④新入社員等の若手社員のスキルの向上を図るとともに、次代を担うリーダーを育成するための研修を行います。

(3) 地域内発型産業の振興 ★○₁

- ①産学官の連携を図り、企業間連携や共同研究への取組などによる新製品、新技術の開発及び事業化を支援します。
- ②両磐インダストリアルプラザなど工業関係団体と連携し、地域の企業間の交流を活発にしながら、新たな事業展開や起業に向けた取組を支援します。
- ③(公財)岩手県南技術研究センター等との連携のもと6次産業化^{*}の促進など地域資源を活用した新たな産業の創出を図ります。

(4) 企業誘致の推進 ○₂

- ①企業が立地しやすい環境整備と企業誘致活動を積極的に展開します。
- ②就労の場の確保や地域活力の維持、経営基盤の確立を図るため、工業団地や貸し工場の整備、空き工場等の活用など、企業ニーズを的確に捉えた立地環境の整備を進めるとともに、企業立地に対する県等の助成制度の活用を図りながら、企業誘致に積極的に取り組みます。
- ③自動車関連産業の集積の流れやI L Cの動向などを注視するとともに、交通アクセス等の本市の優位性を生かし、食品関連産業や企業の研究開発部門など、将来を見通した誘致活動を展開します。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	製造業の製造品出荷額	億円/年	2,016 (※)	2,200	東日本大震災前(H22)の水準を目指す ※現状はH25
2	(公財)岩手県南技術研究センター 試験分析件数	件/年	910	900	毎年、同程度の試験分析件数を目指す
3	品質管理検定合格者数	人	541	1,080	毎年90人の増を目指す
4	研究機関等との共同研究数	件/年	2	5	2.5倍を目指す
5	誘致企業数	社	21	33	毎年2社の増を目指す
6	製造業事業所数(従業員4人以上)	社	263 (※)	280	東日本大震災前(H22)の水準を目指す ※現状はH25

○₁ 【連携1-1 (5) 農林水産物の生産、販売支援】
○₂ 【連携2-6 (1) 移住定住の促進】

1-2 工業

●市民の参画

(1) 工業の振興

* 工業をはじめとする地元産業への理解を深めるため、工場見学や市内企業が出展する展示会などに出かけましょう。

(2) ものづくり人材の確保と育成

* 技術や技能を取得するため、検定受検に取り組むとともに市などが行う各種研修会に参加し、高品質で付加価値の高いものづくり産業の圏域をつくりましょう。

(3) 地域内発型産業の振興

- * (公財) 岩手県南技術研究センターや(独) 国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの学術試験研究機関を活用し、新製品や新技術の開発に挑戦しましょう。
- * 産学官による情報交換や企業の取組等を知ることができる産学官イブニング研究交流会^{*}へ参加し、企業間の連携強化に取り組みましょう。

(4) 企業誘致の推進

* 企業や市が行う情報発信を通じ、市内に立地した企業や産業支援機関等の活動について理解を深めましょう。

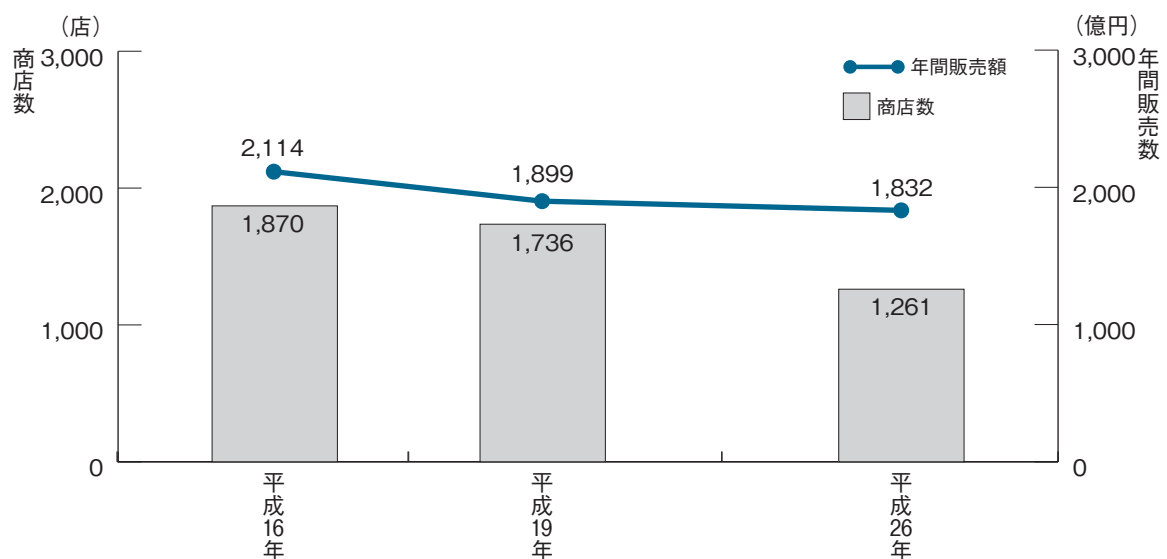


1-3 商業・サービス業

●現状と課題

- ①市内企業の大部分を占める中小企業においては、市場開拓力、資金調達力などの確立のほか、情報発信力や地域内企業ネットワークの形成、経営を担う人材の育成が必要です。
- ②商店街を再生し賑わいを創出していくためには、商店街の各店が個性を発揮し、郊外店舗との差別化を図ることを基本に、魅力ある商品、個店ならではのサービス提供、担い手の育成など、地域コミュニティに根差した商店街づくりが必要です。
- ③本市の商業の状況をみると、商店数、従業員数、年間販売額ともに減少傾向が続いています。また、郊外型の大型店等の出店により、各地域に形成された既存の商店街や地域に密着して立地する中小の商店の経営は厳しい状況に置かれています。さらには、経営者が高齢化し、後継者不足も課題です。
- ④商店街の賑わいの創出や課題解決に取り組んでいますが、それぞれの地域に密着したきめ細かな商業活動のため、本市の風土を生かした特産品の振興など、継続的な支援が必要です。
- ⑤一関地域市街地活性化施設「なのはなプラザ」は、平成25年4月1日のオープン以来順調に利用され、2年4か月で入館者数は100万人を突破しましたが、周辺商店街への経済的な波及効果が求められています。
- ⑥女性や若者などが、起業しやすい環境づくりが求められており、さらには、商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援が必要です。

年間商品販売額の推移



資料：商業統計

1-3 商業・サービス業

●施策の展開

(1) 商業、サービス業の振興

- ①中小企業の情報受発信力の向上を促進するとともに、事業資金の低利融資、利子補給等を行い、市内中小企業の振興、経営の安定を図ります。
- ②商工会議所等の関係団体への活動を支援するとともに、これらの団体と連携し、中小企業におけるさまざまな課題を解決するための支援、経営診断や運営相談の充実、起業創業支援など、中小企業の経営合理化、効率化を促進します。

(2) 商店街の活性化 ○

- ①商店街組合等が主体的に行う事業を支援し、商店街としての結束力を高めながら、集客につながるイベント開催などの展開により、商店街の賑わい創出と地域コミュニティの形成を図ります。
- ②空き店舗の活用を促進し商店街への新規参入を誘導するため、空き店舗への入居支援を行います。
- ③商店街街路灯のLED化を推進します。
- ④なのはなプラザを会場とした各種イベントの開催や歴史文化を生かしたまちなかの整備を図るなど、中心市街地の活性化を図るとともに商店街の賑わいを創出します。

(3) 活力ある商業の振興 ★

- ①後継者となる人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興を図ります。
- ②消費者ニーズに対応した品揃えやサービス提供を図るとともに、商工会議所等と連携し、経営指導や従業員研修、情報交換等を支援するなど、個店の魅力づくりを促進します。
- ③特産品が育まれた風土や製法等へのこだわりも含めたPRを図るため、見学体験を織り交ぜた特産品販売の取組を支援するとともに、新たな特産品の開発を促進します。
- ④女性や若者などによる起業が、商店街の再生や賑わい創出に大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりを支援します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 市等制度資金利用件数	件/年	564	620	おおむね10%増を目指す
2 商店街空き店舗率	%	25.88	23.29	2.59ポイントの減を目指す
3 商店街の街路灯のLED化率	%	55.4	100	100%を目指す

●市民の参画

(1) 商業、サービス業の振興

* 市内企業の製品や個店の品揃え等について理解を深め地元での消費に協力しましょう。

(2) 商店街の活性化

* 商店街のイベントに参加するなど、地域の魅力に触れながら活性化を応援しましょう。

* 市内の商店街を利用し、まちなかの賑わいをつくり出すとともに地域の結びつきを高めましょう。

(3) 活力ある商業の振興

* 本市の特産品の素晴らしさを再発見し、贈答品などに利用して、特産品の魅力を市内外に伝え「いちのせき」を売り出しましょう。

* 起業者の活動に対し理解を深め、地域づくりや賑わいづくりを一緒に進める一員として迎え入れましょう。

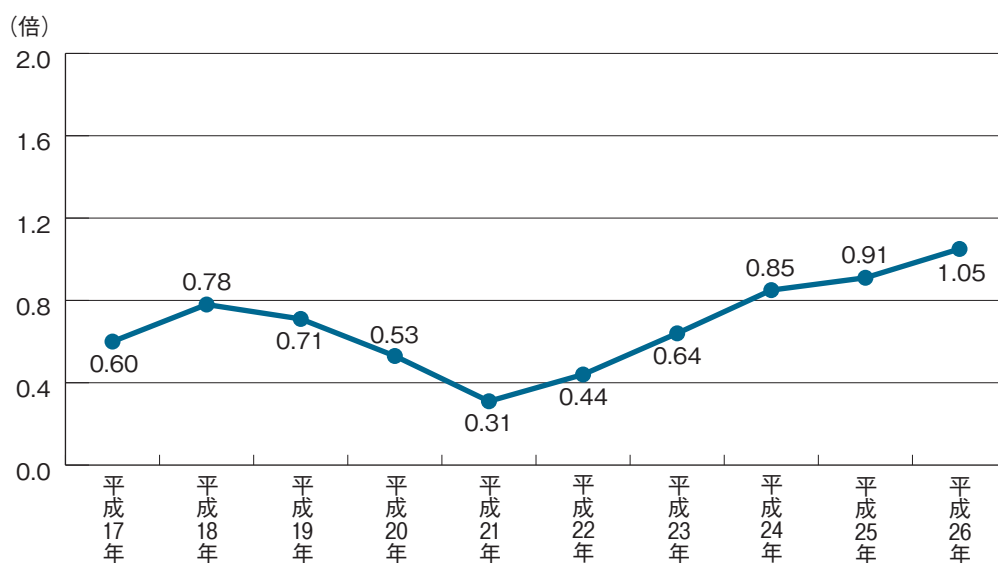


1-4 雇用

◎現状と課題

- ①雇用情勢は、リーマンショック後の厳しい局面から脱し、東日本大震災の復興事業や企業の生産回復等により、改善傾向にあります。しかしながら、求人内容は、正規雇用よりも期間雇用、パート、臨時などの非正規雇用が多い状況にあり、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を確保するため、正規雇用の拡大に向けた取組が課題です。また、復興事業の影響や高齢化社会の進展等により、建設関連産業、医療、福祉関連産業では人材不足が続くなど、企業経営に大きな影響を及ぼしています。
- ②新規高卒就職希望者は、近年、100%の就職率となっていますが、地元就職率は、50%前後で推移しており、また、就職後、早期に離職する若者も多く、若者の地元就職とあわせ、職業選択のミスマッチ解消や就業定着が課題です。さらに、人材不足が深刻化する中で、地元企業における魅力ある職場づくりと女性の職場復帰、就業支援等が求められています。
- ③このような状況を踏まえ、国、県の関係機関と連携し、就労条件や働きやすい環境の整備など、勤労者福祉の充実を図る必要があります。
- ④団塊世代の退職や若者のものづくり離れ等により、ものづくりの技術者、後継者が減少しています。また、職業訓練施設での長期在職者訓練の受講者数も減少傾向にあり、ものづくり人材の育成と確保、さらには、ものづくりの技術、技能の伝承が課題です。
- ⑤求職者等を対象とした短期訓練では、早期就職を目指し、スキルアップに取り組む求職者のため、事務系や介護系の訓練を実施しています。

一関公共職業安定所の有効求人倍率の推移 (原数値一般及びパートを含む全数)



資料：岩手労働局

●施策の展開

(1) 関係機関との連携による就業支援 ★○¹

- ① 無料職業紹介所やふるさとハローワークにおいて、求職者の相談、職業紹介を行うほか、岩手県南、宮城県北のエリアを対象とする中東北就職ガイダンスの開催や人材バンクを創設するなど求職者の早期就業とUIJターン就職希望者の支援に取り組みます。
- ② 特に、若者の地元就職及び就業定着を支援するため、ハローワーク一関、ジョブカフェ一関やいちのせき若者サポートステーション[※]など関係機関と連携し、キャリア教育[※]の支援、高校生や高校教諭、大学関係者と企業との情報交換会や企業見学ツアー開催などに取り組みます。
- ③ 新入社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催し、就業定着と魅力ある職場づくりを支援します。さらに、地元企業に対し、正規雇用の拡大に向けた働きかけを行うとともに、新規高卒者等の人材育成を支援します。
- ④ 職業訓練施設での求職者訓練等により、求職者のスキルアップや就業意識の啓発などを行い、早期就職を支援します。
- ⑤ 働く女性、働きたい女性のスキルアップを図るため、セミナー等を開催するほか、関係機関と連携し女性の就業支援に取り組みます。

(2) 勤労者福祉の充実 ○₂

- ① 勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう勤労者への福利厚生[※]の充実を支援します。
- ② 勤労者の生活安定を図るため、生活資金や住宅資金等の各種融資制度を継続するとともに、小規模企業共済制度や中小企業退職金共済制度の普及に努めます。
- ③ 仕事と生活の調和や子育てとの両立など、国、県等の各種事業の促進や働きやすい労働条件の整備を進めるよう企業等への啓発、情報提供を行います。

(3) 能力開発と人材育成 ○₃

- ① 関係機関との連携により企業ニーズに合った職業訓練事業等を実施し、在職者及び求職者の知識や技術習得を支援するとともに、職業能力開発の促進に努めます。
- ② 特に、ものづくりに関する技術、技能の伝承を支援し、ものづくり産業の振興に努めます。
- ③ ビジネスステージに応じた各種研修会等を実施し、企業の人材育成を支援します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 新規高卒者の管内就職率	%	51.8	60.0	8.2ポイントの増を目指す
2 職業訓練施設における訓練受講者数	人/年	1,730	1,820	おおむね5%増を目指す

○ 1 【連携1-2 (2) ものづくり人材の確保と育成】
1 【連携2-6 (1) 移住定住の促進】
1 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

2 【連携3-1 (1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり】
2 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】
3 【連携1-2 (2) ものづくり人材の確保と育成】

1-4 雇用

●市民の参画

(1) 関係機関との連携による就業支援

- * 地元「一関で働く」ことの意義について理解を深め、若者の地元就職や就業定着を応援しましょう。
- * 女性の就労に対するさまざまな課題についての理解を深め、女性が働きやすい職場づくりに取り組みましょう。

(2) 勤労者福祉の充実

- * 仕事と生活の調和や子育てとの両立など、働きやすい職場づくりへの理解を深めましょう。

(3) 能力開発と人材育成

- * 職業訓練や各種展示会の見学などを通じて、ものづくり技術、技能の伝承への理解を深めましょう。



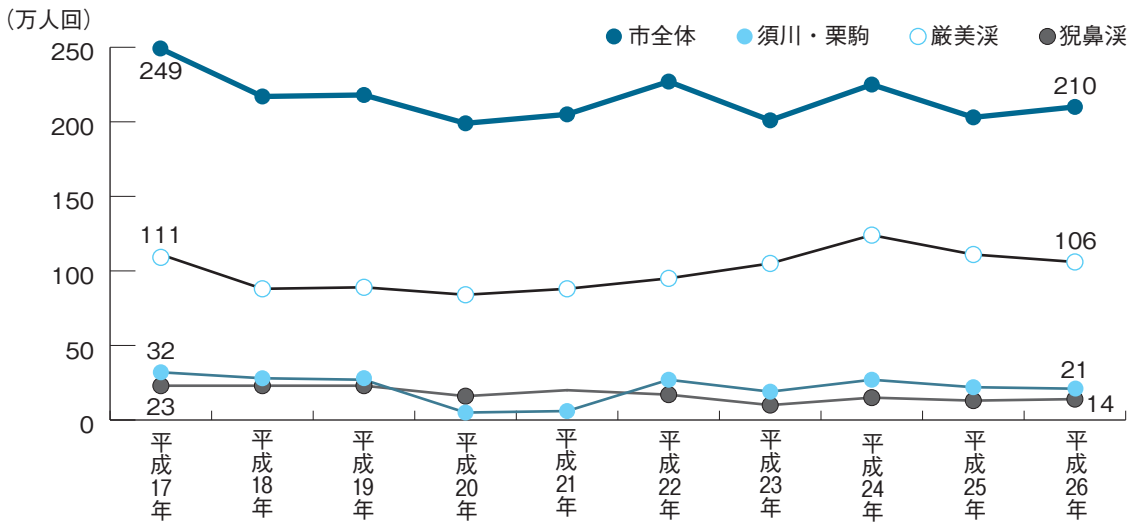
1-5 観光

●現状と課題

- ①本市の観光入込客数は、各観光地の合計で210万人回に達しています。主な観光資源は、栗駒国定公園、巖美溪、狛鼻溪、夫婦石、室根山、一関温泉郷、みちのくあじさい園、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなどです。主なイベントとしては、古くから伝わる室根神社特別大祭、大東大原水かけ祭り、一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、最近では全国地ビールフェスティバルin一関、せんまや夜市、唐梅館絵巻などが代表的です。このように本市にはそれぞれの地域に特色ある景勝地や行楽地、温泉等の観光地が数多くあるとともに、各地域では四季を通じて、多彩な祭りやイベントが開催され、全国から観光客が訪れていますが、入込客数は伸び悩んでいます。
- ②観光地や祭り、四季を通じたイベント等の観光資源は、本市を全国に情報発信する上で有効な手段であり、地域の活性化を図る上で欠かすことのできない重要な要素の一つです。また、観光による交流人口の増加を図ることは、新たな産業の創出にもつながるものと期待されます。
- ③より多くの観光客に来訪してもらうためには、本市全体のブランド価値を高めることが必要ですが、観光資源の発掘と活用、観光拠点の整備、イベント等の開催とともに、市内外の観光資源及び観光施設のネットワーク化を進めていくことが重要です。また、東北有数の観光地である平泉や松島等との連携による観光ルートの開発や特産品、温泉、料理などの本市の特性を生かした魅力ある新たな観光施策の展開を図っていくことも大切です。
- ④一関・平泉バルーンフェスティバルを開催するほか、本市のオリジナル熱気球「黄金の國一関・平泉号」による体験搭乗会を市内外で開催するなど、熱気球を活用した観光客の誘客に取り組んでおり、さらなる誘客の促進が求められています。
- ⑤中高生の修学旅行を含めた学習旅行などの体験型観光の需要は高まってきています。特に、東日本大震災沿岸被災地における防災教育は注目されており、沿岸被災地との連携を図っていく必要があります。
- ⑥一関地方のもち食文化は、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食；日本人の伝統的な食文化」の伝統食の例示として取り上げられ、もち食文化の情報発信の充実に努めています。
- ⑦観光客の受け入れには、道路や駐車場、案内標識等の交通基盤整備を進めるとともに、観光関係団体との連携強化、観光ボランティアの育成等の受け入れ態勢の整備など「おもてなし」を充実することが求められています。
- ⑧世界遺産「平泉」の関連資産である骨寺村莊園遺跡のPRとともに、増加が見込まれる外国人観光客への対応や歴史的価値の理解促進など、国際文化観光の振興が重要です。

1-5 観光

観光入込客数・主な観光地別観光入込客数の推移



資料：岩手県観光統計概要

●施策の展開

(1) 観光資源の発掘及び活用 ★◎₁

- ①観光振興計画を策定し、本市の観光施策の具体的な方向を示すとともに、その推進に努めます。
- ②潜在している観光資源を掘り起こし、自然景観や温泉、郷土食や伝統芸能、地域の祭りなど特色ある観光資源と結び付け、新たな観光ルートを開拓するとともに、PRに努めます。
- ③岩手県南及び宮城県北の広域圏をはじめ、栗駒山麓周辺市村や交流都市等との観光ネットワークを形成し、平泉町など周辺市町村と一体となった滞在型観光の振興を図ります。
- ④滞在型観光の拠点として、美しい景観と温泉情緒が味わえる一関温泉郷のPRに努めます。
- ⑤情報照会への対応や観光情報の提供とともに、「一関の物産と観光展」などを通じて、特産品や魅力ある歴史や風土、優れた景観など、一関ブランドの発信に努めます。
- ⑥一般社団法人一関観光協会の観光案内所を本市の観光情報サービスの総合窓口として位置付けるとともに、観光案内機能の充実により観光客の視点に立ったサービス提供に努めます。
- ⑦熱気球を活用したイベントの充実と周知を図り、首都圏等からの観光客の誘致を推進します。

(2) 体験型観光の振興 ◎₂

- ①ユネスコ無形文化遺産「和食」^{*}の中で伝統食文化として紹介された一関地方のもち食文化を生かしたイベント、体験型観光の構築を図ります。
- ②いちのせきニューツーリズム協議会と連携した体験型観光をはじめさまざまな体験型観光の充実と世界遺産「平泉」^{*}や沿岸被災地の防災教育と連携した教育旅行の誘致を推進します。

◎ 1 【連携2-2 (1) 広域ネットワークの充実】
 1 【連携2-3 (2) 一ノ関駅周辺の整備】
 2 【連携1-1 (4) 農村コミュニティの活性化】

(3) 受け入れ態勢の整備 ①

- ①市民一人ひとりが「おもてなし」の心を持つよう意識の醸成を図るとともに、市民主体の観光ボランティア活動を支援し、観光客の受け入れ態勢の充実に努めます。
- ②わかりやすい観光案内板の設置により、訪れる人、訪れたい人の視点に立った観光客の誘客に努めます。
- ③観光客の円滑な移動手段の確保のため、公共交通機関との連携を図ります。
- ④外国人観光客の受け入れ態勢を整え、外国人観光客の誘客に努めます。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用 ②

- ①岩手県世界遺産保存活用推進協議会等と連携し、骨寺村荘園遺跡^{*}を活用した観光客の誘致を推進します。
- ②骨寺村荘園遺跡^{*}の魅力を発信し、受け入れ態勢の充実に努めます。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 観光入込客数	万人回/年	210	230	東日本大震災前 (H22) の水準を目指す
2 宿泊者数	万人/年	10	11	10%増を目指す
3 一関温泉郷入込客数	万人回/年	29	32	おおむね10%増を目指す
4 教育旅行入込客数	人回/年	9,392	10,300	おおむね10%増を目指す
5 観光ボランティア登録者数	人	70	75	現状維持を目指す
6 外国人観光入込客数	人回/年	5,867	10,000	おおむね倍増を目指す
7 骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,482	36,500	毎年おおむね5%増を目指す
8 ニューツーリズム [*] 実践件数	件	138	198	毎年10件の増を目指す
9 ニューツーリズム [*] 等による交流人口	人	830	1,310	毎年80人の増を目指す



① 【連携2-1 (2) 外国人に優しいまちづくり】

2 【連携3-8 (1) 骨寺村荘園遺跡の保護】
2 【連携3-8 (2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録】

1-5 観光

●市民の参画

(1) 観光資源の発掘及び活用

- * 市内の祭りや郷土料理、伝統芸能などの観光資源に理解を深めるとともに、市内外へのPRに努めましょう。
- * ごみ拾いや沿道の草刈りなど観光地周辺の環境整備に努めましょう。

(2) 体験型観光の振興

- * 新たな体験型観光の提案やプログラムづくりの企画立案に協力しましょう。

(3) 受け入れ態勢の整備

- * 地元の魅力を「おもてなし」の心で伝え、案内する観光ボランティア活動に参画しましょう。
- * 一関の自然や特色あるイベントを理解し、市内外への観光PRに努めましょう。

(4) 骨寺村荘園遺跡の活用

- * 世界遺産拡張登録を目指す骨寺村荘園遺跡^{*}への理解を深めましょう。



©2015 IBFO



2

みんなが交流して 地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

2-2 道路

2-3 公共交通

2-4 地域情報化

2-5 地域づくり活動

2-6 移住定住、結婚支援



2 みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

2-1 都市間交流、国際交流

◎現状と課題

- ①本市の姉妹都市は、福島県三春町、オーストラリア連邦セントラルハイランズ市、友好都市は和歌山県田辺市、埼玉県吉川市、宮城県気仙沼市であり、市民交流が継続的に行われています。これらの交流を全市域への広がり結び付けながら、双方の経済交流に結びつくよう、市民交流の促進に努める必要があります。
- ②さらなる国際交流と多文化共生の推進に向けて、市内国際交流団体等が連携して取り組むための仕組みづくりを検討する必要があります。
- ③本市の平成26年10月末現在の外国人の人口比率は、0.6%となっており、国籍別では、中国、フィリピン、韓国、朝鮮が多くを占めています。多文化共生社会の実現が求められていますが、文化や言語の違いでコミュニケーションがうまくいかないなど、学校教育、市民生活、災害時の対応等の面で課題があります。
- ④現在、各地域の国際交流団体等で日本語教室等、外国人の支援事業を実施しており、これらの事業を通じて交流が行われています。国籍に関わらず同じ地域に暮らす市民として良好な人間関係を築くことが大切であり、市民の活動を支援し啓発に努める必要があります。
- ⑤加えて、国際リニアコライダー^{*}（ILC）の誘致実現後の外国人研究者とその家族の受け入れ等への対応についても、国際交流団体が補完的な役割を果たせるよう支援しながら、市民と外国人が共に安心して暮らせる環境を整備する必要があります。

姉妹都市・友好都市



●施策の展開

(1) 多様な交流活動の推進 ★

- ① 姉妹都市、友好都市については、その意義と役割を大切にしながら双方の市民交流の促進と拡大に努めます。
- ② 国際交流を目的とする各種団体や学校等の国際交流活動を支援し、市民による国際交流を促進します。
- ③ 市民を対象とした国際理解を深める講座を開設している団体への支援を図りながら、互いの文化の違いを認め合い、理解を深めるための啓発を行います。
- ④ 小中学校における総合的な学習や特別活動の時間を活用するとともに社会教育事業を通じて子供たちの国際理解を深めます。
- ⑤ 留学生のホームステイ等に対する受け入れ態勢の整備や留学生等と市民との交流機会の拡充を図ります。
- ⑥ 国際ボランティア活動への支援、協力について、市民の自主的な取組を促進します。
- ⑦ 国際交流団体等の連携組織の仕組みづくりを検討します。
- ⑧ 国際交流事業に関する情報について、総合的に発信する仕組みづくりを検討します。

(2) 外国人にやさしいまちづくり ○

- ① 国際交流団体等への支援を図りながら、外国人に日本語を指導できる人材育成のための講座や、市民と外国人との交流の場を提供することにより、市民と外国人が共に安心して暮らせる環境の整備に努めます。
- ② 一関の文化や歴史、特産品などを知ってもらうための取組として、さまざまな情報手段を活用し、地域行事を周知し参加を呼びかけるとともに、イベントへの参画等の機会を設けるよう努めます。
- ③ 市内で生活する外国人が安心して生活できるよう案内板の外国語表記ややさしい日本語による情報提供の充実を図ります。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	姉妹都市、友好都市等の交流回数	回	29	31	おおむね5%増を目指す
2	国際交流団体の連携組織数	団体	0	1	国際交流団体の連携組織の設立を目指す
3	異文化交流事業の回数	回	24	25	おおむね5%増を目指す

2-1 都市間交流、国際交流

●市民の参画

(1) 多様な交流活動の推進

- * 国内外の交流活動に参加し、活動内容を広くPRしましょう。
- * 留学生等のためのホームステイ受け入れに協力しましょう。
- * ホストファミリーやホームステイ経験者は体験談を広く市民に伝えましょう。
- * 外国文化の理解に努めましょう。

(2) 外国人にやさしいまちづくり

- * 市民と外国人との交流活動に参加、協力しましょう。
- * 外国人に日本語学習の機会を広めるため、日本語教室等に協力しましょう。
- * 自ら外国語を習得する講座に参加しましょう。
- * 外国人に親しみを持ってあいさつし、コミュニケーションの輪を広げましょう。



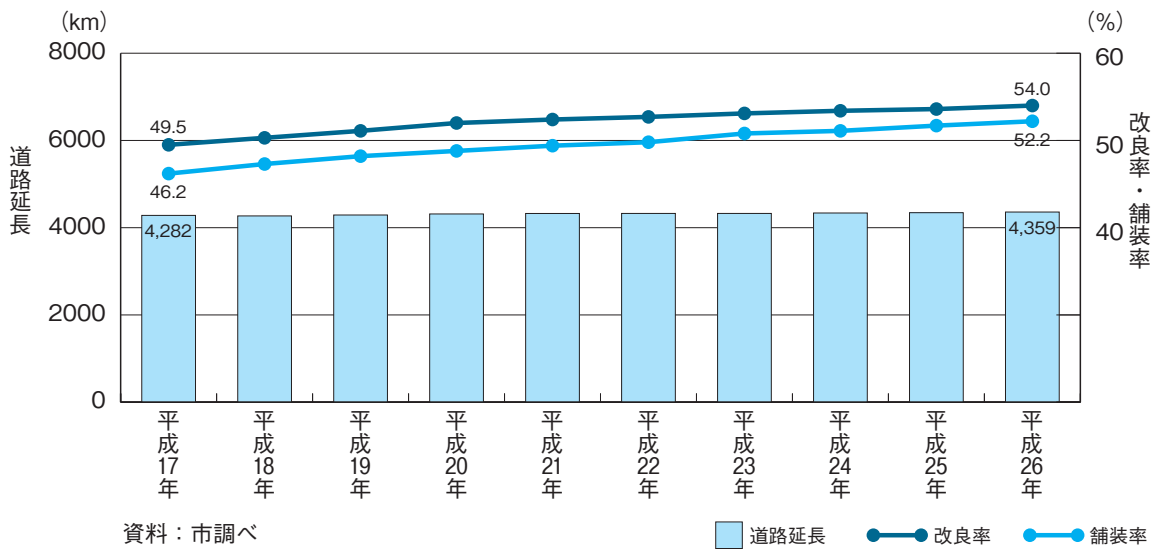
2-2 道路

●現状と課題

- ①本市は、高速道路をはじめ、国道、主要地方道や県道などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。東北縦貫自動車道は、本市の南北を貫き、市域内の一関インターチェンジのほか、若柳金成インターチェンジ、平泉前沢インターチェンジが高速道路へのアクセスとして利用されています。また、三陸縦貫自動車道は登米東和インターチェンジが沿岸地域へのアクセスとして利用されています。
- ②国道は、市の南北を貫く国道4号、宮城県気仙沼市と結ぶ284号、秋田県横手市から巖美町、花泉町を經由し宮城県登米市に至る342号、陸前高田市から大東町、東山町を經由し奥州市に至る343号、宮城県仙台市から藤沢町を經由し気仙沼市に至る346号、盛岡市から大東町、千厩町、藤沢町を縦断し気仙沼市に至る456号、本市の国道4号から宮城県の西部を縦断し白石市に至る457号があります。県道は、一関大東線など主要地方道が9路線、一般県道が30路線となっています。
- ③本市の面積は1,256.42km²と広大であり、道路交通ネットワークが果たす役割は重要です。
- ④国道4号は、特に行楽シーズンや朝夕の交通渋滞が慢性化しており、交通渋滞、安全対策への対応や、既存道路の四車線化の整備充実を図るとともに、国道4号を補完し災害時の渋滞を緩和する新たな南北の幹線道路の整備が大きな課題です。
- ⑤宮城、秋田両県との一体となった観光振興、産業振興など地域経済の活性化を図るとともに、地域間交流の促進や東日本大震災の沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援、救急のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道284号や343号、さらに、本市から宮城県へ通じる国道342号、456号、457号の急カーブ、急勾配の解消や狭隘部の改良など、大型車両の通行に支障のない道路の早期整備が必要です。
- ⑥道路整備は市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を推進する必要があると、地域間を結ぶ広域的な幹線道路や地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路の整備が必要です。
- ⑦歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など、交通安全施設の整備、さらに、ユニバーサルデザイン^{*}に配慮した歩道のバリアフリー化や街並みの整備、保存などにも努めていく必要があります。
- ⑧良好な道路環境を維持管理していくためには、老朽化した道路施設の長寿命化^{*}により市民の安全安心と快適な道路環境の維持を図るとともに、地域住民の協力を得ながら協働での取組を進める必要があります。

2-2 道路

市道の整備状況の推移



●施策の展開

(1) 広域ネットワークの充実 ★○

- ①広域的な交流連携や自動車関連産業の集積が進む岩手、宮城両県のより一層の産業振興及び地域医療、観光の連携を図るため、東北縦貫自動車道や三陸縦貫自動車道、東北横断自動車道、みやぎ県北高速幹線道路とのアクセス向上を図ります。
- ②南北方向の大動脈である国道4号を強化するため、市街地部分の四車線化や交通安全対策を働きかけます。
- ③国道284号は、室根バイパス及び石法華地区の整備促進を働きかけます。
- ④国道342号は、白崖地区及び白崖地区から宮城県境までの整備と大槻交差点から一関東工業団地を経て、金沢地区までのルート変更などを働きかけます。
- ⑤国道343号は、新笹ノ田トンネルの事業化及び洪民地区の整備促進などを働きかけます。
- ⑥国道456号は、大東、千厩、藤沢地域における改良整備等を働きかけます。
- ⑦国道457号は、萩荘地区における改良整備等を働きかけます。
- ⑧県道は、主要地方道一関北上線の柵ノ瀬橋の整備促進、一関大東線、花泉藤沢線、弥栄金成線、本吉室根線などの整備促進のほか、一般県道の整備促進、国道4号を補完する西側ルートの整備などを働きかけます。
- ⑨一関、気仙沼間の地域高規格道路[※]の早期実現を働きかけます。

(2) 市内ネットワークの拡充 ★

- ①市道や都市計画道路は、市民生活の利便性の維持、向上と安全で円滑な交通の確保を図るため、地域の実情を踏まえつつ、効率的、効果的な整備を促進します。
- ②市内の地域間を結ぶ広域的な幹線道路やJRの各駅、東北自動車道インターチェンジ、病院、消防署、公共施設、工業団地などの拠点を結ぶ主要な道路は、交通量や緊急度、道

○【連携1-5 (1) 観光資源の発掘及び活用】

路網としての位置付け等総合的に検討し整備に努めます。

- ③地域に密着した生活道路は、交通量、道路幅員、危険箇所^{*}の解消等の緊急度などを総合的に検討して地域ごとに整備計画を作成し、計画的な整備に努めます。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

- ①歩行者や自転車、車いす利用者の安全を確保するため、歩道の整備や段差解消、勾配緩和等を進めるとともに、児童生徒の通学時の安全を確保するため、通学路の安全対策の充実に努めます。
- ②橋梁、トンネル、道路付属物等の点検、診断、修繕、更新により計画的な道路施設の長寿命化^{*}を図り、道路の維持管理と交通の安全確保に努めます。
- ③誰もが見やすくわかりやすい交通案内標識の設置など、利用しやすい交通環境の整備に努めます。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	市道改良率（全路線）	%	54.0	55.0	1.0ポイント増を目指す
2	市道改良率（1、2級市道）	%	92.0	92.4	0.4ポイント増を目指す
3	市道舗装率（全路線）	%	52.2	53.6	1.4ポイント増を目指す
4	市道舗装率（1、2級市道）	%	92.2	92.7	0.5ポイント増を目指す

●市民の参画

(1) 広域ネットワークの充実

- * 国道や県道などの広域的な幹線道路の整備を促進する活動や工事に協力しましょう。

(2) 市内ネットワークの拡充

- * 道路整備の計画づくりや工事に協力しましょう。

(3) 安全安心で快適な道路環境づくり

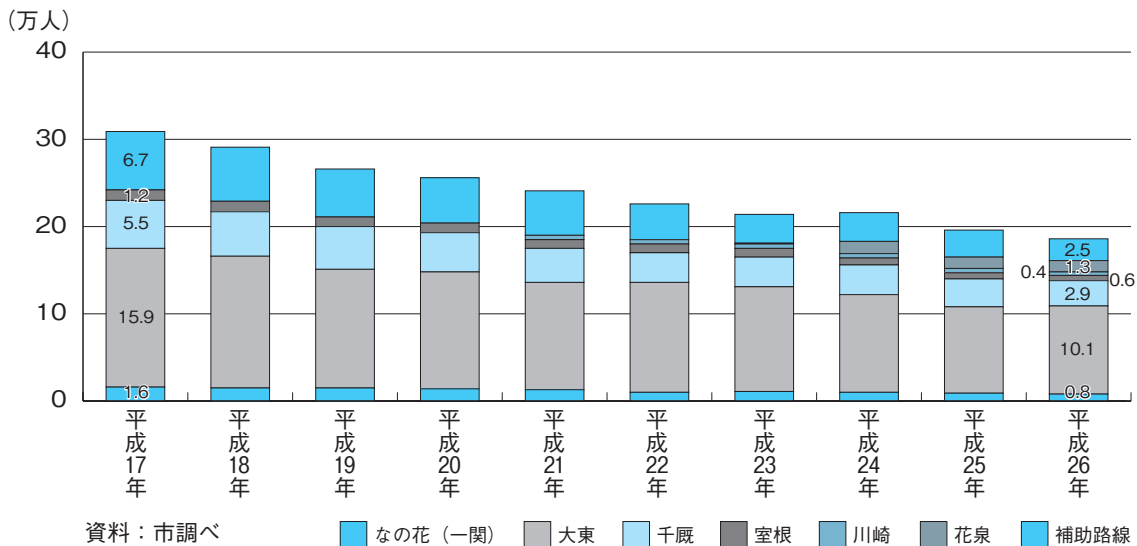
- * 冬期の安全な交通を確保するため、道路の除雪に協力しましょう。
- * 身近な道路の草刈やごみ拾いなどの環境整備に取り組みましょう。

2-3 公共交通

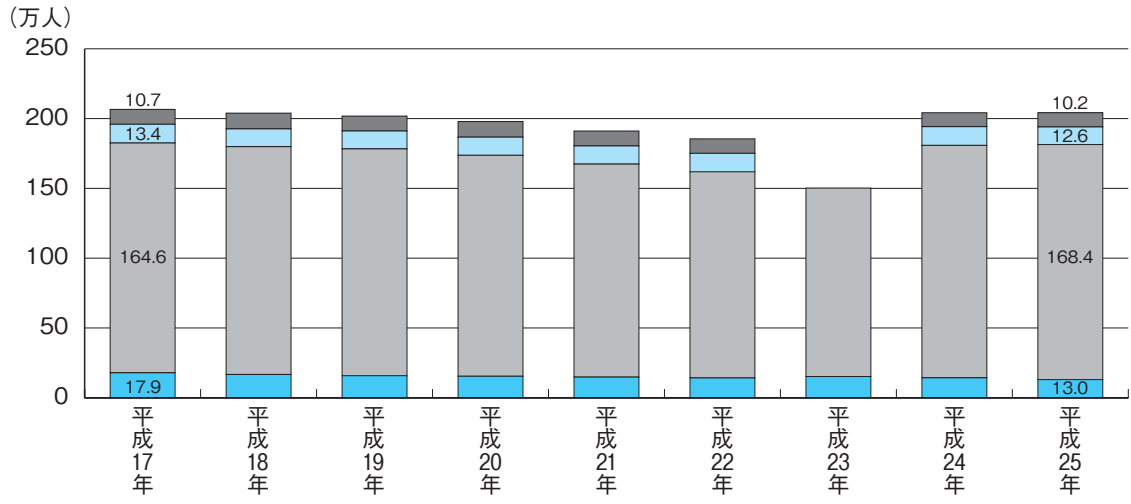
◎現状と課題

- ①広域的な活動、経済交流を活性化させるため、鉄道や高速バスによる広域的な高速交通の利便性を高める必要があります。
- ②世界遺産「平泉」をはじめ各地の観光地を訪れる観光客に対応するため、首都圏とのアクセス向上、速達化を図るなどさらなる一ノ関駅の拠点性の向上が求められています。
- ③特に、一ノ関駅周辺は、観光情報等を発信するインフォメーション機能の整備や観光客が利用しやすい二次交通の整備が望まれています。また、外国人来訪者に対応するための環境整備が必要です。
- ④住民の生活の足を確保するために、路線バス運行事業者への補助金の交付や市独自のバス事業を展開してきましたが、年々利用者は減少傾向にあり、それに伴う財政負担は増加傾向にあります。
- ⑤路線バスの利用促進と運行の効率化による持続可能な公共交通体系が必要です。
- ⑥自宅からバス停までの移動が困難な交通弱者の外出は、従来の路線バスでは対応できない状況もあり、地域の実情に合った運行方式を選択して運行する必要があります。

市営バス等利用者数の推移



鉄道駅の乗車人員の推移 (花泉、一ノ関、摺沢、千厩)



資料：JR東日本盛岡支社

※平成23年 摺沢駅・千厩駅は、東日本大震災の影響によりデータが得られないものである。

■ 花泉 ■ 一ノ関 ■ 摺沢 ■ 千厩

●施策の展開

(1) 公共交通機関の充実 ①

- ①広域的な活動、経済交流を促進する高速交通の充実と一ノ関駅の交通結節点としての機能充実を図りながら、公共交通の充実による鉄道、バスの利便性向上を目指します。
- ②一ノ関駅の拠点性を高めるため一ノ関駅に停車する新幹線の増便を図るなど、利便性の向上について事業者働きかけます。

(2) 一ノ関駅周辺の整備 ②

- ①駐車場の整備を図るとともに、駅周辺の利便性の向上が図られるよう検討を進め、まちなかの賑わいの創出を目指します。
- ②一ノ関駅の東西入口周辺へのインフォメーション機能の充実を図るなど観光情報等の発信に努めます。
- ③一ノ関駅の東西を歩行者等が自由に往来できる東西自由通路の必要性等について、関係事業者との検討を進めます。

(3) 生活交通の維持確保 ★③

- ①JR、民間路線バス、市営バス等の連携を深め、各交通機関との乗り継ぎの利便性を高めるなど、公共交通ネットワークの維持確保を目指します。
- ②通院、通学、買い物など利用目的に配慮したダイヤ編成やルート設定、フリー乗降区間の設定など、利便性の向上によるバスの利用促進を図ります。
- ③人口密集地にはコンパクトな路線運営、人口希薄地域には低コストでの利便性を確保するなど、地域の実情に合った合理的な運行方式を導入します。

① 【連携4-3 (2) 低炭素社会のシステムづくり】 3 【連携4-3 (1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進】
 2 【連携1-3 (2) 商店街の活性化】
 2 【連携1-5 (1) 観光資源の発掘及び活用】

2-3 公共交通

④バス利用者の減少と財政負担の増加の現状を踏まえ、利用促進に努めながら、需要に応じた合理的な運行を行い、財政負担の増加を抑えます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	一ノ関駅乗車数（1日当たりの乗車数）	人/年	4,574	4,855	毎年1%増を目指す
2	市営バスの年間利用者数	人/年	185,906	195,201	5%増を目指す

◎市民の参画

(1) 公共交通機関の充実

* 鉄道やバスなどのダイヤを充実させるため、公共交通機関を利用しましょう。

(2) 一ノ関駅周辺の整備

* 一関の玄関口として多くの人が集まる一ノ関駅周辺の環境美化に取り組みましょう。

(3) 生活交通の維持確保

* 公共交通の維持確保のため、自家用自動車の利用を減らすなどして、環境にやさしい移動手段である鉄道やバスなどの公共交通機関を利用しましょう。



2-4 地域情報化

●現状と課題

- ①情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展に伴い情報通信手段の多様化が進み、さまざまな活動や暮らしの中で、ICTがコミュニケーションの手段として幅広く活用されています。
- ②誰もがさまざまな情報を受発信し共有できる環境を整備することが必要であり、情報通信基盤の整備充実を図ることが必要です。
- ③市内における光ファイバーケーブルによるブロードバンドサービスのエリアカバー率は90%程度となっていますが、その利用率は35%程度にとどまっており、ICTの有効活用による情報化の推進を図ることが必要です。
- ④地上デジタル放送では、ワンセグ波^{*}での視聴を余儀なくされている世帯が点在しており、抜本的な難視聴対策が必要です。
- ⑤携帯電話のエリア人口カバー率は、ほぼ100%となっていますが、一部に通話不安定地域が存在しています。
- ⑥コミュニティFM利用実態調査を平成26年度に行いましたが、専用ラジオに電源を入れていると回答した世帯が72%、放送を聴いていると回答した世帯が54%となっており、緊急時の連絡手段を図る上からも、利用促進を図る必要があります。

●施策の展開

(1) 情報通信基盤の整備と活用

- ①光ファイバーケーブルによるブロードバンドサービスのエリア拡大を事業者に働きかけるとともに、利用率の向上を図ります。
- ②公衆無線LAN^{*}の整備を促進するなど、ICTの利用促進に取り組みます。
- ③地上デジタルテレビ放送について、ワンセグ波^{*}によらない受信対策を国、県に働きかけます。また、テレビ共同受信施設組合への支援を継続します。
- ④携帯電話の通話不安定地域の解消を事業者に働きかけます。
- ⑤携帯電話通信網による高速ブロードバンドサービスの利用が市内全域で可能となるよう事業者に働きかけます。

(2) 情報の受発信と共有の促進 ★○

- ①協働のまちづくりに資するよう市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの基礎となる情報の受発信と共有を促進します。
- ②コミュニティFM放送やソーシャルネットワークサービス^{*}（SNS）などを活用し、地域に密着した身近な情報提供や緊急時、災害時の情報伝達を行います。
- ③広報紙をはじめ、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用し、行政情報をわかりやすく提供します。

2-4 地域情報化

◎主な指標

指標項目		単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	公衆Wi-Fi利用件数	件	0	11,000	市民センター利用者目標数 (541,112人)の2%を目指す
2	市の公式ホームページのアクセス 件数	千件/年	2,186	2,300	毎年おおむね1%増を目指す

◎市民の参画

(1) 情報通信基盤の整備と活用

* ICTへの理解を深め、ブロードバンドサービスを有効に活用しましょう。

(2) 情報の受発信と共有の促進

* 市民と行政、市民同士のコミュニケーションの基礎となる情報を発信し、さまざまな情報を共有しましょう。



2-5 地域づくり活動

●現状と課題

- ①住民生活に関わるさまざまな課題は、地域住民の連携、協力により対処されてきましたが、人口減少等の影響により地域コミュニティの基盤となる自治会等の構成員の高齢化や担い手の不足が課題です。
- ②住みよい地域づくりを進めるためには、自治会等の果たす役割がより重要となり、自治会等の充実強化を図ることが必要です。
- ③地域課題を共有しその解決を図るための地域コミュニティの自主的な連携組織として、地域協働体^{*}が組織化されていますが、活力ある地域コミュニティを維持するためには、住民一人ひとりが地域づくりの当事者として主体的に参画することが必要であり、意識向上を図りながら、地域の連携をより深めていく必要があります。
- ④市民や各団体が進める多様な活動を支援するため、いちのせき市民活動センター^{*}を設置し、市民活動団体からの相談受付や情報発信、市民活動講座の開催などを実施しています。
- ⑤平成27年4月からスタートした市民センター^{*}は、地域の生涯学習と地域づくりの拠点として位置付けており、さらなる地域との連携のもと、各地域の特性を生かした地域づくりが期待されます。また、これまでも、地域の住民や各種団体が地域づくりに主体的に関わり、いちのせき元気な地域づくり事業や地域おこし事業を実施してきました。こうした状況を踏まえ、住民や各種団体等が、さらに活動しやすい環境を整えるとともに必要な支援を行い、市民憲章の実現を図る必要があります。

●施策の展開

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成 ○₁

- ①市民一人ひとりが地域づくりの当事者として、地域課題など自らの地域の状況を認識し、その解決に向けた取組に参画するなど、地域コミュニティ意識の向上を図ります。
- ②地域住民や各種団体の地域づくり活動への参加を促進します。
- ③市民憲章の精神を生かした活動の展開に向けて、市民憲章の普及啓発に努めます。

(2) 地域づくり活動の支援 ★○₂

- ①自治会、NPO、地域協働体等の活動を支援するとともに、各団体相互の連携促進を図り、市民主体の地域づくりを進めます。
- ②地域コミュニティの基盤である自治会等の活動やコミュニティ活動の拠点となる自治集会所等の整備を支援します。

○ 1 【連携3-5 (1) 文化芸術活動の振興】	1 【連携5-8 (2) 交通安全対策の推進】
1 【連携3-5 (2) スポーツレクリエーション活動の推進】	2 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】
1 【連携3-7 (2) 地域文化の伝承】	2 【連携3-3 (1) 青少年育成に関するネットワークの整備】
1 【連携5-2 (1) 地域福祉を担うひとづくり】	2 【連携3-3 (2) 青少年の社会参加機会の充実】
1 【連携5-2 (2) 共に支え合う地域づくり】	2 【連携3-4 (1) 生涯学習環境の充実】
1 【連携5-3 (3) 生涯現役社会づくりの推進】	2 【連携3-4 (2) 生涯学習活動への支援】
1 【連携5-6 (2) 災害に強いまちづくり】	2 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】
1 【連携5-6 (3) 地域防災活動の充実】	2 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
1 【連携5-8 (1) 防犯体制の整備】	

2-5 地域づくり活動

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 地域協働体 [*] の設立数	団体	18	33	全市民センター [*] の管轄区域内での地域協働体の設立を目指す
2 自治会等活動費総合補助金活用団体数	団体	410	468	自治会登録団体全ての活用を目指す
3 地域おこし事業実施団体数	団体	34	38	10%増を目指す

◎市民の参画

(1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成

- * 地域のことを知り学び、地域課題の共有と解決策の話し合いを行い、コミュニティ意識を高めていきましょう。
- * 活力ある地域づくりのため、地域のイベントに参加しましょう。
- * 市民一人ひとりが心をあわせて活力あるまちづくりを進めるため、地域が協力して美しい環境をつくるなど、市民憲章の精神を実践する活動に取り組みましょう。

(2) 地域づくり活動の支援

- * 地域の自治会活動や地域づくり活動に参加しましょう。
- * 各団体相互の交流と連携を深め、地域づくり活動の輪を広げていきましょう。



2-6 移住定住、結婚支援

●現状と課題

- ①人口減少に伴う地域活力の低下や生産性の低下などに対処し、活力ある地域社会を維持していくため、本市への移住定住を促し、人口の定着を図っていくことが必要です。
- ②さまざまな移住定住施策を展開してきたところですが、市民の参画を得ながら、特徴ある新たな支援策を打ち出すことが必要です。
- ③移住定住の促進については、地域コミュニティの維持と活性化を図るため、単に居住するだけではなく、住民同士あるいは移住者との交流を進めることが必要であり、新たな人材を地域で受け入れるための環境整備が必要です。
- ④人口減少や少子化の要因の一つとして、未婚率の高さや晩婚化の問題が考えられます。人口減少を少しでも緩やかにし、地域の活性化を図る取組の一つとして結婚活動支援が求められています。
- ⑤市民アンケートでは、少子化対策として「出会いの場の提供など結婚に対する支援が必要である」と回答した市民の割合が高く、結婚を希望する男女の出会いの場づくりなど結婚活動への支援が望まれています。
- ⑥結婚活動に対する個人の意識は多様であり、相談対応や婚活イベントの開催など、それぞれに合った出会いの機会が求められます。
- ⑦出会いの機会の提供については、より広域的エリアでの事業展開が求められており、また、その後のフォローアップも必要です。

●施策の展開

(1) 移住定住の促進 ★○₁

- ①人口減少の流れに歯止めをかけるとともに、人口減少に伴う影響をできるだけ少なくするため、本市への移住定住を促進し、地域活力の維持増進を図ります。
- ②さまざまな分野における人材不足の課題に対処するため、国内はもとより外国からの受け入れも含めた多様な人材の確保を図ります。
- ③移住定住希望者のニーズに対応した地域情報に加え、豊かな自然、交通の利便性、実施している施策など本市の魅力の積極的な情報発信に努めます。
- ④空き家バンク^{*}の充実による住まいの支援を図るほか、移住定住者を支援する各種行政サービスを充実し、移住定住を促進します。
- ⑤地域住民の移住定住に対する理解を深め、地域住民と行政の協働による受入環境づくりを進めます。

(2) 結婚活動の支援 ★○₂

- ①自分みがき講座の開催などを通じて若者の自己啓発の助長や社会性の増長を図るなど、結婚に対する意識や考え方を社会とのつながりの中で捉えられる機会の創出を図ります。

○ 1 【連携1-1 (4) 農村コミュニティの活性化】
1 【連携1-2 (4) 企業誘致の推進】
1 【連携1-4 (1) 関係機関との連携による就業支援】

1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
2 【連携3-1 (1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり】

2-6 移住定住、結婚支援

- ②地域行事、地域活動への参加や自己啓発のための交流活動を通じ、人とのつながりの場、出会いの場を地域や市全体でつくり上げていく環境づくりに努めます。
- ③結婚に対する個人の意思を尊重しながら、出会いの場の提供や結婚を希望する独身男女の結び合わせやサポートに努めます。
- ④結婚活動への支援は、近隣自治体と連携し、広域的な事業展開を図ります。

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 転入者数	人	2,697	2,800	おおむね5%増を目指す
2 空き家バンク [*] の登録件数	件	8	20	2.5倍を目指す
3 結婚祝金交付件数	件/年	1	5	5倍を目指す
4 いちのせき結婚活動サポートセンターの会員登録数	人	324	500	おおむね50%増を目指す

◎市民の参画

(1) 移住定住の促進

- *一関市に移住して生活したい人のために、利活用可能な空き家を「空き家バンク^{*}」に登録し、有効活用しましょう。
- *移住者の受入環境整備のため、行政と地域住民等との協働による支援体制をつくりましょう。
- *移住者を地域の一員として受け入れ、ともに地域づくり活動に取り組む環境づくりに努めましょう。

(2) 結婚活動の支援

- *結婚活動に関する支援制度の活用を進めましょう。
- *自己啓発のための講座や出会いの場に進んで参加しましょう。



3

自ら輝きながら次代の担い手を 応援するまち

- 3-1 子育て
- 3-2 義務教育・高等教育等
- 3-3 青少年の健全育成
- 3-4 生涯学習
- 3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション
- 3-6 人権・男女共同参画
- 3-7 文化財の保護・地域文化の伝承
- 3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護



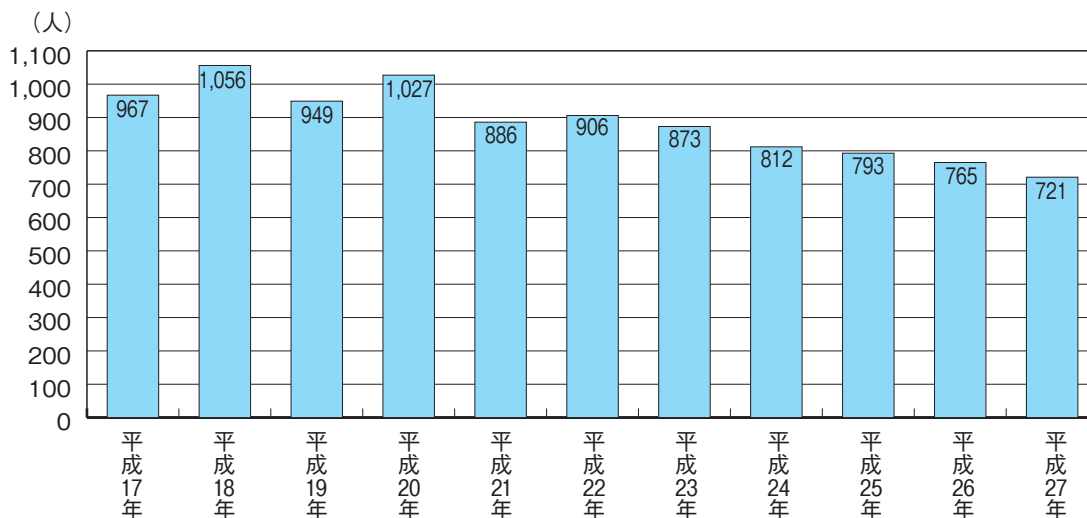
3 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

3-1 子育て

◎現状と課題

- ① 少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により、出産や育児に対して身近な親族や近隣等の協力が得られにくくなっており、子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化し、地域の人たちが子育てへ関心を持ち、理解を深めて、地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。
- ② 妊娠、出産に関する正しい知識の普及や健康面のサポート、周辺環境や情報面のサポートが必要とされており、妊娠、出産、育児についての総合的な情報提供や活動、相談できる子育て支援の拠点となる施設や環境が求められています。
- ③ 近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化に伴い、子育てへの不安やストレスを抱えやすくなっており、子どもの育ちとともに親自身も成長し、学ぶことができる身近で気軽に利用可能な相談窓口を設置し、子育てが楽しく感じられるような親支援を行う必要があります。
- ④ 就学前児童に対する教育、保育サービスに引き続き、保護者の就労等で昼間、放課後等において家庭に保護者のいない児童に対し、安心して安全な居場所を提供する必要があります。
- ⑤ 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもたちに質の高い教育、保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を支援するため、教育、保育の一体的運営の推進を図る必要があります。
- ⑥ 女性の社会進出の増加等により、教育、保育や子育て施策に対するニーズも多様化し、それに応えられるサービスや提供体制が求められています。

出生者数の推移



資料：岩手県人口移動報告年報
(各年 前年10月1日から当年9月30日まで)

●施策の展開

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり ○₁

- ①妊娠、出産、子育てに係る相談、支援の強化を図るため、母子保健事業の充実や子育てをする親の悩みを気軽に相談できる窓口の確保と体制の確立を図り、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを目指します。
- ②特定不妊治療^{*}を受けている夫婦に対し治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。
- ③妊婦健康診査、乳幼児健康診査や各教室、家庭訪問などを通じて、子どもの健全な成長と子育ての相談支援を行います。
- ④育児に対する負担感が大きい産後間もない産婦を対象に、産後サポーター^{*}、育児支援サポーター^{*}を派遣し産後の体力回復や育児の不安軽減を図り、精神的、身体的に安定した状態で子育てができるようにサポートをします。
- ⑤子育て支援の相談窓口を一本化するとともに、ワンストップサービス^{*}を目指します。
- ⑥乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など切れ目のない支援により、子育てに対する不安解消に努めます。
- ⑦ファミリーサポートセンター^{*}の利用を促進します。
- ⑧医療費の助成や全ての階層における保育料の軽減など、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。
- ⑨仕事と子育ての両立ができるよう事業所における育児、介護休業制度、子どもの看護のための休暇制度の普及を図るとともに、男性、女性ともに制度を活用しやすい子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

(2) 幼児教育及び保育環境の充実 ★○₂

- ①保護者等のニーズを適確に捉えた上で幼稚園施設と保育施設の設置状況などの地域の実情を踏まえ、認定こども園^{*}への移行等保育環境の整備を推進します。
- ②各園の教育目標に基づき、ことばに関わる教育やALT（外国語指導助手）の派遣による外国語に親しむ機会の提供など、質の高い特色ある教育活動を推進します。
- ③幼稚園や保育園での活動の場への保護者の参加を促し、親自身が子育てを通じて成長し、子育てに対する認識や理解の向上が図られるよう、子育ての喜びを実感する機会の提供に努めます。
- ④延長保育、一時保育、障がい児保育、休日保育、病後児保育など、さまざまな保育ニーズへのきめ細かな対応に努めます。

(3) 児童育成支援の環境整備 ○₃

- ①子育て経験者、高齢者、子育てボランティア等と子育て関係機関の連携を強化するとともに、地域での取組を促進し、市民の子育てへの理解を深め、地域の子育て力の向上に努めます。

○ 1 【連携1-4 (2) 勤労者福祉の充実】	2 【連携5-4 (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供】
1 【連携2-6 (2) 結婚活動の支援】	3 【連携3-2 (1) 教育内容の充実】
1 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】	3 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】
2 【連携3-2 (1) 教育内容の充実】	3 【連携5-4 (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供】
2 【連携3-4 (2) 生涯学習活動への支援】	
2 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】	

3-1 子育て

- ②地域のニーズを的確に捉え放課後児童クラブ^{*}の設置の促進を図るとともに、事業運営を行う団体などに必要な財政支援等を行います。また、放課後子ども教室^{*}との連携などにより、地域との交流を図ります。
- ③児童が放課後に安全に活動できる居場所を確保するため、地域住民の協力を得ながら、放課後子ども教室^{*}を設置します。
- ④児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見、早期対応、相談対応機能の充実及び再発防止のために関係機関との連携強化を図ります。
- ⑤支援の必要な乳幼児について、早期に発見して適切な指導を行うとともに、発達支援に関する相談の充実に努めます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	特定不妊治療 [*] を受けている方への助成件数	人	66	70	おおむね6%増を目指す
2	妊婦健康診査受診率	%	86.2	90	3.8ポイントの増を目指す
3	子育て相談件数	件/年	168	840	5倍を目指す
4	ファミリーサポートセンター [*] 利用者数	人/年	1,285	1,600	おおむね25%増を目指す
5	認定こども園 [*] 数	園	6	13	各地域で1園以上の設置を目指す
6	待機児童数	人	43	0	子ども・子育て支援事業計画に基づく
7	放課後児童クラブ [*] 登録児童数	人/年	807	993	利用登録が見込まれる児童全員分の定員確保を目指す
8	放課後児童クラブ [*] と放課後子ども教室 [*] が一体的又は連携して事業を行う箇所数	箇所	2	8	各地域で1箇所以上の実施を目指す

◎市民の参画

(1) 妊娠、出産、子育て支援の充実と環境づくり

- *子育ての不安を解消するため、乳幼児健診や子育て相談を活用しましょう。
- *地域で子育てを支援するボランティア活動に参加しましょう。
- *子育てに関する各種制度の内容や趣旨を理解し、職場全体で子育てを応援しましょう。

(2) 幼児教育及び保育環境の充実

- *PTAや保護者会の活動を通じ、教育、保育活動の場に参加し、子育て支援についての理解を深めましょう。

(3) 児童育成支援の環境整備

- * 地域で子育てを支えるよう子育て経験者や高齢者と子育て世代との異世代交流を進めましょう。
- * 地域との交流の中で子どもたちに学習やさまざまな体験を提供するため、放課後子ども教室^{*}の運営に協力しましょう。

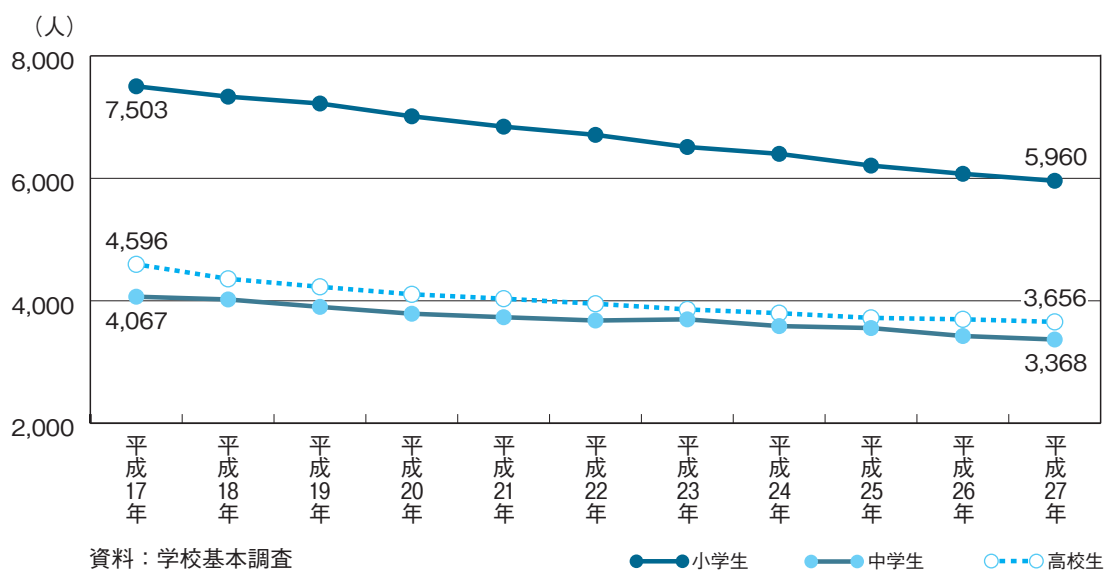


3-2 義務教育・高等教育等

◎現状と課題

- ①自ら学び、考え、行動する「生きる力」の育成に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導や体験的、問題解決的な活動の充実などによる確かな学力の育成を図るとともに豊かな人間性を育むための心の教育を一層推進していくことが求められています。
- ②ことばの力やコミュニケーション能力、情報活用能力や国際感覚、児童生徒の職業観や勤労観など、社会を生き抜く力の育成が求められています。
- ③不登校やいじめ、児童虐待などへの対応については、学校と家庭、地域社会が、より緊密に連携した取組が求められており、地域に開かれた学校運営を進め、たくましく元気な子どもの育成に向けた、地域ぐるみの活動を展開していくことが重要です。また、子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、登下校時の安全確保が求められています。
- ④児童生徒数の推移を踏まえ、地域の合意形成を図りながら、より良い教育環境の確保に向けた学校規模の適正化を図ることが必要です。また、老朽校舎等の改修、バリアフリー化など、学校施設の整備が求められています。
- ⑤高等学校、高等教育機関は、地域の産業、経済、教育、福祉、文化など、幅広い分野の振興に大きな役割を果たしています。地域に根差した特色ある教育機関として発展していくため、地域にある自然や施設、人材などの資源を有効に活用する一方、研究成果や情報など知的資源の地域への還元や公開講座の開催など、地域と高等教育機関が互いに支え合う関係を構築していく必要があります。また、創造力豊かで個性ある人材の育成やものづくりの技能を習得できる施策の展開など、特色ある取組が求められています。

小中高の児童生徒数の推移



●施策の展開

(1) 教育内容の充実 ○₁

- ①子どもたちの個性を大切にしながら、社会の変化に対応できる確かな学力とたくましく心豊かな人間性を培い、社会を生き抜くことのできる人づくりを目指します。
- ②市独自の学力検査や国、県が実施する学力調査を分析し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導により学力向上を図ります。
- ③授業の到達目標を児童生徒が共有し、意欲を持って学び、基礎的、基本的な知識や技能を確実に身に付けるため研究実践を通して授業改善を図ります。
- ④道徳の時間や自然体験、社会体験などの体験活動の充実を図りながら、学校教育活動全体を通して、豊かな心の育成に努めます。
- ⑤体力は人間のあらゆる活動の源であることから、体力の向上に努めます。
- ⑥美しい日本語と出会い、ことばの響きやリズムを楽しむ「ことばの力」を育む学習活動を推進します。
- ⑦地域の先人や歴史、文化などを題材とし、地域への関心と郷土に誇りを持たせる教育の推進に努めます。
- ⑧学校図書館が、読書センターと学習・情報センターとしての機能が果たせるよう、学校図書の実質を図るとともに公共図書館との連携を強化し、児童生徒が読書活動に親しむための環境整備に努めます。
- ⑨情報通信技術^{*}（ICT）の活用による授業の改善を図るとともに、情報の活用方法や情報モラルについて指導します。
- ⑩中学生最先端科学体験研修等を通じて、科学に対する興味や関心を高める環境づくりに努めます。
- ⑪子どもたちの国際性を養うため、小学校外国語活動や中学校外国語教育の実質など国際的なコミュニケーション能力の育成と異文化理解の促進に努めます。
- ⑫健康教育を推進するとともに、正しい生活習慣の形成を重視し、望ましい食習慣と健康的な体づくりにつながる食育を推進します。
- ⑬環境問題への理解を深め、環境を守るための実践力を育む環境教育を推進します。
- ⑭障がいのある児童生徒を組織的に支援するとともに、一人ひとりの可能性を引き出す特別支援教育^{*}の実質を図ります。
- ⑮ことばの発音や話し方について、幼児、児童のための言語指導を実施するとともに、不安や悩みを持つ保護者への相談体制の実質に努めます。

(2) 地域の連携強化と学校運営の実質 ★○₂

- ①登下校時の安全確保を図るため、スクールガードリーダー^{*}の配置や地域ボランティアなどの協力を得て地域社会全体で、子どもたちを見守り育てていく環境づくりを進めます。

○ 1 【連携3-1 (2) 幼児教育及び保育環境の実質】	2 【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
1 【連携3-1 (3) 児童育成支援の環境整備】	2 【連携3-3 (1) 青少年育成に関するネットワークの整備】
1 【連携3-4 (3) 図書館機能の実質】	2 【連携3-3 (2) 青少年の社会参加機会の充実】
1 【連携3-4 (4) 博物館機能の実質】	2 【連携3-6 (1) 人権教育と人権啓発の推進】
1 【連携3-7 (2) 地域文化の伝承】	2 【連携5-5 (1) 健康づくり活動の推進】
1 【連携5-4 (2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供】	2 【連携5-8 (1) 防犯体制の整備】

3-2 義務教育・高等教育等

- ②地域の人材をゲストティーチャーや学校支援ボランティア^{*}として活用し、地域の力を生かした学校運営や学習活動の充実に努めます。
- ③不登校やいじめなどの相談に適切に対応するため、スクールカウンセラー^{*}や適応支援相談員^{*}を配置するなど、学校の教育相談体制の充実に努めるとともに、適応支援教室^{*}での指導、相談を行い、学校復帰に向けて支援します。
- ④児童生徒指導連絡会議やいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関等との連携のもと、いじめや非行の早期発見、未然防止に努めます。
- ⑤生徒の職業観、勤労観を育成するため、発育段階に応じたキャリア教育^{*}に取り組み、地域の教育力を生かした職場体験学習を実施します。
- ⑥福祉施設の訪問や高齢者との交流、地域の清掃活動などの体験を通じ、ボランティア精神や思いやりの心を培う教育を実践します。
- ⑦望ましい食習慣と健康な体づくりを進めるため、地産地消の推進や郷土食を給食に取り入れるなど食育指導の充実に努めます。
- ⑧学校評議員制度^{*}等の活用により、地域と共に歩む学校づくりを一層推進し、学校運営の充実に努めます。
- ⑨望ましい教育のあり方の創造に向け、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等教育機関相互の連携強化を促進します。

(3) 教育環境の整備充実

- ①校舎や屋内運動場等を改修するなど、学校施設の安全安心の確保を図ります。
- ②ユニバーサルデザイン^{*}の観点から施設のバリアフリー化に努めます。
- ③望ましい教育環境のあり方を考慮した上で、地域の実情を勘案しながら、小中学校の統合等により学校規模の適正化に努めます。
- ④学校統合等に伴う遠距離通学児童生徒には、スクールバスの運行などにより通学手段を確保するとともに、老朽化したスクールバスの更新を図ります。
- ⑤情報教育機器や教育設備備品、図書^{*}の充実など、学校教材等の充実に努めます。
- ⑥体育、文化等の活動において、優れた成績を収めた市内の学校に在学する児童、生徒、学生を顕彰し、意欲の向上を図ります。
- ⑦調理業務の民間委託など効率的な運営と徹底した衛生管理による安全安心な学校給食の提供に努めます。
- ⑧経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、子どもたちの就学を支援します。

(4) 高等教育機関等の充実

- ①将来を担う若者たちが優れた専門能力や豊かな人間性を培うことができるよう、高等教育機関等における教育環境やものづくりの技能の習得などの教育内容の充実に努めるとともに、産業振興や地域の活性化に寄与する取組を目指します。
- ②高等教育機関が有する専門的な知識、技術を地域社会に生かすため、学校の公開講座等の開催を促進します。

- ③産業の活性化に向けた産学連携の取組をはじめ、生涯学習や地域活性化など、さまざまな分野での地域との連携を促進し、高等教育機関が有する知的資源のまちづくりへの還元を図ります。
- ④高等教育機関等が取り組むインターンシップ^{*}などの実践教育やシンポジウムなどの研究活動の啓発を図り、有為な人材の育成を地域ぐるみで行う環境づくりを促進するとともに、高等教育機関等の充実強化を支援します。
- ⑤高等教育機関等の充実強化を支援するとともに、市内高校生にとって地元高等教育機関等への進学が選択肢となるよう、各校の情報提供に努めます。
- ⑥奨学金制度の充実を図り、経済的理由により修学が困難な学生に対して学業が継続できるよう支援します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 全国学力・学習状況調査 [*] の小学校算数A・Bの正答率(全国平均を100としたときの割合)	%	98.6	100.0	全国の平均正答率を目指す
2 全国学力・学習状況調査 [*] の中学校数学A(主として「知識」に関する問題)の正答率(全国平均を100としたときの割合)	%	92.9	100.0	全国の平均正答率を目指す
3 「ことばの時間」を設定し、ことばの学習に取り組んだ小学校の割合	%	0.0	100.0	全小学校での実施を目指す
4 「ことばの先人」の学習に取り組んだ学校の割合	%	41.2	100.0	全小学校での実施を目指す
5 情報通信技術 [*] を活用して学習指導を行った小学校の割合	%	64.7	70.0	5.3ポイントの増を目指す
6 情報通信技術 [*] を活用して学習指導を行った中学校の割合	%	50.0	60.0	10ポイントの増を目指す
7 学校緊急情報相互連絡システム登録率	%	96.0	99.0	ほぼ全ての保護者の登録を目指す

●市民の参画

(1) 教育内容の充実

- *子どもたちの学習意欲や体力の向上を図るため、家庭では、生活時間や食事など、規則的な日常生活習慣を身に付けさせましょう。
- *子どもたちの豊かな心や社会性を育むため、登下校時などにおいて、子どもたちと笑顔であいさつをしましょう。

3-2 義務教育・高等教育等

(2) 地域の連携強化と学校運営の充実

- *子どもたちの安全を確保するとともに、いじめや非行などの問題を未然に防ぐため、学校との連携を深め、登下校の見守り活動などに参加しましょう。
- *学校支援ボランティア等^{*}として、学校の学習活動に参加し、豊富な社会経験を生かして自らが培った技術や地域の文化、社会の仕組みなどを見童生徒に教えましょう。

(3) 教育環境の整備充実

- *良好な教育環境を維持するため、PTAが行う環境整備や美化活動に参加しましょう。
- *学校規模の適正化など、より良い教育環境を検討する懇談会等に参加しましょう。

(4) 高等教育機関等の充実

- *高等教育機関が実施する公開講座などに参加し、専門的な知識や技術を学びながら、学生等との交流を深めましょう。



3-3 青少年の健全育成

●現状と課題

- ① 青少年の価値観は多様化しており、個人志向が強くなっていることから、協調性に欠けることが指摘されています。
- ② インターネットや携帯電話の普及により、簡単に情報が入手でき、他者との関わりが薄れ、コミュニケーション能力が育まれない状況にあります。
- ③ 核家族化、少子化、情報化の進行や情報通信手段の発達を背景に、生活体験、社会体験の不足に加え、家庭、学校、地域におけるコミュニケーション能力の不足が指摘されています。
- ④ 社会的自立が困難な青少年を支援するため、関係機関等との連携を強化し、必要な支援を提供できる体制を整備する必要があります。
- ⑤ 家庭、学校、地域、行政が一体となって、青少年が社会の一員として活躍できるまちづくりに取り組んでいくことが大切です。
- ⑥ 心豊かで社会に貢献できる青少年を育てていくためには、世代間交流を通じた社会活動への参加を体験させるなど、地域全体で青少年の健全育成に関わる必要があります。

●施策の展開

(1) 青少年育成に関するネットワークの整備 ○₁

- ① 青少年に関わる問題を的確に捉え、家庭、学校、地域と行政及び青少年関係団体が一体となったネットワークを構築し青少年の健全育成を推進します。
- ② ニートやひきこもりなど社会的自立が困難な青少年への相談体制の充実を図るとともに、関係機関等の連携により自立を支援します。

(2) 青少年の社会参加機会の充実 ★○₂

- ① 青少年が地域の一員としての自主性や社会性を持ち、個性や能力を発揮することができるよう、学校等との協力のもと青少年のボランティア活動や地域活動への参加を促進します。
- ② リーダーシップを磨く研修の実施を通じ、地域における青少年活動の中核を担える人材の育成を図ります。
- ③ 青少年の自立を促し、生きる力を育むため、地域や青少年活動団体等との連携により、自然体験、生活体験等の機会の創出に努めるとともに、地域の歴史や文化に対する理解を深め、伝統を継承する機会の確保に努めます。

○ 1 【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
1 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】

2 【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
2 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】

3-3 青少年の健全育成

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 少年事業参加者数	人/年	30,866	31,000	少子化を踏まえ現状維持を目指す

◎市民の参画

(1) 青少年育成に関するネットワークの整備

- * 青少年の健全育成に取り組む各種ボランティアに参加しましょう。
- * 世代を超えた交流などを通し、地域で子どもの見守りに取り組みましょう。

(2) 青少年の社会参加機会の充実

- * 幼少期から地域行事に楽しく参加できる機会をつくりましょう。
- * 日常のあいさつを通じ青少年への声掛けを行うとともに、問題行動には、はっきりと注意しましょう。



3-4 生涯学習

●現状と課題

- ①生涯学習の基本は、市民一人ひとりが意欲と主体性を持って計画し実践することにあります。高等教育機関や専門学校、関係団体と連携し市民の自主的で多様な学習活動を助長していくことが求められます。また、生涯学習を単に学習活動にとどめず、市民の行動につなげていくことによって、市民の積極的な地域貢献意識を醸成し、地域づくりにつなげていくことが求められています。
- ②平成27年4月からスタートした市民センター[※]は、これまでの地域の生涯学習の拠点としての公民館の機能と地域づくりの拠点としての機能を持ち、学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていくものです。
- ③市民センター[※]では、市民に広く開放された各種学習講座が準備され、市民が生涯にわたり学習を行っていく環境が整備されています。しかし、受講者は高齢者が多く若年層などの参加は少ない傾向にあります。そのため、市民の学習ニーズを把握しながら、幅広い年齢層に魅力ある講座を提供することが必要です。
- ④講座の内容は、個人の関心や興味に沿ったもののほか、社会におけるさまざまな課題に対応していくための講座も必要です。人口減少や住民意識の多様化により基礎的コミュニティにおける結びつきの希薄化が生じていることなど、地域を取り巻く現状を把握し、取り組むべき課題を絞り込み地域で共有するとともに、課題を解決するための活動に取り組む人材を育成することが必要であり、地域課題の解決のための人材の育成はこれまで以上に求められています。
- ⑤市民センター[※]は、地域による指定管理[※]ができる施設であり、地域協働体[※]に対して、研修等により社会教育事業についての知識や技術の向上を支援することが必要です。
- ⑥市内には8つの図書館があり、それぞれが独立し、地域の特色を生かした資料収集や図書館サービスを提供しています。こうした地域ごとの運営は、本市の魅力の一つとなっており、さらに、各図書館の連携強化に努めています。また、生涯学習の拠点として、市民の読書や学習、研究等の多様なニーズに応えていくためには、資料の充実や提供、専門職員の充実を図るとともに、市民が図書館をサポートする仕組みづくりも求められています。
- ⑦博物館では、常設展や企画展により、地域の歴史と文化について学ぶ場を提供していますが、より多くの市民に学ぶ機会を提供することが求められています。また、市民が世代を超えて自主的、主体的に学びながら交流を深める施設として、市民ニーズに応える多様な講座、講演会、体験学習、見学会などを提供していくことが必要です。

●施策の展開

(1) 生涯学習環境の充実 ○

- ①子ども、保護者、学校、地域、行政の連携により生涯の各時期に応じた学習事業の推進を図ります。

○【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】
【連携5-1 (1) 地域医療体制の充実】

【連携5-3 (3) 生涯現役社会づくりの推進】

3-4 生涯学習

- ②市民センター^{*}は、地域住民の生涯学習活動の拠点として、地域や民間団体とのさらなる連携を図りながら、地域ニーズを踏まえた事業を展開し、地域課題の解決に結びつくよう学習内容の充実を図ります。
- ③地域協働体^{*}が市民センター^{*}の指定管理者^{*}となる際には、研修等により職員の社会教育に関する知識や技術の向上を図ります。

(2) 生涯学習活動への支援 ★○₁

- ①市民との連携を深め効果的な生涯学習の展開に努めるとともに、生涯学習活動を地域づくりの中心の一つと位置付け、地域づくりに取り組む人材や団体の育成を図ります。
- ②生涯学習関連施設において、特色ある学習講座を展開するとともに、生涯学習に関する各種の情報を共有できるネットワークづくりを進め、市民への学習情報の提供に努めます。
- ③多様なライフスタイルに対応した、生涯学習の活動機会の拡充を図るとともに、その学習環境を整備し、市民の生涯にわたる自主的な活動の支援に努めます。
- ④市民が生きがいを持って活動することができるよう、各学習講座の運営協議会等による自主的な活動の支援に努めます。
- ⑤市民が生涯学習で得た知識や技術を生かすとともに、まちづくり活動を通して自己を表現できる環境を整備します。
- ⑥子どもの発達段階や家庭環境に応じた適切な学習機会や学習情報の提供を行うとともに、子育てを通じて親自身の成長が図られるよう生涯学習の原点として重要な役割を担っている家庭教育の充実を図ります。
- ⑦地域協働体^{*}の育成に努め、地域協働体とともに地域づくりに資する事業を行います。

(3) 図書館機能の充実 ○₂

- ①市民の学習ニーズに対応したサービスを提供するとともに、各地域の特色を生かした図書館運営を推進します。
- ②図書館が地域の情報拠点となり、全ての市民が必要な情報を容易に入手することができるよう、各図書館が地域の歴史や文化を踏まえた特色ある資料の収集に努めるとともに、専門職員の充実を図り、誰もが利用しやすい読書環境の整備に努めます。
- ③図書館と学校、博物館などとのネットワーク化の検討を進め、学校と生涯学習に関わる施設が緊密に連携し合い有機的に機能することにより、多様化する学習ニーズや課題に対応した学習機会の拡充に努めます。
- ④幼児、児童を対象としたおはなし会の開催やその保護者を対象とした読み聞かせ講習会の開催など、図書館と家庭が連携し、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進するとともに、学校図書館との連携強化を図ります。
- ⑤高齢者や体の不自由な人が容易に図書館サービスを受けられるよう大活字本、音声資料、点字資料の充実など、読書環境の整備を進めます。
- ⑥市民との協働による図書館運営を推進するため、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、施設の美化を行う図書館サポーターを養成します。

○ 1 【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
1 【連携3-1 (2) 幼児教育及び保育環境の充実】
1 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

2 【連携3-2 (1) 教育内容の充実】
2 【連携5-4 (5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進】

(4) 博物館機能の充実 ○

- ①常設展は、テーマ資料の展示替えを行いながら、地域の歴史や文化に関する学習活動を支援します。
- ②博物館と芦東山記念館、石と賢治のミュージアム、大籠キリシタン殉教公園との連携により、巡回博物館、移動博物館を開催し、学ぶ場を提供します。
- ③出前講座、出前授業により、市民センター^{*}や学校と連携して、市民、児童生徒が地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 市民センター [*] における生涯学習活動利用者数	人/年	233,929	240,000	人口減少を踏まえ現状維持を目指す
2 図書館利用登録者数	人	38,314	56,000	人口ビジョンで展望したH32人口のおおむね50%を目指す
3 図書貸出冊数	冊・点/ 人	7	10	市民一人当たり年間3冊・点の増を目指す
4 博物館入館者数	人/年	10,775	12,000	月平均1,000人の入館を目指す

●市民の参画

(1) 生涯学習環境の充実

- *市民センター^{*}で開催される学習講座に参加しましょう。

(2) 生涯学習活動への支援

- *生涯を通して自己を高め続けていくため、自主的な生涯学習に取り組みましょう。
- *自己の経験や能力を生かして、生涯学習の講師役やリーダーとなって学び合う活動を進めていきましょう。
- *生涯学習に取り組む市民団体、グループに参加して活動しましょう。

(3) 図書館機能の充実

- *地域の情報拠点である図書館を利用しましょう。
- *幼児期から読書に親しむ習慣が身に付くよう、子どもへの本の読み聞かせを行いましょう。
- *読み聞かせボランティア、子どもの読書支援や図書館資料の配架、書架整理、施設の美化を行う図書館サポーターなどの市民活動に参加しましょう。

(4) 博物館機能の充実

- *博物館等の常設展や企画展を観覧し、地域の歴史や文化等を学びましょう。

3-5 文化芸術、スポーツレクリエーション

◎現状と課題

- ①文化芸術団体においては、構成員の高齢化等により活動が困難となる団体があります。また、団体に属さない個別の活動も見受けられます。文化芸術団体の活動は地域の人と人とのつながりをつくる役割を果たしてきており、発表の機会を提供する等の支援が求められています。
- ②文化施設においては、市民の多様なニーズに対応した各種事業の充実等が求められています。
- ③本市では、スポーツ教室やスポーツレクリエーション活動などの生涯スポーツが活発に行われています。誰もが参加できる生涯スポーツは、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしており、ライフスタイルの多様化等に伴って、そのニーズはますます高まることが予想され、「いつでも、どこでも、いつまでも」を目標に活動を行うことのできる環境の整備が求められています。
- ④年齢や体力にあわせて、気軽に楽しめる生涯スポーツから本格的に取り組む競技スポーツまで、幅広く市民のニーズに合った多様な形態のスポーツを振興していくことが求められており、各種競技スポーツ団体や自主活動団体の活発な活動の促進とあわせ、子どもから高齢者まで、幅広い層のニーズに対応できる指導者の養成を図ることが必要です。

◎施策の展開

(1) 文化芸術活動の振興 ★◎₁

- ①多くの市民が文化芸術活動に取り組み、その活動を通じて人と人との交流が深まるまちを目指します。文化施設では、各種団体等の相互の連携を深めながら、各種講座等の開催や講演、展覧会事業の充実を図ります。
- ②地域の特性を生かした文化芸術活動など、団体の自主的な活動への支援と活動を通じた交流が図られる環境づくりに努めます。
- ③音楽や演劇、美術など優れた芸術を身近に楽しむことができる環境整備を進めます。
- ④文化施設においては、市民ニーズに対応した各種事業の充実に努めます。

(2) スポーツレクリエーション活動の推進 ★◎₂

- ①生涯を通じ、誰もがいつでもどこでも気軽にスポーツに親しめる社会の構築を目指して、生涯スポーツ振興計画を策定し、その推進に努めます。
- ②子どもからお年寄りまで、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツやスポーツレクリエーションを普及し、市民の健康づくりやコミュニケーションづくりを促進します。

◎ 1 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】
2 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】

2 【連携5-3 (1) 介護予防の推進】
2 【連携5-3 (3) 生涯現役社会づくりの推進】
2 【連携5-5 (1) 健康づくり活動の推進】
2 【連携5-5 (2) 保健指導等の充実】

- ③体育協会等との連携を強化しながら、スポーツの指導者やスポーツ団体を育成し、スポーツの技術力の強化を図ります。
- ④市や体育協会のホームページや広報紙などでスポーツ施設やスポーツ行事等をPRし、市民がスポーツを楽しむ動機付けにつながるようスポーツに関する情報を提供します。
- ⑤各種スポーツ大会の開催や大規模な競技大会の誘致に努め、競技力の向上を図るとともに、地域の活性化に結び付けます。
- ⑥既存のスポーツ施設の活用や学校体育施設の開放により、身近にスポーツを楽しむことができる環境を整備します。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	文化センター利用件数	件/年	1,115	1,200	人口減少を踏まえ現状維持を目指す
2	芸術鑑賞事業の開催回数	回/年	9	10	人口減少を踏まえ現状維持を目指す
3	市が関わるスポーツ教室開催回数	回/年	38	38	人口減少を踏まえ現状維持を目指す
4	市営スポーツ施設利用者数	人/年	924,520	1,000,000	おおむね10%増を目指す
5	市外の選手も参加するスポーツ大会参加者数	人/年	17,928	20,000	おおむね10%増を目指す

●市民の参画

(1) 文化芸術活動の振興

- *優れた文化芸術を鑑賞するなど、文化、芸術活動に取り組む機会を広げましょう。

(2) スポーツレクリエーション活動の推進

- *日常的にスポーツ活動や体を動かす習慣を身に付けるよう心がけ、健康増進、体力向上を目指しましょう。
- *健康で楽しく日常生活を送るため、スポーツ教室やスポーツ団体のサークル活動に参加し、親睦と健康づくりの輪を広げていきましょう。



3-6 人権・男女共同参画

◎現状と課題

- ①誰もが自由で平等に、そして幸せな生活を送るためには、基本的人権の尊重が何よりも大切です。基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と憲法で保障されています。
- ②近年、いじめ、ドメスティック・バイオレンス[※]、家庭内暴力、児童虐待、高齢者虐待など新たな人権問題が生じていますが、あらゆる人々の人権が尊重される社会の実現に向け関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。
- ③男女共同参画社会の実現は、全ての人々にとって必要なものであるにも関わらず、働く女性のみ課題として認識されることが多い上に、男女の不平等感、固定的な性別役割分担意識[※]が依然として根強く残っており、また、意思決定過程への女性の参画、仕事と家庭、地域活動の調和について、意義や効果が十分理解されているとはいえません。
- ④市民アンケートでは、男女の地位について「男性の方が優遇されている」との回答が58.7%となっています。また、男女共同参画社会を築いていくために重要なこととして、「固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める」37.2%、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」21.9%となっています。このことから、男女共同参画意識の浸透が重要であるとともに、男性中心型労働慣行等を前提とした従来の働き方を見直し、男女が共に家事や子育てを担い合えるような働き方を普及することが必要です。
- ⑤さまざまな課題への対処はもとより、まちづくりの推進は、男女共同参画の視点から取り組むことが不可欠です。市民が共に男女共同参画の意義、必要性を理解し、家庭、地域、職場などさまざまな場においてそれぞれの人権を尊重し、性別に関わらず個性と能力が発揮できるようにしていくことが必要です。

◎施策の展開

(1) 人権教育と人権啓発の推進 ○₁

- ①市民一人ひとりの人権に対する意識を高めるため、学校や地域、職場における人権教育を推進するとともに、国、県、人権擁護委員協議会等の関係機関と連携し、啓発活動の展開や相談体制の充実を図るなど、人権が尊重される社会を目指します。

(2) 男女共同参画社会の推進 ★○₂

- ①男女共同参画の一層の推進のため、いちのせき男女共同参画プランに基づき実効性のある取組を推進します。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| ○ 1 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】 | 2 【連携3-4 (1) 生涯学習環境の充実】 |
| 2 【連携1-4 (1) 関係機関との連携による就業支援】 | 2 【連携3-4 (2) 生涯学習活動への支援】 |
| 2 【連携1-4 (2) 勤労者福祉の充実】 | 2 【連携5-2 (1) 地域福祉を担うひとづくり】 |
| 2 【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】 | 2 【連携5-2 (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】 |
| 2 【連携3-1 (2) 幼児教育及び保育環境の充実】 | 2 【連携5-3 (3) 生涯現役社会づくりの推進】 |
| 2 【連携3-1 (3) 児童育成支援の環境整備】 | 2 【連携5-5 (1) 健康づくり活動の推進】 |
| | 2 【連携5-5 (2) 保健指導等の充実】 |

②あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させるとともに関係機関や各種団体と連携し、全ての市民が個性と能力を十分に発揮できる社会となるよう、その環境づくりを推進します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 人権啓発事業を実施した小中学校の割合	%	14	100	全小中学校での実施を目指す
2 男女共同参画サポーター認定者数	人	67	91	毎年4人の増を目指す
3 男女それぞれの委員数が委員定数40%以上である審議会等の数の全審議会等に対する割合	%	33.3	60.0	おおむね倍増を目指す

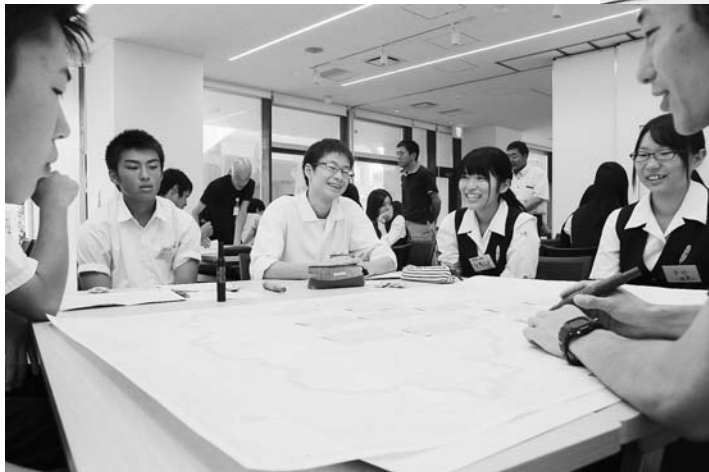
●市民の参画

(1) 人権教育と人権啓発の推進

*子ども、女性、高齢者などが抱えるさまざまな人権問題を理解し、人権侵害のない社会を実現させましょう。

(2) 男女共同参画社会の推進

^{}固定的な性別役割分担意識をなくし、男女が共に家事や育児、介護等に参画することについて理解を深め合い、それらを進んで行いましょう。



3-7 文化財の保護・地域文化の伝承

●現状と課題

- ①市内には、国、県、市の指定等文化財229件（平成27年10月末現在）をはじめ数多くの文化財があり、文化財調査委員の指導を得ながら保護支援、巡視活動などを行っています。これらの一部は博物館等で一般公開していますが、市民が文化財への理解を深める機会を提供しながら、愛護思想の普及を図っていく必要があります。
- ②市内には、約900カ所の埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為などが行われる場合は、一定の行為を制限、禁止していますが、制度の周知により文化財の保護を図っていくことが必要です。
- ③本市は、建部清庵、大槻三賢人（玄沢、磐溪、文彦）、千葉胤秀、長沼守敬、芦東山、青柳文蔵、真山梧洞、伊藤勇雄、屋須弘平など多数の偉人、先人を輩出しています。先人の功績を次代に伝えるため、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を醸成することが必要です。
- ④郷土芸能を伝承する団体も多数あり、保存会活動や学校行事を通じて、その継承が図られているほか、伝統芸能大会などが定期的に関われ、相互交流や情報発信の場となっていますが、NPO^{*}、ボランティア、各種団体、行政等が連携を図り、活動の継続と後継者を育成する必要があります。
- ⑤市内には、各地域で収集された歴史、民俗、考古資料が約1万件あり、市内の収蔵施設に保管しています。これらの資料は、未公開、未活用が多く、適切に管理するとともに、地域住民の創造的な活動を一層促進するためにも、展示、公開するなど活用を努めることが必要です。

●施策の展開

(1) 文化財の保存、活用 ○

- ①市民の誇りであり地域の財産である文化財を理解する心、愛護する心を普及啓発するとともに、適切かつ効果的に文化財を保存、活用します。
- ②文化財の標柱、解説板の整備など、市民が文化財の価値について理解を深められるよう情報発信に努めます。
- ③埋蔵文化財包蔵地の周知啓発と開発行為等に伴う遺構や遺物等の調査を行い、文化財保護法に基づく適切な保護を図ります。
- ④市内の収蔵施設に保管されている歴史、民俗、考古資料の評価、整理を行い、適切に保存するとともに展示、公開に努めます。
- ⑤地域づくり団体、郷土史グループなどが行う文化財保護や郷土の歴史資料の調査活動などについて、学芸員が専門的見地から相談、助言等の支援を行います。

(2) 地域文化の伝承 ★○

- ①収集した民俗資料の整理を進め、その活用により先人の暮らし、文化、知恵、創造力を学ぶ機会の充実を図ります。
- ②本市ゆかりの偉人、先人たちの功績を次代に引き継いでいくために、身近に学習できる機会の拡充を図り、郷土への誇りと愛着心を高めます。
- ③伝統芸能の保存、伝承に取り組む団体等の調査を行い、後継者育成や地域との関わりを主眼として保存、伝承の支援に努めます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	標柱・解説板の設置数	基	76	166	毎年15基の増を目指す
2	市内民俗芸能団体数	団体	57	57	民俗芸能が途絶えず伝承されることを目指す

◎市民の参画

(1) 文化財の保存、活用

- *施設見学や研修会への参加などを通じ、地域の文化財に触れたり、学んだりしながら、郷土の歴史文化に対する意識や関心を高めましょう。
- *文化財防火デーなどの事業に関心を持ち、地域の誇りであり、財産である文化財に対する愛護の心を育てましょう。

(2) 地域文化の伝承

- *地域に誇りを持てるよう、伝統芸能の伝承活動や愛護活動に取り組みましょう。
- *地域ならではの祭り、郷土料理、年中行事の伝承や景観保全活動に取り組み、地域文化を次代に引き継ぎましょう。



3-8 平泉関連資産「骨寺村莊園遺跡」の保護

●現状と課題

- ① 巖美町本寺地区は、国重要文化財「陸奥国骨寺村絵図」に描かれた堂社などの跡が現存し、中世から残される景観が良好に保たれている国内でも稀有な地域で、平成17年3月に「骨寺村莊園遺跡^{*}」として国史跡に指定されました。また、「一関本寺の農村景観^{*}」として平成18年7月に国の重要文化的景観^{*}に選定されました。骨寺村莊園遺跡^{*}は、世界文化遺産「平泉」の関連資産として、国、県や関係市町と共に拡張登録を目指しており、その実現に向け、市民が骨寺村莊園遺跡^{*}の価値を理解し、世界遺産拡張登録への気運を醸成していく必要があります。
- ② 重要文化的景観^{*}の保全には、地域住民がその地で生活し、営農していくことが不可欠ですが、農業従事者の後継者不足により、持続的な保全活動の継続が懸念されています。
- ③ 骨寺村莊園遺跡^{*}を後世へ守り伝えるため、適切な保存管理体制のもとで、地域住民のみならず市全体で景観保全活動等に取り組むことが必要です。

●施策の展開

(1) 骨寺村莊園遺跡の保護 ★○₁

- ① 骨寺村莊園遺跡^{*}の価値を後世に伝えるため、骨寺村莊園遺跡整備活用基本計画及び各種保存管理計画に基づき、保存と活用に努めます。
- ② 本寺地区景観計画に基づき、魅力ある日本の原風景を未来へ継承するため、重要文化的景観^{*}の保全に努めます。
- ③ 小区画水田保全活用方針に基づき、地域住民と協働で小区画水田の保全活用に取り組みます。
- ④ 骨寺村莊園交流施設を核とし、世界文化遺産「平泉」の関連資産としての価値とその魅力を市内外に情報発信します。
- ⑤ 骨寺村莊園交流館での地場産品を活用したレストランや産直事業の展開により、来訪者との交流促進による地域活性化と農業振興を図ります。
- ⑥ 地域住民による骨寺村莊園遺跡^{*}を守り伝えるための取組を支援します。
- ⑦ 地域住民のみならず全市民が、骨寺村莊園遺跡^{*}を市民共有の財産として認識し、保護していく意識が醸成されるよう努めます。

(2) 骨寺村莊園遺跡の世界遺産登録 ○₂

- ① 世界文化遺産「平泉」の関連資産として、関係機関と協力して拡張登録を目指します。
- ② 拡張登録実現に向け、調査研究を進め、資産価値を明らかにします。
- ③ 骨寺村莊園遺跡^{*}に関する講演会の開催や情報発信により、骨寺村莊園遺跡^{*}の価値について市民一人ひとりの理解と世界遺産拡張登録への気運醸成に努めます。

○ 1 【連携1-5 (4) 骨寺村莊園遺跡の活用】
1 【連携4-5 (3) 景観形成の推進】

2 【連携1-5 (4) 骨寺村莊園遺跡の活用】
2 【連携3-4 (4) 博物館機能の充実】

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	小区画水田を活用した体験交流会への参加者数	人/年	331	500	おおむね50%増を目指す
2	骨寺村荘園交流施設利用者数	人/年	27,482	36,500	毎年おおむね5%増を目指す

◎市民の参画

(1) 骨寺村荘園遺跡の保護

- * 骨寺村荘園遺跡^{*}で開催される田植えや稲刈り体験交流イベントなどに参加し、伝統的な農村景観を次代に引き継ぎましょう。
- * 遺産としての価値を守るため、昔ながらの土水路をみんなで維持する作業など景観保全活動に協力しましょう。

(2) 骨寺村荘園遺跡の世界遺産登録

- * 骨寺村荘園遺跡^{*}への関心を持ち、その価値についての理解を深めましょう。
- * 骨寺村荘園遺跡^{*}の世界遺産登録を市民一丸となって応援しましょう。



4

郷土の恵みを未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち

- 4-1 自然環境・環境保全
- 4-2 公園、都市緑化
- 4-3 低炭素社会
- 4-4 循環型社会
- 4-5 住環境、市営住宅、景観
- 4-6 上水道
- 4-7 下水道



4

郷土の恵みを未来へ
引き継ぐ自然豊かなまち

4-1 自然環境・環境保全

◎現状と課題

- ①本市は、豊かな水と彩りのある美しい緑に包まれた都市です。市の中央を流れる北上川には、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川及び黄海川などが注ぎ込み、多様な水辺の環境を形成しています。市の西部には栗駒国定公園に指定されている奥羽山系の山岳地帯があり、東部には室根高原県立自然公園に指定されている室根山をはじめとする北上高地の丘陵地帯が広がっています。
- ②豊かな自然は、農林水産業を振興する上で、重要な資源であるとともに、水道水等の貴重な水源となっており、国土の保全やゆとりある市民生活を送る上で欠かすことのできない市民共有の財産です。河川は利水において重要な役割を果たしているばかりでなく、潤いのある空間の提供など、市民生活に欠かせないものとなっているほか、さまざまな動植物も生育しており、これらの生態系を観察する自然教室も開かれています。また、周辺住民やボランティアグループ等が中心となって河川の清掃や浄化活動が行われています。
- ③自然と人との関わり方も自然を「守る」から自然と「ともに生きる」という姿勢に変化しつつあり、こうした時代の流れに対応した施策の展開が求められています。地球環境という大きな視点に立ち、自然環境のバランス、循環を考慮した環境保全に取り組むことが必要です。
- ④市民にとって、貴重な財産である河川については、河川が本来持つさまざまな機能が十分発揮されるよう、適切な維持保全に努めていくことが必要です。河川の親水空間化や、生き物がすみやすい環境を考えた川づくり、水辺環境の整備などを進めることが求められています。自然学習やレクリエーションの場として河川、水路を活用することも必要であり、照井堰など利水の優れた技術や歴史を後世に伝え、意識啓発を図るための機会を設けることも重要です。
- ⑤地球本来の自然環境が失われつつあります。自然という財産は、人間だけのものではなく生物全体の共有の財産と捉える必要があり、また、これを確かな状態で次代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。
- ⑥ライフスタイルの変化に伴い、環境問題の発生源は多様化しています。住宅地と工場や店舗との近接化による騒音のほか住宅の密集化による近隣世帯に対しての生活騒音や生活排水等の悪臭に関する苦情が発生しており、市民が安心して日常生活を送るためには、環境問題の発生原因を分析し再発防止を図るとともに、生活型公害を未然に防ぐための啓発活動に取り組む必要があります。

●施策の展開

(1) 自然の保全と活用施策の充実 ★○₁

- ①河川の清らかな水質を保つため、工場や畜舎などからの排水の浄化、家庭から出る洗剤や油分などの抑制、環境保全型農業の振興など、多方面からの取組を促進するとともに、河川での水質検査や排水の監視を行い、水辺の環境を常に把握するよう努めます。
- ②ボランティアや児童生徒が行っている河川の清掃活動や浄化活動を支援します。
- ③周囲の自然や景観に配慮した親水空間の整備に努めるとともに、整備に当たってはホテルが飛び交う水辺の再生など、市民が親しみを持てる美しい河川環境づくりに努めます。
- ④県や動物愛護団体、自然保護団体等と連携し、人と自然の共生する社会の構築を推進するとともに、かけがえのない自然を次代に引き継いでいくため、希少野生動植物の保護の徹底など、生態系の保全と再生を図ります。
- ⑤開発行為等が行われる際には、周囲の自然環境と調和したものとなるよう、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

(2) 環境教育の充実 ★○₂

- ①自然とのふれあい活動や環境教育、学習の場の充実を図り、環境に対する正しい理解と環境に配慮したライフスタイルの啓発を図りながら、環境意識の高いまちづくりを目指します。
- ②小中学校における環境教育の推進を図り、環境意識の醸成に努めます。
- ③自然環境の保全に関する啓発を行うとともに、自然環境への理解を深めることを目的とした自然観察会を実施し、環境教育の機会の充実を図ります。

(3) 環境保全対策の充実 ○₃

- ①環境保全協定の締結による環境汚染の未然防止に努めます。
- ②道路や鉄道などの騒音、振動の状況を測定するとともに、日常の暮らしから近隣の騒音を抑えるよう啓発に努めます。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	環境基準の類型指定河川における基準値未達成河川数（BOD値）	河川	0	0	すべての類型指定河川で水質基準（BOD値）の達成を維持する
2	環境保全協定締結件数	件	154	169	おおむね10%増を目指す

○ 1 【連携1-1 (6) 森林の適正管理と利活用】 2 【連携4-6 (2) 未普及地域への対応】
 1 【連携1-1 (8) 森林と市民との関わりの創出】 2 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
 1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】 3 【連携4-6 (2) 未普及地域への対応】
 1 【連携4-6 (2) 未普及地域への対応】

4-1 自然環境・環境保全

●市民の参画

(1) 自然の保全と活用施策の充実

- *家庭、事業所や農作業などに伴う排水で河川の環境を汚染することがないように注意しましょう。
- *水生生物調査やホタル探検会、稚魚放流、メダカ観察会など河川に親しむ活動を通じて自然環境を理解する活動に取り組みましょう。
- *河川管理者、NPO^{*}法人、地元自治会などが実施する河川や水辺の清掃、浄化活動などのボランティア活動に参加しましょう。
- *当地方に生息するオジロワシなどの野鳥やヒメギフチョウ、ナンブタカネアザミなどの昆虫や植物など、希少な動植物の保護に努めましょう。

(2) 環境教育の充実

- *河川の浄化活動や生態系の保全活動など環境保全に取り組む各種市民団体の活動に参加しましょう。
- *自然観察会などの機会を活用して郷土の自然について学習しましょう。

(3) 環境保全対策の充実

- *野焼きによる大気汚染や排水管のつまりによる悪臭などの発生源をつくらないように注意しましょう。
- *テレビやステレオ、ピアノ、洗濯機などの使用時間や音量などに注意し、近隣への騒音とならないようにしましょう。
- *事業所で使用する機器の定期的な整備や騒音発生防止のための適切な管理を行い、騒音とならないようにしましょう。



4-2 公園、都市緑化

●現状と課題

- ①公園は、子どもから中高齢者までの幅広い年代を対象とした多方面のニーズへの対応が求められており、公園を市民の憩いの場としてだけでなくスポーツレクリエーションを通じた健康づくりの場として機能の充実を図る必要があります。
- ②地域の中で比較的まとまったスペースを持っている公園は、災害時の一時避難所としても重要な役割を持っています。
- ③公園、緑地の管理については、地元自治会等の参画を得ながら誰もが安心して利用できるよう潤いのある快適な環境を維持していくことが重要です。

●施策の展開

(1) 公園、緑地の整備 ★

- ①ユニバーサルデザインの考え方^{*}のもと、誰もが利用しやすい憩いの場、潤いの場としての公園、緑地等の機能の充実を図ります。
- ②公園利用者のニーズに応じて、対象年齢の低い遊具や健康遊具の導入を図ります。
- ③新しい公園の整備や既存の公園の改修に当たっては、計画づくりの段階から市民の参画を促進し、意見やアイデアの反映に努めるとともに、整備後の維持管理について、市民の協力を呼びかけるなど、身近な公園、緑地の管理運営に市民が参加できる体制づくりに努めます。
- ④磐井川堤防は、桜の名所として再生するよう市民とともに取り組みます。

(2) 緑化の推進

- ①日常生活に憩いと安らぎを与える緑化への意識啓発を図り、潤いのある生活環境づくりを進めます。
- ②道路環境を豊かに彩る街路樹の整備をはじめ、公共施設や民有地の緑化、花壇づくりを促進し、緑豊かで美しい環境づくりを市民とともに進めます。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	1人当たりの公園面積	m ² /人	14.9	16.7	人口減少を踏まえ現状維持を目指す

4-2 公園、都市緑化

●市民の参画

(1) 公園、緑地の整備

* 地域での公園、緑地の維持管理活動に参加しましょう。

(2) 緑化の推進

* 宅地周りへの植栽や花いっぱい運動への参加など緑化に取り組み、地域の環境づくりを進めましょう。



4-3 低炭素社会

●現状と課題

- ①地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量は年々増加しており、平成25年度のわが国の温室効果ガスの総排出量は過去最高の14億800万トン（二酸化炭素換算）となっています。温暖化の進行は、豪雨等の災害や熱中症の増加など多くの危険性を抱えており、温室効果ガスの排出量を削減するため、生活の質を考えた省エネ型の生活や産業活動を普及推進していく必要があります。
- ②東日本大震災を踏まえ、再生可能エネルギー[※]への転換が大きな流れとなっており、環境負荷の少ない再生可能エネルギー[※]の利用を積極的に進め、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で主体的に取り組むとともに、連携、協力して利用促進を図っていくことが必要です。

●施策の展開

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進 ○₁

- ①温室効果ガスの排出を削減するため、化石燃料の使用を節約した取組や低燃費車の利用やアイドリングストップなどを広め率先した取組を進めます。
- ②新エネルギービジョンを踏まえ太陽光、太陽熱、水力、地中熱などの自然エネルギーの利用を促進するとともに、一般廃棄物やバイオマス[※]などをエネルギー資源と捉え、その持続可能な再生可能エネルギー[※]の活用により、化石燃料の消費及び温室効果ガスの排出を抑えエネルギー自給率[※]を向上する取組を推進します。

(2) 低炭素社会のシステムづくり ★○₂

- ①新エネルギービジョン、省エネルギービジョンに基づき、公共施設等への再生可能エネルギー[※]導入、省エネ型の設備への改修を進めます。
- ②低炭素社会の確立に行政が率先して取り組むため、環境負荷低減のための施策の推進や省エネ意識の向上に努めます。
- ③温室効果ガスの排出削減に向け、公共交通機関の利用を促進します。
- ④補助制度や環境団体等と連携した普及、啓発活動により、市内への再生可能エネルギー[※]、省エネ型設備の導入を推進します。

○ 1 【連携1-1 (7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用】
1 【連携2-3 (3) 生活交通の維持確保】
1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】

2 【連携1-3 (2) 商店街の活性化】
2 【連携2-3 (1) 公共交通機関の充実】
2 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】

4-3 低炭素社会

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	太陽光発電システム（10kw未満） 導入件数	件	1,980	3,500	新エネルギービジョン導入目標値 による
2	CO ₂ 排出量	tCO ₂ /年	795,400 ※	684,101	省エネルギービジョン消費量目標 値による ※H24推計値

◎市民の参画

(1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進

- *マイバッグ、マイ箸、マイボトルの携帯、エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）、自転車利用などにより、化石燃料の使用を節約する暮らし方を実践しましょう。
- *太陽光や木質バイオマスなどの再生可能エネルギー^{*}の利用、省エネ生活に取り組みましょう。

(2) 低炭素社会のシステムづくり

- *新エネルギー機器の導入やエコドライブの取組など、環境に配慮した暮らしの実践に取り組みましょう。
- *冷暖房の温度調節、電気機器の待機電力の削減、省エネ型の電気機器への交換などに努め、省エネ型のライフスタイルを実践しましょう。

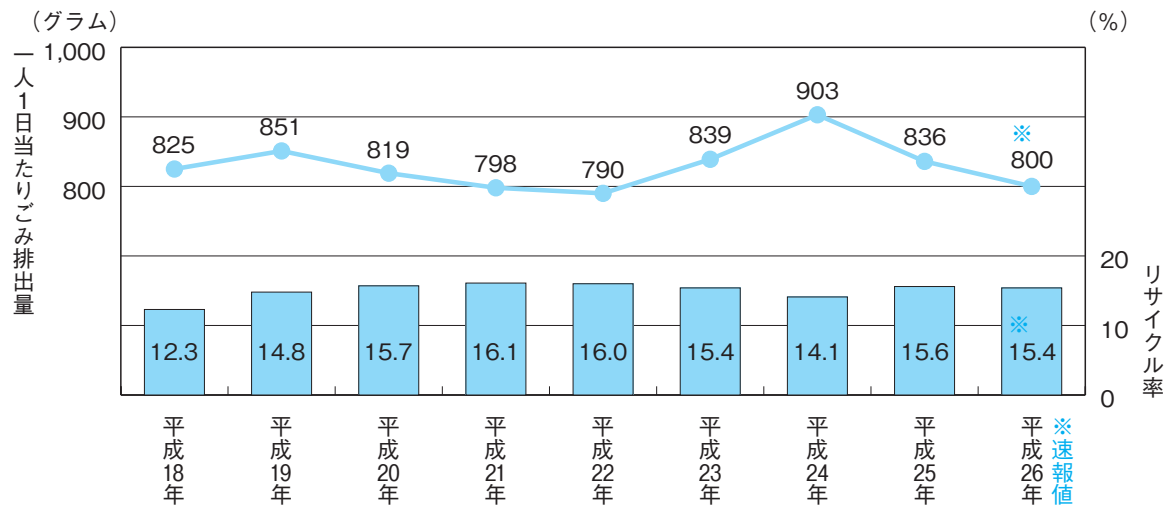


4-4 循環型社会

●現状と課題

- ① 廃棄物の減量、資源物のリサイクル、再生可能品の利用などを進め、廃棄物の量を減らしていくことが必要です。そのための取組を計画的かつ総合的に実施することが求められており、その実現に向け、環境意識の啓発を図り、効率的な資源循環の体制を整えていくことが必要です。
- ② 地球環境への負荷を軽減し、限られた資源を循環させていくことが必要な時代となっています。日常生活においても、廃棄物が適切に処理され、資源の循環システムの中に組み込まれていくことが基本となります。また、廃棄物の不法投棄対策を徹底していくことも重要な課題です。
- ③ 従来の大量生産や大量消費、大量廃棄の社会経済活動のあり方を見直し、市民、事業者、行政の協働により循環型社会^{*}づくりに取り組んでいくことが必要です。

ごみの排出量等の推移



資料：一般廃棄物処理事業実態調査

■ リサイクル率 ● 一人1日当たりごみ排出量

●施策の展開

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進 ★○

- ① 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R^{*}を基本とし、家庭での分別、資源回収の徹底を図り、地域における有価物集団回収への取組を支援するとともに、古着の回収を推進し、廃棄物の減量化や資源の有効活用を図ります。
- ② 廃棄物の分別徹底やリサイクルなど、事業所におけるゼロ・エミッション^{*}への取組を促進します。
- ③ きれいなまちづくりを目指すため、市民総参加による一斉清掃を促進します。

4-4 循環型社会

- ④循環型社会[※]を確立するため、リサイクルプラザ等を活用し、市民への普及啓発に努めます。
- ⑤新聞、雑誌やオフィス用紙などの再生利用を目指し、家庭や事業所での古紙リサイクルへの取組を促進します。
- ⑥生ごみの堆肥化など、家庭での廃棄物減量化への取組を奨励し、啓発に努めます。
- ⑦金、銀、銅、レアメタルなどの貴重な有用金属が多く含まれる使用済小型家電を回収し、有用金属のリサイクルを積極的に推進します。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立 ○₁

- ①快適な生活環境の確保のため、ポイ捨てや不法投棄をしないよう公衆衛生意識の啓発や監視の強化を図ります。
- ②廃棄物を新たなエネルギー資源と捉え、効果的、効率的にエネルギーを生み出すための廃棄物の分別の方法や処理方式の導入によりエネルギーや資源が循環する「資源・エネルギー循環型まちづくり」の一翼を担う廃棄物処理システムを確立し、廃棄物の再資源化やエネルギー資源としての活用を図ります。
- ③一関地区広域行政組合が設置及び管理運営する一般廃棄物の焼却施設等の更新が必要であり、同組合が策定している一般廃棄物処理基本計画により、今後の廃棄物処理について計画的な対応を図ります。

(3) 環境自治体のシステムづくり ○₂

- ①市民と行政の活動指針となる環境基本計画及び一般廃棄物処理基本計画に基づき、資源活用の一層の循環、効率化に努め、環境に対する負荷の軽減を図ります。
- ②環境自治体としての体制の確立に向けて、一関市役所地球温暖化対策実行計画を実践するとともに環境保全意識の向上を図り、環境施策に率先して取り組みます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	1人1日当たりの排出量（一般廃棄物）	g/日	800※	720	10%減を目指す ※H26は速報値
2	リサイクル率（一般廃棄物）	%	15.4※	16.9	1.5ポイントの増を目指す ※H26は速報値

◎市民の参画

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

- *廃棄物の減量化を進めるとともに、紙類、ペットボトルなどの資源物の適正な分別に取り組みましょう。
- *資源再生利用のため、ビン、カンなどの有価物の集団回収に取り組みましょう。
- *資源の有効活用を図るため、使用済小型家電や古着の回収に協力しましょう。

○ 1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
2 【連携1-1 (7) 地域木材の資源エネルギーとしての活用】

* 生ごみ処理機等の使用による生ごみの堆肥化、減容化に取り組みましょう。

(2) 効率的な廃棄物処理システムの確立

- * ポイ捨てや不法投棄に対する巡視活動や普段の清掃活動を行うなど、不法投棄を許さない環境づくりに協力しましょう。
- * 地域の一斉清掃活動に参加しましょう。

(3) 環境自治体のシステムづくり

- * 3R運動による廃棄物の減量化、再資源化への取組とともに電気、水、ガス、灯油等の節約など、環境に配慮した循環型社会^{*}づくりに取り組みましょう。



4-5 住環境、市営住宅、景観

◎現状と課題

- ①人口減少の進行により、今後、空き家等が増加することが見込まれます。また、少子高齢化により、これまで形成されてきた地域コミュニティが変化しつつあり、これらの変化に対応するために住宅に関する計画の策定、施策体系を構築することが求められています。
- ②本市の住宅ストックをみると、木造の古い持ち家が占める割合が高く、これらの住宅は、住宅内の段差、低い断熱性能、耐震性の不安等機能面で課題があります。高齢者世帯や若者世帯のライフスタイル、需要等に適合する形でユニバーサルデザインや耐震化が行われ、住宅が長期間にわたり、活用されるような環境を形成することが求められています。
- ③市営住宅の役割は、低所得者をはじめとした真に住宅に困窮する世帯への対応が方向付けられています。市営住宅への入居ニーズに対応するため、他の公的賃貸住宅の事業主体や民間事業者と連携し、重層的な住宅セーフティネットの構築を図ることが重要です。また、現在管理している市営住宅は、老朽化により更新や統廃合等の対応を進める必要があります。
- ④本市の景観は、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、歴史が息づいており、この貴重な財産を継承し、それぞれの地域の特徴を生かした魅力ある景観をつくるため、景観計画に沿って取り組む必要があります。特に、骨寺村荘園遺跡^{*}一帯は、世界遺産「平泉」^{*}の関連資産として拡張登録に向け景観に配慮した、積極的な取組を続けていく必要があります。

◎施策の展開

(1) 良好な住環境の形成 ○₁

- ①市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、市民の居住環境の向上、省エネ化によるCO₂排出量の削減及び市産木材の有効利用の促進など良好な住環境の形成を図ります。あわせて、耐震診断、耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを目指します。

(2) 市営住宅の適切な管理

- ①東日本大震災、少子高齢化など住宅政策を取り巻く状況が大きく変化していることや、大量に存在する老朽住宅への対応等を踏まえ、市営住宅の適切な維持管理を図ります。

(3) 景観形成の推進 ★○₂

- ①規制誘導を図り、良好な景観を形成します。
- ②多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、さまざまな形で関わっていく意識づくりを進めるため、景観まちづくりなどの普及啓発に努めます。

○ 1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
1 【連携5-6 (1) 災害を防ぐまちづくり】
1 【連携5-6 (2) 災害に強いまちづくり】

2 【連携1-1(3) 農業の有する多面的機能の発揮】
2 【連携3-8 (1) 骨寺村荘園遺跡の保護】

- ③市民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有、情報交換を図る組織として、景観計画に定めている（仮称）市民活動連絡会議の設立を目指すとともに、それぞれの活動を支援します。
- ④景観形成重点地区の拡充や景観重要建造物等の指定を促進し、魅力ある景観まちづくりを促進します。
- ⑤地域の景観づくりの核となる道路、河川及び公園などの公共施設について、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設^{*}の指定を進めます。
- ⑥緑化運動や環境美化推進運動など、自主的な環境美化運動を進める団体や組織などへの支援を続けます。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 長期優良住宅 [*] 認定率	%	7.9	9.2	1.3ポイントの増を目指す
2 景観まちづくり団体数	団体	4	6	50%増を目指す

●市民の参画

(1) 良好な住環境の形成

- *住宅の耐震化やバリアフリー化を進めましょう。
- *地球温暖化の防止に向けて、住まいの省エネ化を進めましょう。
- *住宅の点検を心がけ適切な維持管理に努めましょう。

(2) 市営住宅の適切な管理

- *市営住宅の適正な利用に努めましょう。

(3) 景観形成の推進

- *地域のより良い景観形成のために、景観まちづくり活動に参加しましょう。
- *美しいまちづくりを進めるために、日頃から身近な環境美化に取り組みましょう。

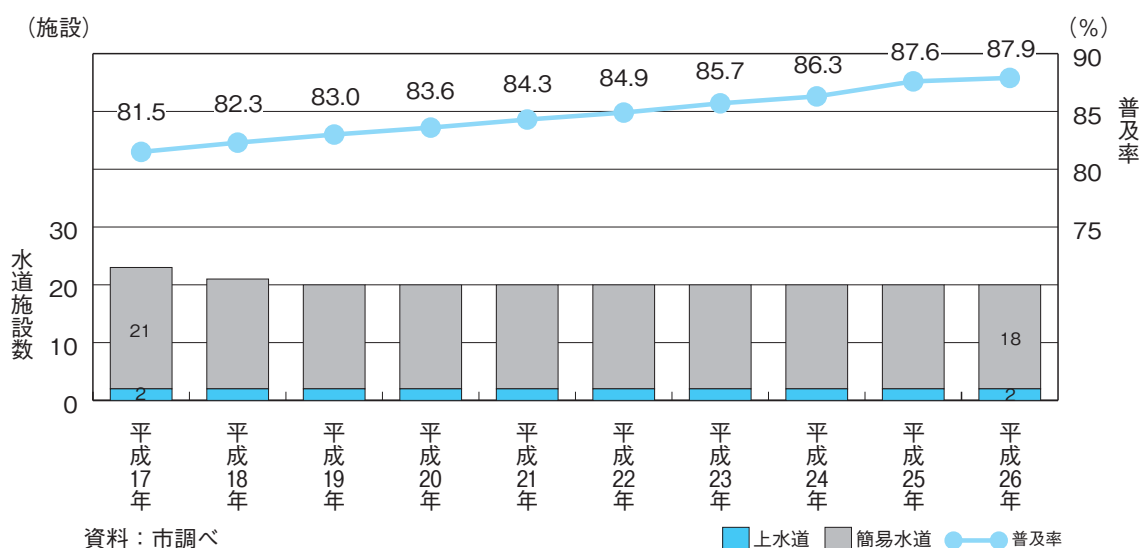


4-6 上水道

◎現状と課題

- ①水道事業については、今後、給水人口が減少し給水収益も減収が見込まれ、経営が厳しくなります。
- ②水道施設については、高度経済成長期に整備した施設がほぼ同時期に更新の時期を迎え大きな財政的負担を伴うこととなりますが、更新を遅らせることは安定供給にも影響を与えかねません。このため、財政的な面と安定供給の面から検討し、計画的な更新が必要となります。
- ③水道の未普及地域への対応については、財政状況を勘案しながらの対応が求められています。

水道施設と普及率の推移



◎施策の展開

(1) 安全な水の安定供給 ★◎

- ①水道事業の長期的な将来像を見据え、安全な水を安定して供給できるよう事業経営を行っていきます。
- ②水道施設や水道管路の更新について、優先順位を定めるなど計画的に行っていきます。
- ③災害に強い水道を目指し、代替水源の検討や水道施設の耐震化を図るなどのハード面の対応に加え、災害復旧の応急訓練を行うなど、災害に備えます。
- ④水道施設の補修、補強等を実施し、長寿命化^{*}を図るとともに、施設の統廃合についても検討するなど、効率的で安定した水の供給に努めます。

◎【連携5-6 (2) 災害に強いまちづくり】
 ◎【連携5-6 (3) 地域防災活動の充実】

(2) 未普及地域への対応

- ①水道事業の長期的な財政状況を勘案しながら、未普及地域の解消に努めます。
- ②飲用井戸等整備事業補助制度により、水道未普及地域での井戸等の整備を支援します。

●主な指標

指標項目		単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	有収率 [*]	%	78.5	82.0	3.5ポイントの増を目指す
2	水道普及率	%	87.9	90.0	2.1ポイントの増を目指す

●市民の参画

(1) 安全な水の安定供給

- *水道広報紙や水道週間のイベントなどを通じ、ライフラインとして欠くことのできない水道について認識しましょう。

(2) 未普及地域への対応

- *水道普及や井戸の使用にかかせない清浄な水源の保全のため、川をきれいにしたり森林を大切にしましょう。

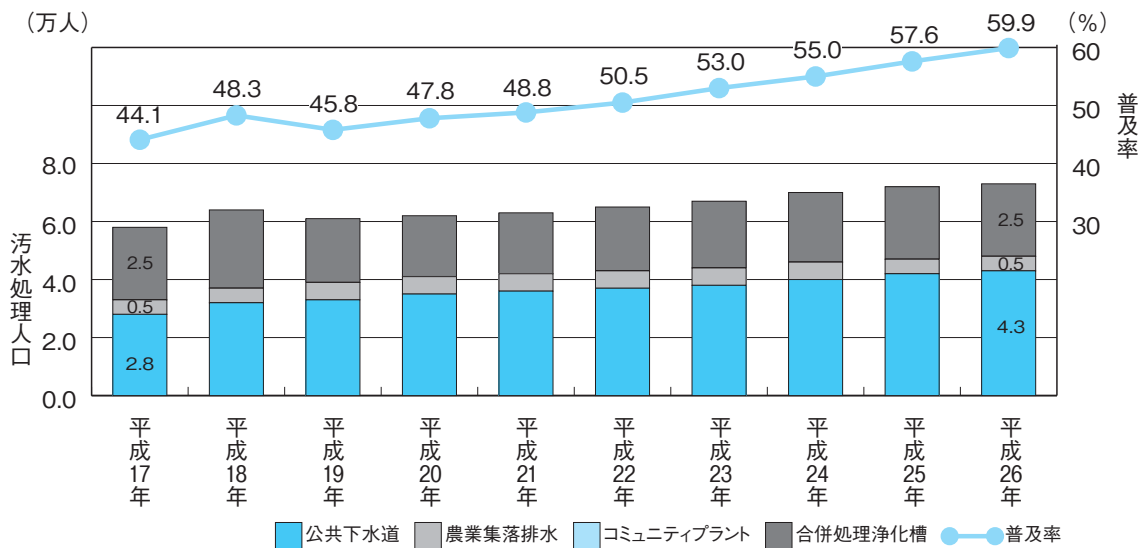


4-7 下水道

◎現状と課題

- ①公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽などの汚水処理施設は、豊かな自然環境の保全、特に河川等公共用水域の水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設です。
- ②環境の保全や快適な市民生活を確保するため、汚水処理施設の整備が求められています。汚水処理施設の整備については、平成26年1月に国土交通省、農林水産省、環境省の3省連名で、今後10年程度を目途に概成^{*}を目指す考え方が示されており、効率的な整備が必要となります。
- ③浄化槽整備事業については、市設置型と個人設置型の2種類の整備手法が併存していましたが、個人設置型の場合は市設置型に比べ維持管理費用等の負担抑制を図ることができることや、下水道の全体計画区域内であっても下水道事業計画区域外であれば設置できることなどから、平成28年度から個人設置型に統一しました。

汚水処理施設の整備状況の推移



資料：岩手県市町村概要

◎施策の展開

(1) 処理施設の整備と普及促進

- ①地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備により、河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出します。

◎【連携2-5 (2) 地域づくり活動の支援】
 【連携2-6 (1) 移住定住の促進】
 【連携4-1 (1) 自然の保全と活用施策の充実】
 【連携4-1 (2) 環境教育の充実】
 【連携4-3 (1) 地球環境にやさしいまちづくりの推進】
 【連携4-3 (2) 低炭素社会のシステムづくり】

【連携4-4 (1) 廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用の推進】
 【連携4-4 (2) 効率的な廃棄物処理システムの確立】
 【連携4-5 (1) 良好な住環境の形成】
 【連携5-6 (1) 災害を防ぐまちづくり】
 【連携5-6 (2) 災害に強いまちづくり】

- ②下水道の供用を開始した区域や農業集落排水施設の処理区域については、事業効果を早期に発現させるとともに、経営の安定化を図るため、早期の水洗化（接続）を働きかけ、施設の利用を促進します。
- ③下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、個人設置型浄化槽の整備を促進します。
- ④汚水処理施設の早期概成^{*}のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情にあわせた計画の見直しなどを行います。
- ⑤効率的な推進のため、施設の統廃合や更新などを実施し、施設の長寿命化^{*}を図りながら、持続的に安定したサービス提供体制の確保に努めます。
- ⑥災害に強い下水道を目指し、下水道施設の耐震化を図ります。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	汚水処理人口普及率 [*]	%	59.9	73.0	13.1ポイントの増を目指す

●市民の参画

(1) 処理施設の整備と普及促進

- * 河川等の水質保全と衛生的で快適な暮らしの実現を図るため、下水道や農業集落排水が整備された区域にお住まいの方は、台所や風呂、トイレなどの排水を、該当する施設へ接続するように努めましょう。
- * 下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域にお住まいの方は、浄化槽を設置し河川等の水質保全と衛生的で快適な暮らしの実現に努めましょう。



5

みんなが安心して暮らせる 笑顔あふれるまち

- 5-1 医療
- 5-2 地域福祉
- 5-3 高齢者福祉
- 5-4 障がい者福祉
- 5-5 健康づくり
- 5-6 防災（治水、治山を含む）
- 5-7 消防、救急・救助
- 5-8 防犯・交通安全・市民相談体制



5

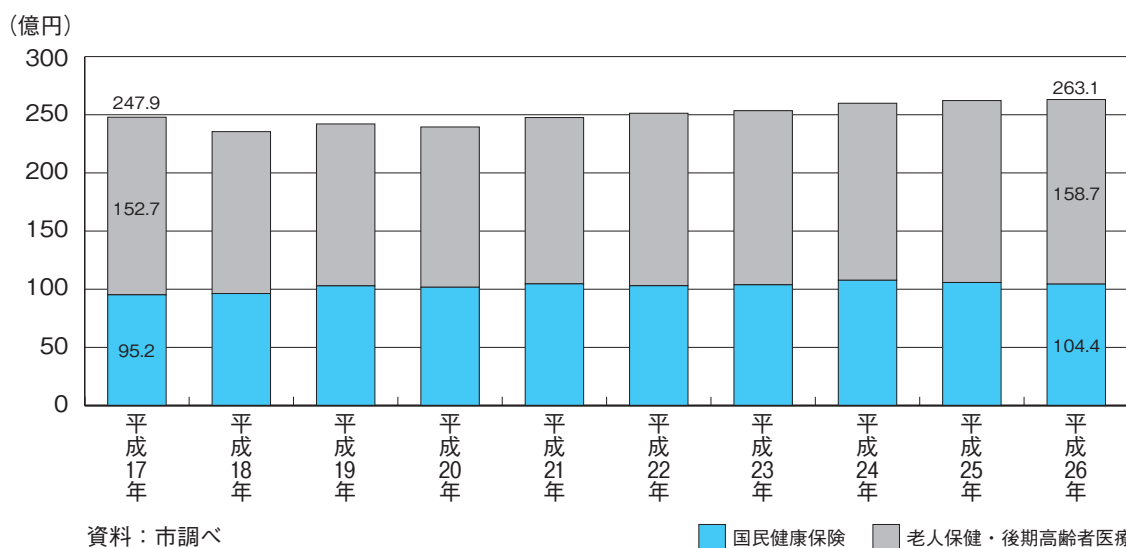
みんなが安心して暮らせる
笑顔あふれるまち

5-1 医療

◎現状と課題

- ①本市は高齢化率が高く、医療資源^{*}の地域偏在も顕著な状況にあり、医師をはじめ限られた医療従事者の中で、今後増加が予想される医療的ケアが必要な要介護高齢者への対応が求められています。
- ②休日及び夜間の救急医療を確保するため医師会等の関係機関の協力を得て、休日当番医制による診療や夜間救急当番医制が実施されているとともに、入院や手術が必要な重症患者の二次救急医療に対応するため病院が協力し輪番制による診療が実施されています。一方で、二次救急医療を担う県立病院をはじめ医師不足は深刻であり、加えて、比較的軽症な患者の一次救急医療を担う診療所の医師も高齢化しています。また、いわゆるコンビニ受診^{*}などにより医師の疲弊も問題となっています。
- ③このような中、限られた資源として医療機関を有効に活用していくことが大きな課題であり、利用者である市民が医療機関の役割を理解し、症状により適切な受診行動をとることが必要です。
- ④医師不足を解消するため医師の確保は最大の課題であり、今後も継続して取り組む必要があります。加えて、看護師などの医療技術職の確保が課題であり、その確保及び育成を行うことが必要です。
- ⑤国においては医療介護総合確保推進法を制定し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{*}の構築を進めています。関係機関が連携した医療及び介護サービスの提供体制の確保が求められており、これまでの取組により構築した多職種連携のネットワークを土台として、切れ目のないサービスを受けられる仕組みづくりが必要です。
- ⑥医療施設については、高度化する医療への対応や設備の充実が求められるほか、中心市街地から離れた農村部での医療サービスの持続的な確保が課題です。

医療費の推移



● 施策の展開

① 地域医療体制の充実 ★○¹

- ① 医師会、歯科医師会、薬剤師会や県などの関係機関、関係団体、医療機関等及び保健、福祉、介護サービス機関との連携強化を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。
- ② 医師会をはじめとする関係機関との協力により、医療機関相互の機能分担や相互連携を促進します。
- ③ 市が指定する医療機関に将来従事しようとする医学部の学生に修学資金の貸付を行い、医師の養成確保を図ります。
- ④ 医師会など関係機関と連携し、医療技術者の養成及び人材の確保を図ります。また、今後の医療従事者の需要増加を見据え、小中学生の頃から医療職に興味や関心を持ってもらうための啓発を図ります。

② 救急医療体制の充実

- ① 医師会をはじめとする関係機関、関係団体との連携を一層強化し、休日、夜間を含めた救急医療体制の充実に努めます。
- ② 医療機関の適正受診について市民への意識啓発を図ります。

③ 病院及び診療所の運営 ○²

- ① 地域包括医療体制の充実強化のため、保健、福祉、介護分野との連携を図り、各サービスが適切に提供できるよう病院、診療所を運営するとともに、健全な経営に努めます。また、病院と診療所のさらなる連携について検討します。
- ② 病院事業においては、構成する各事業の一体的運営に努め、切れ目のないサービスの提供や住民参加型の推進により、安定した経営と新しい地域医療の検討に取り組みます。

○¹ 【連携3-4 (1) 生涯学習環境の充実】
 1 【連携5-3 (2) 地域包括ケアシステムの構築】
 2 【連携5-3 (2) 地域包括ケアシステムの構築】

5-1 医療

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	医師修学資金貸付	人	2	8	毎年1人の増を目指す

◎市民の参画

(1) 地域医療体制の充実

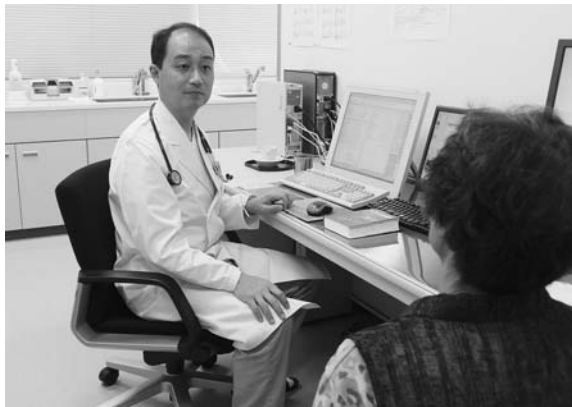
- * 普段から「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心がけましょう。
- * 医師の負担が過重とならないよう、診療時間内の受診を心がけましょう。

(2) 救急医療体制の充実

- * 緊急時の重症患者の命を救うために救急車を正しく利用しましょう。
- * 休日や夜間に具合が悪くなったときは、休日、夜間当番医を有効に利用しましょう。

(3) 病院及び診療所の運営

- * 市民を対象としたフォーラム、病院や診療所等が行う意見交換会などへ参加し、地域医療の現状に対する理解を深めましょう。



5-2 地域福祉

●現状と課題

- ①高齢者や障がい者など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成と、地域での支え合いが重要です。そのため市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。
- ②地域コミュニティの希薄化が進んでおり、地域住民が相互に助け合う仕組みや環境を構築することが必要です。そのため住民組織やボランティア、NPO^{*}等を育成、支援し、地域福祉の展開を図ることが必要です。
- ③福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人権が守られることはもとより、安心して利用できることが必要です。利用者への十分な情報提供を行うとともに、福祉サービスや施設等におけるサービス利用の促進と定着を図るための支援が必要です。
- ④本市の生活保護の被保護世帯数は横ばいの傾向にあり、一人暮らし高齢者世帯と障がい者世帯、傷病者世帯で全体の約8割を占めています。被保護世帯の安定した暮らしを実現するためには、被保護世帯の実情に応じた適切な支援が必要です。
- ⑤これまでの生活保護制度では十分に対応できなかった生活保護に至る前の段階の生活困窮者も増加しており、生活保護制度と同様に自立に向けた支援が必要です。
- ⑥平成25年の災害対策基本法の一部改正により、災害発生時等に自ら避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿作成が義務付けられ、名簿作成と避難支援を行う関係者（避難支援等関係者）への情報提供を行っていますが、災害時の支援が有効に機能するよう、平常時からの取組を推進する必要があります。

●施策の展開

(1) 地域福祉を担うひとづくり ★○₁

- ①市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉に関する学習機会を幅広く提供し、地域福祉の担い手の育成を推進します。
- ②高齢者や障がいのある人など誰もが地域活動に参加できるよう、共に参加する意識の向上に努めます。

(2) 共に支え合う地域づくり ○₂

- ①社会福祉協議会、福祉活動推進協議会等と連携を図りながら、ボランティアグループ、NPO^{*}等による福祉のネットワークづくりを推進します。
- ②認知症や障がいに対する理解を促進し、社会的に孤立することがないように地域とつながり続ける仕組みづくりを支援します。
- ③多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源の開発、提供を支援します。

○ 1 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】

1 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

2 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】

2 【連携5-3 (2) 地域包括ケアシステムの構築】

5-2 地域福祉

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり ★〇

- ①各種相談窓口の充実、連携を強化するとともに市民の身近な相談者である民生児童委員等と連携を推進し、相談者にあわせた情報の共有や福祉サービスの適切な提供に努めます。
- ②成年後見制度^{*}や各種福祉サービス等の利用に際し、制度利用がスムーズに行われるよう必要な支援を行うとともに、権利擁護に関する制度の広報、啓発に努めます。
- ③要保護世帯やひとり親家庭、生活困窮者個々の実情に即した指導や援助が行われるように、関係機関との連携のもと、相談業務を拡充するとともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法に基づく各種制度や諸施策の活用を図りながら、就労の促進、技術の習得など、自立に向けた支援に努めます。
- ④避難行動要支援者名簿作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進します。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	福祉教育に関する講座を実施した小中学校の割合	%	20	100	全小中学校での実施を目指す
2	就労開始や就労収入増により生活保護世帯から自立した世帯の割合	%	4.1	5.0	0.9ポイントの増を目指す

◎市民の参画

(1) 地域福祉を担うひとづくり

- *高齢者や障がい者との交流、社会福祉協議会が行う福祉学習会などに参加し、支え合う心を育みましょう。

(2) 共に支え合う地域づくり

- *自治会活動などに参加し、住民同士の交流を深めるとともに、あいさつ、見守り、互いの支え合いなどを通じ、誰もが安心して生活できる地域づくりに努めましょう。

(3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

- *地域の中でコミュニケーションを図り、孤立する人がないように声掛けをするとともに、民生児童委員や各種相談窓口にご相談するように勧めましょう。
- *研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度^{*}への理解を深めましょう。
- *災害時に支援が必要となる人を把握するとともに、地域で行われる防災訓練等に参加しましょう。

〇【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】
 【連携5-3 (2) 地域包括ケアシステムの構築】
 【連携5-4 (1) 権利擁護、相談支援体制の充実】

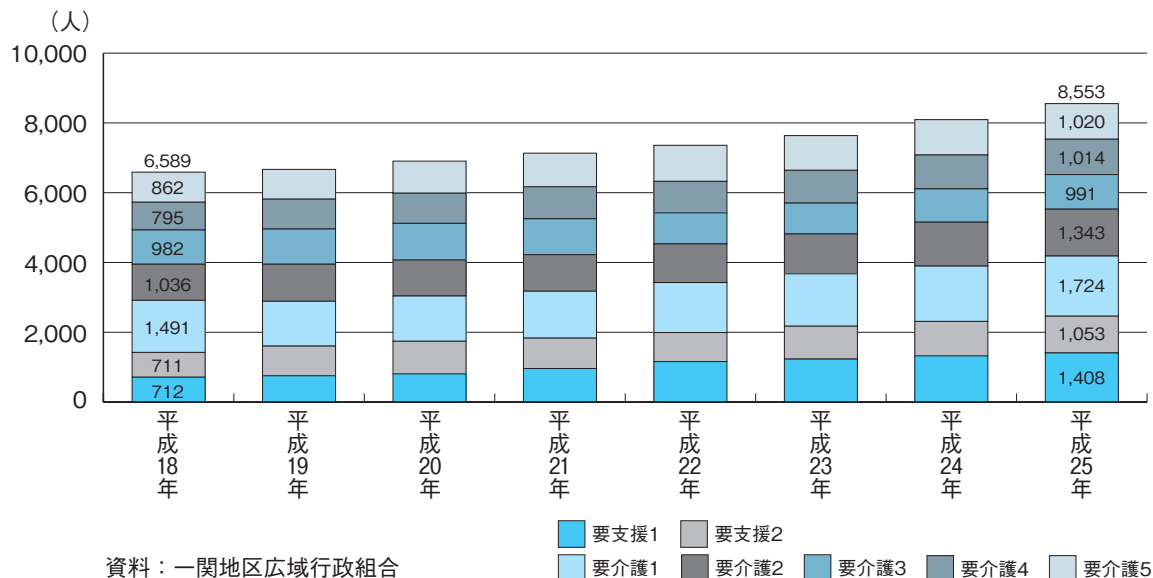
【連携5-4 (4) 障がい者が安心して暮らせる
 地域づくりの促進】
 【連携5-6 (3) 地域防災活動の充実】

5-3 高齢者福祉

●現状と課題

- ①本市における高齢化の状況は、平成27年3月末現在（住民基本台帳）、65歳以上の高齢者人口は40,214人で、総人口に占める高齢化率は32.58%となっています。本市の人口は今後減少傾向が続き、高齢化率は上昇していくものと見込まれます。
- ②高齢者の約8割は介護を必要としない元気な方たちです。元気な高齢者が生きがいと尊厳を持ち、いつまでも健康で安心して暮らすことができる社会の実現が求められています。
- ③介護予防は元気なうちから取り組む必要があるため、普及啓発事業を継続し、介護予防への関心を高める必要があります。
- ④より魅力ある介護予防事業を検討するとともに、住民が主体的に運営する介護予防を目的とした通いの場の充実や、高齢者が身近な地域で自主的に取り組めるように介護予防教室の開催会場を工夫するなど、より気軽に参加できる環境整備が必要となります。
- ⑤高齢化の進行により、高齢者の徘徊による所在不明や孤立死等の問題が発生しており、地域のさまざまな見守りが必要です。
- ⑥認知症に対する理解不足や介護知識の不足、経済的な問題等により、高齢者に対する虐待が増加しており、虐待の予防や早期発見、迅速な対応が求められています。また、認知症高齢者の増加から、判断能力が不十分となった場合でも本人を保護し権利が守られるように支援する必要があります。
- ⑦急速な高齢化や社会構造の変化、要介護高齢者の増加、ニーズの多様化等により介護人材が不足しており、施設整備にも影響が生じています。また、高齢者の増加が見込まれる中で高齢者やその家族への支援は、地域の主体的な取組が一層重要であり、地域での支え合い活動を支援する必要があります。

要支援・要介護認定者数の推移



5-3 高齢者福祉

⑧高齢者が一人暮らしや要支援、要介護状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを組み合わせて継続的に切れ目なく提供する地域包括ケアシステム^{*}の構築が必要となります。

●施策の展開

(1) 介護予防の推進 ○₁

- ①介護予防事業は、地域の実情に応じた効果的、効率的な介護予防の取組を推進する観点から、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体による参加しやすい介護予防の実施に取り組みます。
- ②元気な高齢者が介護予防の担い手として地域の中で役割を持ち、自らの生きがいや介護予防につながるよう、介護予防ボランティア養成等の取組を推進します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築 ○₂

- ①保健、医療、福祉、介護の関係機関、関係団体との連携のもと、地域包括ケアシステム^{*}の構築を推進します。
- ②身近なところで在宅介護などの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、相談支援体制の充実に努めます。
- ③一人暮らしや要支援、要介護状態になっても、高齢者が自宅で自立した生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護サービス等の充実に努めます。
- ④地域の見守りを充実し、支援が必要な高齢者の早期発見、早期支援に努めます。
- ⑤地域包括支援センター^{*}と連携し、高齢者に対する虐待防止、早期発見に努めるとともに、成年後見制度^{*}の周知を推進し、認知症などにより財産管理や契約などの法律行為を行うことが困難な方等に、制度利用を勧奨し、支援します。
- ⑥今後も増加する介護ニーズに対し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な介護担い手の育成、福祉教育の充実による将来の介護人材育成、資格取得に対する支援など、介護人材の確保、育成を図るとともに、一関地区広域行政組合が策定する介護保険事業計画により介護施設等の整備を推進します。

(3) 生涯現役社会づくりの推進 ★○₃

- ①明るく活力に満ちた高齢社会を築くため、高齢者自身がこれまで培った知識、技能を發揮し、積極的な社会活動への参加と地域社会の中で活躍することができる環境づくりを推進します。
- ②シニア活動プラザの活用により、元気な高齢者の社会参加、社会貢献活動を推進し、自らの生きがいづくりにつなげるとともに、健康の増進を図ります。

○ 1 【連携3-5 (2) スポーツレクリエーション活動の推進】
 1 【連携5-5 (1) 健康づくり活動の推進】
 2 【連携5-1 (1) 地域医療体制の充実】
 2 【連携5-1 (3) 病院及び診療所の運営】
 2 【連携5-2 (2) 共に支え合う地域づくり】
 2 【連携5-2 (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】

2 【連携5-4 (1) 権利擁護、相談支援体制の充実】
 3 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】
 3 【連携3-4 (1) 生涯学習環境の充実】
 3 【連携3-5 (2) スポーツレクリエーション活動の推進】
 3 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

- ③ハローワークやシルバー人材センターなどと連携を図りながら、高齢者の年齢や健康、体力に見合った多様な形態による雇用や就業機会の確保と支援に努めます。
- ④趣味活動や健康づくりなどの場の拡大、老人クラブの育成と支援、地域ボランティアやふれあいサロンなど自主的な取組を支援します。

●主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 介護予防事業延べ参加者数	人	33,711	55,000	法改正による増員（H29に20,000人）を含め、おおむね3%増を目指す
2 高齢者見守りネットワーク協力事業所数	事業所	—	50	宅配サービスを行っている全事業所との協定締結を目指す
3 介護担い手育成講座受講者数	人	15	135	毎年20人の増を目指す
4 特別養護老人ホーム入所待機者数	人	167※	0	一関地区広域行政組合が策定した第6期介護保険事業計画に基づく ※H27. 4. 1 現在
5 老人クラブ加入率	%	22	23	1ポイントの増を目指す
6 シニア活動プラザ利用者数	人/年	2,223	3,423	毎年200人の増を目指す

●市民の参画

(1) 介護予防の推進

- *生涯にわたって元気で暮らせるよう、介護予防に取り組みましょう。
- *介護予防の担い手として、住民が自主的に運営する通いの場づくりに取り組みましょう。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

- *日常生活での助け合いなど、隣近所で互いを支え合いましょう。
- *認知症に対する理解を深め、近所や自治会活動など地域の見守り活動に協力しましょう。
- *一人暮らし高齢者や高齢者世帯など、閉じこもり気味な方への声掛けを行いましょう。
- *判断能力が不十分な認知症高齢者などを保護、支援する成年後見制度^{*}への理解を深めましょう。
- *地域や福祉施設等で高齢者と交流する機会を持つなど、高齢者とのふれあいを通じ、福祉の心を育みましょう。

(3) 生涯現役社会づくりの推進

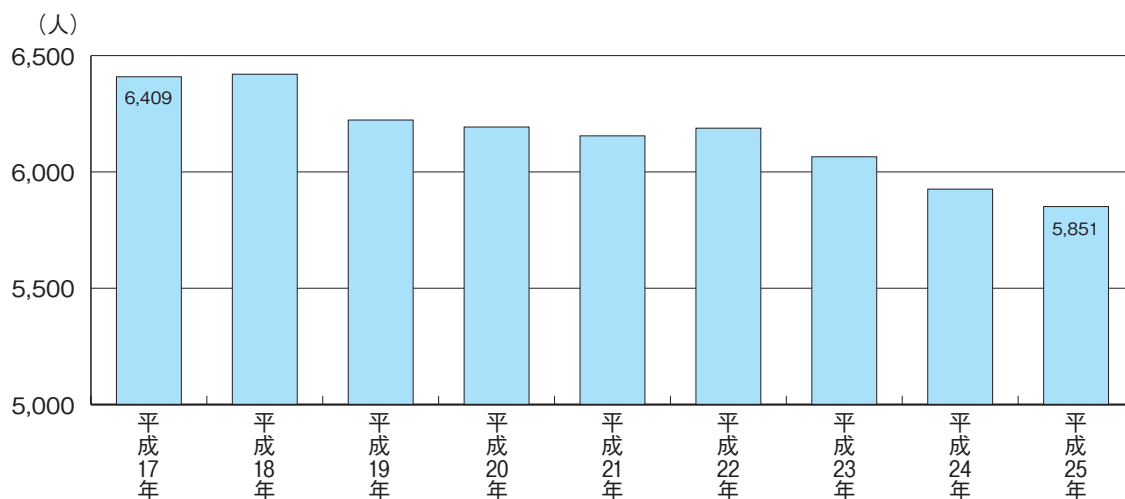
- *自らの知識や技能、経験を生かし、地域活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- *生きがいを持って生活できるよう、趣味やボランティア、老人クラブなどの活動に参加しましょう。
- *若者や地域との交流を持ち、自身が培ってきた生活文化を伝えていきましょう。

5-4 障がい者福祉

◎現状と課題

- ①障がい者施策には、障がいを理由とした不利益な取扱いや虐待を受けることがなく、障がい者のニーズに応じた適切な支援を提供する仕組み、特に障がい者の相談支援体制の充実が求められています。
- ②障がいや発達に不安や心配のある子どもに、早期に必要な治療と指導、訓練を行うことにより、障がいの軽減や生活能力の向上を図り、社会参加につなげていくことが必要です。
- ③障がい者が希望する地域で自立した生活を送るためには、就労の機会を確保し、経済的基盤の安定を図ることが求められています。一般就労が困難な障がい者には、福祉的就労により生産活動の機会を提供していく必要があります。
- ④障がい者が自ら希望する場所で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実及び障がい者の生活を地域全体で支える体制の充実を図ることが必要です。また、障がい者が災害時においても安全な生活が送れるよう避難支援体制の充実が求められています。
- ⑤障がい者の自立と社会参加の促進に向けて、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方に基づくまちづくりや、市民それぞれが互いに尊重し合い相互理解を深めるよう、心のバリアフリーを進め、人にやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

身体障害者手帳交付台帳登録数の推移



資料：岩手県障がい保健福祉課

●施策の展開

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実 ○₁

- ①障がいを理由とした差別や権利の侵害を受けないよう、成年後見制度^{*}等の権利擁護に関する制度利用について広報、啓発に努めます。
- ②障がい者が自らの意思により必要とするサービスを安心して利用できるよう、相談支援体制の充実に努めます。特に中核的な役割を担う基幹相談支援センター^{*}の機能強化を図るとともに、一関地区障害者地域自立支援協議会や関係機関等との連携を推進します。
- ③自立に向けた必要な相談支援が行われるよう施設スタッフの確保、育成を図ります。
- ④障がい者虐待防止に関する啓発に努め、関係機関等と連携し障がい者虐待の早期発見と防止を推進します。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供 ○₂

- ①保健、教育、医療等の関係機関の連携により、年齢や障がいの状態等に応じ、適切な支援を受けられるよう体制の充実に努めます。

(3) 自立と社会参加の促進

- ①障がい者支援施設に入所している障がい者が、希望するアパートやグループホーム^{*}または自宅等で生活できるよう支援します。
- ②一関地区障害者地域自立支援協議会を中心として、学校、企業、ハローワーク等と連携し、福祉施設での就労から一般就労への円滑な移行を推進します。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進 ★○₃

- ①障がいの有無に関わらず地域で安心して暮らしていけるよう、災害発生時においても、生命、身体の安全確保が図られる支援体制の整備に努めます。
- ②障がいの程度や種別に関わらず、障がい者が自立した生活ができるよう各種福祉サービスの充実に努めます。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ○₄

- ①障がい者やお年寄りをはじめ、誰もが社会参加できるよう、制度的、心理的なバリアを取り除きながら、交流活動を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や住宅改修への相談支援の充実に努めるなど、全ての人が安心して暮らせるユニバーサルデザイン^{*}のまちづくりを推進します。

○₁ 【連携5-2 (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】
 1 【連携5-3 (2) 地域包括ケアシステムの構築】
 2 【連携3-1 (2) 幼児教育及び保育環境の充実】
 2 【連携3-1 (3) 児童養成支援の環境整備】
 2 【連携3-2 (1) 教育内容の充実】

3 【連携5-2 (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】
 4 【連携2-2 (3) 安全安心で快適な道路環境づくり】
 4 【連携3-4 (3) 図書館機能の充実】

5-4 障がい者福祉

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	相談支援事業所数	事業所	7	11	おおむね50%増を目指す
2	児童発達支援サービス利用者の割合	%	3.6	4.0	0.4ポイントの増を目指す
3	福祉施設から一般就労への移行者数	人	10	12	20%増を目指す
4	障がい福祉サービス(日中活動系)の利用者数	人	836	986	毎年25人の増を目指す
5	障がい者福祉まつりの参加者数	人	2,775	2,895	毎年20人の増を目指す

◎市民の参画

(1) 権利擁護、相談支援体制の充実

*研修会等に参加し、権利擁護や成年後見制度[※]への理解を深めるとともに相談支援事業所等に気軽に相談しましょう。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

*保健、教育、医療等に関する講演会等に参加し、障がいや障がい者に対する理解を深め、交流の輪を広げましょう。

(3) 自立と社会参加の促進

*障がい者の自立と社会参加のために、就業機会の提供について理解を深め、協力し合いましょう。

*障がい者就労施設で作られた製品の利用(購入)や施設との交流などを通じ、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。

(4) 障がい者が安心して暮らせる地域づくりの促進

*障がい者が地域で生活し社会に参加することができるよう、利用している福祉サービスや災害発生時の対応等について理解を深め、互いに助け合い支え合う地域づくりを進めましょう。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

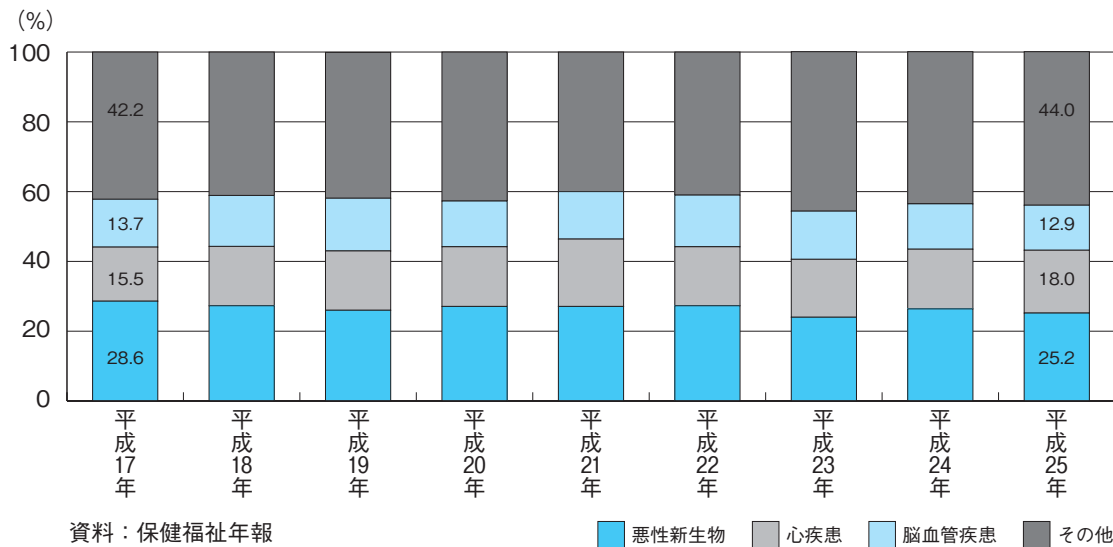
*キャップハンディ体験[※]や障がい者との交流などを通して思いやりの心を持ち、福祉のまちづくりを心がけましょう。

5-5 健康づくり

●現状と課題

- ①本市における死因別死亡数をみると、生活習慣病と呼ばれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が全死因の約6割を占めており、特に脳血管疾患による死亡率は全国に比して高くなっています。
- ②現代の複雑な社会環境や人間関係の中で、精神的なストレスや心の悩みを抱えている人々が多くなっている状況にあります。
- ③健康づくりは、市民一人ひとりの自主的な取組が基本であり、また、地域との結び付きの中で一人ひとりの健康づくりが行える社会の形成が求められており、地域社会全体で個人の健康づくりを支援する取組が必要です。
- ④急速な少子高齢化が進む中、活力ある市民生活を実現するには、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延ばすために保健や医療サービスの重要性はますます高まっています。
- ⑤健康寿命を延ばすためには、要支援、要介護状態の原因となる生活習慣病や認知症、転倒による骨折などを予防するための取組が必要です。
- ⑥生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣が原因となる生活機能の低下や要介護状態とならないためには、一人ひとりの生活習慣改善の積極的な取組を促進し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣を定着させていくことが必要です。

死因別死亡数構成比の推移



5-5 健康づくり

●施策の展開

(1) 健康づくり活動の推進 ★○₁

- ①一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを推進するためには、生活の質の向上を図ることが重要であり、生活習慣病予防、介護予防、こころの健康づくりなどに取り組みます。
- ②生活習慣病は、不健康な生活習慣の積み重ねによるところが大きく、できるだけ早い時期からの予防と幼少期からの健康的な生活習慣の習得が必要なことから、バランスのとれた食生活と運動習慣の定着など各年代の実態や課題に応じた取組を行います。
- ③自治会等の活動やコミュニティ活動の中で生活習慣病予防やこころの健康づくりが行われるなど、一人ひとりの健康づくりが地域づくり活動に結び付いて展開される環境づくりを促進します。
- ④地域の実情に合った健康づくり施策の推進を図るため、市民との協働による食生活改善や運動習慣定着のための教室、介護予防教室の開催など健康づくりを推進できる体制を整備します。

(2) 保健指導等の充実 ○₂

- ①生活習慣病予防及び疾病の早期発見を目的に実施する特定健康診査及びがん検診の受診啓発に取り組みます。
- ②生活習慣の改善を通じた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るため、特定保健指導事業を実施し、バランスの取れた食生活や適切な運動習慣の定着を図ります。
- ③特定健康診査データ等から、健康課題の把握に努めるとともに、一人ひとりの課題に応じた保健指導事業を推進します。
- ④生活習慣病の発症リスクの高い個人に対する保健指導等の働きかけのほか、広く市民全体や地域全体を対象として、気軽に健康づくりができるよう各種健康教室や健康教育事業を開催するとともに、広報やイベントの機会などを通じて市民の健康意識を高める啓発活動を行い、バランスの取れた食生活と運動習慣の定着など健康的な生活習慣を推進します。
- ⑤家庭訪問による保健指導等の取組を強化し、生活の実態や地域の健康課題を踏まえた効果的な保健活動を推進します。



○ 1 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】
1 【連携3-5 (2) スポーツレクリエーション活動の推進】
1 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

1 【連携5-3 (1) 介護予防の推進】
2 【連携3-5 (2) スポーツレクリエーション活動の推進】
2 【連携3-6 (2) 男女共同参画社会の推進】

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	胃がん検診受診率（市実施分）	%	22.5	50	がん対策推進基本計画に基づく
2	大腸がん検診受診率（市実施分）	%	30.5	50	がん対策推進基本計画に基づく
3	肺がん検診受診率（市実施分）	%	26.2	50	がん対策推進基本計画に基づく
4	子宮がん検診受診率（市実施分）	%	29.2	50	がん対策推進基本計画に基づく
5	乳がん検診受診率（市実施分）	%	33.1	50	がん対策推進基本計画に基づく
6	65歳以上の人口に占める要介護認定者の割合	%	15.7	15.3	0.4ポイントの減を目指す
7	メタボリックシンドローム該当者及び予備軍該当者の割合（市実施分）	%	25.8	22	一関市保健事業実施計画に基づく

●市民の参画

(1) 健康づくり活動の推進

- * 健康寿命を延ばすため、バランスのとれた食生活、適切な運動、十分な休養と睡眠など健康的な生活習慣を身に付けましょう。
- * 地域で実施する健康づくりの活動に進んで参加しましょう。

(2) 保健指導等の充実

- * 特定健康診査やがん検診を定期的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努めましょう。
- * 各種健康教室や保健指導事業に参加し、より良い生活習慣を身に付けましょう。



5-6 防災（治水、治山を含む）

●現状と課題

- ①平成25年の災害対策基本法の一部改正により避難場所等の指定基準が示されたことに伴い、避難場所等が基準に適合しているかどうかの検証を実施する必要性があり、また、災害の危険が切迫した場合に避難する避難場所が指定されていない地域があるため、その地域に指定基準に沿った避難場所を指定する必要があります。さらに、市民に避難所を周知するため、避難所標識についても見直しが必要です。
- ②災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り抑えることが重要です。安全安心で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画に基づき、防災資機材や避難場所等、避難路を整備充実するとともに、消防防災体制の充実と防災、減災対策を強化する必要があります。また、防災訓練等を通じて、市民の防災意識の向上を図る取組も必要です。
- ③過去の災害記録等をもとに、災害危険箇所の把握を進め、効果的な防災体制を整えていく必要があります。治水対策については、河川等の計画的な整備とあわせ、橋梁や排水機場の整備、改修などを関係機関に要請していく必要があります。治山対策については、地震や大雨による土砂崩れ、災害危険箇所の点検等を関係機関とともに実施する必要があります。また、本市はこれまで、岩手・宮城内陸地震や東日本大震災などで甚大な被害を受けていることから、地震による被害を軽減するための取組が必要です。
- ④災害に強いまちづくりと安全安心な市民生活の実現に向け、地域防災計画を見直し、その実効性を高めるための訓練を継続して実施していくことが大切であり、地域防災力向上のため、災害に関する知識、技能を有する人材を育成することが重要です。また、応援協定等による協力体制の確立を図るため、関係機関等との連携体制が必要となります。
- ⑤市民に対し、さまざまな媒体により防災知識を普及、啓発することで、自助、共助の精神を養うことが重要であり、市が発信する情報に限らず、住民が自ら情報収集し、地域で連携して早期に行動を起こすような意識の向上を図っていく必要があります。コミュニティFM放送の聴取調査を平成26年度に行いましたが、放送を聴いていると回答した世帯が54%程度であることから、さらなる周知、啓発に努める必要があります。
- ⑥東日本大震災から年月が経つにつれ、訓練等の実施率が低下しているため、大震災等の経験や教訓が忘れられることがないように、防災講演会やセミナーを通じ災害に対する意識啓発に取り組む必要があります。
- ⑦大規模災害時には、物流が停止し食糧の調達が難しくなるため、食糧の備蓄を行う必要があります。また、保存用非常食や保存用飲料水など、保存年限に応じた定期的な入れ替えと活用方法の検討が必要です。
- ⑧自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で防災マップ[※]を全戸に配布していますが、内容の変更などにより更新、配布が必要となります。また、外国人の住民や旅行者等への対応のため、外国語版が必要です。
- ⑨栗駒山の火山災害についての取組は、登山者の安全確保及び火山の異常現象等を早期に把握するため、平成18年度から火山ガスやその他の火山現象について、現地調査観測を実施

しています。また、平成27年3月には栗駒山火山防災協議会が設置され、栗駒山の現状や観測体制等について協議が行われたところです。今後も関係機関と連携を図りながら火山防災に対する防災体制を構築していくことが必要です。

●施策の展開

(1) 災害を防ぐまちづくり ○₁

- ①避難所、避難場所については、住民が円滑かつ安全に避難できるよう周知徹底するとともに、豪雨災害等の特性を踏まえた安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の適切な対応ができるよう努めます。
- ②災害発生時の避難所となる学校等の公共施設にあつては、耐震化、耐火性向上事業を重点的に実施し、安全性の確保を図るとともに、避難所の周知と円滑な誘導案内に努めます。
- ③大地震による住宅被害を軽減するため、木造戸建て住宅の所有者に対し、耐震診断や耐震改修工事を促します。
- ④急傾斜地の土砂崩れや地すべり、河川や傾斜地における土石流など土砂災害警戒区域や危険箇所等を的確に把握しながら、土砂災害ハザードマップ^{*}等を作成し防災意識の向上を図り、災害予防と被害の軽減に対する対策を推進するとともに定期的なパトロールを行うなど、被害の未然防止に努めます。
- ⑤頻繁に浸水被害が発生している地域については、中小河川及び排水路の計画的な改修整備や農業用取排水施設管理者との連携を図り、増水時の排水対策に努めます。
- ⑥国、県等の関係機関と情報共有を図りながら、土砂流出危険箇所の治山工事を促進するとともに、警戒避難体制の整備に努めます。

(2) 災害に強いまちづくり ★○₂

- ①大規模な災害に迅速に対応するため、関係機関や相互応援自治体との連携強化を図ります。
- ②市全体の危機管理に係る研修や訓練を実施し、危機管理体制の充実強化に努めます。
- ③関係機関と連携して栗駒山の火山対策を推進します。
- ④備蓄については平成25年に内閣府で定めた「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を参考に、応急的に必要となる非常食、飲料水等の備蓄と防災資器材の整備に努めます。
- ⑤防災マップ^{*}の公表や防災訓練の推進に取り組み、市民の防災意識の高揚を図るとともに、円滑な実践行動につなげます。
- ⑥本市、平泉町及び建設関係団体等と結んでいる災害協定を基本とし、災害発生後の協力体制を整えます。
- ⑦防災行政情報システムのほかコミュニティFM放送、防災メール^{*}等を活用し、市民に対し迅速かつ確実に情報が伝わるよう努めるとともに、住民自らが情報収集を行い、地域で連携し早期に行動を起こすよう普及啓発に努めます。

○	1 【連携4-5 (1) 良好な住環境の形成】	2 【連携4-5 (1) 良好な住環境の形成】
	1 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】	2 【連携4-6 (1) 安全な水の安定供給】
	2 【連携2-4 (2) 情報の受発信と共有の促進】	2 【連携4-7 (1) 処理施設の整備と普及促進】
	2 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】	

5-6 防災（治水、治山を含む）

(3) 地域防災活動の充実 ★○

- ①市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と密接な連携を図りながら、地域防災計画の見直しを図り、その計画に基づいた円滑な防災対策の実施に努めます。
- ②市民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の結成の促進と訓練の充実、防災リーダーの育成強化に取り組みます。
- ③自分で行う災害に対する備えや災害発生時の基本行動など、必要な防災知識の普及啓発に努めます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	コミュニティFM番組を聴いている世帯	%	54	100	100%を目指す
2	自主防災組織の組織率	%	90.89	100	全行政区に自主防災組織を結成する
3	木造住宅耐震改修工事助成件数	件	90	120	毎年5件を目指す

◎市民の参画

(1) 災害を防ぐまちづくり

- * 家庭や職場における災害時の避難所や避難場所、避難ルートを日頃から確認しておきましょう。
- * 耐震診断や家具の転倒防止等を実施し、擁壁やブロック塀等自宅付近の危険箇所の把握に努め、今後起こりうる災害に備えましょう。
- * 地面の亀裂など災害の前兆現象を見つけた際の通報や治水、治山事業等の実施に協力しましょう。
- * 土砂災害警戒区域等のある地域では、土砂災害ハザードマップ^{*}を協働で作成しましょう。

(2) 災害に強いまちづくり

- * 訓練や講習会に参加し、防災に対する知識を深めましょう。
- * 災害に備え、家庭では概ね3日分の食料、飲料水の備蓄をするとともに、災害時の行動について家族や職場で話し合っておきましょう。
- * 地域の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の避難に協力しましょう。
- * 地域の方々と防災活動を行うなど、周りの人たちと助け合いましょう。
- * 住宅の耐震性の向上を図りましょう。
- * いざという時の防災情報の把握に役立つよう、日頃からコミュニティFM放送等を活用しましょう。

○【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】
 【連携4-6 (1) 安全な水の安定供給】
 【連携5-2 (3) 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり】

(3) 地域防災活動の充実

* 市や地域の自主防災組織が行う研修や訓練に参加し、地域防災力の強化に努めましょう。

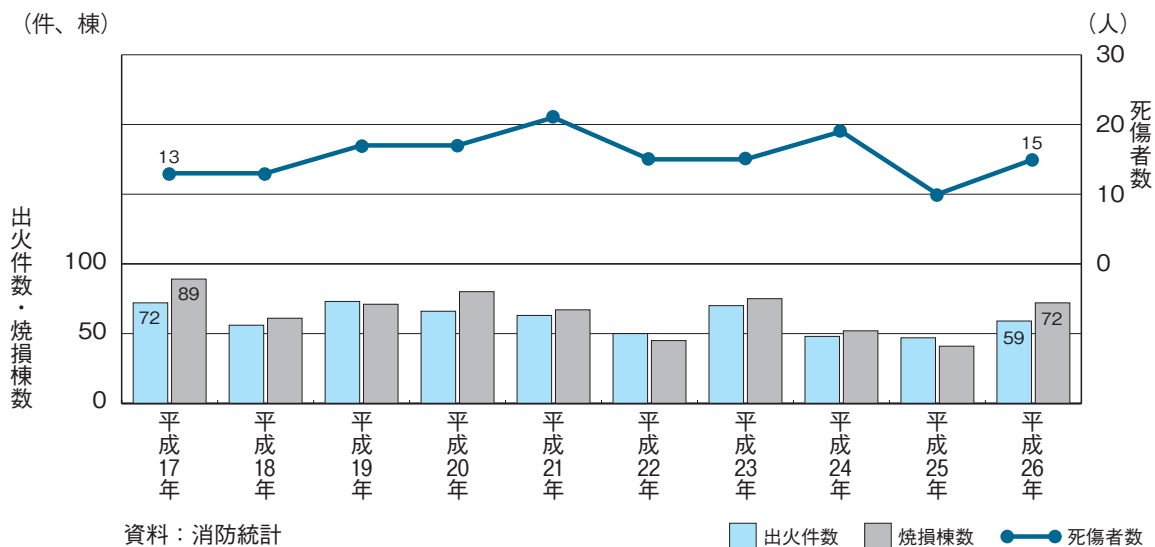


5-7 消防、救急・救助

◎現状と課題

- ①火災に備える体制を整えるため、地域における消防拠点施設の整備、火災の態様に応じた消防車両や資機材の更新、消防水利の確保等に努め、消防力の強化を図ることが必要です。
- ②本市の平成17年から平成26年までの過去10年間の火災発生状況の平均値は、火災件数61件、焼損棟数66棟、死傷者16人となっております。
- ③近年の火災は、複雑多様化しており、さらに、高齢化率が高くなっていくことから、市民の生命、財産を火災から守ることがますます重要となります。
- ④火災は予防が基本であることから、市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図る必要があります、そのため、自主的な防火組織の育成が必要です。
- ⑤高齢化の進行に伴い救急需要の増加が見込まれることから、救急業務の高度化に継続的に取り組み、医療機関との連携を一層強化する必要があります。また、救急車が到着するまでの間の応急処置が重要であることから、応急手当に対する住民の意識を高め、普通救命講習や自動体外式除細動器（AED）を活用した適切な処置の普及を図ることが必要です。
- ⑥救急業務の高度化には、救急隊員の教育訓練に加え、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の更新整備を推進し、救急体制を充実させることが必要です。
- ⑦近年、異常気象に伴う大規模な自然災害（豪雨、土砂災害等）の発生や複雑多様化する事案に対応していくため、救助活動に必要な車両や資機材の充実、隊員の育成を推進し、救助体制の充実を図ることが必要です。

火災発生状況



●施策の展開

(1) 消防力の強化 ★

- ①複雑多様化する火災等の災害に対応できるよう、消防車両、消防資機材を計画的に整備します。
- ②消防屯所等地域における消防活動拠点施設の整備を進めます。
- ③消火栓や防火水槽など、消防水利の計画的な整備を進めます。
- ④複雑多様化する災害に対応するため、消防団員等の確保と育成強化を図ります。

(2) 予防体制の強化 ★

- ①市民の火災予防の意識を高めるため、防火知識等の普及啓発を図ります。
- ②市民の生命、財産を火災等から守るため、消防団、婦人消防協力隊及び自主防災組織等と連携を図りながら火災予防に努めます。
- ③高齢者を火災から守るため、民生委員やホームヘルパー等の協力を得ながら、高齢者等を対象とした防火指導を図ります。
- ④住宅火災による死傷者を防止するため、住宅用火災警報器の設置促進及び住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進など、住宅防火対策の推進を図ります。

(3) 救急、救助体制の充実 ★

- ①メディカルコントロール体制（医師による指導、助言及び教育体制）のもと、救急医療機関との密接な連携により、救急業務の高度化に努めます。
- ②救急救命士及び救急隊員の計画的な育成と教育訓練の実施を推進するとともに、高度救命処置を適切に提供するため、高度救命処置用資機材や高規格救急自動車等の計画的な整備を進めます。
- ③救命率を向上させるためには、バイスタンダー（発見者などその場に居合わせた人）による応急手当が重要なことから、応急手当に関する啓発活動に取り組むとともに、普通救命講習やAEDを活用した救命技術や知識の普及啓発に努めます。
- ④救助隊員の充実強化のため、専門的な知識や高度な救助技術の習得に向けた、隊員の計画的な教育訓練を実施します。
- ⑤複雑多様化する事案に対応するため、救助資機材の計画的な更新整備を図ります。
- ⑥大規模災害に対応するため、緊急消防援助隊登録隊員の訓練教育を充実し、緊急消防援助隊の受援と応援体制の整備を図ります。

5-7 消防、救急・救助

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 普通救命講習修了者数	人	71,987	89,000	人口ビジョンで展望したH32人口のおおむね80%を目指す

◎市民の参画

(1) 消防力の強化

- * 消火栓、防火水槽などの消防水利や消防施設の周りには消防活動の障害となるものを置かないようにしましょう。
- * 消防団への入団を促進し、消防団活動に協力しましょう。

(2) 予防体制の強化

- * 防火知識を高め、普段から火災予防を心がけましょう。
- * 防火組織の活動に自主的に参加協力するなど、火災予防に取り組みましょう。

(3) 救急、救助体制の充実

- * 応急手当の方法やAEDの使用方法などを身に付けるようにしましょう。

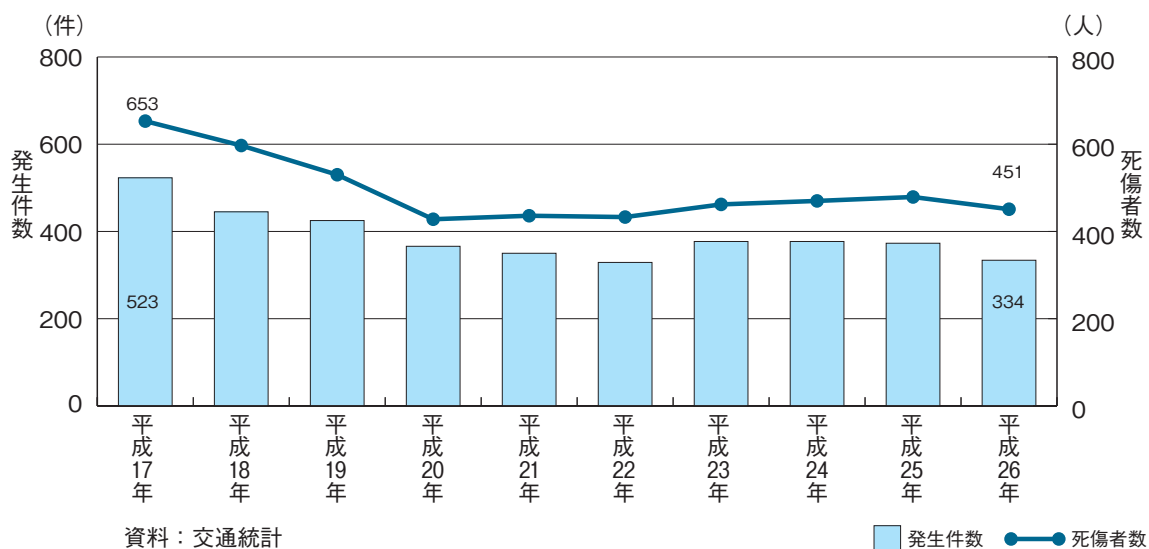


5-8 防犯・交通安全・市民相談体制

●現状と課題

- ①防犯については、明るく住みよい地域社会の実現に向けて、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、防犯意識を普及するための啓発活動や地域安全運動を積極的に推進し、犯罪の防止に努めていくことが必要です。
- ②女性や子どもへの声掛け事案や高齢者の被害が急増している特殊詐欺被害を未然に防ぐため、啓発や見守り活動が必要です。
- ③防犯及び交通安全対策については、防犯協会、交通安全協会、交通安全母の会等、住民組織による活動を助長しながら、地域全体での取組が必要です。
- ④本市の平成26年の交通事故の発生件数は334件で、死傷者は451人です。これらの原因は、交通マナー等のモラルの低下によることが大きな原因として捉えられています。また、高齢者の交通事故の増加が全国的にも大きな問題となっており、本市においても、交通事故者数に占める高齢者の割合が高くなっています。
- ⑤交通事故を減らすためには交通安全思想の普及が不可欠であり、運転者や歩行者等の交通マナーの向上など、交通安全対策を強力に推進することが必要です。特に児童生徒への交通安全教育の推進、高齢者の交通事故防止対策の強化を図ることが重要です。また、重大事故が多発している危険箇所の点検や改良など、道路管理者等と協議しながら、交通安全施設の整備充実を図ることが必要です。
- ⑥社会の急激な変化は、生活環境やライフスタイルを大きく変容させ、これに伴って、市民が直面する問題も多種多様となっています。日々の暮らしの中で発生する問題に対し、各種関係機関、関係団体などと連携しながら、相談ニーズを把握し適切な助言に努め、市民が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

交通事故発生状況



5-8 防犯・交通安全・市民相談体制

●施策の展開

(1) 防犯体制の整備 ★○₁

- ①市民の防犯に対する意識の高揚を図るとともに、防犯体制の強化と地域ぐるみによる防犯活動の展開を進めながら、犯罪のない安全安心なまちづくりを目指します。
- ②市民一人ひとりの防犯意識を高めながら、市民ぐるみの防犯活動を推進します。
- ③警察署や防犯協会、防犯ボランティアなど関係機関、関係団体と連携を密にしパトロール活動や情報交換を行うなど、地域が一体となった防犯活動を展開します。
- ④非行防止、犯罪防止活動の啓発を図るとともに、防犯教育の実施など、防犯に対する意識の向上に努めます。
- ⑤防犯協会が防犯パトロールに使用する青色回転灯装着車の維持管理経費及び車両導入費用の一部を補助するなど、防犯パトロール活動を支援し、犯罪のない安全安心なまちづくりを推進します。
- ⑥自治会等の防犯灯維持管理費用を補助するなど、交通安全の確保と犯罪防止に努めます。

(2) 交通安全対策の推進 ★○₂

- ①交通事故等危険箇所の把握に努め、信号、交通標識、横断歩道、カーブミラー等の安全施設の設置や道路整備を進めます。
- ②警察署、交通安全協会などの関係機関や団体と協力し、幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室を通じて、交通安全意識の高揚を図ります。
- ③交通安全協会、交通安全協会分会や交通安全母の会など、交通安全推進団体との連携強化に努め、交通安全対策を促進します。
- ④交通安全を繰り返し呼びかけることにより、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ります。

(3) 市民相談体制の充実

- ①日常のさまざまな問題解決の糸口として、法律相談、行政相談等の市民相談を行います。
- ②消費生活センターにおいては、消費生活をめぐるさまざまなトラブルから消費者を保護するため、相談体制の充実を目指します。
- ③消費者被害未然防止に向けた講座、講演会などによる啓発活動や学校、地域、家庭等における消費者教育の推進を目指します。

○ 1 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】

2 【連携2-2 (3) 安全安心で快適な道路環境づくり】

1 【連携3-2 (2) 地域の連携強化と学校運営の充実】

2 【連携2-5 (1) 地域づくり活動の啓発と意識醸成】

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	青色回転灯装着車両数	台	33	40	おおむね20%増を目指す
2	青色回転灯装着車両によるパトロール回数	回/年	773	800	おおむね3%増を目指す
3	交通安全教室の開催回数	回/年	365	390	おおむね5%増を目指す
4	消費者講座の参加者数	人/年	1,150	1,200	おおむね5%増を目指す

●市民の参画

(1) 防犯体制の整備

- * 防犯について理解を深め、防犯パトロールに参加するなど、地域ぐるみの防犯活動に取り組みましょう。
- * 「子ども110番の家」や防犯連絡所の設置に協力するなど、地域の防犯活動を推進しましょう。
- * 高齢者や子どもを犯罪から守るため、見守り活動を行いましょ。

(2) 交通安全対策の推進

- * 交通ルールを守り、交通安全に心がけましょ。
- * 交通安全教室、交通安全母の会の活動など、交通安全への取組に参加ましょ。
- * 交通事故ゼロの運動を地域ぐるみで展開ましょ。

(3) 市民相談体制の充実

- * 特殊詐欺などの被害を未然に防止するため、地域での消費生活講座の開催などに取り組ましょ。
- * 高齢者が被害に遭わないよう、家族や近隣住民が連携し、日頃から声掛けなどを行いましょ。



第3部 まちづくりの進め方

- 1 市民と行政の協働のまちづくり
- 2 健全な行財政運営
- 3 広域連携の推進



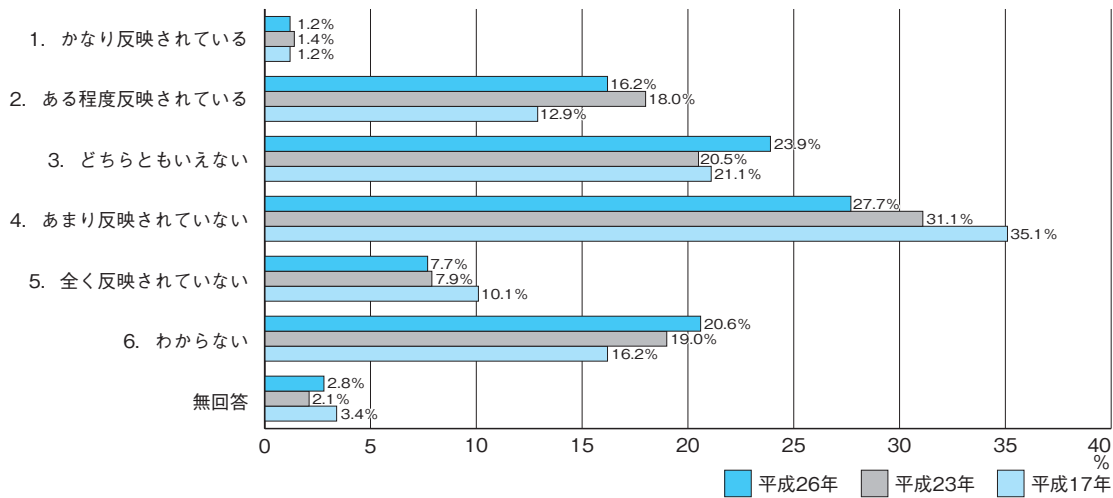
1 市民と行政の協働のまちづくり

◎現状と課題

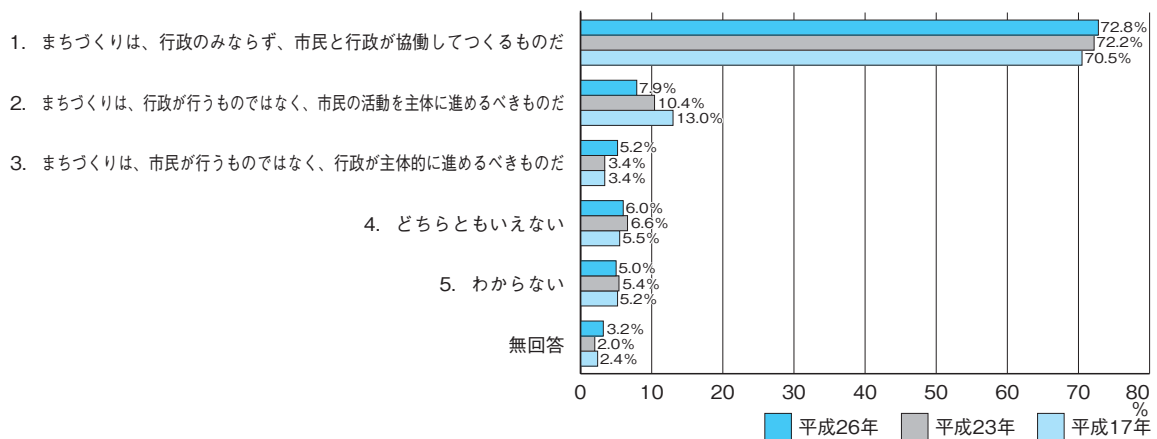
- ① 少子高齢化や人口減少などにより社会構造が大きく変化しており、行政サービスのあり方の見直しが必要です。また、住民ニーズが多様化、高度化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、共に行動する協働によるまちづくりが重要です。
- ② まちづくりは、市民の多様なニーズを的確に把握しながら、市民と行政とが協働で行うという視点で実施していくことが必要であるとともに、市民が市政運営に積極的に参画できる仕組みを構築し、企画から実施までを協働により推進していくことが重要です。
- ③ 協働による地域づくりは、それぞれの主体による役割分担のもとに、「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、その発想を自らが実践する、自主自立の取組が必要です。
- ④ 市民主体の地域づくりを進めるためには、最も身近な組織である自治会等の活動を基本としながら、地縁でつながるさまざまな市民、地域組織、市民活動団体、民間事業者（企業）等が連携する地域協働体^{*}が推進役となり、互いに支え合い協力していくことや地域の将来像を地域全体で共有し、身近な課題の解決や地域の特性を生かした活動を地域ぐるみで実践していく地域協働が必要です。
- ⑤ 地域協働体^{*}の設立が進んでくると、地域づくりの中心的役割を担う地域協働体^{*}と行政との連携がますます不可欠となります。また、市民センター^{*}を拠点とする地域づくり活動が活発化することにより、地域の特色を生かした住民起点のまちづくりが展開されます。
- ⑥ NPOなどの民間活力によるまちづくりを担う団体や組織を育成するとともに、相互の連携を推進することが必要です。
- ⑦ まちづくりスタッフバンク^{*}の設置、審議会委員等の一般公募の実施などにより、市政への市民参画の機会の設定に努めていますが、参画の機会をより拡充していくことが必要です。



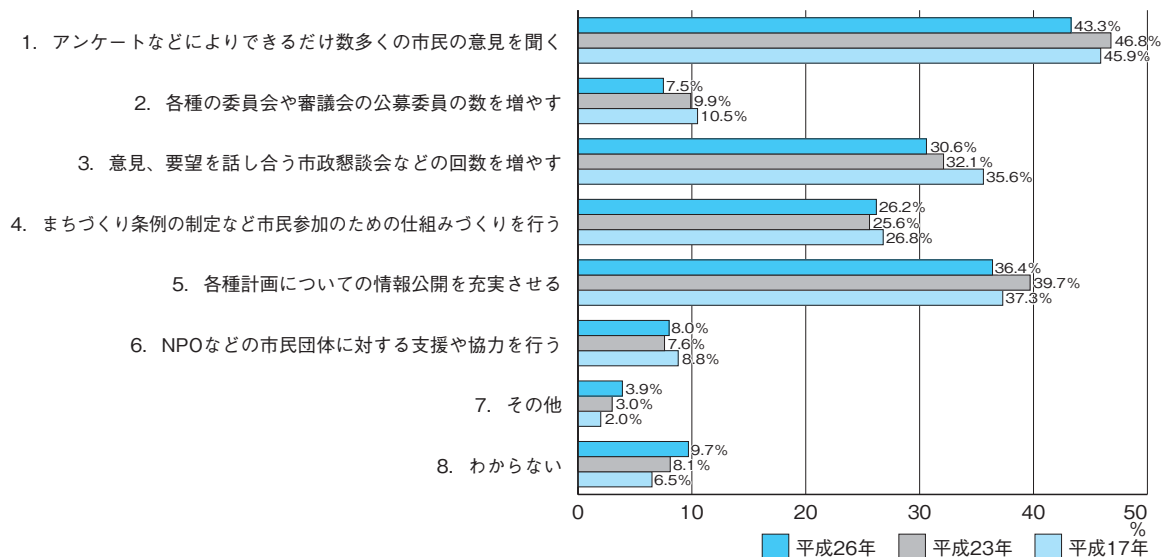
市民の意向が市政にどの程度反映されていると思うか／市民アンケート



あなたが考えるまちづくりの進め方／市民アンケート



市政への市民参加をより活発にするために、市が特に力をいれるべきもの／市民アンケート



1 市民と行政の協働のまちづくり

●施策の展開

(1) 地域協働の推進

- ①地域協働体^{*}を中心とした地域協働による身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めるため、まちづくりに関する目標や課題等について、地域と行政が情報共有を図り、役割分担のもとに住みよいまちづくりの当事者として共に協力、行動することを目指します。

(2) 地域協働の実践

- ①地域の将来像を地域住民みんなで共有し、身近な地域課題の解決や地域の特性を生かした地域づくりを進めながら、その実現を目指します。

(3) 協働による市政の推進

- ①地域協働の推進には、地域活動の調整、推進役となる地域協働体^{*}と行政とが連携を強めることが必要です。地域協働体による市民主体の地域づくりを進め、行政はその活動に対してさまざまな支援を行います。また、地域協働体^{*}が策定する地域づくり計画の推進を支援します。
- ②市民と行政との協働を推進するため、一関市協働推進会議を開催し、協働を進めるための情報共有と意見交換を行います。
- ③協働のまちづくりを円滑に進めるため、行政と地域の上に立ってさまざまな活動を支援するいちのせき市民活動センター^{*}などの中間支援組織による市民活動団体への支援や団体相互の連携を促進します。
- ④「市長へひとこと」など市民の意見、要望を市政に反映させる広聴機能の充実を図るなど、市民参画や市民との協働体制を確立します。
- ⑤各種審議会等への市民の参画を図り、市民の多様な知識や技術等を市政に反映させるため、まちづくりスタッフバンク^{*}の活用を推進します。
- ⑥各種計画の策定など検討段階から市民参画を進めるとともに、パブリックコメント^{*}の実施、ワークショップの開催などにより、市民参画の機会の充実に努めます。
- ⑦地域住民と行政との創意工夫と協働により、地域の元気につながる事業に取り組みます。
- ⑧各種計画の事業進捗管理への市民参画機会の確保に努めます。
- ⑨市民によるまちづくり活動への市職員の参加を促進します。
- ⑩企業も地域の一員として、専門性を生かした人的、技術的な社会貢献が可能であることから、さまざまな分野での協働の取組を要請します。

●主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	市民センター [*] の利用者数	人/年	491,920	541,112	10%増を目指す

2 健全な行財政運営

◎現状と課題

- ①市民に最も身近な基礎自治体として、住民ニーズを的確に把握し、行政サービスを一層充実させていくことが求められています。
- ②人口が急激に減少していくことが予想される中、市税等の自主財源は大幅な増加は見込めず、また、主たる依存財源である地方交付税は合併算定替期間の経過により合併特例による加算額が段階的に縮減となることから、新たな住民ニーズに対応する財源の確保は厳しい状況にあります。
- ③社会構造の変化に対応した行財政運営を推進するため、市の行政運営や財政負担のあり方について抜本的な改革を進めていく必要があります、従来の制度や施策、組織等の執行体制を見直すとともに、安定した行財政基盤を確立していくことが不可欠です。このため、これまでも増して個々の施策に優先順位を付けた上で、効果的、効率的に予算を配分し執行していく必要があります。
- ④過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎え、現状の施設や規模のまま維持していくとした場合、通常の維持費に加え、大規模改修や建替えなどに係る更新費用の増大が見込まれます。
- ⑤厳しい財政状況の中で、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要です。また、活用されていない土地や建物などの市有財産については、処分を進めていく必要があります。
- ⑥全国の地方公営企業に共通する課題である人口減少に伴う料金収入の減少、老朽化施設の更新等への対応が不可欠です。また、本市は水道未普及地域が多く、その対応も課題です。
- ⑦市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民が市政に参加し、市民と行政との協働を実践するため公文書の情報公開制度の適切な運用や審議会等の会議の開催状況を公開する取組により、透明性の高い行政運営を進める必要があります。
- ⑧これまで、広報紙やホームページ等さまざまな媒体を通して、行政情報を発信してきたところであり、情報収集手段の多様化に即した効果的な広報活動を展開していく必要があります。

◎施策の展開

(1) 行政サービスの充実

- ①常に市民を起点とした、質の高い行政サービスの提供に努めます。
- ②職員研修により、高度で専門的な知識、技術等を体系的に学習し、職員の政策形成能力や専門的な行政能力の向上を図りながら、職員の職務遂行能力の向上を図ります。

2 健全な行財政運営

- ③限られた人的資源の中で、職員の能力を最大限に生かしながら、行政サービスの向上を図ります。また、職員の意識改革を図りながら、士気を高め合い職場の活性化に取り組みます。
- ④行政サービスの維持向上を図り、市民の満足度を高めるため、業務の継続的改善に取り組むとともに、窓口や仕事の現場における対応の改善を図り、サービスの向上を推進します。
- ⑤情報通信技術（ICT）を活用した電子申請など双方向での行政情報の伝達に取り組みます。
- ⑥マイナンバー制度^{*}によるマイナポータル^{*}を活用した行政情報の提供に取り組みます。
- ⑦マイナンバーカード^{*}を利用した各種証明書のコンビニエンスストアでの自動交付機による交付に取り組みます。

(2) 効率的な行政運営の確立

- ①行政サービスの向上に向け、総合計画を基本とする計画的な行政運営を図るため、施策の進捗管理を行うとともに、毎年度、ローリング^{*}により実施計画の策定を行い、計画の実行性を高めます。
- ②各種計画の策定に当たっては、市民にとってわかりやすい計画となるよう、事業や施策の到達すべき状態を指標化、数値化した計画の策定に努めます。
- ③行政改革大綱及び集中改革プランによる取組を推進し、行財政改革の進捗状況について、民間委員で構成された行財政改革推進審議会に定期的に報告し意見を求めるとともに、広報やホームページにより広く市民に公表します。
- ④事務事業について、住民ニーズに対する的確性、有効性や効率性などの点検を行い、再編、整理に努めます。
- ⑤民間能力を活用しつつ住民サービスの向上と行政コストの節減等を図るため、指定管理者制度^{*}や民間委託などの積極的な活用を図ります。また、施設の設置者として、住民のニーズを把握し、施設運営への反映に努めます。
- ⑥多様化する住民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応できるよう、組織機構と事務執行体制の見直しを進めます。また、定員適正化計画を策定し、職員数の適正化を図り人件費総額の抑制に努めます。

(3) 健全な財政運営の堅持

- ①自主財源の安定確保に努めるとともに、歳出の徹底的な見直しにより財政の健全化を推進します。
- ②市税については、課税客体的確な把握とあわせ、自主納税の推進や効率的な滞納整理の実施などにより収納率の向上に努めます。
- ③分担金、負担金及び使用料、手数料などについては、適正な受益者負担の水準を確保するとともに、各部署の連携のもと、収納率の向上に努めます。
- ④市債については、将来負担を考慮して借入を行うとともに、財政状況に応じ繰上げ償還等に努めます。

- ⑤公共工事をはじめとした行政事務の執行に当たっては、常に品質、コストを意識し、経費の節減を図ります。
- ⑥補助金、負担金については、その目的や費用対効果、経費負担のあり方を検証し、合理化に努めます。
- ⑦各年度の事業の計画や実施に当たっては、中長期的な視点に立った財政見通しを踏まえて、財源の重点配分や将来負担などについて十分な検討を行います。
- ⑧第三セクター等については、事業内容や経営状況を常に把握し、継続的な指導監督を実施します。

(4) 市有財産の適正な管理と有効活用の推進

- ①公共施設の管理については、維持管理コストの縮減を心がけ、経費と効果のバランスのとれた施設管理に努めるとともに、行政サービスのあるべき水準や必要性について検討し、公共施設の更新、統廃合、長寿命化^{*}などを計画的に実施し、適正配置の実現に努めます。
- ②市有財産については、有効活用を検討するとともに、活用されていない資産の実態を把握しながら、売却処分を進め財産収入の確保に努めます。
- ③これまで整備されてきた情報通信基盤を効率的に利用する仕組みづくりに努めます。

(5) 地方公営企業の健全化の推進

- ①地方公営企業の健全な運営を目指し、企業としての経済性を常に発揮するとともに、公共の福祉を増進することを念頭に置き事業を推進します。

(6) 透明性の高い行政運営と行政情報の積極的な提供

- ①情報公開制度は、公開が原則であることを踏まえ、適切に運用していきます。
- ②審議会等の会議は原則公開とし、会議の開催予定を周知します。また、会議録及び会議資料を担当課窓口及び市のホームページにおいて公表し、審議の概要をお知らせします。
- ③広報紙、ホームページ、コミュニティFMなどの活用により、行政施策や行政活動の積極的な情報提供に努めます。
- ④広報紙は市民と行政のパイプ役との認識に立ち、分かりやすく親しみやすい広報紙を目指し、紙面の充実^{*}に努めます。また、ホームページについても知りたい情報が的確に検索できるよう充実に努めます。

2 健全な行財政運営

◎主な指標

指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1 マイナンバーカード [*] 交付枚数	枚	0	78,000	人口ビジョンで展望したH32人口のおおむね70%を目指す
2 経常収支比率 [*]	%	89.3	89.0	0.3ポイントの減を目指す
3 実質公債費比率 [*]	%	13.9	12.0	1.9ポイントの減を目指す
4 市の公式Facebookのリーチ数 [*]	人	—	406,500	投稿1件当たりの平均リーチ数を倍増する
5 市の公式ツイッターのフォロワー数	人	3,011	3,200	毎年おおむね1%の増を目指す



3 広域連携の推進

◎現状と課題

- ①住民や企業等の生活圈、経済圏は市町村のエリアを越えて広域化しており、また、人口減少と高齢化が進行する中で、行政に対するニーズも多様化、高度化してきていることから、現在の行政サービスのあり方を広域的な視点に立った時代に合ったものに変えていくことが求められています。
- ②住民の日常生活の範囲が広がりを見せている中であって、産業経済、医療、福祉、教育や防災、交通ネットワークなど、あらゆる分野において、一つの施策や一つのサービスがその自治体では完結せず、隣接する自治体と連携した取組が欠かせないものとなっています。
- ③県境に位置している本市をはじめ、県境付近の自治体においては、県の中央部に国の機関の集約が進むなど、多くの共通課題を抱えている状況にあり、共通する課題を持つ関係自治体が、新たな連携に取り組んでいくことが必要です。
- ④特にも本市では、岩手県内の自治体との連携に限らず、県という枠組みを越えて、「中東北^{*}」としての拠点都市形成に向け、道路網の整備、地域医療や観光などさまざまな分野において県境を意識しない発想で課題解決に取り組んでいくこととし、その取組がはじまっています。
- ⑤当地域の民間団体においては、農業協同組合、森林組合などが市町の枠を越えて合併し、スケールメリットを生かし、それぞれの産業分野の振興に取り組んでいます。
- ⑥人口減少などの社会構造の変化に伴い、それに対応した施策の展開や地域の発展のためには、保健、医療や通勤、通学などの住民生活や経済活動における圏域というくくりの中で、雇用の創出、結婚、出産への支援、人口減少対策などに取り組んでいくことが、真の意味での地方創生につながるものと捉え、隣接自治体をはじめ、広域的な連携のもと、取り組んでいくことが必要です。

◎施策の展開

(1) 定住自立圏構想の推進

- ①一関・平泉定住自立圏共生ビジョンに基づき、適切に役割分担をしながら、魅力ある定住自立圏域の形成に向けた具体的な取組を連携して推進します。
- ②圏域の住民ニーズに対応できるよう、一関地区広域行政組合や両磐地区広域市町村圏協議会が行う事業を推進します。
- ③世界遺産「平泉^{*}」を核とした地域づくりを関係自治体と一体となって進めます。

(2) 県境を越えた連携の推進

- ①人口減少などの社会構造の変化に対応した施策の展開や地域の発展を図るため、経済圏、生活圈、医療圏、文化圏、さらには通勤通学エリアというくくりの中で、関係自治体同

3 広域連携の推進

士が連携して多様な取組を推進します。

- ②北上川や栗駒山系など、地域固有の条件で結びつく市町村と多様な連携交流を図ります。
- ③共通する地域資源や歴史、文化等を有する市町村との広域的な交流連携を図り、産業振興など地域の活性化につなげる取組を推進します。

(3) 国、県等との連携

- ①本市の課題解決に向け、本市の実情を国、県へ情報発信していくとともに、施策の実現に向けて積極的な要望提案を行います。
- ②さまざまな関係機関と連携協力を図りながら、本市のまちづくりを展開していきます。
- ③国、県の事業については、本市のまちづくり、地域づくりに生かされるよう、その事業導入を働きかけていきます。

◎主な指標

	指標項目	単位	現状 (H26)	目標 (H32)	目標の設定
1	広域連携事業数	事業	23	29	毎年1事業の増を目指す



2016 一関市総合計画 前期基本計画 2020

資料編



1 東日本大震災からの復旧復興の状況

1 東日本大震災で明らかとなった課題とその対応

本市は、平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災により、立て続けに甚大な地震被害を受けました。

この二つの大震災を通じて明らかとなった課題を整理、検討し、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて、必要な対策に取り組んでいるところですが、未だに対応が図られていない「残された課題」に対しては、一日も早い解決に向けて取組を進めることとしています。

(1) 大震災で明らかとなった主な課題

明らかとなった課題		対応
①放射性物質による汚染問題への対策		
ア 放射性物質による汚染への対応	国内初の原子力発電所事故により、放射能汚染被害が広域的に発生し、本市においても長期にわたる対応が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の生産基盤の再生 P 171 (3) ① ・側溝土砂の除去、汚染された牧草などの一時保管と処分等 P 171 (3) ①
②被災者の生活再建支援と災害に強いまちづくり		
ア 被災者の生活再建支援	住家等の被害により、長期的に避難所や仮設住宅で生活しなければならなくなった方への、生活再建の支援が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧支援事業の実施
イ 公共施設や住宅の耐震化、避難所運営・管理	公共施設の被害により、避難所として使用できない施設があった。また、ライフラインの寸断が同時多発的に発生し、避難所の対応や運営に苦慮した。4,158棟の家屋被害が発生した。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や宅地、公共施設等の耐震化 P 169 (2) ① ・避難所の整備充実 P 169 (2) ①
ウ 情報収集・伝達、広報活動	停電により、情報入手手段や通信手段が制限され、重層的な情報通信手段の強靱化が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備 P 169 (2) ② ・情報伝達手段の構築 P 169 (2) ②
エ ライフラインの強靱化、危機管理	ライフラインの寸断により、市民生活が広域的、長期的に混乱した。ライフラインの強靱化の必要性が明らかとなった。	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の充実・強化 P 169 (2) ③ ・災害時応援協定等の締結 P 170 (2) ⑤
オ 地域との連携	さまざまな面で行政だけの対応には限界があり、地域コミュニティの重要性や連携が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の充実 P 170 (2) ④ ・防災体制の構築 P 170 (2) ④
③近隣自治体との連携による復旧復興の推進		
ア 市域や県境を越えた連携	災害時への相互応援という範疇を超え、自治体の垣根を超えた長期的かつ広域的な支援が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員派遣の継続 P 171 (3) ② ・沿岸被災地と本市を結ぶ路線整備等 P 171 (3) ②

(2) 「災害に強いまちづくり」に向けて取り組んだ主な事業

平成23年度から平成27年度

東日本大震災で明らかとなった課題に対応し、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて各種事業を進めてきました。

①住宅や宅地、公共施設等の耐震化、避難所の整備・充実	
事業名	主な内容
教育施設等耐震化	防災拠点となる消防署等の整備、耐震化等を推進
防災拠点の整備・耐震化	
木造住宅耐震診断事業	木造住宅（昭和56年以前に建築）の耐震化を支援
木造住宅耐震改修工事助成事業補助金	
橋梁長寿命化事業	橋梁の長寿命化のための調査と修繕の実施
避難所標識設置工事	避難所への標識設置により防災施設であることを周知
常備消防車両整備事業	消防車両の更新
防犯灯維持管理事業	市管理の防犯灯のLED化
急傾斜地崩壊対策県事業負担金	県が実施する土砂災害防止事業に対する負担金
道路インフラ長寿命化事業	道路インフラの長寿命化のための調査と修繕の実施
②情報基盤の整備、情報伝達手段の構築	
事業名	主な内容
コミュニティFM情報配信事業(中継局追加整備)	コミュニティFM放送を活用して防災情報を提供
防災行政情報システム整備事業	災害時の安定した、情報伝達手段の構築
消防救急無線デジタル化推進事業	
移動系防災行政無線整備事業	
消防団無線整備事業	
③危機管理の充実・強化	
事業名	主な内容
非常用発電機整備事業	市が所有するすべての指定避難所に発電機を配備
飲料水兼用耐震性貯水槽整備事業	移転した一関図書館、一関保健センター等敷地にマンホールトイレを整備
災害用マンホールトイレ整備事業	
空き家等実態調査事業	空き家の実態を把握するための調査
防火水槽整備事業	段階的に防火水槽を整備
災害用特設公衆電話設置事業	災害時の避難所等で市民が使用する特設公衆電話の回線工事、電話機の購入
山岳救助資機材整備事業	山岳事故等において、より安全で迅速な救助を行うための資機材の整備
災害救助用ボート更新事業	北上川交流センターに配備している災害・水害用救助艇の更新
災害救助用小型船舶整備事業	災害、水害用小型船舶を配備
釣山防火用水路補修事業	用水路の補修工事

④自主防災組織の充実、防災体制の構築	
事業名	主な内容
自主防災組織活動助成金	防災用資器材の購入費用等を助成
命をつなぐプロジェクト事業	すべての中学校に心肺蘇生法学習教材等を配置
「となりきんじょ防災会議の日」制定・普及事業	家庭や近所、職場などで防災について話し合う日として制定
防災知識の普及啓発事業	災害時の備えや対処法等の情報が掲載された冊子の全戸配布
自主防災組織育成事業	自主防災組織の結成及び活動を支援し、自主防災組織のリーダーを育成
一関市防犯協会連絡協議会補助金 (地域防犯協会活動費補助金分)	各地区の防犯活動に対する補助
土砂災害ハザードマップ作成事業	土砂災害ハザードマップを作成し、警戒危機を市民に周知
消防団運営事業（消防団員雨衣整備分）	消防団員に貸与する装備品に雨衣を追加配備
高齢者防火出前講座事業	老人クラブ、介護予防教室など高齢者を対象とした火災予防の出前講座を開催
避難行動要支援者支援事業	避難行動要支援者の地域による見守りと避難支援の推進
水防訓練事業	水防に対する意識啓発を図る
北上川上流水防演習事業	東北6県で開催される水防演習（平成27年度は盛岡市で開催）

⑤災害時応援協定等の締結（東日本大震災以降）		
協定内容	相手方	協定年月日
火災、地震等の災害時における消防活動応援に関する協定書	岩手県南生コン業協同組合	平成24年3月23日
災害時における応急食糧等の確保に関する協定書	協同組合産直センターひがしやま	平成24年8月9日
災害時における応急対策業務に関する協定	一関測量設計業協会	平成25年3月11日
災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人岩手県建築士会一関支部・千厩支部	平成25年3月11日
災害時における緊急放送に関する協定書	株式会社一関ケーブルネットワーク	平成25年12月1日
災害時における緊急放送に関する協定書	一関コミュニティFM株式会社	平成25年12月1日
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成26年10月1日
災害時における応急食料等の確保及び災害情報の提供に関する協定	いわいの里クオリティーフードグループ (株)オヤマ、(株)高田ボートリー、(株)須藤食品、花泉味噌醤油(株)、ヒルトップ)	平成27年2月3日
災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくココ・コーラボトリング株式会社	平成27年9月24日

(3) 残された課題に対する取組

①東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染問題

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染問題は最重要課題であり、原発事故前の環境を取り戻すため、市民の安全安心に向けた対策に引き続き取り組めます。

- ア 農林業の生産基盤の再生
- イ 側溝土砂の除去
- ウ 汚染された牧草などの一時保管と処分
- エ 風評被害の払拭
- オ 東京電力に対する損害賠償請求

②沿岸津波被災地への支援

沿岸被災地では、今もなお多くの課題を抱えており、震災前の市民生活の基盤と安全安心を取り戻すこと、沿岸津波被災地との日常生活や経済面での交流を活発にするため、今後とも近助の精神のもと、後方支援を継続します。

- ア 職員派遣の継続
- イ 沿岸被災地を当市を結ぶ路線整備（新笹ノ田トンネルの実現への取組等）

2 沿岸津波被災地等への後方支援 平成28年1月31日現在の状況

沿岸津波被災地は、今もなお多くの課題を抱えており、今後も「近助」の精神のもと後方支援を継続していきます。

現在行っている後方支援

◎ 職員現地派遣

各種支援のため、職員を派遣。（H23.3.11～H28.1.31の実績 延24,037人）

- | | |
|------------------|----------------|
| ○ 陸前高田市 延20,406人 | ○ 気仙沼市 延3,562人 |
| ○ 大船渡市 延 61人 | ○ 南三陸町 延 8人 |

◎ 沿岸被災地等からの市内避難者の状況

陸前高田市、気仙沼市、その他（県内、宮城及び福島県内）からの仮設住宅、雇用促進住宅、民間賃貸住宅、個人宅への避難者の状況。

（H28.1.31現在 514世帯 1,055人）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ○ 陸前高田市 66世帯 139人 | ○ 気仙沼市 360世帯 713人 |
| ○ その他 88世帯 203人 | |

2 用語解説

あ行

◆空き家バンク

(2-6 移住定住、結婚支援)

市外から移住して本市で暮らしたいと希望する人を対象に市内の空き家を紹介する制度。

◆育児支援サポーター

(3-1 子育て)

育児に不安を抱えた産婦に対して、産後の体力回復のための食事づくりや授乳、もく浴、健診の付き添い、傾聴などの育児支援を行うためのサポーターのこと。

◆いちのせき市民活動センター

(2-5 地域づくり活動、第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

平成20年4月、本市の市民活動の拠点として開設。市民が主体となった地域づくりを進めるため、市がNPO法人に市民活動支援事業を業務委託し、市民活動の活性化と市民活動への多様な参加、連携を図るとともに、市民活動団体への支援、情報交換、研鑽を進め、市民活動団体が活動しやすい地域基盤づくりを促進している。大町のいちのせき市民活動センター、千厩町千厩のせんまやサテライトの2か所を拠点としている。

◆一関本寺の農村景観

(3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護)

平成18年7月に選定された国重要文化的景観。「一関本寺の農村景観」は、曲がりくねった土水路、不整形で小区画の水田、イグネに守られ点在する家々、要所要所に祀られた神社など、本寺地区に広がる美しい農村風景が中世に描かれた陸奥国骨寺村絵図と一致している。

◆いちのせき若者サポートステーション

(1-4 雇用)

働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若者に対し、専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。愛称「いちサポ」。

◆医療資源

(5-1 医療)

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・臨床検査技師・その他医療スタッフなどの「ひと」、医療機器・検体検査・医薬品・設備や施設などの「もの」、運転資金などをいう。

◆インターンシップ

(3-2 義務教育・高等教育等)

学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

◆インバウンド観光（訪日外国人旅行）

(第1部 まち・ひと・しごとの創生)

海外から日本を訪れる旅行、旅行者のこと。

◆NPO

(基本構想、2-5 地域づくり活動、3-7 文化財の保護・地域文化の伝承、4-1 自然環境・環境保全、5-2 地域福祉、第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

Non-Profit Organizationの略。非営利組織。自主的、自発的に活動を展開する民間の非営利組織（団体）のこと。

◆エネルギー自給率

(4-3 低炭素社会)

生活や経済活動に必要な一次エネルギー

のうち、市内で確保できる比率。

◆汚水処理人口普及率

(4-7 下水道)

汚水処理人口普及率 = {下水道や農業集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の住民基本台帳人口及びコミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る）が整備された世帯の住民基本台帳人口} ÷ 市住民基本台帳人口。

か行

◆概成

(4-7 下水道)

地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること。

◆学校支援ボランティア

(3-2 義務教育・高等教育等)

学校支援地域本部を構成するもので、実際に支援活動を行う地域の住民。学校の求めに応じて、学校管理下における支援活動を行う。

◆学校評議員制度

(3-2 義務教育・高等教育等)

校長の推薦に基づき教育委員会が有識者や青少年団体代表、保護者等を委員として委嘱し、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べ、助言を行う制度。

◆合併算定替期間

(第3部 健全な行財政運営)

合併したことにより普通交付税が直ちに減少することは合併の阻害要因となることから、旧市町村が存続したものとみなして合算した額を普通交付税として措置する期間。(その後5年は段階的に縮減)

◆間伐、択伐

(1-1 農林水産業)

間伐は、育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて、樹木の一部を間引きし、残存木の成長を促進する作業のこと。この作業により生産された丸太が間伐材である。択伐は森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種のこと。

◆基幹相談支援センター

(5-4 障がい者福祉)

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

◆キャップハンディ体験

(5-4 障がい者福祉)

車イス体験や目かくし歩行など、障がいを持たない人が障がいのある状態を疑似体験し、障がいを持つ人の身体状況や気持ちの一端を理解する取組。高齢者や障がい者の立場を実際に体験し、「体験してみて初めて分かること」に気付くことで福祉に対する理解を深めようとするもの。

◆キャリア教育

(1-4 雇用、3-2 義務教育・高等教育等)

キャリアは職業生活のこと。望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

◆グループホーム

(5-4 障がい者福祉)

地域における共同生活を行う居住で、夜間や休日において相談や日常生活の支援を行うもの。

◆景観重要公共施設

(4-5 住環境、市営住宅、景観)

道路、河川、都市公園、海岸、漁港、自然公園等に係る公共施設（特定公共施設）のうち、景観計画の中で、有効な景観の形成に重要なものとして定めたもの。

◆経常収支比率

(第3部 健全な行財政運営)

財政の弾力性を示す指標。高いほど教育施設や道路などの整備に充てられる財源が少なく、硬直した財政状況にある。

◆健康長寿

(第1部 まち・ひと・しごとの創生)

健康な状態で長生きをすること。

◆公衆無線LAN

(2-4 地域情報化)

無線LANを利用したインターネットへの接続を提供するサービスを指す。そのアクセスポイントから受信できる場所を、無線LANスポット、Wi-Fiスポット、フリースポット、ホットスポットなどと呼ぶ。

◆国際学術研究都市

(第1部 ILCを基軸としたまちづくり)

世界的な学術研究機関を中心に発達または計画された都市。大学が主となる場合、「大学都市」「学園都市」、研究機関が加わる場合、「研究学園都市」「学術研究都市」ともいう。

◆国際リニアコライダー（ILC）

(序、第1部 ILCを基軸としたまちづくり、1-2 工業、2-1 都市間交流、国際交流)

International Linear Colliderの略

全長31～50kmの地下トンネル内に建設される、電子・陽電子衝突型の線形加速器

を中心とした大規模研究施設のこと。質量の起源や時間と空間の謎、宇宙誕生の謎の解明を目指す。

◆固定的な性別役割分担意識

(3-6 人権・男女共同参画)

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

◆コンビニ受診

(5-1 医療)

夜間や休日など一般診療時間外に軽症患者などが救急外来を受診すること。急病ではない患者が、仕事など自分の都合を優先させて、日中の一般診療と同じような感覚で救急外来を利用すること。重症患者などの受け入れや入院患者の急変対応などに支障が生じるほか、医師の超過勤務・過労の一因ともなり、救急医療体制の崩壊につながるとして問題視されている。

さ行

◆災害公営住宅

(第1部 東日本大震災からの復旧復興)

災害で住宅を失い、自力で確保することが困難な被災者のために、地方公共団体が国の補助を受けて供給する住宅。

◆再生可能エネルギー

(基本構想、4-3 低炭素社会)

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーで太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスがある。

◆産学官イブニング研究交流会

(1-2 工業)

産学官の方々の交流を深め、技術力の向上や企業間ネットワークの構築を図ることを目的に開催している研究交流会。

◆産後サポーター

(3-1 子育て)

出産後の産婦に対して、産後の体力回復のための食事づくりや授乳、もく浴などの育児支援を行うこと。

◆仕事と生活の調和

(ワークライフバランス)

(1-4 雇用、3-6 人権・男女共同参画)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

◆実質公債費比率

(第3部 健全な行財政運営)

一般会計などが負担する借入金などの大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す割合。

◆指定管理（指定管理者制度）

(3-4 生涯学習、第3部 健全な行財政運営)

地方自治法の規定に基づき、市議会の議決を経て指定された法人その他の団体が公の施設の管理に関する権限の包括的な委任を受け管理を行う制度。

◆自動体外式除細動器（AED）

(5-7 消防、救急・救助)

Automated External Defibrillatorの略。心臓の心室が不規則にけいれんする「心室細動」が起きた場合に、電気ショックを与

え、心臓のリズムを正常に戻す機器のこと。

◆市民センター

(2-4 地域情報化、2-5 地域づくり活動、3-4 生涯学習、第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

平成27年4月から全ての市立公民館を市民センターとした。これまで地域の生涯学習の拠点としての役割を果たしてきた公民館に、地域づくりの拠点としての機能を加え、生涯学習に係る学びと地域づくりを一体化し、地域の特性を生かした地域づくりを継続的に行う拠点として、これまで以上に使いやすく、さまざまな活用ができる施設。

◆住宅ストック

(4-5 住環境、市営住宅、景観)

ストックは在庫などの意味。住宅ストックとは社会資産に着目した現存する住宅のこと。

◆住宅セーフティネット

(4-5 住環境、市営住宅、景観)

住宅の供給等に係るサービスの提供を受ける者の利益の養護・増進及び低額所得者等の居住の安定の確保に関わること。

◆重要文化的景観

(3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護)

文化財の一つで、地域独特の気候や土地の状態を利用して作り出された景勝地のうち、国民の生活又は生業を理解する上で欠くことのできないもので、その中でも特に重要なもの。

◆循環型社会

(序、基本構想、4-4 循環型社会)

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー

面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした、物質循環を基調とする社会をいう。

◆情報通信技術（ICT）

(2-4 地域情報化、3-2 義務教育・高等教育等、第3部 健全な行財政運営)

Information and Communication Technologyの略

コンピュータ・インターネット・携帯電話などを使う情報処理や通信に関する技術の総称。

◆ジョブカフェ

(1-4 雇用)

若者が自分にあった仕事を見つけるためのいろいろなサービスを1か所で受けられる場所。就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談などを行っている。岩手県にはジョブカフェいわてのほか、ジョブカフェー関などの地域ジョブカフェが県内8か所に設置されている。

◆スクールガードリーダー

(3-2 義務教育・高等教育等)

「地域学校安全指導員」。平成18年度「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により市教育委員会が委嘱している。学校の巡回指導や「スクールガード（学校安全ボランティア）」に対する指導等を行う。

◆スクールカウンセラー

(3-2 義務教育・高等教育等)

学校で児童生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う専門家。

◆成年後見制度

(5-2 地域福祉、5-3 高齢者福祉、5-4 障がい者福祉)

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等判断能力が不十分となった人の財産管理、あるいは介護施設への入退所など、本人に代わって法的に代理や同意、取り消しをする権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、権利が守られるよう支援する制度。

◆世界遺産「平泉」（世界文化遺産「平泉」）

(序、第1部 まち・ひと・しごととの創生/ILCを基軸としたまちづくり、1-5 観光、2-3 公共交通、3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護、4-5 住環境、市営住宅、景観、第3部 広域連携の推進)

「世界遺産」とは、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、全世界の人々の共有財産として国際的に保護・保全していくことが義務づけられている「遺跡」や「建造物」、「自然」などのこと。「平泉」は、平成23年の第35回ユネスコ世界遺産委員会において、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」として、世界遺産登録された。

◆ゼロ・エミッション

(4-4 循環型社会)

エミッションは放出、排出の意味。ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別の産業の原料として利用し、生産活動に伴って発生する廃棄物を社会全体としてゼロにしようとする考え方のこと。

◆全国学力・学習状況調査

(3-2 義務教育・高等教育等)

文部科学省で全国的に子どもたちの学力状況を把握するために実施している学力調査のこと。

◆ソーシャルネットワークサービス(SNS)

(2-4 地域情報化)

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)を構築するサービスのこと。

た行

◆体験的、問題解決的な活動

(3-2 義務教育・高等教育等)

体験的活動とは、例えば自然体験活動や職場体験活動、奉仕活動、文化芸術体験等の他、算数科でおはじきを操作して足し算の原理を学ぶようなものまで幅広いものを指し、実体験によって学んでいくという活動のこと。問題解決的な活動は、子どもたちに問題解決の思考過程を主体的にたどらせることによって、生きる力を身につけさせることを目指す学習活動のこと。

◆地域おこし協力隊

(1-1 農林水産業)

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

◆地域協働体

(2-5 地域づくり活動、3-4 生涯学習、第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

一定の区域(市立市民センターの管轄区域を原則とする)の住民を中心に構成された自治会、町内会その他の地域的な共同活動のため地縁に基づいて形成された団体と、老人クラブ、PTA、子ども会、NPO、

ボランティア組織などの団体等で構成され、連携して協働のまちづくりを推進するための地域組織をいう。

◆地域高規格道路

(2-2 道路)

全国的な高規格幹線道路と連携して、地域のつながりを強化する自動車専用道路、またはこれと同等の機能を有し、60~80km/hでの高速走行ができる質の高い道路のこと。

◆地域農業マスタープラン

(1-1 農林水産業)

集落段階での話し合いに基づき、地域の中心となる個別経営体、集落営農組織への農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者(兼業農家、自給的農家)を含めた地域農業のあり方等を記載した計画で、市町村が策定するもの。

◆地域包括医療体制

(5-1 医療)

住民が住み慣れた場所で安心して生活出来、治療のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、地域ぐるみの生活、ノーマライゼーションを視野にいたした全人的医療・ケアの体制。

◆地域包括ケアシステム

(5-1 医療、5-3 高齢者福祉)

地域住民に対し、保健サービス(健康づくり)、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する

仕組み。すなわち、ソフト（事業）面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携、統合されて運営されていること。

◆地域包括支援センター

（5-3 高齢者福祉）

介護保険法で定められた、地域住民の保健福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関である。区市町村に設置される。平成17年の介護保険法改正で制定された。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。法律上は市町村事業である地域支援事業を行う機関であるが、外部への委託も可能である。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

◆地産外商

（第1部 まちひとしごとの創生、1-1 農林水産業）

生産された農産物を地域で消費しようとする活動をいう「地産地消」に対し、「地産外商」とは、地産の品を積極的に県外で販売しようと試みる活動のこと。

◆長期優良住宅

（4-5 住環境、市営住宅、景観）

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のこと。

◆長寿命化

（序、1-1 農林水産業、2-2 道路、4-6 上水道、4-7 下水道、第3部 健全な行財政運営）

対症療法的な修繕から計画的かつ予防保

全的な修繕に転換するなどし、耐用年数の延長を図る取組。

◆定住自立圏構想

（一関・平泉定住自立圏共生ビジョン）

（第3部 広域連携の推進）

一関市と平泉町が相互に役割分担し、連携、協力することにより、必要な生活機能等を圏域全体で確保し、定住の受け皿となる地域を形成する取組。

「一関・平泉定住自立圏共生ビジョン」は、魅力ある定住自立圏を形成するため、圏域全体として目指すべき将来像を掲げるとともに、今後、連携し推進する具体的な取組を示すもの。

◆低炭素社会

（4-3 低炭素社会）

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの一つである二酸化炭素の最終的な排出量の少ない産業・生活システムを構築した社会のこと。

◆適応支援教室

（3-2 義務教育・高等教育等）

市で設置しているのは「TANPOPO広場」。さまざまな理由により、不登校等の学校不適応を起こしている児童生徒に対し、相談活動、学習・体験活動を通して集団生活への適応を図りながら、学校復帰を目指す。

◆適応支援相談員

（3-2 義務教育・高等教育等）

保健室など教室以外の場所へ登校する別室登校の児童生徒への対応、長期欠席・不登校児童生徒との相談・家庭訪問、当該児童生徒の学級担任等関係職員との連携、適応支援教室での指導を行う者。

◆特定不妊治療

(3-1 子育て)

不妊治療のうち、医療保険の対象とならない体外受精及び顕微授精のこと。特定不妊治療のうち男性不妊治療も含む。

◆特別支援教育

(3-2 義務教育・高等教育等)

障がいのある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

◆土砂災害ハザードマップ

(5-6 防災)

土砂災害について、予測される被害の範囲や大きさなどの災害情報や避難場所の位置、緊急連絡先などの避難情報をわかりやすく掲載した地図のこと。

◆ドメスティック・バイオレンス

(3-6 人権・男女共同参画)

配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係（過去も含む）にある男女間での暴力行為。身体的、精神的、経済的、社会的、性的暴力など多岐にわたる。

な行

◆中東北

(第3部 広域連携の推進)

一関市を中心とする岩手県南から宮城県北までの地域のくくり。本市は、盛岡と仙台の中間に位置するという地理的優位性を生かし、県境を意識しない取り組みを進めている。本市が中東北の拠点都市として、更なる発展をしていくためには、若者の定

着、定住人口の増加をいかに実現していくかが重要であり、産業の振興による雇用の場の確保や所得の向上はもとより、子育て支援の充実、教育環境の整備充実、都市基盤の整備などさまざまな施策を展開している。

◆ニート

(3-3 青少年の健全育成)

仕事についておらず、教育や職業訓練も受けていない状態、もしくは人をあらかず言葉。

◆ニューツーリズム

(1-5 観光)

従来の見学を主とした観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。(農村体験＝グリーンツーリズム)

◆認定こども園

(3-1 子育て)

保護者が働いている、いないにかかわらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施するとともに、地域における子育て支援を行う施設について、都道府県が認定こども園として認定した施設のこと。

◆農林業系汚染廃棄物

(第1部 東日本大震災からの復旧復興)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された稲わら、牧草、堆肥、きのこ原木等の農林業系副産物。

は行

◆バイオマス、木質バイオマス

(1-1 農林水産業、4-3 低炭素社会)

動植物由来の有機物。

バイオマスのうち、木材（おが屑や木材加工端材など）からなる木質チップ・ペレット、薪などを木質バイオマスという。

◆発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R

(4-4 循環型社会)

リデュース（reduce）は生産工程での歩留まりをあげたり消費者が製品を長く使うことなどで廃棄物の発生を抑えること。リユース（reuse）は空ビンを洗浄して繰り返し利用したり中古品を修理して使用するなど再使用すること。リサイクル（recycle）は古紙を回収して再生紙にしたり食用油を回収して燃料にするなど再生利用すること。この頭文字をとって3Rという。

◆パブリックコメント

(第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

意見公募手続制度。行政の基本的な政策を策定する際に、あらかじめその案を公表し、広く市民等の意見、情報を募集する手続。

◆ファミリーサポートセンター

(3-1 子育て)

地域において、子育ての手助けをして欲しい人、子育ての手助けができる人が会員になり、助けたり、助けられたりして子育ての相互援助活動を行う拠点のこと。

◆Facebookのリーチ数

(第3部 健全な行財政運営)

Facebookに情報を投稿したとき、パソコンや携帯電話などで、その情報を見た人の数のこと。

◆ふるさとハローワーク

(1-4 雇用)

地域職業相談室。公共職業安定所が設置されていない市町村（合併前の旧市町村を含む）において、職業相談、職業紹介等を行っているところ。国と市町村が共同で運営している。

◆放課後子ども教室

(3-1 子育て)

小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組。

◆放課後児童クラブ

(3-1 子育て)

共働き家庭など、下校後保護者が家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び場及び生活の場を提供し、保護者の就労支援、児童の健全な育成を図るもの。

◆防災マップ

(5-6 防災)

洪水による浸水想定地域、土砂災害危険箇所等の情報や避難所、避難場所等の防災情報を表示した地図のこと。

◆防災メール

(5-6 防災)

一関市消防本部管内（一関市・平泉町）で発生する火災・救助事案等で、消防車両が出場する災害等の情報をメールでお知らせするもの。

◆ホストファミリー

(2-1 都市間交流、国際交流)

ホームステイの留学生などを家族の一員

として受け入れて生活の世話をする家庭のこと。

◆骨寺村荘園遺跡

(第3章 文化、1-5 観光、3-8 平泉関連資産「骨寺村荘園遺跡」の保護)

平成17年3月に指定された国史跡。国指定重要文化財「むつのくにほねでらむらえず陸奥国骨寺村絵図」に描かれた山王窟や若神子社、慈恵塚などの絵図と現地との対比が可能な場所と発掘調査で確認された9か所からなる。

ま行

◆マイナンバー制度

(マイナポータル、マイナンバーカード)

(第3部 健全な行財政運営)

社会保障・税番号制度のことであり、マイナンバーを使って税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を、同一人の情報かどうか確認する社会基盤のこと。利用は社会保障や税、災害対策の分野に限られる。また、希望者へはマイナンバーカードが交付され、表面には氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面にはマイナンバーが記載されることから、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、地方公共団体独自のサービスとして、印鑑登録証や証明書等のコンビニ交付への利用が可能となっている。ほかにも、マイナポータルにより、行政機関がマイナンバーの付いた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのかが確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせなどの情報等を自宅のパソコン等から確認できるサービスがある。

◆マザー工場

(1-2 工業)

複数の工場にてもものづくりを進める際、ヒト、モノ、カネ、技術、情報などの経営資源を集約し、製品・生産技術などの技術開発を行う工場や、基幹部品の製造を担う高付加価値工場等をいう。

◆まちづくりスタッフバンク

(第3部 市民と行政の協働のまちづくり)

20歳以上の市民を対象に、各種審議会や委員会などの委員としてまちづくりへの参画を希望する市民を、あらかじめ登録しておくもの。登録には個人での登録や各種団体からの推薦の方法がある。

◆緑のふるさと協力隊員

(1-1 農林水産業)

農山村に興味をもつ若者が、地域再生に取り組む地方自治体に一年間住民として暮らしながら、地域密着型の活動に携わるプログラム。

や行

◆有収率

(4-6 上水道)

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合のこと。水道事業の効率性を計る一つの指標。

◆ユニバーサルデザイン

(2-2 道路、3-2 義務教育・高等教育等、4-2 公園、都市緑化、4-5 住環境、市営住宅、景観、5-4 障がい者福祉)

みんなが快適に利用できるよう製品や環境などを設計すること。高齢者や障がい者にやさしい形や機能はだれにもやさしいものとなることを前提に、普遍性を強調した概念。

ら行

◆ローリング

(序、第3部 健全な行財政運営)

毎年度、環境の変化に応じて、事業計画の見直しや部分的な修正を行い、計画と現実が大きくずれのを防ぐ方法。

◆6次産業化

(1-1 農林水産業、1-2 工業)

農業の6次産業化とは、農業従事者が従来の生産だけではなく、加工・流通販売を行い、経営の多角化、収益向上を目指すもの。

わ行

◆和食；日本人の伝統的な食文化

(序、1-5 観光)

南北に長く、四季が明確な日本には多様で豊かな自然があり、そこで生まれた食文化もまた、これに寄り添うように育まれてきた。

このような、「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を「和食；日本人の伝統的な食文化」と題して、ユネスコ無形文化遺産に登録された。

◆ワンストップサービス

(3-1 子育て)

1か所で必要とする手続きや作業を全て済ませられるようになっているサービスのこと。

◆ワンセグ波

(2-4 地域情報化)

地上デジタル放送は、1チャンネル、6MHzの帯域幅を13個のセグメントと呼ばれる箱に分割して放送を行っているが、このうち1つの箱（1セグメント）を用いて行う携帯端末に向けた放送のこと。

3 市民意向調査（アンケート調査）の概要

1. 調査の目的

総合計画の策定にあたり、日常生活の満足度や行政サービスなど、今後の一関市のまちづくりに対する市民の意向を広く把握し、計画策定及び今後の市政運営に反映させることを目的に平成27年6月、市民意識調査（アンケート調査）を実施しました。

なお、調査項目の設定に当たっては、平成17年、平成23年と現在の市民意向を比較検討することも念頭に、過去に実施したアンケート項目を基本に現在の社会経済情勢や課題等を加味しながら設定しました。

2. 調査の概要

(1) 市民アンケート

無作為に抽出した18歳以上の一関市民4,500人を対象として行い、1,708人から回答があり、回答率は37.9%でした。


(2) 中高生アンケート

一関市内の中学3年生と高校2年生の中から900人を対象として行い、898人から回答があり、回答率は99.7%でした。

(3) 企業アンケート

一関市、平泉町、陸前高田市、気仙沼市、登米市、栗原市の企業の中から抽出した100社を対象として行い、54社から回答があり回答率は54.0%でした。

あなたの声を まちづくりに



総合計画策定 《市民アンケート》

日ごろより市政運営にご協力いただき、ありがとうございます。
現在、市では、中東北の拠点都市一関の形成に向け、平成28年度（2016年度）を初年度とし平成37年度（2025年度）を目標年次とする次期総合計画の策定を進めており、今後の市政運営に反映させることを目的にアンケートを実施することとしました。
つきましては、一人でも多くの方からご意見をお聞きしたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

一関市長 **藤部 修**

ご記入に当たってのお願い

- この調査の対象者は、18歳以上の市民の中から無作為に選んだ4,500の方にお限らせております。
- 回答は、封筒のあて名ご本人様がお答えください。
- この調査の内容は、統計的に処理しますので、個人が特定されるなど個人的にご迷惑のかることはありません。
- 記入は、このアンケート用紙に直接、黒のボールペンまたは濃い鉛筆でお願いたします。
- 最初の質問から1問ずつ、全部の質問にお答えください。
- 回答は当てはまる番号を○でかこんでください。
- また（ ）の場合は、具体的に記入してください。

アンケートの集計結果につきましては、市のホームページでお知らせする予定としております。

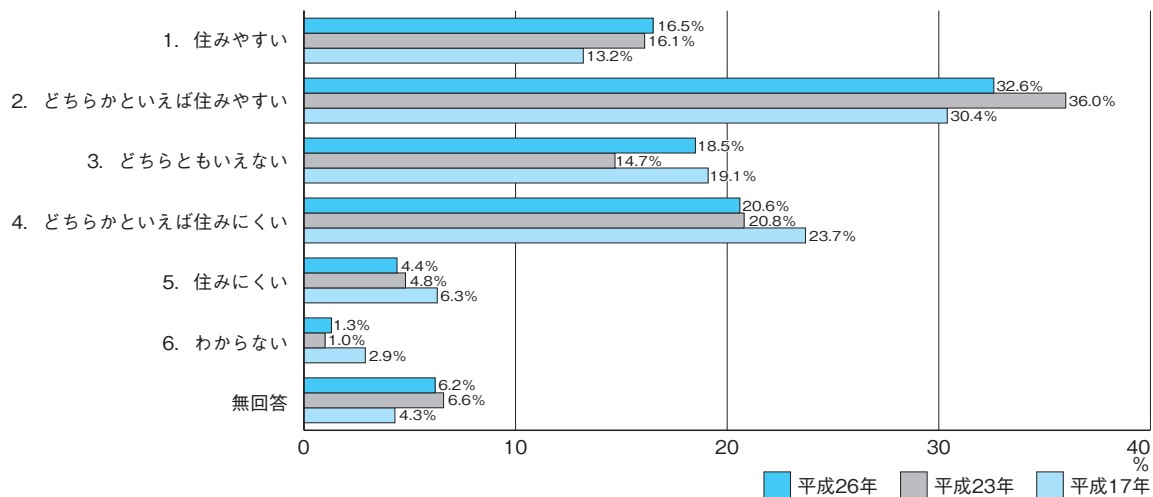
(回答期限・送付方法)
ご記入が終わりましたら、この用紙をそのまま封筒の返信用封筒に入れ、
7月4日(金)までに投函して下さい。
※切手は不要です。

(問い合わせ先)
一関市 企画振興部 企画調整課 企画調整係 TEL 0191-21-8641 (直通)

4 市民意向調査（アンケート調査）の結果

(1) 市民アンケート

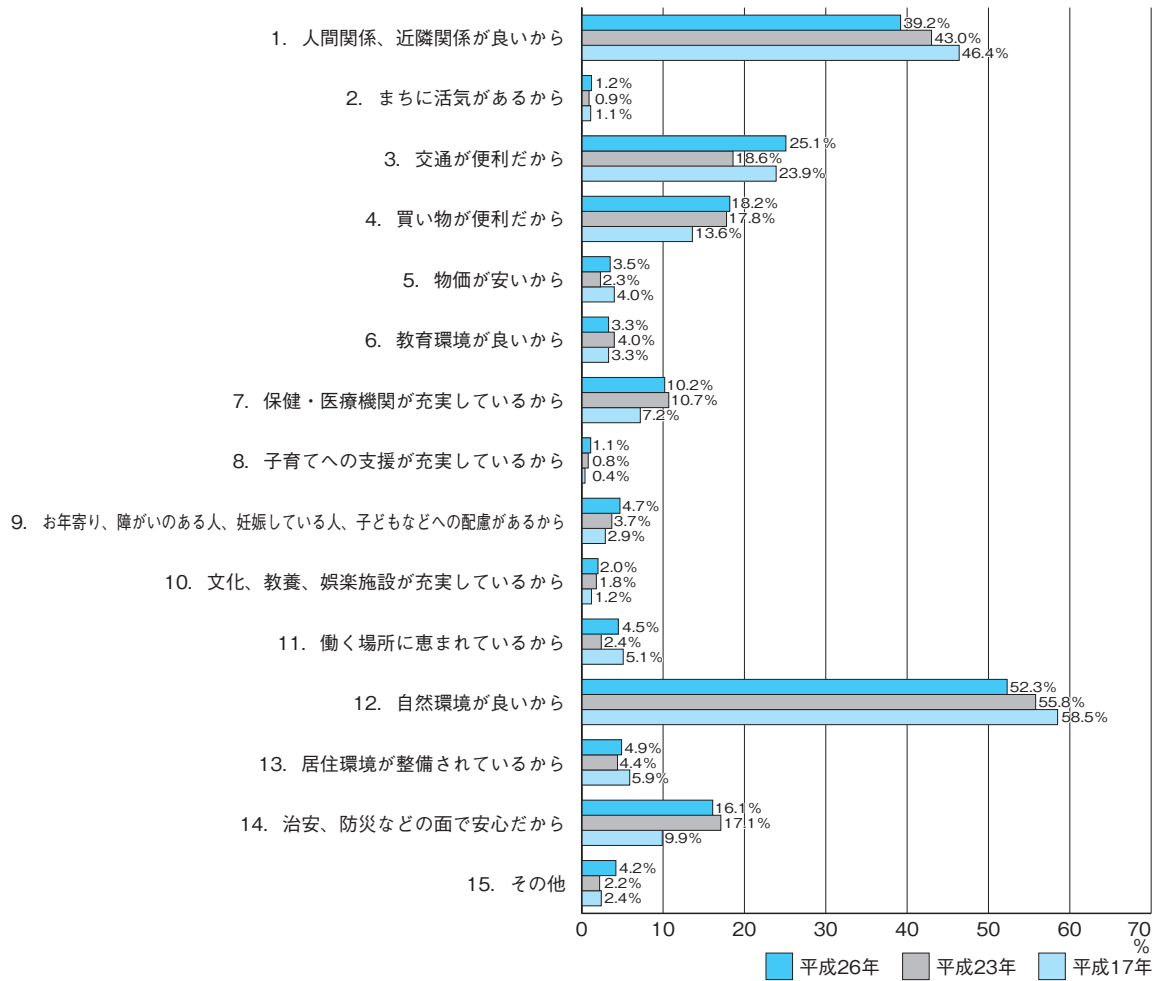
①一関市の住みやすさについて、どのように感じていますか。



◆総じて、住みやすいは49.1%、住みにくいは25%だった。前回調査時と比較すると、総じて住みやすいは3ポイント減少し、住みにくいは0.6ポイント減少した。

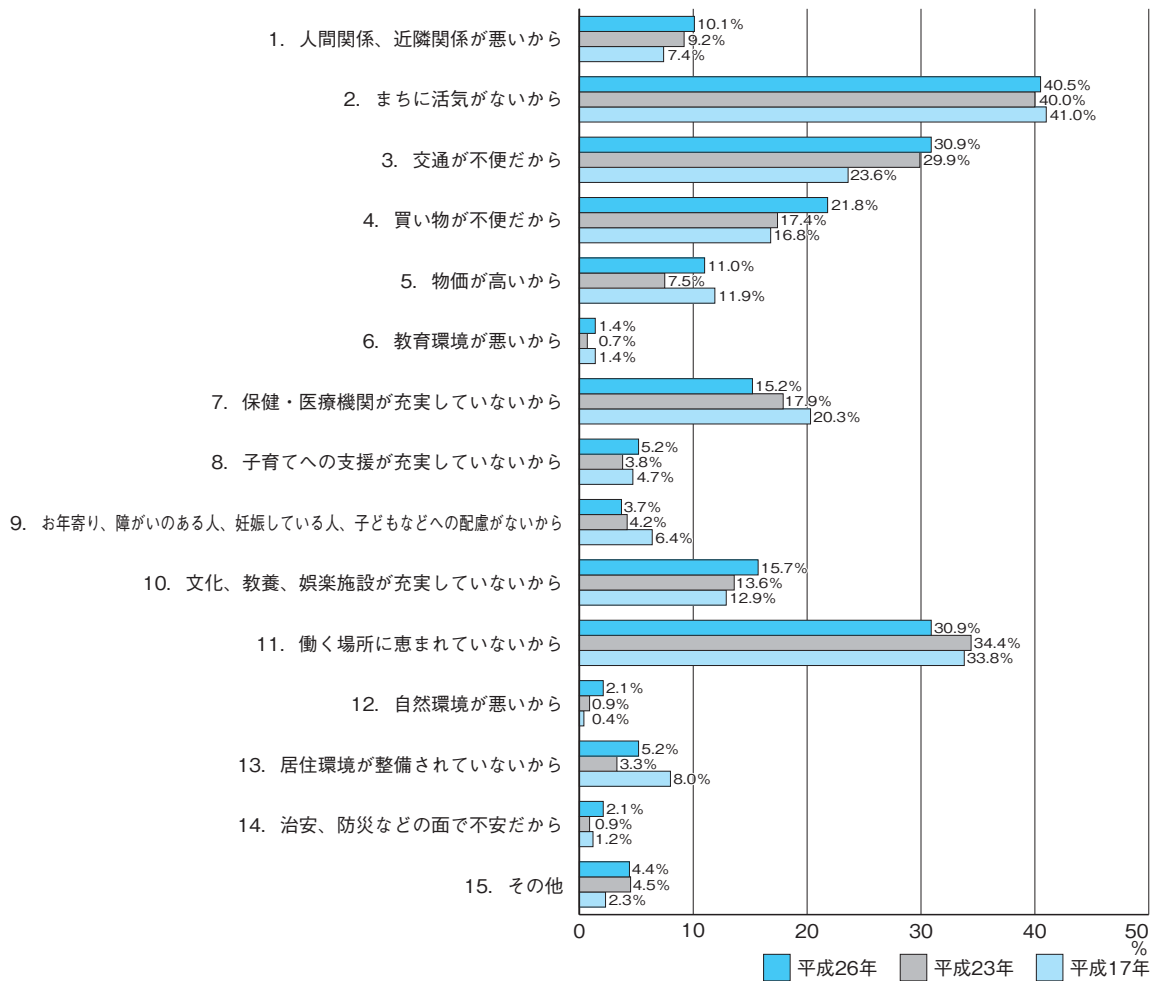


②一関市の住みやすさの理由は何ですか。



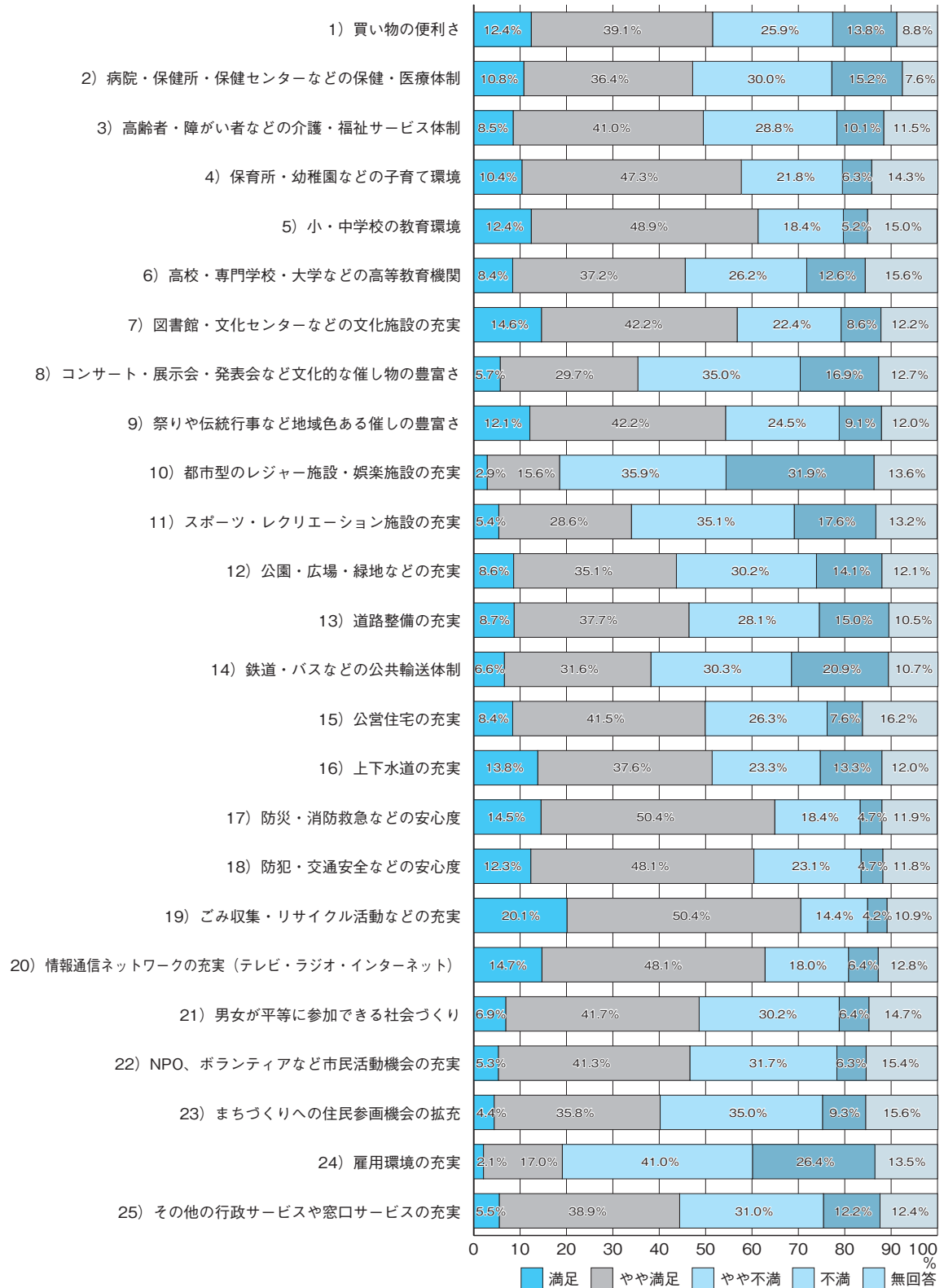
◆ 「自然環境が良いから」、「人間関係、近隣関係が良いから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「交通が便利だから」「お年寄り、障がいのある人、妊娠している人、子どもなどへの配慮があるから」の割合が増加し、「治安、防災などの面で安心だから」の割合が減少した。

③一関市の住みにくさの理由は何ですか。



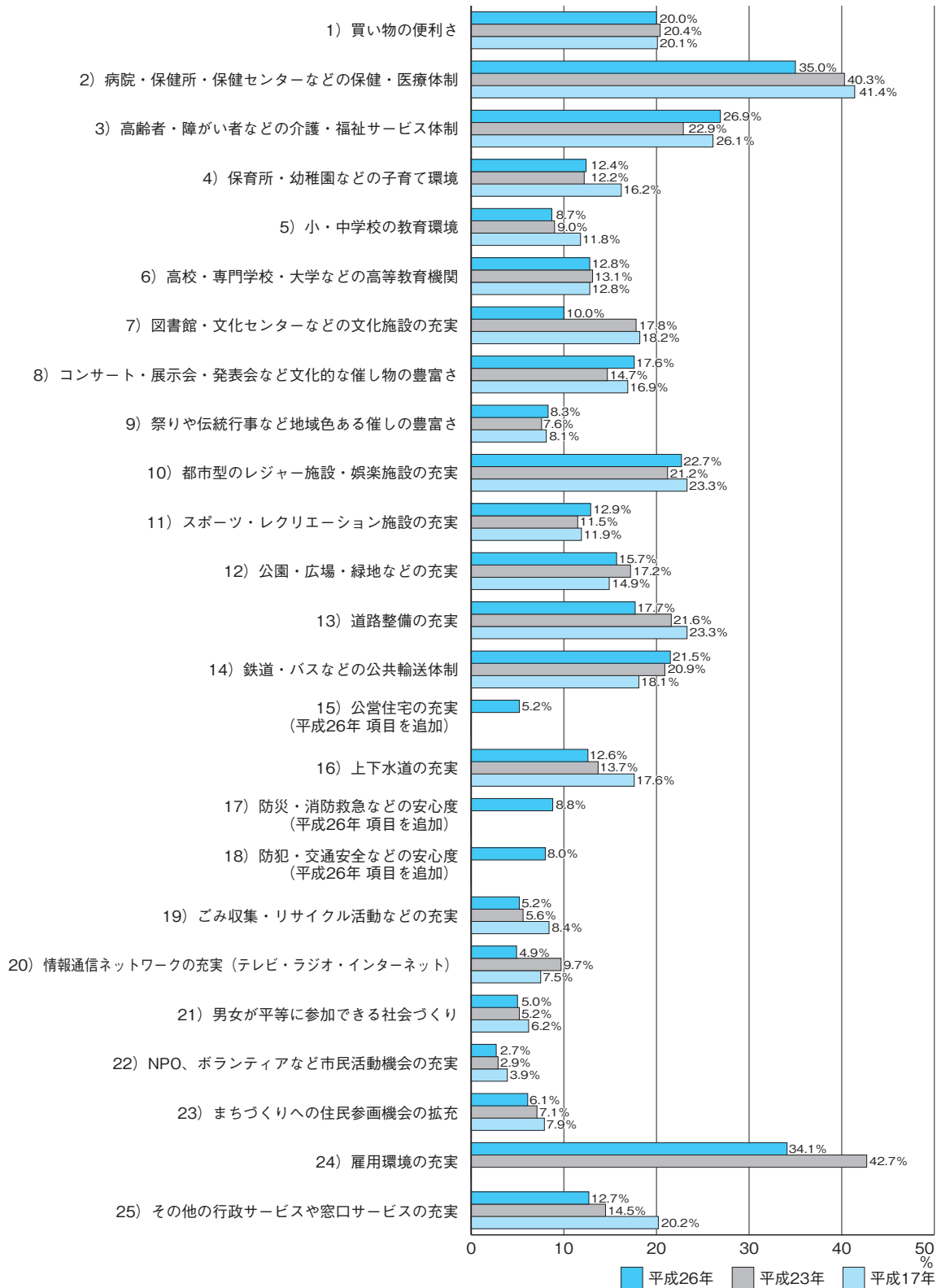
◆ 「まちに活気がないから」、「働く場所に恵まれていないから」、「交通が不便だから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「買い物が不便だから」、「文化、教養、娯楽施設が充実していないから」、「治安、防災などの面で不安だから」の割合が増加し、「保健、医療機関が充実していないから」、「お年寄り、障がいのある人、妊娠している人、子どもなどへの配慮がないから」の割合が減少した。

④一関市の生活環境について、どのように感じていますか。



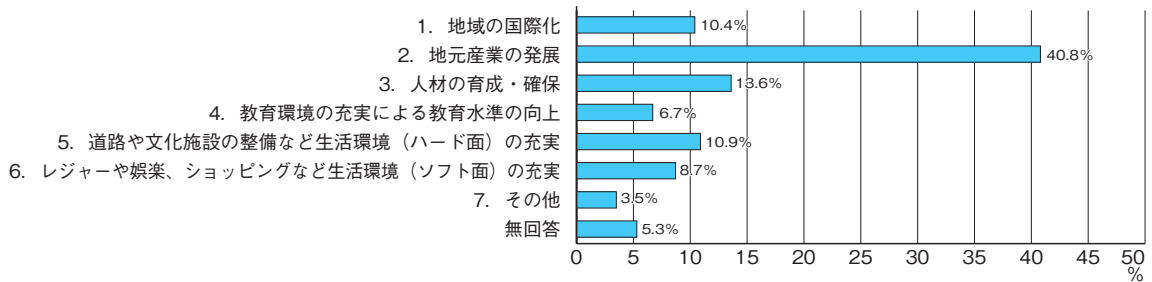
◆総じて「ごみ収集・リサイクル活動などの充実」、「防災・消防救急などの安心度」、「情報通信ネットワークの充実」、「小中学校の教育環境」、「保育園・幼稚園などの子育て環境」が満足している割合が高く、「都市型のレジャー施設・娯楽施設の充実」、「雇用環境の充実」、「スポーツ・レクリエーション施設の充実」、「コンサート・展示会・発表会など文化的な催しの豊富さ」が不満足している割合が高い。

⑤ 今後もっと充実してほしい、もっと良くなってほしいと思うものは何ですか。

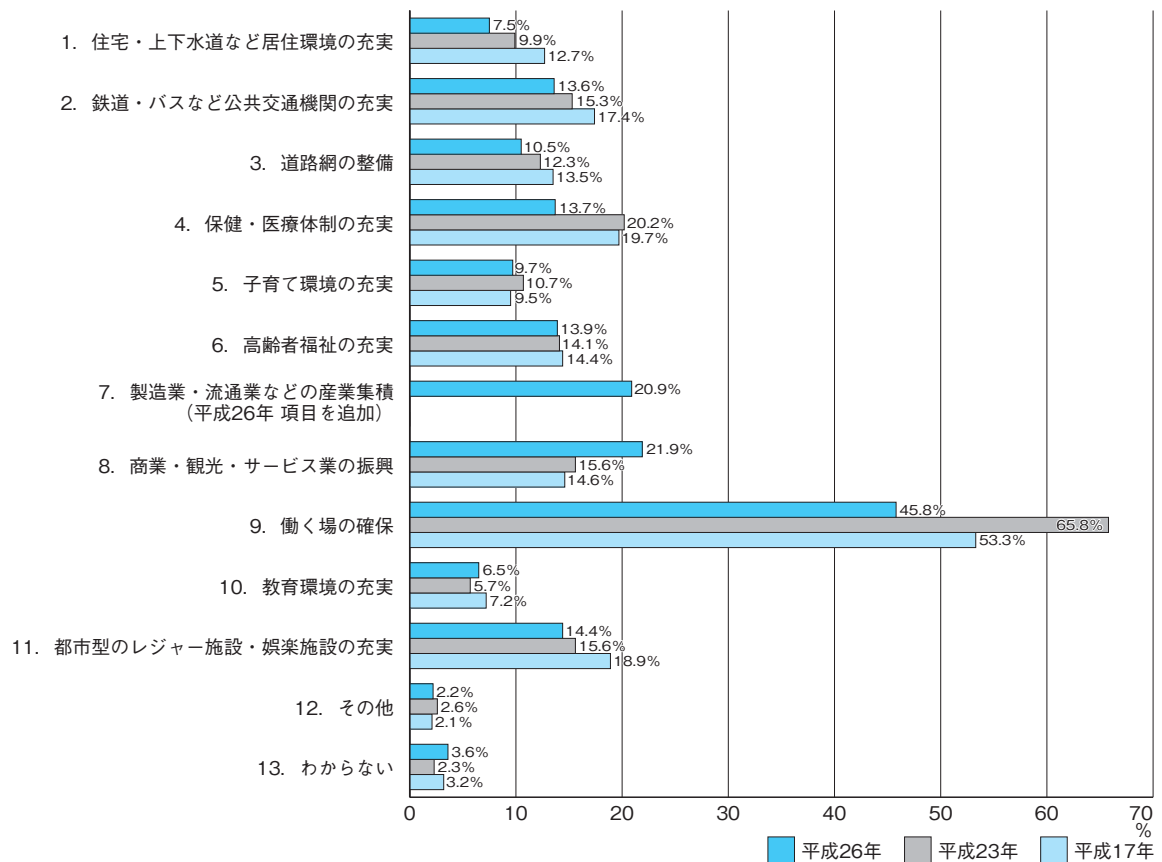


◆ 「病院・保健所・保健センターなどの保健・医療体制」、「雇用環境の充実」、「高齢者・障がい者などの介護・福祉サービス体制」の割合が高い。

⑥ I L Cの実現に伴って地域にどのようなことを期待しますか。



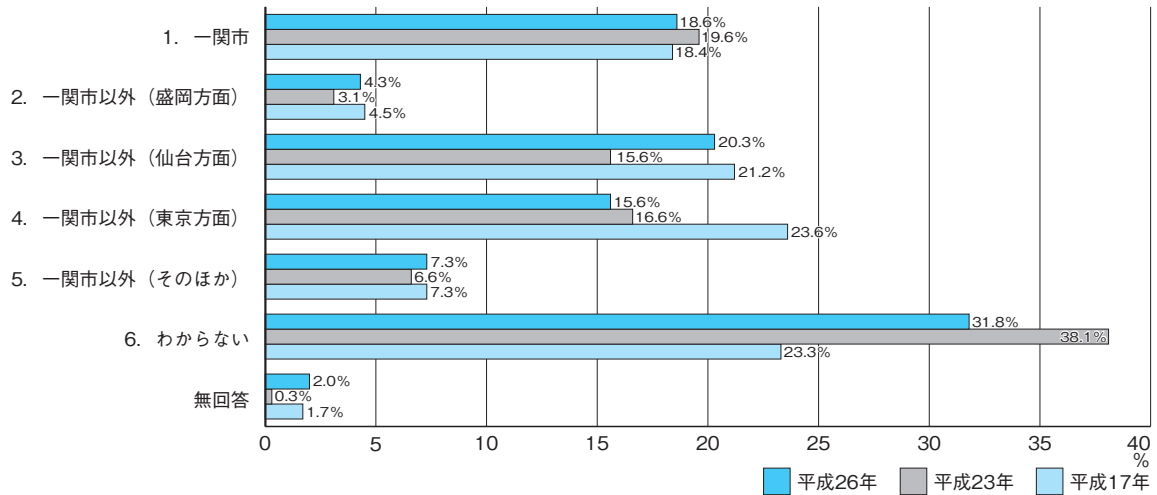
◆ 「地元産業の発展」、「人材の育成・確保」の割合が高い。

⑦ 一関市が中東北（岩手県南から宮城県北までの地域）の拠点として発展していくために、
どのような分野に力を入れていくべきとお考えですか。

◆ 「働く場の確保」、「商業・観光・サービス業の振興」「製造業・流通業などの産業集積」の割合が高い。

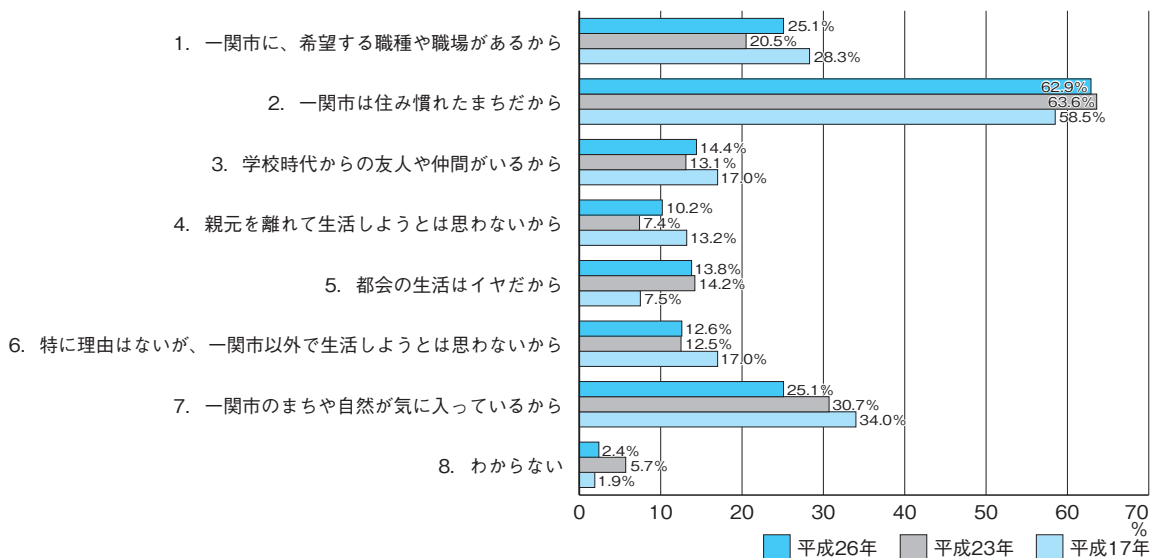
(2) 中高生アンケート

① 将来、どの地域への就職を希望しますか。



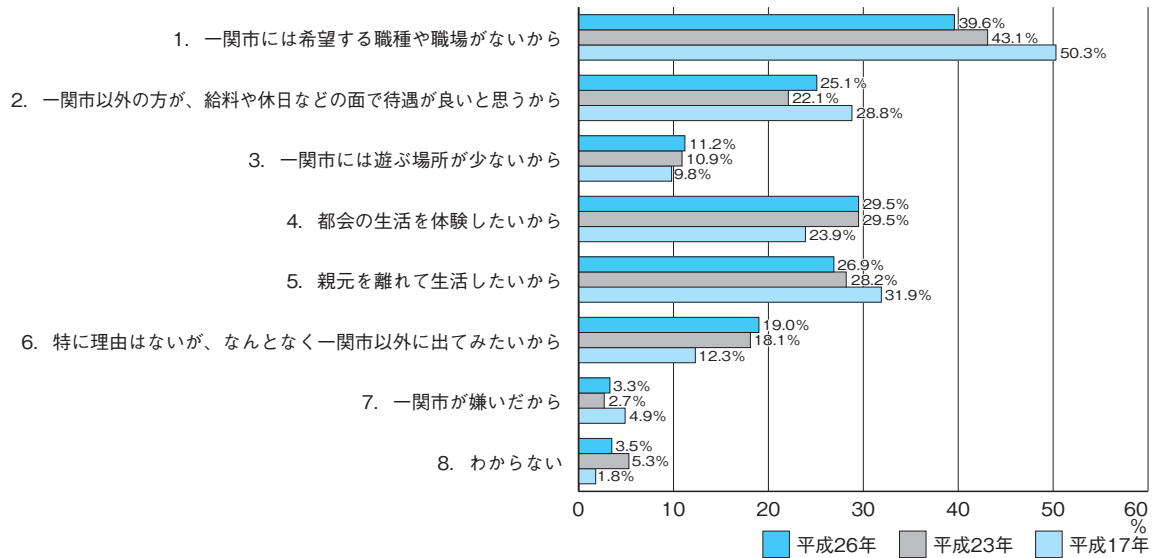
◆前回調査時と比較すると、総じて「一関市以外」の割合は増加し、「一関市」の割合は減少した。

② 一関市に就職を希望するのはなぜですか。



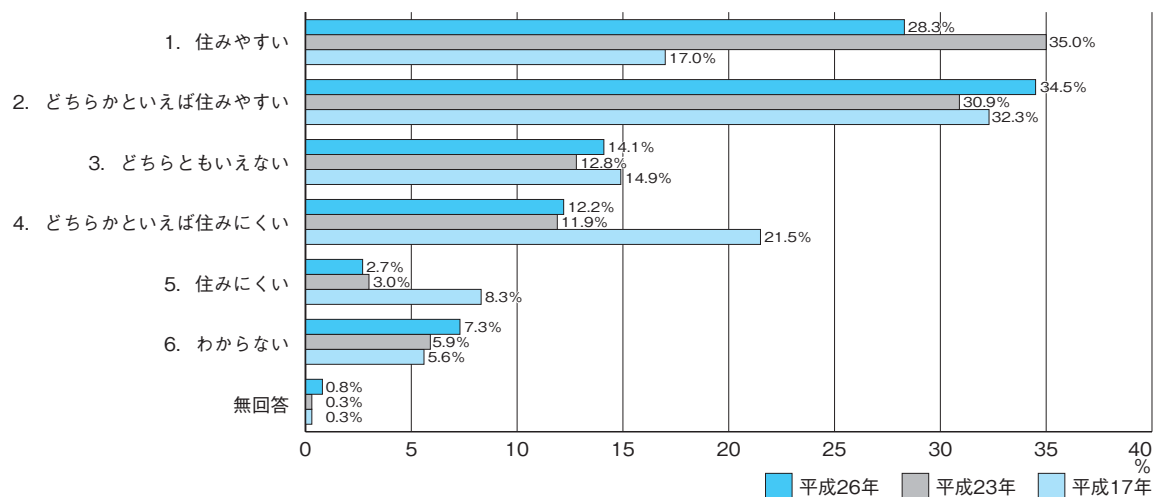
◆「一関市は住み慣れたまちだから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「一関市に希望する職種や職場があるから」の割合が増加し、「一関市のまちや自然が気に入っているから」の割合が減少した。

③一関市以外に就職を希望するのはなぜですか。



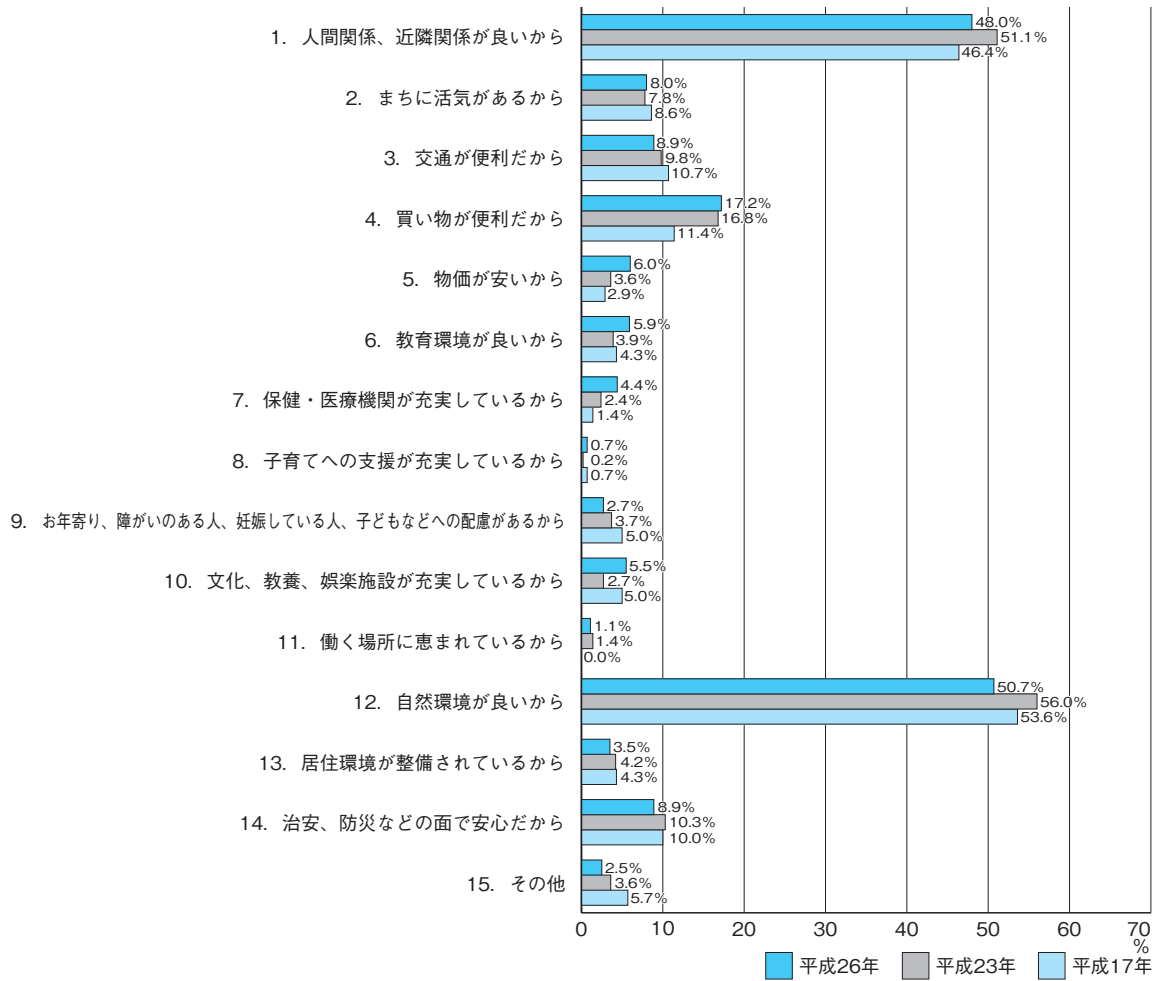
◆「一関市には希望する職種や職場がないから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「一関市以外の方が給料や休日などの面で待遇が良いと思うから」の割合が増加した。

④一関市の住みやすさについて、どのように感じていますか。



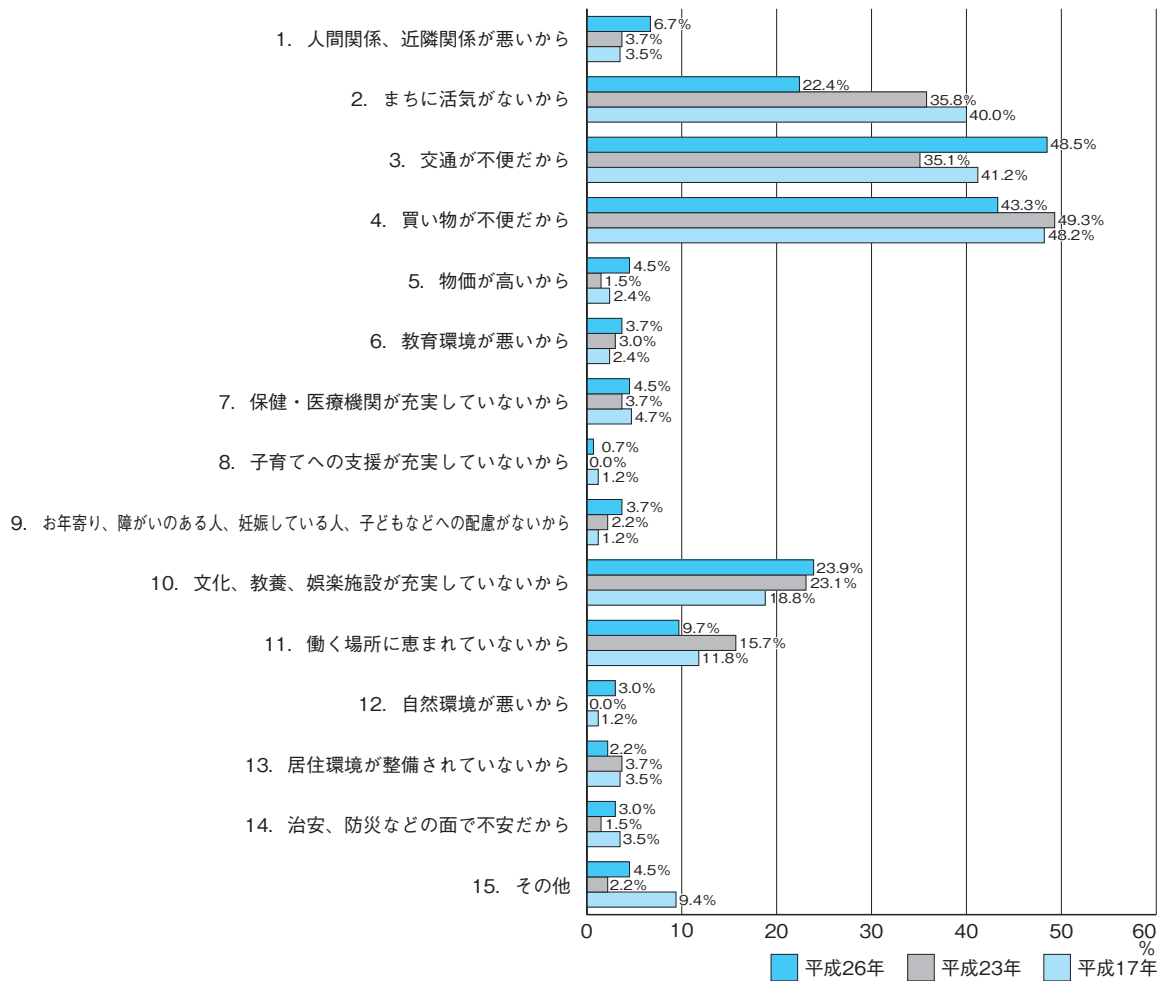
◆総じて、住みやすいは62.8%、住みにくいは14.9%だった。前回調査時と比較すると、総じて住みやすいは3.1ポイント減少した。

⑤一関市の住みやすさの理由は何ですか。



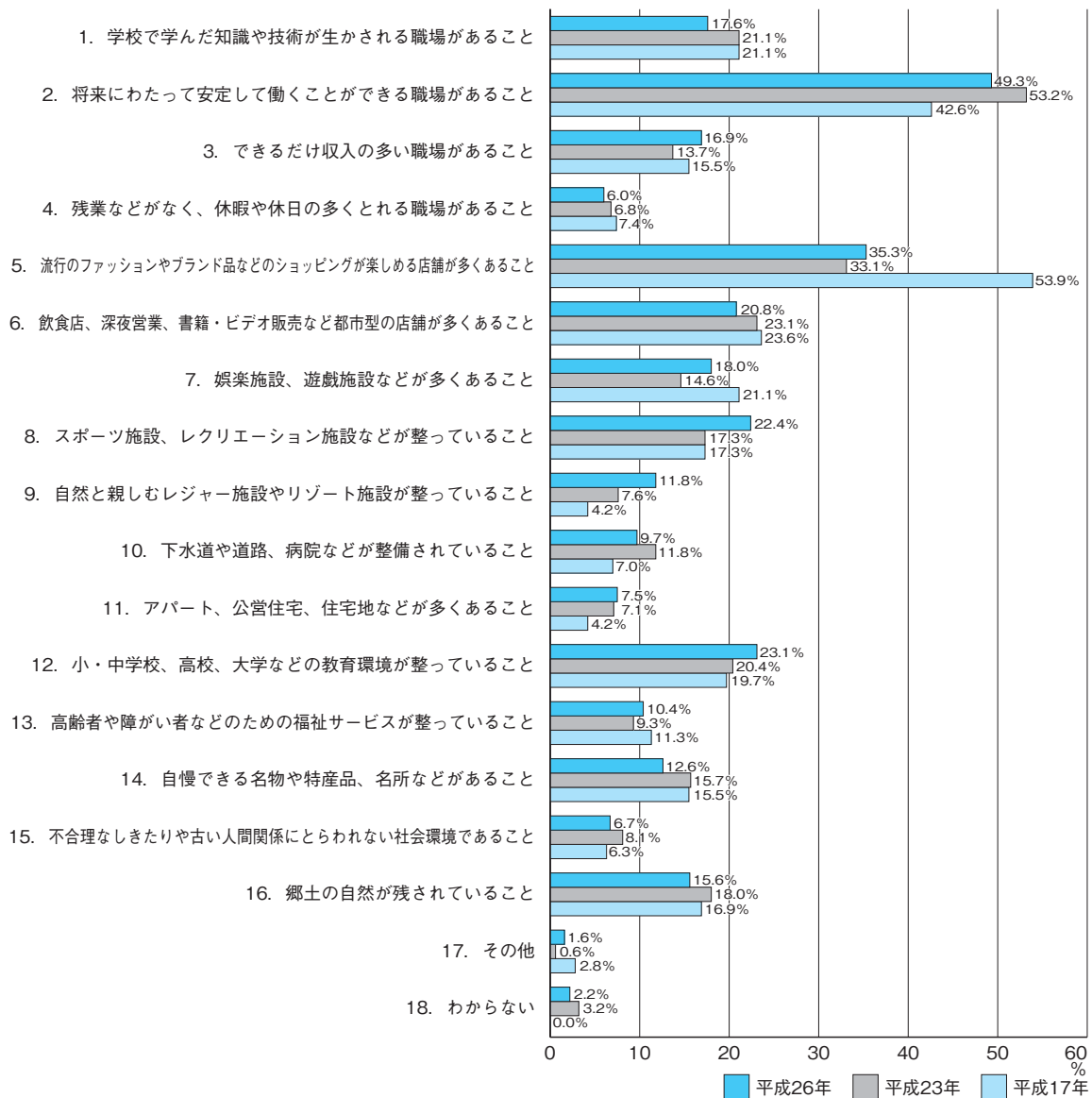
◆「自然環境が良いから」「人間関係、近隣関係が良いから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「文化、教養、娯楽施設が充実しているから」「物価が安いから」の割合が増加し、「自然環境が良いから」の割合が減少した。

⑥一関市の住みにくさの理由は何ですか。



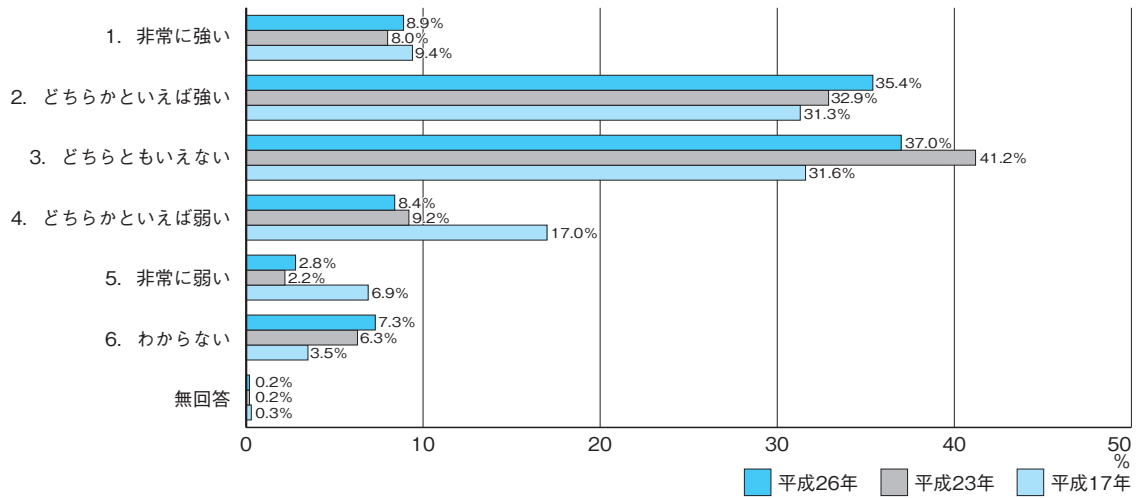
◆「交通が不便だから」「買い物が不便だから」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「交通が不便だから」「人間関係、近隣関係が悪いから」の割合が増加し、「まちに活気がないから」「買い物が不便だから」「働く場所に恵まれていないから」の割合が減少した。

⑦この地域が若者にとって魅力的な地域となるには、どのような点が特に必要だと思いますか。



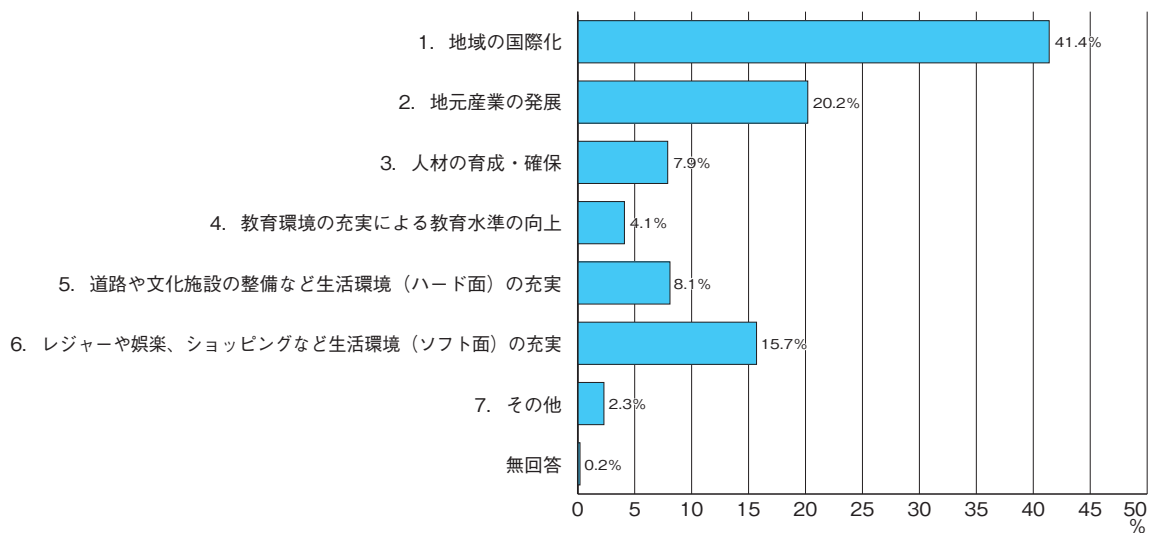
◆「将来にわたって安定して働くことができる職場があること」「流行のファッションやブランド品などのショッピングが楽しめる店舗が多くあること」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「スポーツ施設、レクリエーション施設などが整っていること」「自然と親しむレジャー施設やリゾート施設が整っていること」の割合が増加し、「学校で学んだ知識や技術が生かされる職場があること」「将来にわたって安定して働くことができる職場があること」の割合が減少した。

⑧ 「自分のまちを愛する」という気持ちは強い方だと思いますか、それとも弱い方だと思いますか。



◆ 総じて、「強い」は44.3%、「弱い」は11.2%だった。前回調査時と比較すると、総じて「強い」は3.4ポイント増加し、「弱い」は0.2ポイント減少した。

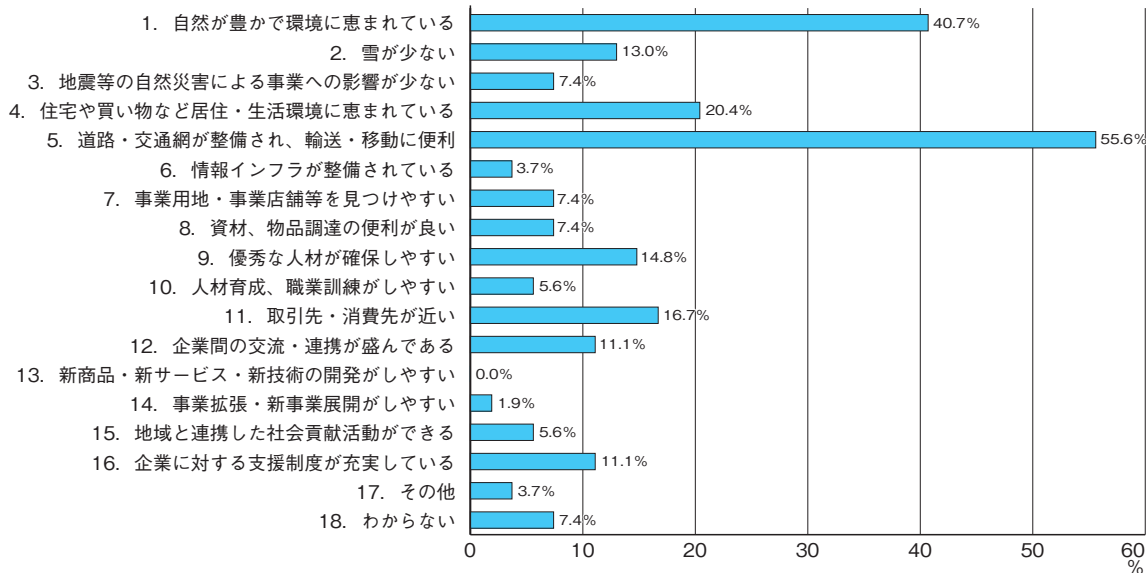
⑨ ILCの実現に伴って地域にどのようなことを期待しますか。



◆ 「地域の国際化」の割合が高い。

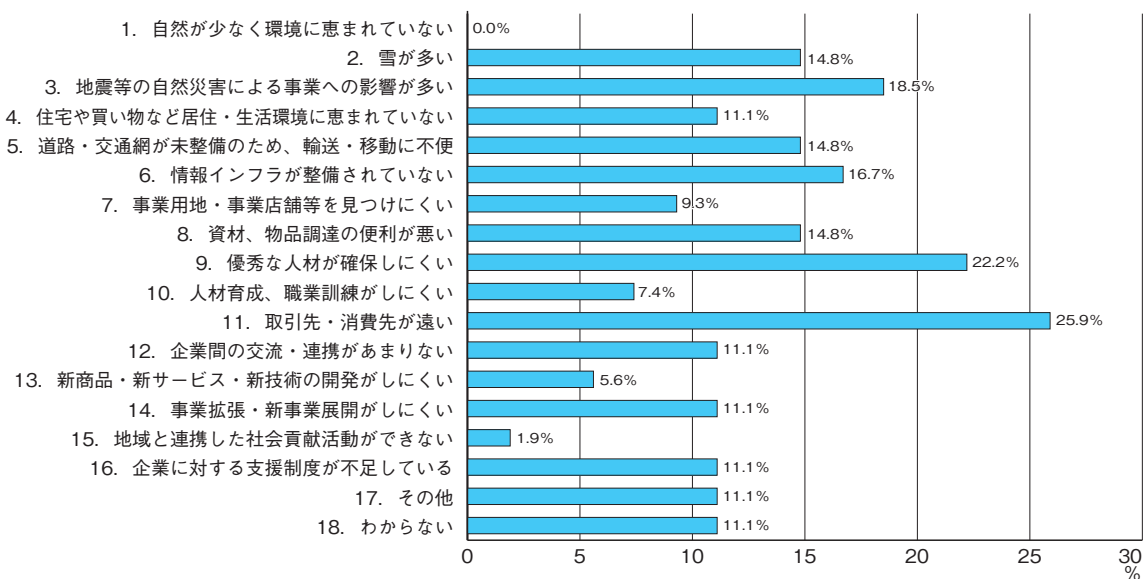
(3)企業アンケート

①企業の活動を行うにあたって、一関市のどのような点が良いところだと思いますか。



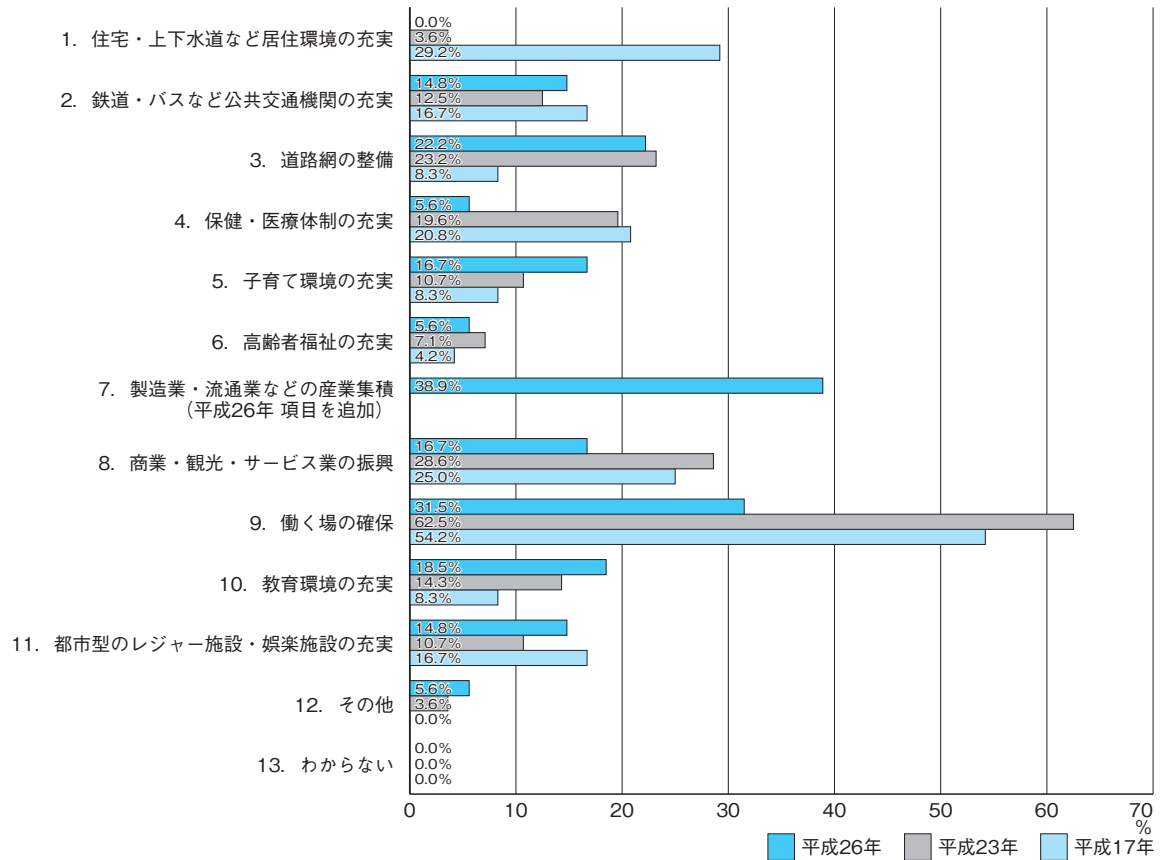
◆「道路・交通網が整備され、輸送・移動に便利」「自然が豊かで環境に恵まれている」の割合が高い。「新商品・新サービス・新技術の開発がしやすい」「事業拡張・新事業展開がしやすい」の割合が低い。

②企業の活動を行うにあたって、一関市のどのような点が悪いところだと思いますか。



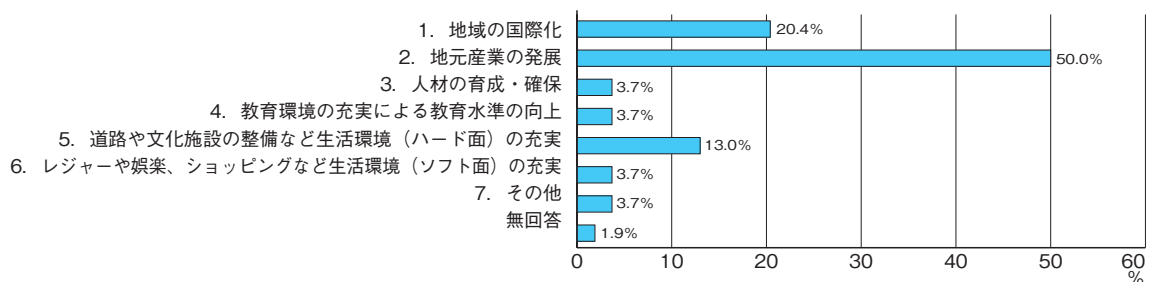
◆「取引先・消費先が遠い」「優秀な人材が確保しにくい」「地震等の自然災害による事業への影響が多い」の割合が高い。「自然が少なく環境に恵まれていない」「地域と連携した社会貢献活動ができない」の割合が低い。

③岩手県南から宮城県北までの地域を中東北として発展させていくため、一関市の役割としてどのような分野に力を入れていくべきとお考えですか。



◆「製造業・流通業などの産業集積（H26追加）」の割合が高い。前回調査時と比較すると、「子育て環境の充実」の割合が増加し、「働く場の確保」「保健・医療体制の充実」の割合が減少した。

④ I L Cの実現に伴って地域にどのようなことを期待しますか。



◆「地元産業の発展」の割合が多い。

5 策定の経過

◎基本構想

月 日	総合計画審議会	関連会議等	総合計画策定委員会	備考
平成26年 3月28日	金			
4月7日	月	総合計画策定基本 方針決定		
4月7日	月		総合計画策定委員 会設置	委員長：田代副市長 委員等22人
4月21日	月	第1回総合計画審 議会		・諮問 ・総合計画策定アンケ ート
5月14日	水			任期：平成26年8月25日 ～2年
5月14日	水	総合計画審議会委員 公募開始		
5月19日	月		第1回総合計画策 定委員会	・スケジュール ・総合計画策定アンケ ート
6月2日	月	第2回総合計画審 議会		・総合計画策定アンケ ート ・ワークショップの開催 について
6月10日	火			・基本構想及び基本計画 の策定について議会の 議決事件としたもの。
6月10日	火	一関市議会6月定 例会で一関市議会 の議決すべき事件 に関する条例の一部 を改正する条例 を制定		
6月20日 ～ 7月4日	金 ～ 金		総合計画策定アン ケート	・市民4,500人、中高生 900人、企業100社
8月9日 ～12日	土 ～ 火	わたしたちの一関 (まち)の未来づく りワークショップ	わたしたちの一関 (まち)の未来づく りワークショップ	・参加者270人
8月25日	月	第3回総合計画審 議会【新委員】		・新委員27人に委嘱状を 交付 ・審議会プロジェクト チーム会議設置決定
9月4日	木	第1回プロジェクト チーム会議		・基本構想の草案（基本 的な考え方）
9月10日	水		第2回総合計画策 定委員会	・総合計画の体系案 ・総合計画策定アンケ ート結果
9月19日	金	第4回総合計画審 議会		・基本構想の草案
9月22日	月		第3回総合計画策 定委員会	・基本構想の草案 ・総合計画の体系案
9月24日	水	第2回プロジェクト チーム会議		・基本構想草案 (将来像、基本的な考 え方)
9月29日	月		第4回総合計画策 定委員会	・基本構想の草案 ・総合計画の体系案
10月8日	水	第3回プロジェクト チーム会議		・基本構想の草案 ・総合計画の体系案
10月14日	火		第5回総合計画策 定委員会	・基本構想の草案 ・総合計画の体系案

月 日	総合計画審議会	関連会議等	総合計画策定委員会	備 考
10月15日	水	第5回総合計画審議会		・基本構想の草案 ・総合計画の体系案
10月18日	土	タウンミーティング（ワークショップ参加者）	タウンミーティング	参加者39人 一関、千厩、東山会場
10月25日	土		タウンミーティング	参加者16人 一関、千厩会場
11月7日	金	第4回プロジェクトチーム会議		・タウンミーティング結果 ・基本構想の草案
11月11日	火		第6回総合計画策定委員会	・タウンミーティング結果 ・基本構想の草案
11月18日	火	第6回総合計画審議会		・タウンミーティング結果 ・基本構想の原案
11月25日	火		第7回総合計画策定委員会	・基本構想の原案 ・基本計画策定について
11月27日	木	第7回総合計画審議会		・基本構想の答申案
12月12日	金	第8回総合計画審議会		・基本構想の答申案 ・基本構想答申
12月22日	月		第8回総合計画策定委員会	・基本構想について
平成27年 1月26日	月		第9回総合計画策定委員会	・基本構想について
3月12日	木		一関市議会3月定例会で基本構想を議決	

◎前期基本計画

月 日	総合計画審議会	まちづくりスタッフ会議	関連会議等	総合計画策定委員会	備 考
平成26年 12月～ 平成27年 10月			各担当課での検討		・次期総合計画前期基本計画における課題、取組の検討
平成27年 4月18日	土	第1回まちづくりスタッフ会議			・まちづくりスタッフ会議委員委嘱 ・市民委員35人（公募23人、部・支所推薦12人）、職員委員15人 計50人 ・前期基本計画における「現状と課題」
4月23日	木		まちづくり勉強会		・講演（人口減少時代の地域コ・クリエーション研究）、ワークショップ ・出席者52人（審議会委員16人、まちづくりスタッフ会議委員29人、市職員等7人）

月 日		総合計画審議会	まちづくりスタッフ会議	関連会議等	総合計画策定委員会	備 考
5月9日	土		第2回まちづくりスタッフ会議			【部会別会議】 ・前期基本計画分野別計画における「施策の展開」「市民の参画」について検討
5月30日	土			一関市まち・ひと・しごとを語る会①		・女性を中心とした市民30人 ・テーマごとに意見をいただく
6月1日	月				第1回総合計画策定委員会	・前期基本計画及び総合戦略
6月6日	土			一関市まち・ひと・しごとを語る会②		・女性を中心とした市民30人 ・テーマごとに意見をいただく ・全体発表
6月8日	月	第1回総合計画審議会				・前期基本計画及び総合戦略 ・平成27年度総合計画実施計画
6月13日	土		第3回まちづくりスタッフ会議			【部会別会議】 ・前期基本計画分野別計画における「施策の展開」「市民の参画」について検討
6月20日	土			一関市のまち・ひと・しごとを考える高校生ワークショップ		・市内の高校生43人 ・高校生の視点でまちづくりについて話し合う
7月11日	土		第4回まちづくりスタッフ会議			【部会別会議】 ・前期基本計画分野別計画の全体確認、検討
7月16日	木		まちづくりスタッフ会議第2部会追加開催			・前期基本計画分野別計画の検討
7月22日	水	第2回総合計画審議会				・前期基本計画の体系
7月25日	土		第5回まちづくりスタッフ会議			【全体会】・各部会のまとめを発表、意見交換
8月11日	火	第3回総合計画審議会				・まちづくりスタッフ会議の報告 ・前期基本計画の草案(分野別計画)
8月17日	月				第2回総合計画策定委員会	・まちづくりスタッフ会議の報告 ・前期基本計画の草案
8月29日	土			タウンミーティング		・これからのまちづくりについての意見をいただく ・一関会場57人、千厩会場51人

月 日		総合計画審議会	まちづくりスタッフ会議	関連会議等	総合計画策定委員会	備 考
9月1日	火	第1回審議会 プロジェクト チーム会議				・重点プロジェクト ・審議会委員10人
9月16日	水	第2回審議会 プロジェクト チーム会議				・重点プロジェクト ・審議会委員10人
9月28日	月				第3回総合計 画策定委員会	・前期基本計画の原案(重 点プロジェクト)
9月30日	水	第4回総合計 画審議会				・前期基本計画の原案(重 点プロジェクト)
10月13日	火				第4回総合計 画策定委員会	・前期基本計画の原案
10月15日	木	第5回総合計 画審議会				・前期基本計画の答申案
10月26日	月				第5回総合計 画策定委員会	・前期基本計画における 「主な指標」「市民の参 画」
10月29日	木	第6回総合計 画審議会				・前期基本計画の答申案
11月4日	水	第7回総合計 画審議会				・前期基本計画答申
11月17日	火	第8回総合計 画審議会				・前期基本計画について
11月24日	火				第6回総合計 画策定委員会	・前期基本計画について
12月18日	金			一関市議会12 月定例会で前 期基本計画を 議決		・前期基本計画



6 諮問書

企 第 01010 号
平成 26 年 4 月 21 日

一関市総合計画審議会
会長 畠 中 良 之 様

一関市長 勝 部 修

一関市総合計画の策定について（諮問）

市勢発展の基本方向とまちづくりの基本理念を定め、市民との協働により、ふるさと一関の新時代を拓くため、一関市総合計画の基本構想、基本計画の策定について諮問します。

7 答申書（基本構想）

平成 26 年 12 月 12 日

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会
会 長 島 中 良 之

一関市総合計画基本構想について（答申）

平成 26 年 4 月 21 日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

この答申は、一関市の目指すまちの将来像を多くの市民の意向を踏まえ、幅広い世代の市民の参加、参画により策定したものです。

基本構想の決定にあたってはこの答申が最大限に尊重されることを期待し、今後の社会経済情勢の動向に留意しながら柔軟性を持ってその実現を図られるよう要望します。

8 答申書（前期基本計画）

平成 27 年 11 月 4 日

一関市長 勝 部 修 様

一関市総合計画審議会
会 長 島 中 良 之

一関市総合計画前期基本計画について（答申）

平成 26 年 4 月 21 日付けで当審議会に諮問がありました標記について、慎重に審議した結果、下記意見を付して別添のとおり答申いたします。

記

この答申は、基本構想の実現を目指し、多くの市民の意向を踏まえ、幅広い世代の市民の参加、参画により策定したものです。

前期基本計画の決定にあたっては、この答申が最大限に尊重されることを期待し、今後の社会経済情勢の動向に留意しながら柔軟性を持ってその実現を図られるよう要望します。

また、分野別計画における主な指標については、必要と思われる項目を審議したものであり、市においては、目標数値等の精査を行い設定されるよう要望します。

9 一関市総合計画審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

役 職	氏 名
会 長	畠 中 良 之
副会長	徳 谷 喜久子
委 員	阿 部 新 一
	及 川 修 三
	及 川 忠
	小 山 亜希子
	小 山 麗 子
	木 村 静 恵
	金 野 久 美
	小 岩 邦 弘
	坂 本 紀 夫
	佐 藤 芳 郎
	菅 原 行 奈
	菅 原 五三男
	菅 原 勇
	高 橋 雅 弘
	千 田 博
	千 葉 博
	千 葉 真美子
	槻 山 千 エ
	永 澤 由 利
	永 山 克 男
	沼 倉 恵 子
	原 田 哲
	松 岡 千賀子
三 浦 幹 夫	
水 谷 みさえ	
前委員	阿 部 美代子
	岩 渕 三枝子
	大 澤 弘 毅
	小 野 松 男
	小 森 洋 子
	千 葉 和 行
	千 葉 久 美
	千 葉 敏 恵
	千 葉 政 吉

10 一関市まちづくりスタッフ会議委員名簿

(部会ごと 敬称略)

部 会	区 分	氏 名	備 考	
「地域資源をみがき 生かせる 魅力あるまち」部会	部会長	遊 佐 芳 泰		
	副部会長	高 橋 克 俊		
	部会員		菊 池 紘 一	議長
			千 葉 勝 雄	
			千 葉 登喜代	
			千 葉 大	
			宮 田 稔	
			木 村 剛	商工労働部 商業観光課
			及 川 和 美	商工労働部 労働政策課
	オブザーバー		鵜 浦 尚 文	農林部 農政課
			佐 藤 芳 郎	総合計画審議会
ファシリテーター		原 田 哲	総合計画審議会	
		狩 野 幹 夫	いちのせき市民活動センター	
「みんなが交流して 地域が賑わうまち」 部会	部会長	小 山 裕 貴		
	副部会長	小 巖 清 人		
	部会員		小 島 圭 之	
			高 橋 隆	
			千 葉 美 恵	
			千 葉 もと子	
			新 田 貴江子	副議長
			松 川 一 仁	総務部 総務課
			中 村 慶 一	まちづくり推進部 まちづくり推進課
	オブザーバー		佐 藤 俊 憲	建設部 道路建設課
			金 野 久 美	総合計画審議会
ファシリテーター		沼 倉 恵 子	総合計画審議会	
		千 葉 歩	いちのせき市民活動センター	
「自ら輝きながら 次代の担い手を 応援するまち」 部会	部会長	小 池 学		
	副部会長	大志田 聡		
	部会員		浅 野 裕 美	
			伊 師 みゆき	
			岩 渕 和 子	
			小野寺 宏 一	
			佐々木 香 奈	
			金 誠 喜	まちづくり推進部 いきがいつくり課
			千 葉 寧	保健福祉部 子育て支援課
	オブザーバー		佐 藤 正 彦	教育部 骨寺荘園室
			千 葉 真美子	総合計画審議会
ファシリテーター		水 谷 みさえ	総合計画審議会	
		畠 山 信 禎	いちのせき市民活動センター	

部 会	区 分	氏 名	備 考	
「郷土の恵みを 未来へ引き継ぐ 自然豊かなまち」 部会	部会長	菅 野 健 二		
	副部会長	吉 田 進		
	部会員		佐 藤 敏 郎	
			佐 藤 守	
			佐 藤 充	
			鈴 木 美感子	
			鈴 木 陽 介	
			宮 野 剛 輔	市民環境部 生活環境課
			佐 藤 高 志	建設部 都市整備課
		鈴 木 正 志	上下水道部 下水道課	
	オブザーバー	小 岩 邦 弘	総合計画審議会	
		徳 谷 喜久子	総合計画審議会	
	ファシリテーター	須 藤 達 也	いちのせき市民活動センター	
「みんなが安心して 暮らせる 笑顔あふれるまち」 部会	部会長	鈴 木 隆		
	副部会長	高 橋 飛 鳥		
	部会員		小野寺 京 子	
			河 島 一 男	
			小 岩 英 聰	
			佐々木 悦 子	
			鈴 木 正 文	
			小 岩 武 彦	保健福祉部 福祉課
			千 田 浩 一	保健福祉部 長寿社会課
		鈴 木 博 実	消防本部 防災課	
	オブザーバー	及 川 忠	総合計画審議会	
		畠 中 良 之	総合計画審議会	
	ファシリテーター	佐 藤 大 輔	いちのせき市民活動センター	



11 一関市総合計画審議会条例

平成17年10月31日

条例第219号

(設置)

第1条 市の総合的な計画の策定及び市長が必要と認める地域開発に関する重要事項を調査し、審議するため、市長の諮問機関として一関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 公共的団体の役員及び職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要に応じて知識経験を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

12 一関市まちづくりスタッフ会議設置要綱

平成18年 6月15日

告示第189号

(設置)

第1 市民と共に一関市総合計画基本計画（以下「基本計画」という。）の策定を進めるため、一関市まちづくりスタッフ会議（以下「スタッフ会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 スタッフ会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関する事項について、調査、研究を行うこと。
- (2) その他まちづくりに関し、調査、研究を行うこと。

(組織)

第3 スタッフ会議は、委員50人以内をもって組織する。

2 スタッフ会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第4 スタッフ会議に議長及び副議長1人を置く。

- 2 議長は、委員の互選により選出し、副議長は議長が指名する。
- 3 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 スタッフ会議は、市長が招集する。

2 スタッフ会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(部会)

第6 一関市総合計画基本構想に掲げるまちづくりの目標ごとに、調査、研究を行うため、スタッフ会議に部会を置く。

- 2 各部会は、部会員10人以内をもって組織する。
- 3 各部会に部会長及び副部会長1人を置く。
- 4 部会長は、部会員の互選により選出し、副部会長は、部会長が指名する。ただし、スタッフ会議の議長及び副議長は、部会長、副部会長になることができない。
- 5 部会長は、部会別会議の議長となり、部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を処理する。
- 7 各部会の名称は、別に定める。

(部会別会議)

第7 部会別会議は、部会長が招集する。

2 部会別会議は、部会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8 スタッフ会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9 スタッフ会議の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

13 一関市総合計画策定委員会設置要綱

平成17年12月28日

告示第125号

(設置)

第1 市の総合計画（以下「計画」という。）の策定事務を能率的かつ円滑に推進するため、市に総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画に関する事項を調査又は審査すること。
- (2) その他計画の策定について必要と認める事項について市長に上申すること。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は市長公室の事務を担当する副市長を、副委員長は他の副市長及び教育長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者を市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市長部局の職員のうちから市長が指定する者
- (2) 教育部長
- (3) 消防本部消防長

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6 委員会は、委員長が必要のつど招集する。

2 委員会は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

(事務局)

第7 委員会の事務を処理するため、市長公室政策企画課に事務局を置く。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2016 一関市総合計画 前期基本計画 2020

発行：一関市

編集：市長公室 政策企画課

平成28年3月

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111

<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/>

印刷：川嶋印刷株式会社

2016 一関市総合計画 前期基本計画 2020

